国立大学協会五十年史

国立大学協会

エンブレムについて

本書の扉を飾る国立大学協会のエンブレムは、東京芸術大学の飯野一朗氏の作品で、国立大学が日本の伝統文化、教育、研究の理念を広く世界に発信するという趣旨を扇形に表現したものである。

エンブレムの制作は、平成10年５月の常務理事会における阿部謹也前会長の「近年の国際交流の進展に伴って当協会を訪れる外国からの賓客も次第に増えつつあるので、それらの来訪者に贈る記念品を準備しよう」という提案によって決まった。

その後発足した国立大学協会50周年記念行事準備委員会は、エンブレムの作成もまた記念行事の一つとしてその検討を行い、同時に記念祝賀会の参加者に贈る記念品にもこのエンブレムを利用することを決めて、銘と色を変えた２種類のエンブレムを作成することにした。すなわち、「国立大学協会」の銘を入れた銀色のものと、「国立大学協会創立50周年記念」の銘を刻した金色のものである。

巻頭言

国立大学協会会長
蓮實　重彦

あらためて振り返るまでもなく、国立大学協会の創立から今日にいたる50年の歳月は、わが国の歴史にとって矛盾にみちた半世紀でありました。その矛盾は、来るべき世紀に足を踏み入れようとしているいま、さらに解消しがたいものとなっております。それが、現在の日本の「過渡的」な停滞を生み出しているのは間違いありません。その停滞から抜けだすための方法を誤らずにおくこと、それが国立大学協会に課された当面の課題であります。

無数に存在している矛盾の中でいままさに日本を惑わせている最大のものは、「国民＝国家（ネイション・ステイツ）」としての成功に向けて傾けられた過去50年の努力のほとんどが、結果的には「国民＝国家」の基盤そのものを揺るがせることに貢献してしまったという歴史的な現実にほかなりません。実際、今日のグローバルな多国籍資本主義の時代にあって、「経済大国」とは語義矛盾いがいの何ものでもありません。それは、グローバリゼーションの端緒といってよい植民地主義時代の「軍事大国」が、語義矛盾そのものであったことと同じであります。金融の地球規模での展開は、帝国主義的な海外領土の併合がそうであったように、一定の国境線の内部における言語や文化や歴史の共有が形成する「国民＝国家」の統一性を、肝心な部分で揺るがせてしまうからです。にもかかわらず、わが国は、明治と昭和の二度にわたって、この二つの語義矛盾を矛盾とみなす余裕もないまま、それが統一性の維持に有効であるかのように、「軍事大国」と「経済大国」の実現をめざしてひたすら疾走してきました。国立大学もまた、意識的か否かにかかわらず、率先してその疾走に加担してきたといわざるをえません。とりわけ高度成長期においては、国家からの充分な財政支援も期待せぬまま、ひたすらな科学的善意から、それが「国民＝国家」の基盤を揺るがせることになるとも自覚せぬまま、疾走してきたのであります。その結果、日本の国立大学は、「国民＝国家」の外部で受ける国際的な評価の高さと、その内部での評価の低さとの齟齬に戸惑うこと

になったのです。

全国で99存在している日本の国立大学は、「国民＝国家」自身による「国民＝国家」の相対化が誰の目にも明らかになろうとしているいま、ごく最近までの自分たちの健気な疾走ぶりを、郷愁をこめて懐かしんでばかりはいられません。「国民＝国家」の基盤そのものが揺らぎ始めているとき、「国民＝国家」の機関として設置された国立大学を国立大学たらしめている基盤もまた揺らぐのは当然のことだからです。勿論、それは、国立、公立、私立にかかわりなく、日本のあらゆる高等教育の機関についていえることですし、「先進国」と呼ばれる世界のどの国でも、事情はほぼ同じです。大学という高等教育・研究の機関と「国民＝国家」とのかつては必須と思われた関係が、いたるところで希薄化し、曖昧化してゆくしかないからであります。それは、昨今の国家的な財政危機とも、18歳人口の減少とも本質的には無縁な、20世紀の歴史的な現実なのです。その意味で、日本の国立大学が直面する矛盾は、日本そのものが直面している矛盾とほぼ同質のものだといわねばなりません。

いま、日本が変わらねばならないように、大学もまた変わらねばなりません。とりわけ大学は、その変化を先導しなければならないはずです。しかし、それは防御的な義務としてではなく、大学の知性にふさわしい積極的な権利として実現されねばならないでしょう。ところで、これまで「国民＝国家」の行政機構の一部だった国立大学が、「独立行政法人通則法」の適用という「国民＝国家」的なプロジェクトに直面している現状は、20世紀の歴史的な矛盾そのものにほかなりません。その「改革」で有意義な変化を実現しうる可能性は、歴史的にみてきわめて低い。かりに国立大学が法人格を持つとするなら、その制度的な「改革」を、制度の限界を超えてより大きな変化を実現するためのほんの小さな契機でしかないと受けとめる余裕と柔軟さが、いま、国立大学協会に求められています。わたくしは、その余裕と柔軟さとが、99の国立大学のすべてに恵まれていると確信しております。

義務ではなく、権利の実現に向けての可能性を検討する特別委員会が発足したいま、国立大学協会は、その新たな歴史に足を踏み入れようとしております。その新たな歴史が、過去50年の歴史を貴重な教訓とする姿勢の上に築かれるだろうことは、いうまでもありません。この書物の刊行を始め、創立50周年を記念するいくつもの行事が、国立大学協会の過去と未来との喜ばしい交錯を祝福し、来るべき世紀に向けての真の変化の実現に貢献することを、心から祈っております。

平成12年９月

目　次

巻　頭　言　　国立大学協会会長　蓮實　重彦

Ⅰ　五十年のあゆみ

前　史……2

第１章　新制国立大学の成立と国大協……12
〈第１期　昭和25（1950）年～昭和34（1959）年〉
概　況……12
第１節　国大協の創立……17
1　創立総会の開催……17
2　創立時の組織体制……18
第２節　大学財政の確立へ……19
1　新制大学設置条件の充足……19
2　大学財政の改善に向けて……20
3　施設整備の課題……21
第３節　大学制度の改革……22
1　新制大学制度の改善……22
2　大学管理法案への対応……24
3　行政整理への対処……25
4　科学技術振興策の推進……26
第４節　学生の厚生補導充実へ向けて……27
1　学生の健康保険問題……27
2　学生運動への対処……28

第２章　大学の管理運営と大学紛争……30
〈第２期　昭和35（1960）年～昭和44（1969）年〉
概　況……30
第１節　大学制度の改善と大学の管理運営問題……33

1　入試制度の改善 ……33
2　教養部の制度化と一般教育 ……34
3　大学院の拡充 ……35
4　大学の管理運営問題 ……36
第2節　国大協の組織の見直し ……41
1　会則の全面改正 ……41
2　国大協のあり方 ……42
3　創立十五周年行事と会館建設 ……43
第3節　特別会計制度の導入と大学財政 ……43
1　国立学校特別会計制度の導入 ……43
2　施設設備の改善・科学技術行政 ……45
第4節　国際交流の推進 ……47

第3章　中教審46答申と大学入試 ……48
〈第3期　昭和45（1970）年～昭和54（1979）年〉
概　況 ……48
第1節　46答申と大学改革 ……51
1　中教審答申と大学の自主的改革 ……51
2　一般教養の改善 ……53
3　大学格差問題 ……54
4　図書館の改革 ……54
5　大学院の拡充整備と附置研究所 ……55
6　教員養成・医学教育の改善 ……56
第2節　大学入試の改善 ……57
1　Ⅰ・Ⅱ期校制の廃止 ……57
2　共通1次試験の導入 ……58
第3節　国大協会員校の増加と組織整備 ……59
第4節　教職員の定員削減と待遇問題 ……61
1　定員削減問題 ……61
2　教職員の待遇改善 ……61
3　教職員の厚生 ……62
第5節　大学財政の現状と課題 ……63
第6節　国際交流の進展 ……64

第７節　学生の厚生補導 ……65
1　学生運動の沈静と就職問題の深刻化 ……65
2　学 寮 問 題 ……66
3　授業料の値上げ問題 ……67

第４章　国際化と大学審議会 ……69
〈第４期　昭和55（1980）年～平成元（1989）年〉
概　況 ……69
第１節　大学制度の改善・充実 ……71
1　教養課程の改善と大学のあり方 ……71
2　大学院博士課程の整備 ……73
3　医学教育・教員養成の改善・充実 ……76
第２節　共通１次試験から新テストへ ……77
1　共通１次試験の実施とその改善 ……77
2　受験機会の複数化と推薦入学 ……79
3　新テストへの移行 ……80
第３節　創立三十周年を迎えて ……81
1　創立三十周年記念行事 ……81
2　組織体制の整備 ……81
第４節　国際化時代への対応 ……83
1　学長の国際交流 ……83
2　留学生問題 ……83
第５節　学生の育英奨学・厚生補導 ……84
1　学寮の改善・充実 ……84
2　課外活動施設の整備 ……84
第６節　大学財政と教職員の待遇問題 ……84
1　教職員の待遇改善問題 ……84
2　大学財政の窮状 ……85
3　授業料に関する見解 ……86

第５章　大学改革と国大協 ……88
〈第５期　平成２（1990）年～平成11（1999）年〉

概　況 ……88
第1節　大学改革の波……93
1　学部教育の改革 ……93
2　国立大学のあり方と独立行政法人化問題 ……95
3　大学評価機関への対応 ……98
4　学位制度の見直しと大学院の整備……100
5　大学入試制度の改善と情報開示……101
6　医学教育・教員養成の改革・整備……103
7　男女共同参画の推進……106
第2節　国大協の組織再編と広報活動……107
1　大学改革への対応……107
2　広報活動の強化……108
3　創立五十周年記念事業……108
第3節　国際交流の新段階 ……109
1　大学間交流・学長交流の進展……109
2　UMAPの発足と活動 ……109
3　学生の短期留学の推進……110
4　留学生受入れの環境整備……111
第4節　教職員問題 ……111
1　技術職員の待遇改善問題……111
2　教職員の定員削減問題……112
第5節　国立大学の財政基盤の現状と課題 ……113

Ⅱ　特別寄稿

入学者選抜制度の変遷について …… 熊谷　信昭 ……118
教養部改組について …… 坪井　昭三 ……125
国際交流の展開と課題 …… 中嶋　嶺雄 ……131
教室系技術職員の待遇改善問題について …… 梶井　　功 ……142
教員養成の問題について …… 岡本　靖正 ……150
国立大学の独立行政法人化問題について …… 阿部　博之 ……158

Ⅲ 座 談 会 ……165

Ⅳ 年　　表 ……205

Ⅴ 資　　料 ……287

(1) 国立大学協会会則 ……288
(2) 国立大学協会の組織図 ……296
(3) 国立大学協会会員名簿 ……297
(4) 歴代会長・副会長名簿 ……298
(5) 歴代常置委員会・特別委員会委員長名簿 ……299
(6) 歴代事務職員名簿 ……307
(7) 意見・要望書等件名一覧 ……309
(8) 調査報告書件名一覧 ……325
(9) 国立大学協会歳入・歳出予算の変遷 ……332

編集後記 ……

国立大学協会50周年記念行事準備委員会

委員長　佐藤　保

凡　例

1．本書は、国立大学協会（以下、国大協）が創立された昭和25（1950）年７月から平成12（2000）年６月の第106回総会までの国大協及び国立大学の動きを、「五十年のあゆみ」「特別寄稿」「座談会」「年表」「資料」の５部構成でまとめたものである。ただし、最近の国立大学の法人化問題に関する対応等を収録するために、若干、第106回総会以後の記述を含めた。

2．「五十年のあゆみ」は、国大協50年の動きを、10年ごとに区分して第１期～第５期に分けて記述する。ほかに、戦前期から戦後の国大協創設に至るまでの期間を「前史」として付加した。

　なお、各期の冒頭に「概況」を付し、国大協の活動を理解するために必要な高等教育政策の動きを記した。

3．「特別寄稿」は、国大協の「あゆみ」の最近20年間を補足する意味で、この間に国大協が関与した問題の中から６つのトピックスを取り上げて、それらの問題の対応に当たった常置委員会及び特別委員会の委員長に執筆を依頼した。

4．「座談会」は、同じく「あゆみ」の補足として、最近の20年間の国大協会長のうちの５氏による座談会及び対談の記録である。

5．「年表」は、「五十年のあゆみ」と対応して、国大協の動きを中心に活動の概略を記載するとともに、我が国の高等教育・学術に関する事項並びに社会的事項を併記した。

6．「資料」は、国大協独自の資料に限定して収録した。ただし、(7)「意見・要望書等件名一覧」には、編集の都合上、長文のタイトルは適宜省略して記載したものがある。

7．本文中の人名は原則として敬称は省略し、肩書は当時の肩書を記した。また、法人名も当時の名称を用いた。

8．年号は原則として元号を用い、必要に応じて西暦年を（　）内に記した。

9．記述に当たっては、現代仮名遣い、常用漢字を原則としたが、専門用語・人名等は必要に応じて旧漢字も使用した。

Ⅰ　五十年のあゆみ

前　　史

はじめに

昭和25（1950）年７月、国立大学協会（以下、国大協と略称）が産声を上げた。戦後史をあらためてめくるまでもなく、前年10月に中華人民共和国が成立し、朝鮮戦争が協会創立の前月に勃発した。そしてまた、非軍事化・民主化を軸に進められてきた占領政策も一つの転換期を迎えていた。国大協はこのような中で誕生した。協会に冠せられた「国立大学」という中身は、協会成立の前年、昭和24年５月の国立学校設置法により、はじめて規定された。昭和22年３月の教育基本法、学校教育法を基礎にして、この年国立学校設置法と私立学校法（12月）が制定された。国大協の成立は、戦後の教育基本法制の制定作業が一段落を迎えた時期にもあたっていた。

ここでは国大協の前史を、これまで前身として考えられてきた戦前期の帝国大学総長会議（のちの国立総合大学長会議）に遡るとともに、国大協成立の背景としての戦後大学改革にも少し言及して、描くことにする。

戦前期の帝国大学総長会議

最初の帝国大学総長会議（以下、総長会議）がいつ、どこで開催されたのかは、現在のところつまびらかにできない。ただ大正10（1921）年に総長会議が大正11年度より施行すべき大学入学に関する協議、各大学間における交換教授、各大学学生の巡学に関する件を審議したという記録が散見できるにすぎない。総力戦体制の進行にしたがい、昭和13年以降総長会議は頻繁に懇談、審議を重ねていく。いま、太平洋戦争が勃発した昭和16年から敗戦までの審議、協議事項を摘記しておこう。

昭和16年３月

・軍事教練に関する件／在外研究員の件／講座の充実／大学入学志願者の東京帝大への集中に関する件

昭和16年６月

・教授に関する問題／大学組織に関する問題／学生修練組織に関する件

昭和17年７月

・訓育強化に関する件／日本諸学振興に関する件／入学試験の件／兵役に関する件／大学機構に関する件／学術研究の連絡振興に関する件／予算に関する件／学校教練及体

育振興に関する件／学生の思想動向に関する件

昭和18年４月

・大学の刷新振興に関する件／大学院に関する件／高等学校と大学との連絡に関する件／教育関係における思想運動に関する件／体育に関する件

昭和18年８月

・科学研究動員に関する件／思想関係の取締に関する件／昭和二十年以降の重複授業に関する件

昭和19年９月

・科学技術研究の戦力に関する件／学徒勤労動員に関する件

昭和20年３月

・戦争遂行上緊急なる研究促進に関する件／学徒勤労動員に関する件／大学・高等学校の連絡に関する件

（東京大学所蔵『文部省往復』、同「内田祥三文書」、『帝国大学新聞』などから作成）

以上掲げた会議の名称は、統一されていない。会議、懇談会、あるいは事務打合会とも呼ばれた。対象も７帝大であったり、旧植民地の二つの帝大を加えた９帝大会議でもあった。また、審議も当初は特に議題を設けず自由討議の形式を採用しており、議事録は作成されなかった。このように見てくると、総長会議は当初、文部省及び帝大相互の意志疎通の場としての機能が強かったと思われる。しかし、戦時体制の深刻化にともない、総長会議も実質的に大学政策、科学政策遂行の円滑化をはかるための調整機関に変化していった。もちろん、個々の政策に対して疑義を提出することはあったと推測されるが、期待された役割には大きな変化が生じていた。その端的な例として昭和16年６月の総長会議を挙げておく。会議は６月12、13日の両日にわたり開催されたが、開会に先立ち12日に天皇主催の午餐会が行われた。総長会議の権威性と重要性が、広く認識させられたといえるだろう。

ところで、総長会議のみが戦前期の大学関係の会議ではなかった。戦前期の大学に関する基本法令である大学令により、大学は帝国大学（国立の総合大学）、官立大学（国立の単科大学）、公立大学、私立大学と４つに区分されていた。会議は設立主体別に開催されたり、帝大を除く官公私立大学の合同会議も開かれていた。あるいは学生主事会議といった職掌別のそれもあった。しかし、それらの会議はすべて官製会議であり、設立主体別、あるいは横断的に主体的、自主的に組織された会議ではなかった。臨時的な組織はあった。たとえば、大正期の大学昇格をめぐり政府、文部省に対して補助金の下付を求めるための私立大学の同盟などである。しかし、全体として見れば、敗戦まで日

本には、継続的、自主的な大学団体、会議、協会は存在しなかった。

戦後の大学改革と国立学校設置法の制定

敗戦にともない戦時体制の払拭、戦時研究の廃止などが、早速取られた措置であった。昭和20年８月15日、東京大学では学部長会議が開かれ、「時局急転ニ付協議」を行っていた。当時の総長内田祥三は「学生ニ対スル授業ハ暫ラク平常通リトシテ様子ヲミルコト」、「学生中去就ニ迷フモノ相当アルベキニ付、ナルベク個人的ニ或ハ教室トシテ或ハ学部トシテ冷静沈着ニ勉学ニ勤ベキコトヲ申聞カセ不都合ナキ様注意スルコト」、「現在従事シ居ル戦時研究ハ大詔ノ御主旨ニ鑑ミ此ノ際中止スルコト、但シ基礎的研究トシテ直接戦争ニ関係ナキモノハ此ノ限リニアラザルコト」と記していた（『東京大学百年史』、通史２）。以下、ここでは、帝大の改革問題と戦後の大学法制度の改正から国立学校設置法の制定までを取り上げることにする。

占領初期の大学改革の大きな課題の一つは、帝国大学の処遇にあった。GHQ/SCAP（連合国軍総司令部総司令官）にとって、帝国大学は軍とともに日本を戦争に押しやった官僚を圧倒的に輩出した機関と映っていた。このような位置付けは、なにも占領軍に限ったことではなかった。昭和21年３月頃に私立大学協会名にてGHQ/SCAPに提出された「日本における新国民文化建設のための私立大学の使命」という文書は、帝国大学を以下のように裁断していた（以下、寺崎昌男「占領初期における私学問題」『早稲田大学史記要』（第32号）による）。「東京帝国大学は、一方において日本の文化の進展に決定的役割を果たすとともに、他方、日本の官僚制の起源もなした。この官界を形成した帝国大学卒業生たちは、市民から隔絶していただけでなく、遂には軍国主義者たちを結合し、全国民を奈落へと突き落とす役割を果たしたのである。これまでの官学は、官僚支配の温床にほかならず、その官僚支配は、政府がかつての徳川将軍と同様の地位を占めることを可能ならしめた」云々と。

さらに、戦後教育改革の実質的な方針を明確にした第１次アメリカ教育使節団の報告書（昭和21年４月）にも次のように記された。「日本の大学制度は、如何なる国の高等教育計画においても普通見られるような諸要素を基礎にしなくてはならぬ。そして才能ある青年を常に豊富に供給することが、その計画の中の一つであることは論をまたない。高等の学問へと進む権利のあることが、国民大衆にもまた高等教育を支配する行政機関にも、はっきりと認識されなくてはならぬ。何となれば少数者の特権と特殊な利益が、多数者のために開放されて、その限界が決め直されるのであるから。こうした認識によってのみ、今日帝国大学卒業生に付与されている優先的待遇も、ここに修正されうるの

である。」このような戦後初期の帝国大学に対する厳しい告発、批判は、しかし時間の経過とともに弱まり、占領軍も大きく取り上げることもなくなる。

戦前の大学法制には、総合的基本法令としての大学令と、官立総合大学の通則として帝国大学令とがあった。官立大学は大学令の適用を受けており、帝国大学、官立大学にはそれぞれ官制が設けられていた。昭和21年４月にそれまで各大学別に規定されていた帝国大学官制が一本化されて、帝国大学官制が制定された。同時に官立大学官制、公立学校官制も定められた。公立学校官制中に、大学総長は数個の学部を有する大学に置かれ、大学長は一個の学部を有する大学に置くと、はじめてその呼称の区別が法規上明記された。昭和22年３月学校教育法の制定に伴い大学令は廃止されたが、帝国大学令、同官制などはそのまま存置されていた。「帝国」の呼称廃止は約半年後の昭和22年９月に行われた。すなわち「臨時教員養成所官制等の一部を改正する政令」により、帝国大学は国立総合大学、帝国大学官制は国立総合大学官制と改称された。東京帝国大学は東京大学、京都帝国大学は京都大学、東北帝国大学は東北大学、そのほかも九州大学、北海道大学、大阪大学、名古屋大学と改称した。

翌23年６月、国立新制大学実施要項（１府県１大学の設置、教養学部設置等を内容とする国立大学設置の11原則）が確定した。大学設置委員会による新制大学の審査が開始され、同年12月には国立新制大学を昭和24年度から開校することの閣議決定を見た。翌24年１月には教育公務員特例法が公布され、３月には大学設置委員会を改称した大学設置審議会が、国立大学69校の設置決定を文部省に答申した。そして５月に国立学校設置法が制定され、国立大学設置の11原則に基づき、旧制高等教育機関の統廃合が進み、表１のような国立新制大学が誕生した。

表１　新制国立大学一覧

地区	大学名	昇格・統合・再編機関
北海道	北海道大学	北海道大学、予科、付属医学専門、農林専門、函館水産専門
	北海道学芸大学	第一・第二・第三師範、青年師範
	室蘭工業大学	北大付属土木専門、工業専門
	小樽商科大学	経済専門
	帯広畜産大学	農業専門
東北	弘前大学	医科大学、医学専門、弘前高等、師範、青年師範
	岩手大学	農林専門、工業専門、師範、青年師範
	東北大学	東北大学、付属医学専門、第二高等、工業専門、師範、青年師範、県立女子専門
	秋田大学	鉱山専門、師範、青年師範
	山形大学	山形高等、工業専門、師範、青年師範、県立農林専門

東北	福島大学	経済専門、師範、青年師範
関東	茨城大学	県立農科大学、水戸高等、工業専門、師範、青年師範
	宇都宮大学	農林専門、師範、青年師範
	群馬大学	医科大学、医学専門、工業専門、師範、青年師範
	埼玉大学	浦和高等、師範、青年師範
	千葉大学	医科大学、付属医学専門、薬学専門、農業専門、工業専門、師範、青年師範、東京医科歯科大学予科
	東京大学	東京大学、付属医学専門、第一高等、東京高等
	東京医科歯科大学	東京医科歯科大学、医学歯学専門
	東京外国語大学	東京外事専門
	東京学芸大学	第一・第二・第三師範、青年師範
	東京農工大学	農林専門、繊維専門
	東京芸術大学	美術、音楽
	東京教育大学	東京文理科大学、高等師範、農業教育専門、体育専門、国立盲教育・聾教育
	東京工業大学	東京工業大学、付属予備部、付属高等工業教員養成
	お茶の水女子大学	東京女子高等師範
	電気通信大学	中央無線電信講習所
	一橋大学	東京商科大学、予科、付属商業専門部、付属商業教員養成
	東京水産大学	第一水産講習所
	横浜国立大学	経済・工業専門、神奈川師範、青年師範
	新潟大学	医科大学、付属医学専門、新潟高等、工業専門、第一・第二師範、青年師範、県立農林専門
	山梨大学	工業専門、師範、青年師範
	信州大学	医科大学、医学専門、松本高等、上田繊維専門、工業専門、師範、青年師範、県立農林専門
中部	富山大学	富山高等、薬学専門、工業専門、師範、青年師範
	金沢大学	医科大学、付属医学専門、付属薬学専門、第四高等、工業専門、金沢高等師範、師範、青年師範
	福井大学	工業専門、師範、青年師範
	岐阜大学	農林専門、師範、青年師範、県立大学工学部
	商船大学	高等商船、海務
	静岡大学	静岡高等、工業専門、第一・第二師範、青年師範
	名古屋大学	名古屋大学、付属医学専門、第八高等、経済専門、高等師範
	愛知学芸大学	第一・第二師範、青年師範
	名古屋工業大学	工業専門、県立工業専門
	三重大学	農林専門、師範、青年師範
近畿	滋賀大学	経済専門、師範、青年師範
	京都大学	京都大学、付属医学専門、第三高等
	京都学芸大学	師範、青年師範
	京都工芸繊維大学	繊維専門、工業専門
	大阪大学	大阪大学、付属医学、薬学専門、大阪高等、浪速高等
	大阪外国語大学	大阪外事専門
	大阪学芸大学	第一・第二師範

近畿	神戸大学	神戸経済大学、予科、付属経営学専門、姫路高等、工業専門、師範、青年師範
	奈良学芸大学	師範、青年師範
	奈良女子大学	女子高等師範
	和歌山大学	経済専門、師範、青年師範
中国・四国	鳥取大学	米子医科大学、医学専門、農林専門、師範、青年師範
	島根大学	松江高等、師範、青年師範
	岡山大学	岡山医科大学、付属医学専門、第六高等、農業専門、師範、青年師範
	広島大学	広島文理科大学、広島高等、工業専門、高等師範、女子高等師範、師範、青年師範
	山口大学	山口高等、経済専門、工業専門、師範、青年師範、県立山口獣医畜産専門
	徳島大学	医科大学、医学専門、徳島高等、工業専門、師範、青年師範
	香川大学	経済専門、師範、青年師範
	愛媛大学	松山高等、工業専門、師範、青年師範
	高知大学	高知高等、師範、青年師範
九州	福岡学芸大学	第一・第二師範、青年師範
	九州大学	九州大学、付属医学専門、福岡高等、工業専門
	九州工業大学	明治工業専門
	佐賀大学	佐賀高等、師範、青年師範
	長崎大学	医科大学、付属薬学専門、長崎高等、経済専門、師範、青年師範
	熊本大学	医科大学、付属医学専門、第五高等、薬学専門、工業専門、師範、青年師範
	大分大学	経済専門、師範、青年師範
	宮崎大学	農林専門、工業専門、師範、青年師範
	鹿児島大学	第七高等、農林専門、水産専門、師範、青年師範

注）海後宗臣・寺崎昌男『大学教育』、国大協『会報』第１号、より作成。国立学校設置法制定時の大学数は東京医科歯科大学、商船大学を除く69校。

国立総合大学長会議

敗戦後、帝国大学総長会議は継続して開催されていた。国立大学協会成立までの会議を摘記しておこう。

〔帝国大学の時期〕

昭和21年２月

(1)大学教育刷新／(2)学校行政整理／(3)講座研究所等整備／(4)教員適格審査／(5)大学と高校等連絡に関する件

昭和21年12月

・大学教育刷新／入学試験／予算及経理／学生の厚生補導／科学局関係事項／その他

昭和22年５月

・大学の名称／大学の組織変更／大学院の問題／23年度の予算

〔国立総合大学の時期〕

昭和22年12月

・新制大学実施準備／大学運営／23年度大学予算／昭和23年度入学者選抜要項／大学附置研究所強化／結核の予防措置／大学における体育実施

〔新制大学発足以後〕

昭和24年７月　国立大学学長会議

・新制大学の運営／白線浪人問題／大学法／学生運動―新制大学発足後、最初の学長会議

昭和25年５月　国立大学学長会議

・新制大学の機構上の諸問題について／国立大学予算について／白線浪人の対策について／昭和26年度の入学試験について／大学関係法令の改正について／科学研究費について／内地研究及び外国留学について／教員の現職教育について／その他

以上は『文部省往復』と『帝国大学新聞』から収集できた会議である。しかし、これ以外にも以下のような会議の開催が確認されている（会議名称は出典のまま）。

・緊急国立総合大学総長会議／昭和22年４月、南原繁東大総長主催による、会議が開かれ、大学基準協会の『大学理事会方式案』を検討する。（『名古屋大学50年史』）

・国立総合大学総長会議／昭和23年10月14日、文部省が「大学法試案要綱」（アメリカの州立および私立大学をモデルとした学外者参加の理事会方式）を提出する。（同前書、『京都大学百年史』）

・総長会議／昭和23年10月28日（内容記載なし、『有光次郎日記』）

・国立大学総長会議／昭和23年11月、総長会議、文部省の「大学法試案要綱」へ対案を明らかにする（『京大百年史』）

・国立大学長会議／昭和24年11月、大学管理法に対する国立大学長会の見解を公にする（『京大百年史』）

このような事実からみれば、帝国大学総長会議の後身である国立総合大学長会議は、新制国立大学の発足後に廃止されたとみるべきであろう。しかし、同会議が保持した機能は、新制国立大学長会議として継続されていったと見るべきであろう。当時の文部次官有光次郎の日記には、国立総合大学長会議だけではなく、官立大学長会議の開催もある。国立総合大学総長会議の廃止とともに、官立大学長会議も廃止され、新制国立大学長会議に集約されたのであろう。

では、国大協はなぜ国立大学長会議と別個に設立されたのか。いまだ確たる資料はない。しかし推測は可能である。その前に、国大協以外の大学連合組織と国大協初代会長に就任した南原繁について、簡単に触れておこう。

大学連合組織と南原繁

戦後もっとも早い大学連合組織は、日本私立大学協会である。協会発足の発端は、昭和21年12月の「全国私立大学総長学長会議」において、全国の私立大学がその振興をはかることを目的に大同団結して創立した「全国私立大学連合会」にある。同連合会は昭和23年３月に「日本私立大学協会」の創立を決めた（会長；潮田江次慶應義塾大学長）。創立の趣旨には、戦前の高等教育政策を厳しく批判し、私学の存在意義が高らかに宣言されていた。すなわち、「わが国における明治以来の文教政策は、国民の上に君臨した官僚政府によって独善的に立案遂行され、多くの国立大学が官僚政府によって設立運営され、学術研究と教育の面における権力的介入が常態として続いてきた。その結果、国民の健全な批判的精神は阻害され、真の良心は盲目にされ、遂に国民を無謀な戦争に連れ込み、今日の困苦に陥れるに至った。過去80年に亘るわが国の教育学術研究の歴史を顧みる時、今後におけるわが国文教の在り方は私学中心に定められなければならないことは明らかである」と。日本私立大学協会は加盟校43校から出発する。同年５月には逸早く新制大学に昇格していた女子大学５校が加わる。この５月、協会は全私立大学に加入を求めることを決定した。この結果、翌年には新たに発足した新制私立大学60校を加え、加盟校116大学に増加した。これにより旧制専門学校を母胎とする大学が量的多数を占めることになった。だが、昭和26年７月、一部の大学が退会して別に日本私立大学連盟が結成され、さらに私立大学懇話会も作られた。その結果、私立大学は３つの連合体が併存する状態が続いた。

ついで組織されたのが、公立大学協会であった。公立大学協会史によれば、同協会結成のきっかけはCIE（民間情報教育局）の高等教育担当官から公立大学の説明を求められたことにあった、という（『地域とともにあゆむ公立大学—公立大学協会50年史』）。このとき東京都立大学総長は、大学管理法案問題などの情勢を考慮すると、公立大学相互の連絡機関の設置が必要と考え、協会設立のための準備を開始した。昭和24年10月に施行された同会会則には、「公立大学相互の協力によって、公立大学の使命達成に寄与すること」を目的とすると謳われていた。なお、付帯事項として政治的色彩を除去し、できるだけ圧力団体に陥ることのないよう十分配慮して運営すること、そして、相互親睦の配慮を加味して運営するなどの申し合わせが行われた。

この流れからいえば、最後に結成の待たれたのは、国立大学の連合組織であったことに違いない。

南原繁は昭和20年12月14日に第14代東京帝国大学総長に就任し、以後６年間その職に尽瘁し、東京大学のみならず、戦後改革、なかんずく教育改革に大きな役割を果たし、

またオピニオンリーダーとして強い影響力を持った。南原の東京大学における活動は『東京大学百年史』（通史２、３）が詳述しているが、次の２つの人事だけはあらためて指摘しておこう。戦後教育改革は、実質的に、第１次アメリカ教育使節団の来日、調査、報告書の提出（昭和21年４月）から開始された。南原は、あらかじめ設置されていたこの「使節団ニ協力スベキ日本ノ教育家ノ委員会」（昭和21年２月）の委員長に就任していた。さらに、教育基本法、学校教育法など戦後の教育法制の立案にあたり、内閣に置かれた戦後はじめての教育政策諮問機関である教育刷新委員会（昭和21年９月、のち教育刷新審議会）の第２代目委員長にも就任した（初代委員長は安倍能成、南原は昭和22年11月から昭和27年６月の廃止まで）。

彼は昭和24年12月から翌年１月まで、被占領国に関する全米教育会議に出席のため、アメリカに出張している。帰国後の３月に停年により東京大学教授を退職した。このような南原とかかわりの深い組織に、全国大学教授連合と国立大学協会があった。全国大学教授連合は『東京大学百年史』などに譲り、国大協成立前後の事情について、彼を中心に見てみよう。

先に掲げた国立大学学長会議を見ると、戦後の大学再編成にかかわる諸課題を審議する一方、他方において大きな問題として大学管理法問題があったことが分かる。国立大学長会議は文部省の示した大学法試案要綱に対して明確に反対を表明していた。南原はその中心にいた。彼はまた、吉田茂首相との間で、いわゆる「曲学阿世」論争を惹起していた。吉田の「南原東大総長がアメリカで全面講和を叫んだが、これは国際問題を知らぬ曲学阿世の徒で、学者の空論に過ぎない」という発言が昭和25年５月４日付けの新聞に報道されてからである。アメリカでの発言とは、先に記した前年12月の渡米の折の演説である。吉田との「不仲」は公然化していた。吉田が「天皇制反対or天皇退位説をいう東大総長南原氏に極度の反感を示す。大学制度については同調なり」と有光も記していた（前掲『有光次郎日記』）。

国大協の成立

もし南原が国大協の成立に決定的な役割を果たしたとすれば、国立大学長会議とは別個に協会を設立した理由は、１）彼への「悪評」を国立大学長会議に結びつけさせないため、２）大学管理法案などをめぐる文部省との確執、齟齬を最小限に止めるため、３）かつ文部省から相対的に独立して、教官の「時論」を展開することを保障するため、であったのではないだろうか。この意味においては、ほかの大学連合組織とはその成立の背景を大いに異にしていた。

国大協成立時の東京大学事務局長、初代の国大協事務局長を勤めた進藤小一郎は『国大協会報』（第30号、『国大協三十年史』に再引用）に創設当時の思い出を「雑感」と題して草している。成立を語った数少ない史料なので、ここにすこし引用してみよう。

「勿論協会の結成は南原先生が東京大学総長としての５年のご経験、また教育刷新審議会の会長〔ママ〕としての長いご経験に基づいての発意であったことに間違いはない。〔中略〕南原先生は、これより先にアメリカに渡りかの地の教育を実地に視察せられた。お帰りになって学内外の方々ともご相談なされたように見受けられたのであるが、私共事務局の者に、アメリカには大学のために協会があり、大学教授のために教授連合がある。我が国における大学の現状を鑑みるとき、大学教育の改善振興に資するためには国立大学協会と全国教授連合が必要である。政府にばかり依存せず自らの力により相互の協力によって自立して行かねばならぬ。その上政府を鞭撻して行かなくてはならない、と話されたことがあった。かくてまもなく全国教授連合と国立大学協会が発足したのである。」

ここには、全国大学教授連合と国大協の発足を同時期に捉えていることなど、若干の瑕疵が見られる。しかし、注目される点は「政府にばかり依存せず自らの力により相互の協力によって自立して行かねばならぬ。その上政府を鞭撻して行かなくてはならない」という指摘である。政府からの独立と国立大学の相互協力と自立、そして政府への鞭撻、これらが南原の国大協に寄せた期待といっていいだろう。

国大協発足の当日午後、国立大学長会議が「国立大学長会議小委員会の報告、白線浪人対策について、その他」を議題として、同じ場所で開かれることになっていた。その文部省からの通知文のなお書きに「午前中には国立大学協議〔ママ〕会の発会式がある予定になつております」とあった。７月29日の『東京大学新聞』は協会発足をつぎのように伝えていた。「同協会の目的は、文部省の招集する国立大学学長会議の外に、さらに自主的強力な大学相互間の連絡協議の場所とすることにあり、今後学長会議と併行して大学教育の振興、大学自治の立場にたつ学内問題の自主的解決に当ってゆくものとみられる。」

第１章　新制国立大学の成立と国大協

〈第１期　昭和25（1950）年～昭和34（1959）年〉

概　　況

新制大学の発足

昭和22年３月学校教育法が制定された。大学の目的は「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」（第52条）と規定され、大学には数個の学部を置くことを常例とし（第53条）、夜間学部の設置も認めた（第54条）。大学の重要事項を審議する教授会が必置原則とされ（第59条）、その構成員に教授以外に、助教授その他の職員を加えることができることとなった。卒業は学士号の授与をもって行われ、その条件とは４年以上在学し、一定の試験に合格することにあった（第63条）。入学資格は「高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者」（第56条）とされた。大学は、決して少数者の特権的機関ではなく、義務教育後の後期中等教育を経た誰もがアクセスできる機関として、位置づけられた。教育改革は非軍事化・民主化をめざす戦後改革の一環として進められ、学校教育の民主化、機会均等、男女共学などの目標が掲げられた。昭和23年度にまず公私立大学12校の設立が認可され、ここに初の新制大学が発足した。

さらに新制の大学院も設置された。従来の旧大学令下につくられた大学院は学部の上に置かれた研究科の総称であり、学部の上に置く積み上げ型の組織であった。新制大学院は、制度的には学部と組織的には独立した課程制の大学院とされたが、それまでの大学院観に妨げられ、定着は困難であった。さらに国立大学にあっては、旧制の帝国大学などと戦後に設置された地方国立大学との間には大学院設置をめぐって歴然たる格差があり、課題を残すことになった。

短期大学は戦後の新しい高等教育類型となった。旧制の専門学校、特に女子の専門学校を母体に、「当分の間」という限定的表現を付して創設された。４年制大学の設置よりも１年遅れ、昭和25年に149校が発足した。国立の短期大学は、４年制大学の整備先行などのため昭和26年から発足した。短大の恒常化は次の時期にあたる。

新制大学発足に当たり、GHQ/SCAPのCIEは自主的な団体による設置認可を進めることとした。その結果、昭和22年７月に大学基準協会が設立され、設置認可の基準とし

て「大学基準」を採択した。これ以降、昭和31年に「大学設置基準」が文部省令として制定されるまで、この「大学基準」は、大学の設置に係る法令的基準の役割を果たした。大学基準は学部設置の基準、講座における教育組織、教員の任免資格、学生の定員、入学について規定したが、特に一般教養科目の必置と単位による課程終了の認定が大きな点であった。人文科学、社会科学、自然科学の三分野に区分された一般教養科目群から、各系列３科目以上の授業を必ず取らなければならないとした。さらに講義については、１時間の講義に対し教室外の２時間の準備又は学習を考慮して、毎週１時間15週をもって１単位とした。昭和31年10月には、文部省令の大学設置基準が制定された。これは、昭和30年８月の文部省の大学設置基準研究協議会の答申などを踏まえ制定されたもので、以後大学の設置認可はこの基準に基づいて行われることとなった。

新制国立大学の発足と整備

新制国立大学の設置にあたっては、大学の大都市集中を避け、教育の機会均等を実現するなどのCIEの強い指導の下、国立大学の１府県１大学とする方針が決定された。官立高等教育諸機関の新制国立大学への統合、再編が進むことになる。文部省は昭和23年６月に東京、愛知、大阪等の特別の地域を除き同一地域にある官立学校はこれを合併して１大学とし、１府県１大学の実現に尽力した。これら新制大学の母体は戦前の高等教育機関にあった。旧制の高等教育機関としては、大学、高等学校、専門学校、高等師範学校、女子高等師範学校の諸学校があり、それらの統廃合が図られた。もちろん単独昇格を果たした専門学校もあったが、多くは複数の統合によるものであった。７、８校を統合して成立した大学もあった。

このような中にあって昭和24年５月に国立学校設置法、６月に国立学校設置法施行規則が公布され、昭和24年度から新制国立大学69校が発足した。その後、設立された国立大学を加えると、昭和27年度には、旧制高等教育機関の268校が新制72校となった。国立学校設置法は、総則、国立大学、国立高等学校、国立の各種学校、職員及び職、雑則の全15条と付則から構成され、第２章国立大学には、大学の名称、位置、学部及びその国立大学に包括される学校が掲出された。なお、国立大学設置法施行規則により、国立大学又はその学部に「教授上又は管理上必要がある場合には」分校を置くことができる、こととなった。

新制国立大学は新しい学部を誕生させた。それは、主として一般教養を担当する組織のあり方にかかわっており、教員養成のための組織、さらに統合された旧制の高等教育機関の処遇なども複雑にからんでいた。分校、文理学部、学芸学部、教養学部がそれら

である。それぞれはおおむね以下のように概括される。分校は、国立学校設置法施行規則により、教養学部を新設した東京大学を除く旧制６帝国大学（北海道、東北、名古屋、京都、大阪、九州）と広島大学に一般教養を担当する部署として置かれた。文理学部は旧制高等学校を母体とする14国立大学に置かれた。文理学部は、昭和26年５月の文部省の説明によれば、「その大学のため、一般教育課程を担当するとともに、それ自身の専門課程を有する四年制の学部であって、学術の基本的諸部門に亘る構成により、その大学の中核としての役目をもち、尚教育学部と協力して教育職員の養成の責に任ずるものである」。学芸学部は、旧制の師範学校および高等実業専門学校を統合した大学に置かれた（ただし、徳島と長崎は例外。師範学校のみを母胎とする場合も学芸学部となった）。このうち、特に文理学部は、一般教養を担当するとともに専門教育も施すことによる教官の授業負担増、教員組織および施設・設備の不充分性など、人的・物的条件が未成熟のまま成立したために、後に多くの課題を残すことになった。

国立の教員養成大学・学部の中には、複数の旧制師範学校を統合して発足した経緯や当時の教員需給の事情などにより、２年課程が置かれていたが、文部省は、昭和30年度から、分散するキャンパスを統合・整備し、あわせて２年課程を廃止してその定員を４年課程に振り替える計画を進めた。

また、新制大学発足当初、医学及び歯学教育の修業年限は実態上は６年間であったが、制度上は修業年限４年の専門課程のみであった。昭和24年６月学校教育法を改正して、前提となる入学資格は、医学・歯学以外の学部に２年以上在学し、所定の単位（一般教育）を履修したものでなければならないとした。しかし、実情としては、様々な困難が生じたため、文部省は、昭和29年３月に、医学・歯学の修業年限を６年とし、２年の進学課程と４年の専門課程を置くことを内容とする学校教育法の一部改正を行った。これにより、両課程を通じて６年の一貫教育が行えるようになった。

新制国立大学の最初の卒業生は昭和28年３月に生まれた。最初の卒業生が誕生する前に新制卒の学力低下が指摘されるなど、不幸な船出であった。旧制学校は、入学者が全員卒業するまで、新制大学に従前のまま包括されて存続した。昭和26年度には、旧制高等学校卒業者で旧制大学に入学できなかった者（白線浪人）に対し、新制国立大学への臨時編入学試験が文部省の作成した問題により全国一斉に実施された。これは、旧制大学が廃止されたことによる救済措置であった。

大学の管理運営

新制大学の発足にあたって、その管理運営のあり方が当初から重要な問題となった。

特に国立大学の管理運営については、教育行政の地方分権の原則に則った国立大学の一部地方委譲問題（昭和22年11月）、及び大学基準協会の「大学自治法案」（昭和23年２月）が端緒となった。これらにはCIEが深く関与していた。基準協会案は「大学理事会法案」と通称され、従来の教授会中心の自治方式と学外者を含む理事会方式の折衷的モデルであった。このような中にあって、文部省は昭和23年10月に「大学法試案要綱」を発表したが、この要綱はこれまでの大学の試案要項とはまったく異質のアメリカ州立大学における理事会方式（いわゆるレイマン・コントロール）を採用していたため、厳しい批判が行われた。翌24年５月に大学管理法の国会上程中止が発表されたのち、同年９月に国立大学管理法案起草協議会が新設され、審議を継続した。その結果、「国立大学管理法案」及び「公立大学管理法案」の２つがまとめられ、昭和26年第10回、第11回及び第12回国会において公聴会が開催されるなど、継続的に審議されたが、審議未了で廃案となった。

新制国立大学のうち複数学部から成る大学には、戦前の帝国大学制度を引きついで大学管理機関として評議会が置かれてきたが、昭和28年４月に「国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則」が制定され、国立大学に大学管理機関として評議会が置かれることとなった。この評議会は、学長の諮問に応じて、全学的な立場から大学の運営に関する重要事項を審議することとされた。

学生の厚生補導

終戦直後、戦場や工場から帰還した学生は、社会的・経済的混乱に巻き込まれ、深刻な食糧難、住宅難に直面し、学校への出席状況も悪く、臨時休校となる学校が続出した。

昭和20年３月、動員学徒援護会を改組して創設された勤労学徒援護会は、学生へのアルバイト斡旋や学生寮の開設などを行い、22年には学徒援護会に改称され、27年には全国９か所の学生寮で多くの学生を収容するとともに、学生相談所でのアルバイトの斡旋その他学生援護の業務を始めた。

一方、昭和19年の大日本育英会法の制定により始められた国家的育英奨学事業は、戦後の社会的混乱に直面した学徒を緊急に救済するため、奨学生採用数を大幅に増加するとともに、予約採用から在学生採用へ転換するなど大幅な制度改正が行われた。さらに、昭和28年の法律改正により、日本育英会と改称するとともに、学術研究者及び教員の確保のための奨学金返還免除制度を創設した。

また、昭和34年３月の中央教育審議会の答申「育英奨学及び援護に関する事業の振興方策について」において育英奨学事業のその後の方向が示され、概ねこの方針に沿って

充実がはかられたが、昭和30年代後半から始まった高等教育機関への進学の急速な増大と学生生活費の大幅な上昇などに直面し、育英奨学事業のあり方について検討が重ねられた。

大学の入学者選抜

高等教育機関への入学者選抜については、昭和22年に従来の口頭試験に代え新たに導入された筆記試験は、知能検査（23年以降は「進学適性検査」と改称）と学力検査の２つに分けて実施された。昭和24年、新制高等学校の初めての卒業生が新制大学を受験することになった。

この時、新制国立大学発足当初から行われてきた進学適性検査は、受験生にとって学力検査との二重の負担となるなどの理由により、昭和30年に全国一斉の形態は廃止され、その実施は各大学の任意とすることとされた。

新制国立大学の第１回入試期日は、国立学校設置法の成立が遅れたため、第Ⅰ期が６月８日から、第Ⅱ期が６月15日からと決められた。この第１回以降、共通１次試験まで、国立大学の入試期日はⅠ、Ⅱ期に分けて行われることになった。昭和27年度の入学者選抜試験における区分は以下のとおりである。

〔第　Ⅰ　期〕	〔第　Ⅱ　期〕
北海道大学	北海道学芸大学、室蘭工業大学、帯広畜産大学、小樽商科大学
岩手大学、東北大学	弘前大学、山形大学、福島大学、秋田大学
東京大学、東京教育大学、東京工業大学、お茶の水女子大学、東京芸術大学、一橋大学、群馬大学	埼玉大学、茨城大学、宇都宮大学、千葉大学、東京外国語大学、東京学芸大学、東京農工大学、電気通信大学、横浜国立大学
新潟大学、名古屋大学、金沢大学、三重大学、京都大学、大阪大学、神戸大学、奈良女子大学	富山大学、福井大学、山梨大学、信州大学、岐阜大学、静岡大学、愛知学芸大学、名古屋工業大学、滋賀大学、京都工芸繊維大学、京都学芸大学、大阪学芸大学、大阪外国語大学、奈良学芸大学、和歌山大学
鳥取大学、広島大学、岡山大学	島根大学、山口大学
香川大学、高知大学	徳島大学、愛媛大学
九州大学、熊本大学、長崎大学、宮崎大学	福岡学芸大学、九州工業大学、佐賀大学、大分大学、鹿児島大学
東京水産大学	商船大学

上の区分は文部省が決定したものであるが、その背景は次のように推測されている（増田幸一ほか著『入学試験制度史研究』）。

ⅰ　大学の入試試験は、三月の初めから四月上旬にわたる短期間に、すべての大学が必ず実施するのであるが、国立大学は、高等学校側の要望と全国の大学入学志願者の動向と、公私立大学全体が国立大学を目標とし試験期日を定めている点などを考慮し、全般の利便に重点をおき一定の期日を定めて、少なくとも二回の機会を得さしめることが適当と認め、Ⅰ期、Ⅱ期に分けて実施することにした。

ⅱ　国立大学のⅠ期Ⅱ期の区分は、全大学を一括してⅠ期Ⅱ期に分けたものでなく、国立大学をその所在地により、地区別に区分し、同一地区の大学をⅠ期Ⅱ期に分け、当該地方出身者の受験の利便を考慮して定めたもので、受験者に少なくとも二回の機会を得さしめようとした。

ⅲ　大学の入学試験期日は、受験者数、試験場等試験実施上の諸要件を考慮して定めることはいうまでもないが、国立大学の入学試験をⅠ期、Ⅱ期に定めることにより、公私立大学はその入学試験期日決定の目標となり、国公私立の大学全体の入学試験実施を円滑にし、また受験者の不安および経済的負担を軽減することなどを考慮した。

ⅲⅲ　受験者のうちには、学費その他の事情から、国立大学のみに入学を志願する者も少なくない。これらの者に対して少なくとも二回受験の機会を得さしめ、全国的に優秀な者が一人でも多くいずれかの国立大学に入学できるようにした。

このほか、終戦時の社会事情や交通事情から地域的配置がなされたとの報告が昭和42年10月の第２常置委員会においてなされた。

こののちⅠ期校・Ⅱ期校制は、Ⅰ期校は一流、Ⅱ期校は二流といった国立大学間の格差を示すような社会的風潮を定着させ、受験競争を激化させ、大きな社会問題となっていった。

第１節　国大協の創立

１　創立総会の開催

昭和25年７月13日、全国70の国立大学すべての学長が東京大学附属図書館に参集し、国立大学協会創立総会が開催された。

国立大学協会の目的は、「国立大学相互の緊密な連絡と協力により、その振興に寄与する」こととされ、事業として、「国立大学の振興につき調査研究」及び「教授及び研究上における大学相互の援助」を行うことが会則に規定され、会長及び副会長各１名、

理事14名、監事２名の役員が置かれることとなった。また、協会の運営については、定例総会（年１回）及び理事会（年３回以上）を中心に行うこととされ、必要に応じて特別委員会を置くこととされた。

続いて役員選挙が行われ、14名の理事及び２名の監事が選出され、理事の互選により、会長に南原繁東京大学長、副会長に森戸辰男広島大学長が選出された。また、会長より、従来国立大学長会議小委員会で審議されてきた懸案事項は今後協会に設置される特別委員会が引き継ぐこととし、理事会に諮り具体化する旨説明があり、総会は滞りなく終了した。なお、国立大学小委員会とは国立大学長会議に置かれた２つの委員会（第１委員会は大学組織に関する諸問題、名誉教授に関する一般的基準、第２委員会は旧制大学の修業年限短縮、白線浪人対策などを協議）を指していた。

この日の午後、文部省主催の下に開かれた学長会議の終了後、東京大学大講堂会議室において、南原会長ほか全理事出席のもとに理事会が開催された。理事会では、東京大学構内に事務局を設置し、進藤小一郎東京大学事務局長に協会事務局長の兼務を委嘱することが決定された。会費は会員大学１学部当たり5,000円とし、1,105,000円の初年度予算案が原案通り可決され、会報の発行、世界大学協会及び日本私立大学協会との提携、ユネスコとの連携を進めることとされた。

また、当面する諸問題の調査研究に当たるため、第１特別委員会（一般教養を中心とした課程編成等）、第２特別委員会（白線浪人対策、卒業期繰上、学徒厚生補導）、第３特別委員会（大学相互援助）、第４特別委員会（新制大学設置条件充足）の設置を決定した。

２　創立時の組織体制

昭和25年11月に開催された第２回総会において、創立総会で設置された４つの特別委員会は常置委員会と改称され、併せて第２常置委員会に専門委員を置くこととされた。昭和26年11月の第４回総会では、第１常置委員会に学科課程、高等学校教育と大学教育との連携、学内組織の３つの分科会が設置された。翌27年５月の第５回総会において、４つの常置委員会は、大学の組織・制度（第１）、学科課程・入学試験（第２）、学生の補導（第３）、学生の厚生（第４）、大学間協力（第５）、大学財政（第６）、教員養成（第７）の７常置委員会に改組された。昭和32年には、科学技術教育振興に関する連絡委員会が設置され、同34年には、一般教育に関する特別委員会が設置された。

また、昭和26年10月役員会が開催され、政令改正諮問委員会が提起した国立大学等の

職員の行政整理案について協議した結果、各地区毎に至急、学長会議を開催することとなり、同月、初の関東地区学長会議が開催され、北海道・東北・関東・中部（北陸方面）・中部（東海方面）・近畿・中国四国・九州においても各地区別学長会議が開催された。

この間、昭和28年４月「進学適性検査について」、昭和33年６月「科学技術振興連絡委員会報告」など調査報告書を公表するとともに、昭和25年５月「新制大学への財政援助について」をはじめとして、昭和34年12月「文教施設整備の拡充について」まで、64件の意見・要望を関係方面へ提出した。

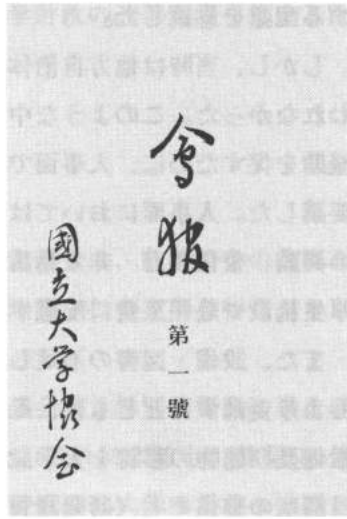

会報創刊号（昭和26年３月発行）

昭和26年３月、会報の創刊号が刊行された。会報の発行は、第１回総会において決議され、創刊号は謄写印刷、18頁の冊子であった。この号のみ草書体が表紙を飾り、構成は総会、特別委員会、常置委員会、会計報告と国立大学一覧表からなっていた。第２号以降、活版印刷となり、構成は寄稿（特別記事）、総会及び各種委員会の議事録、会計報告、彙報などが基本になった。

第２節　大学財政の確立へ

１　新制大学設置条件の充足

新制大学は、各種の旧制高等教育機関を単一の４年制大学に再編する形で発足したため、当初よりその組織・財政・環境面での整備が不十分で、これの解消が国大協として大きな課題であった。

各大学は、発足に当たり、「新制大学設置条件」を策定し文部省の大学設置委員会（昭和25年３月大学設置審議会と改称）に提出したが、その履行のためには、所在都道府県市の援助が必要であった。国大協としては、設立総会１か月後の８月、第４特別委員会において、新制大学設置条件の充足状況を聴取し、財政問題について検討した結果、各国立大学所在都道府県市の長及び議長宛てに、財政援助の協力依頼をすることとし、会長名で昭和25年９月に発信し、設置条件充足の促進をはかった。国大協は、翌26年７月、地方自治体に対して再度の要請を行い、教育の機会均等をはかるため１府県１大学の原則に則り発足した新制大学の趣旨と大学の現状について理解を求め、財政援助に対

する配慮を懇請した。

しかし、当時は地方自治体の財政も困窮を極めており、財政援助は予期どおりには行われなかった。このような中で第3常置委員会は、第2回総会にあたり、大学間の相互援助を促すために、人事面での協力、図書・設備の移管について決議し、その実現方を要請した。人事面においては、教官陣に余裕のある有力大学長に対し、専任教官としての異動、兼任教官・非常勤講師の斡旋について協力を要請し、受入れ大学で教官住宅、厚生施設や赴任旅費に配慮するよう促した。

また、設備・図書の不足している新設大学に対して、余裕のある大学が移管に協力するよう要請するとともに、その促進のためにブロック別会議の開催を提案した。また、敷地及び建物の移管を大学設置審議会第9特別委員会へ申し入れるとともに、内地研究員制度の整備充実（研究諸費・手当ての増額、増員）や新設大学での教官欠員状況調査の実施を訴えた。

第3常置委員会は、第3回総会においても、図書の移管促進のためにカタログ整備を推進するとともに、敷地及び建物の移管を文部省へ申し入れるなど、設置条件充足のための活動を続けた。

2　大学財政の改善に向けて

昭和26年11月の第4回総会では、国立大学の財政状況の改善をはかるために、昭和22年度に廃止された特別会計制度の復活が審議された。これは後述するごとく、大学設置審議会第9特別委員会の議を経て文部省が策定した国立大学施設整備10か年計画への対策案の一つとして提案されたものである。これを受けて、翌27年5月の第5回総会で、「大学財政の改善に関する決議案」が採択され、近く設立される中央教育審議会において、この案件を審議されるよう文部大臣へ要望した。

この問題は、その後も総会ごとに論議された。その趣旨は、「我が国高等教育推進上、現下の大学予算は頗る不十分であるが、さりとて我が国一般財政の実状に照らし、急に多大の増額を期待し得ない」、「大学の研究は永続的な仕事であるから財政の確立は極めて重要である。政治的に大学の自治、学問の自由を確保するためにも財政の確立は非常に必要である」、「我が国の文化及び科学技術の復興に重大な責務を負う国立大学として、早急に長期計画を確立して大学の復興をはかれるよう深甚の考慮を払われたい」、「与えられた財政経済の中で教育にどの程度の予算を支出するかが、敗戦後の我が国の将来の発展を左右する」という点にあり、毎回熱心な議論が交わされ、文部省や大蔵省当局と

の懇談、政府・国会等関係機関への要望書の提出など、大学財政の改善充実をはかるため各般の努力が払われた。

3　施設整備の課題

新制国立大学の施設・設備には、戦災復旧工事を必要とするもの、危険校舎の復興を必要とするもの、分散施設の整理統合を必要とするもの、増設・拡張工事を行うべきもの等があり、いずれも緊急の措置が必要とされるものであった。

国立大学の施設整備については、昭和26年、大学設置審議会第９特別委員会の議を経て文部省により国立大学施設整備全体計画表が作成された。これによると、総額580億円をかけて10年間で完了する予定であった。ただし、この計画には大学の増設や拡張、今後設置される大学院に関する計数は含まれておらず、今後必要に応じ付加されるとのことであった。10年計画は３期に区分され、第１次分として昭和27年度30億円、28年度60億円、29年度60億円、第２次分230億円、第３次分200億円が計画されていた。

国大協では、同計画が文部省の計画どおりに進められると非常に長期にわたることとなるが、前述のごとく、各国立大学は、戦災復旧工事や分散施設の整理統合など緊急な措置を必要としており、何らかの別の手段をもって資金獲得を講ずることが必要となっているという状況に鑑み、第４常置委員会でその方途を検討した。その結果、昭和26年11月の第４回総会において、①国立大学施設設備特別会計を立て、一般会計から200億円程度を繰入れ、その利子を加えて毎年30億円程度を施設整備費に当てる案、②国立大学の施設整備を目的とする法人を設立し、毎年30億円程度の学校債を発行し、その利子と元金償還について政府より補助を受ける案、③従来の特別会計を復活する案、の３案が提案され、数年にわたり慎重に検討が行われた。

第３常置委員会は、第３回総会において、戦災施設の復興を要する大学が30％あり、これの完全復興を実現するために、国大協名で政府当局へ要望するよう提案した。

第３節　大学制度の改革

１　新制大学制度の改善

一般教育のあり方

新制大学に関しては、一般教育の精神をどのように生かしていくかが極めて重要な課題であったが、当時の国立大学では、旧制高等教育機関から引きついだ教員構成の関係等から、専門教育との関連上、科目の配当が当を得ていないところも見受けられた。この問題は、設立当初より第１特別委員会（のち第２常置委員会）において、一般教養を中心とした課程編成にかかわって検討が行われてきた。また、第２回総会では、一般教養のあり方を審議するための参考資料とすべく各大学の実状を調査することとした。

昭和26年６月の第３回総会において、第２常置委員会委員長より、①１時間の講義に対し２時間の教室外学習を必要とする単位制度については、これを教室内で補うよう各大学に要請すること、②一般教養に関する人文・社会・自然各12単位、体育４単位並びに専門教育84単位、計124単位以上をもって要卒業単位とするという単位割り当ての方法については再検討すること、③大学の入学試験科目及び内容に関連して大学側から高等学校における履修科目に関して要求すべき手段を講ずること、以上の諸点について考究する必要があるとの報告が行われた。これを受けて、学科課程委員会、高等学校教育と大学教育との連絡委員会、学内組織研究委員会（特に学芸学部の組織）が設置された。

その後、第１・第２常置委員会において、現に各大学で行われている一般教育科目の種類及び数を調査した。併せて、各大学の一般教育の現状、改善方策等について照会し、その回答結果を基に一般教育のあり方を調査検討するために、特別委員会を設けることとした。

文理学部問題・入学者選抜の問題

先に記したように、文理学部は成立当初から多くの課題を抱えていた。国大協では、昭和29年より第１常置委員会で数年にわたり議論を尽した。昭和29年11月第10回総会において、第１常置委員会委員長から、「この問題は、非常にむずかしい問題であって、その内容は各大学により相当異なっている。又、文理学部と並行して教育学部又は学芸学部が置かれ、それが同じことを行っているところもある。この３つの学部をにらみ合せて、根本的に大改造をする必要がある。これを今少し具体的にいうと、各大学の特色

を持つ必要があり、その方向で改造を要するのである。現在のままでは、教授陣の不足、設備の不足等まちまちで自滅しないまでも非常に行きづまっている。本委員会においては、なお、研究を進め、或は法令の改正というところまで考えなおす必要があるかも知れないとの結論であった」という報告があった。次いで昭和31年11月には、同委員長は、文理学部問題は早急に解決を要するため、文部省、文理学部を有する14大学長および大学設置審議会等の関係機関が連合会議を開催することを要望した。

文理学部改組の具体的な動きが始まったのは、昭和32年６月の国立大学長会議において、組織改革問題が論議されてからであった。この学長会議の後、文理学部をもつ14国立大学の学長会議が開かれ、種々論議された。この問題は、昭和30年代後半、中央教育審議会において取り上げられることになる。

また、教員養成系学部は、その多くが旧師範学校を前身としているため、新制大学の基準を満たしているものが少なく、図書・施設設備等の研究・教育条件が劣悪であり、その改善をはかることが緊急の課題であった。２年課程を早急に整理するという問題もあり、産業教育振興法・理科教育振興法の趣旨に則り設備の大幅な改善をはかる必要に加えて、就職問題、計画養成の問題等、多くの課題を抱えていた。さらにまた、教員養成系学部と文理学部を併置する大学では、文理学部が一般教育を担当する建前になっていた関係上、一般教育の改善に関連して、両学部間の調整を必要とする事態も生じた。

戦後新制大学の入学者選抜にあたり、文部省は『昭和二十四年度新制大学（並びに専門学校等）入学者選抜方法の解説』（１、２）を発行して、新しい選抜方法の周知徹底をはかった。当初、学力検査は５教科５科目であったが、翌年には５教科８科目に増加した。国大協は新入学者選抜の方法について早くから関心を持っていた。昭和26年６月第３回総会において、新制大学の入学試験科目とその内容程度（難易）は、各大学の自由に任せてほしい、という希望が表明されたが、文部省は、新制高等学校側からの要望もあるので、大学側に一任というわけにはいかない、と回答した。

昭和26年11月の第４回総会では、高等学校教育と大学教育との連携改善に関して、第１常置委員会から「国立大学志望者修学指導要項」が提案され、これを全高等学校へ配布して周知し、適切な指導を促すとともに、大学入学試験の実施方法についても、同要項に沿って適切な選抜が行われるよう所要の処置を講ずることとなった。

昭和28年９月には、「大学入学者選抜方法に関する件」がまとめられた。修得科目についての希望表示、受験の時の選択科目に関する希望表示などからなるこの件は、大学側からの科目指定制への道を開くものであった。この国大協案は、昭和30年度以降の大学入学者選抜方法のうちの学力検査の実施にあたり、採用された。

政令改正諮問委員会の教育制度改革への対応

昭和26年８月、当時政府に設けられていた政令改正諮問委員会から教育制度の改革に関する答申が提出された。この答申は、大学教育について、普通教育と専修教育に分けることを提案していた。

これに対して、国大協は、各地区ブロック会議での検討を経て、昭和26年11月の第４回総会において、会長より、政令改正諮問委員会の学制改革答申については、専修大学等に関する事項は現行教育制度の運用により所期の目的を達成しうると考えられるので、新大学制度発足早々の現時点では慎重を期すべきであるとして、関係常置委員会に審議を付託するという提案がなされた。

総会２日目、政令改正諮問委員会の答申に関して、「大学制度改革案について」と題する国大協としての要望書が諮られた。そこには、「新教育制度は発足したばかりであり、その効果を早急に判定することは妥当でなく、却って混乱をかもし、学生並びに地方一般に悪影響を及ぼすことは少なくない。国家百年の大計に立脚すべき教育制度が一時的措置によって動かされる朝令暮改の弊は厳に慎むべきである。もとより制度の運用によって改善すべき点はあるので、これらのことは本協会でも慎重審議中である。なお、今回のごとき教育制度の根本に関係のある改革は速やかに権威ある審議機関において十分検討されることを切望する」と記されており、審議の結果、この要望書を文部大臣へ提出することとなった。

2　大学管理法案への対応

新制大学の創設当時、その管理運営に関しては、学校教育法の条文のほかには、暫定的な措置として教育公務員特例法の読替規定があるだけで、規定としては十分に整備されたとは言い難いものがあり、文部省では大学管理法の制定を検討しはじめた。昭和23年10月、文部省は「大学法試案要綱」を発表したが、日本学術会議・国大協等からの要望もあり、昭和24年９月国立大学管理法案起草協議会を設置した。

創設当時の国立大学としては、大学の管理運営に関して種々の点で不便を感じていたので、国大協では、文部省から非公式に示された大学管理法案の内容を検討し、この審議を行っていた中央教育審議会宛てに国大協としての意見を具申する一方、文部当局に対し、速やかに大学管理法を制定するよう要望した。

こうした動きの中で、国立大学管理法案起草協議会はようやく「国立大学管理法案」及び「公立大学管理法案」の取りまとめを行い、昭和26年３月、第10国会に提出した。

国立大学管理法案は、大学管理機構として、文部省に国立大学審議会を置くとともに、各大学には学内の教官による「評議会」の他に、諮問・建議機関として学識経験者を加えた「商議会」を設置することを盛り込んでいたが、大学関係者の理解が得られず、同国会で継続審議となった。

国大協は、昭和27年５月第５回総会において、望ましい大学管理法が制定されるまでの参考規準として、第１常置委員会が作成した「大学管理規程試案」を総会に諮り、承認を経て公表した。また、同委員会が原案を作成した「国立大学長の選考と任期について」も、同27年11月、第６回総会に諮り、一部修正の上同じく管理法制定までの参考資料として各大学に供することとした。

一方、大学管理法案は、第11国会及び第12国会で継続審議されたが、ついに審議未了で廃案となった。国大協としては、学校教育法の規定だけでは大学の管理運営の規準がはっきりしないとの声もあったが、総会等の場で大学のあり方について論議が行われてきており、管理法の制定を急がなくとも、総会等の機会に大学制度全般について検討することにすれば自ずから管理運営の問題にも触れることになると判断し、管理法案については、当分今後の国会の推移を静観していこうという態度を取った。

大学管理法案が廃案となった後、国大協などの要望により、昭和28年４月「国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則」が文部省令第11号として公布された。そこでは、評議会は、学長の諮問に応じて、全学的な立場から大学の運営に関する重要事項を審議することとされており、学内管理体制が整備されることとなった。また、この４月末、各国立大学に対し、文部省から「学長及び学部長の選考についての参考案」が通知された。これらは、いずれも、国大協の上記試案や参考資料の線を受け入れたものであった。

3　行政整理への対処

第１常置委員会は、昭和26年10月、政令改正諮問委員会による行政整理案について、「新制国立大学が旧制３学年当時の定員に２割増をすることで計画されていたのに、その増員が実現されなかったので、実質上既に２割の行政整理をなされたものと見るべきである」との反対意見を取りまとめた。この行政整理案によれば、国立大学及び高等学校の全職員48,063人の中から4,112人を整理することとなっていた。

さらに、同年11月に開かれた第４回総会においても、行政整理案について、「国立大学はその性格上一般行政機関と同様に行政整理の対象とされるべきではない。新制国立

大学の多くは3年制の旧大学、高等専門学校等を旧定員のまま4年制大学に転換したものであり、また一部の大学には大学院が設置される予定にもなっており、かつ六三制を実施するためこれに要する多数の教員を養成する責任があるなど、国立大学には相当多数の定員の増加を必要とする。整理案により逆に定員の減少を見ることになれば、大学の使命達成に重大な支障を来す」として、国立大学の教職員については整理対象から除外さるべき旨を決議し、政府に要望した。

昭和29年11月の第10回総会においても、国立大学の予算に関し、「国立大学は、文部省の所管ではあるが、文部省の地方出先機関ではない。大蔵省における地方財務局とは、頗る意味が違う。個々の大学はそれぞれ独立の研究機関である」という会長所感を受けて、大学の性格を考慮した措置をもとめる論議がなされた。

4　科学技術振興策の推進

科学技術振興策

戦争中の空白により生じた学問の世界的水準からの立ち遅れを取り戻すため、国大協は、昭和28年6月の第7回総会、昭和31年5月の第13回総会において、学術研究の振興及び研究費予算の増額、在外研究員制度の拡充等について文部省に要望した。

また、世界の科学技術の発展には、次々と新分野が拓かれ止まるところを知らない状況にあり、我が国の科学技術の振興を要求する声がにわかに高まってきた。国大協においても、このような状況に対応して、昭和32年6月第14回総会の際、科学技術振興に関する連絡委員会が設置され、当面の関連予算要求のほか、恒久的方策についても審議することとされた。その結果、昭和33年6月第16回総会において、中間報告が取りまとめられ、各国立大学や関係方面に参考として送付された。

原子力三法案への対応

昭和30年12月、いわゆる原子力関係三法案が国会に上程された。同法案における原子力の定義は広範にわたっていたため、大学における研究の自主性にも影響を及ぼすおそれがあるとして、国大協は日本学術会議と連名で、その適用範囲から大学を除外されたい旨の申し入れを国会方面に行った。その結果、国会の付帯決議をもって、大学は除かれることとなった。

災害科学研究の調査

昭和33年、34年と連続して全国各地に台風等の災害が頻発した。国大協は、第６常置委員会等で、災害に対する国立大学の責務について論議を交わした。昭和34年11月第19回総会において、各大学の関係地域ごとに行われている災害研究の連携をはかる必要が論議された。その結果、理工学部をもつ57大学に照会し、27大学から災害研究の状況に関する回答を得て、昭和35年１月「国立大学における災害科学研究調査」として取りまとめ、文部省及び関係各大学等へ配布した。

第４節　学生の厚生補導充実へ向けて

１　学生の健康保険問題

国大協は、創立当初より、「学生をして心身ともに健康な状態において、学業に専念せしめることが、大学の重要な使命である」との考えのもと、学生の健康保険組合の設立に熱意を示してきた。

昭和25年11月第２回総会において、学生健康保険に関する調査を行うこと、及び学生健康保険の立法化を文部省へ要望することを決め、第２常置委員会に検討が付託された。昭和26年１月、第２常置委員会に専門委員会を設置し、学生健康保険に関する調査研究を依頼した。専門委員会では、健康保険問題について、任意加入か強制加入か、対象疾病を結核にしぼるか全疾病とするか、徴収料金をどのように設定するか、対象大学は国立大学のみとするか全大学とするかなど、細部にわたって審議した結果、専門委員会内に小委員会を設置し、罹患率、学生の保険料金負担能力、徴収方法、授業料納入状況等の調査を行い、検討を進めた。

昭和26年６月第３回総会において、学生健康保険については、大蔵省もその必要性を認めているので、文部省を通じて予算要求をすることとし、国家公務員共済のような形で、経費は国庫と学生が半額ずつ負担することとし、歯科を除くすべての疾病に対し全額給付する案をまとめた。さらに、専門委員会で検討を加えた上で、昭和26年11月、「学生の健康保険組合設立について」の草案を第４回総会に提出し、承認を経て文部大臣へ建議として提出した。

文部省は、これを受けて、学生健康保険問題を学徒厚生審議会に付議して慎重な討議を続けたが、昭和30年11月、同審議会からの建議に基づき、「学生の健康保険に関する立法措置法案」を取りまとめるに至った。文部省案は、学生健康保険を国公私立大学に

学ぶ全学生に適用しようとするもので、国公私立の全大学に意見をもとめた。

しかし、国公立大学の関係では特に問題はなかったものの、私立大学関係では容易に意見がまとまらず、保険料に関して全額国庫負担にされたいとの強い要望が出された。文部省は、学生のみに保険料の全額国庫負担制度を設けることには立法上疑問があるとして、関係者で構成した学生健康保険制度協議会を設け、調整の努力を重ねたが、ついに意見の一致を見ることができなかった。

2　学生運動への対処

学園の自治と治安対策の境界

終戦直後の生活擁護運動から出発した学生自治活動は、昭和23年の授業料値上げ反対を契機として次第に政治的色彩を帯び、同年９月全日本学生自治会総連合（全学連）の結成を経て、昭和25年から27年にわたり、大学管理法案反対闘争、平和擁護運動等、当時の社会的政治的状況を反映し、激しく政治的に活動するようになった。その後、一時的には沈静したかに見えたが、昭和30年頃から再び活発となり、学生運動は大学管理上でも学生教育上でも重大な問題となった。

昭和27年２月、いわゆる東大ポポロ事件が発生した。国大協においても、これを契機として、大学の自治と警察による取締まりの関係について種々討議が行われた。

昭和27年６月に開かれた役員会では、学生の政治活動に関連して、昭和25年７月25日付け文部事務次官通達や、全学連の動きについて意見交換を行った。同年９月の第３・第４常置委員会合同委員会では、学生の補導基準を考えるための研究を進めることとし、専門家を招いて、大学の内外における学生の政治活動に対する補導の法的根拠は教育基本法と学校教育法にあると考えるが、学園の自治と治安対策との境界に関する法的根拠をどこに求めるべきかなどの問題を検討した。

学内の運動については、「大学は学問・教育の場であり、政治的中立を守らねばならないから、学内の実践的政治活動は許されない」との結論を得て、昭和27年11月第６回総会の際、これを確認する申合せを行った。また、学外の運動は複雑で、ケースバイケースに対処すべきであるとし、さらに検討を重ねることとした。

その後、昭和30年代に入り、全学連は勤評闘争や警職法反対等のスローガンを揚げてデモやストを起こし、学内集会に当該大学以外の学生が参加するようになり、各大学ともこの対策に戸惑いと苦労を重ねた。昭和30年代初めから半ばにかけて、学生運動に関連して大学に対する世間の厳しい批判があり、大学の社会的責任が次第に問われるよう

になった。国大協としては、学生運動の正常化を促すために種々意見交換を行い、努力を重ねた。

学生補導の推進体制

国大協は、創立当初より、学生の厚生補導の問題が日毎に重要性を加えてきているとの認識のもとに、第２常置委員会で検討を加えてきた。昭和25年11月第２回総会において、当時厚生補導関係者により計画されていた全国国立大学補導協会の設立は、国大協自らがその任に当たるべきであるとして、第２常置委員会に専門委員を置いて検討することを決定した。併せて、全国的連絡会議の開催、各大学の補導厚生予算の増額、各大学の学生補導関係組織の確立を進めることとした。

第２常置委員会では、学生の厚生補導に関して、大学相互間の連絡体制、各大学の厚生補導部の強化、教育補導に関する厚生補導部の責務、厚生補導に関する諸施設・学生会館・学寮等の整備改善等について熱心に論議され、文部省に繰り返し要望が提出された。また、国大協では、当時米国で提唱されていた「学生助育」（S.P.S.=Student Personnel Services）を重視し、これに関する各種講習を行ったほか、アメリカ人教授団から受けた学生助育に関する勧告について、各大学の意見を取りまとめ、参考に供した。

第２章　大学の管理運営と大学紛争

〈第２期　昭和35（1960）年～昭和44（1969）年〉

概　　況

大学制度の充実・改善

昭和35年、日本には245校の国公私立大学があり、昭和44年には379校にまで増大した。実に134校、50%の拡充であったが、そのほとんどは私立大学が担っていた。国立大学は72校から75校へ３校増加、公立大学は途中に増減を示しながらも昭和44年は最初と同じ33校、私立大学は140校から270校と激増した。これを学生数で見ると、大学全体で約62万６千人から約135万５千人と倍増しており、そのうちの約７割以上の100万２千人を私立大学が占めた。私学セクターが高等教育において圧倒的なシェアを占める構造が定着していった。進学率は10.0%から21.4%へと急上昇し、高度経済成長を背景にして、我が国の高等教育は新しい段階を迎えようとしていた。

この時期に新しい高等教育の類型が誕生した。高等専門学校の創設がそれである。大学には大きな改革はなく、ただ短期大学の恒久化があった。高等専門学校の設置は、産業界から求められた中級技術者の養成に応えたものであり、戦後の単線型の学校体系に新たな階梯をつくった。しかし、高専卒業生の大学への受け皿は用意されておらず、袋小路の階梯になっていた。高専の受け皿づくりは次の時期まで待たなければならなかった。

昭和35年は「所得倍増計画」が登場した年にあたり、経済審議会による答申「経済成長における人的能力開発の課題と対策」が発表されたのはこの３年後である。所得倍増計画は、計画目標年次までに科学技術者（理工系大学卒程度）17万人が不足すると予測していた。すでに昭和32年の新長期経済成長計画から8,000名の理工系学生増加計画が立てられ、実施されてきた。文部省は早速計画を策定するが、科学技術庁などからの批判により計画を変更し、実現に努めた。計画の実現は国立大学のみによっては難しく、私学にも負担を強いることになった。その際、学科の新増設、学生定員増を行う場合は届け出だけでよいとする閣議了解がなされた上に、設置基準の運用の緩和も行われ、量的拡大への法制的前提条件が整えられた。

国立大学についてみれば、戦後旧制高等学校を母体に誕生した文理学部の再編が課題となっていた。昭和38年１月、中央教育審議会は「大学教育の改善について」を答申し

た。その答申は、大学の組織編成に関して、文理学部の成立事情と現状を検討し、「文理学部は、人文科学、社会科学、自然科学にわたる教育研究の組織によって専門教育を行うとともに、全学の一般教育を担当することを目的として出発した。しかるに、その目的が多様であるため、さらに教育組織および施設設備も十分でないことも加わって、文理学部は、初期の教育効果をあげることが困難な実情にある」と指摘した。そして、このような現状を改善するためには、「教員養成を目的とする学部、または人文学部、社会科学系もしくは自然科学系の学部などに再編成すべきである」と提言した。このとき同時に、教養教育を担当する組織を教養部として制度化する提言もなされた。この結果、昭和38年国立学校設置法が改正され、「文部省令で定める数個の学部を置く国立大学に、各学部に共通する一般教育に関する教育を一括して行うための組織として、教養部」が置かれた。14校の文理学部は廃止され、人文学部、教養学部、法文学部などの専門学部と教養部とを設置するようになった。

大学の管理運営

昭和35年５月、中央教育審議会に対し、大学の管理機関のあり方を含め、幅広く大学教育の改善について諮問がなされ、昭和37年６月に中間報告が出された。この間、日本学術会議の勧告、大学管理運営改善協議会の中間報告、大学基準協会の意見表明、国立大学協会の「大学の管理運営に関する中間報告」が公表され、論議を呼ぶこととなった。中間報告を踏まえて、文部省は国立大学運営法案をまとめた。

この法案は、各大学に学長を補佐する副学長を置くこととし、昭和26年に提案された「国立大学管理法案」とは異なり、大学の管理機関は、評議会、各学部等教授会、大学院研究科委員会などで構成し、必要に応じ地域社会との連携を深めるため、学外者を加えた機関を置くことができるとするものであったが、国立大学の反対もあって、国会への提出は見送られることとなった。

大学財政と会計制度

昭和38年１月の中央教育審議会答申「大学教育の改善について」において、大学の財政問題が取り上げられた。そこでは、国立大学の財政は「大学の自治の実質的な面」のあらわれであり、「そのあり方は教育研究上の必要に即して、自主性、弾力性を備え、かつ長期的観点からの計画的な運用を可能とするものでなければならない」とされた。そして、教育研究の長期計画に応じた予算措置、予算執行上の弾力的運営、教育研究費等の拡充及び寄附の受入れ等、４つの改善方策が提言された。

大蔵省は、これを受けて、昭和39年度の予算編成時期に国立学校を特別会計制度の下に置くことを打診してきた。これに対して文部省と国大協は協議を重ねたが、特別会計導入にあたっての最大の問題は、独立採算を求めるものであるか否かにあった。そこで、昭和39年２月に国立学校特別会計法案が閣議決定された際、文部事務次官と大蔵省主計局長との間に、「国立学校特別会計は独立採算を目的とするものではなく、特別会計導入を理由とした授業料等の値上げを意図することはない」という覚書が交わされた。このような経過を経て、同年４月、国立学校特別会計法が制定され、昭和39年度から国立学校特別会計制度が導入されることとなった。

大学紛争と臨時措置法

昭和35年、日米安保条約改定問題を契機として、学生運動は大きな盛り上がりを見せた。さらに、昭和37年の大学管理法案問題、昭和40年代に入ってからの、第二次羽田闘争、ベトナム反戦運動などがあった。当時「スチューデント・パワー」と呼ばれた学生運動は、日本だけでなく、欧米諸国においても激化していた。日本では、医学部学生の処分問題から端を発した東大紛争と20億円の使途不明金問題を契機にした日大紛争が、大学紛争の象徴とされている。昭和43年度は67大学、昭和44年度は127大学で紛争が発生した。

東大紛争（昭和43年６月）
（毎日新聞社提供）

文部省は、事態の緊急性に鑑み、昭和43年11月に中央教育審議会に対して「当面する大学教育の課題に対応するための方策について」諮問した。異例ともいえる速さで、翌44年４月に答申がなされた。答申は、大学と政府それぞれが取るべき特別措置として、大学には大学管理者への権限集中と非協力教職員の排除、政府には必要に応じ大学が一定期間の休校又は一時閉鎖をなしうるよう措置することを求めた。５月の臨時閣議において「大学の運営に関する臨時措置法案」が決定され、６月の国会に上程された。国立大学協会は臨時措置法案に反対意見を述べたが、強行採決され、８月から施行された。その施行後、大学紛争は急速に鎮静化に向かうこととなった。

科学技術振興政策

昭和42年９月、学術振興の基本方策の立案・審議の体制を整備するため、従前の学術奨励審議会を改組し学術審議会が設置され、文部大臣から「学術振興に関する当面の基本的な施策について」諮問を受け、審議を進めることとなった。

科学研究費補助金については、昭和38年、社会的、学術的に要請がきわめて強い研究領域を特に指定し、その領域の基礎的研究を集中的に推進するため、「特定研究」が設けられたり、昭和42年の学術審議会答申「科学研究費補助金の運用上の改善策について」を受け、二段階審査手続きの採用など制度の整備がはかられた。

また、昭和42年には、国の学術に関する施策と密接な関連を持ちながら、流動的・弾力的に運営する必要のある事業を実施するため、財団法人日本学術振興会を発展的に解消し、特殊法人日本学術振興会が発足した。

第１節　大学制度の改善と大学の管理運営問題

１　入試制度の改善

Ⅰ期校・Ⅱ期校問題

昭和41年11月第38回総会において、入試改善に関して、かねてから問題視されてきたⅠ期校・Ⅱ期校問題が議論された。しかし、国立大学の入試方法の変更は、公私立大学や高等学校、受験生にも直接関係する問題で、影響が極めて大きいため、慎重に検討を進める必要があり、種々の方策が提案された。

その後、第２常置委員会での２年間にわたる審議を経て、昭和43年６月第41回総会において、「国立大学の入学試験期日決定方法に関する方針」が決定された。これは、入学試験期日決定・告知を２年前とし、前期・後期の２期いずれに行うか各大学の希望を特別委員会でとりまとめ、調整のうえ成案を得ることとするものであった。調整は、同種の大学・学部及び関連地域内での２回の受験機会確保を配慮し、実施に当たっては、受験生への無用の混乱を来さぬよう留意することとした。また、決定後も長期固定することなく再検討するものとし、各大学が協力し実施を期すものとした。これを受けて、同年10月入試期特別委員会の設置が承認され、具体的な検討に入った。しかし、問題が微妙であり、関係大学間で意見の一致を見るのは容易なことではなかった。

学生急増対策

終戦直後のベビーブームのあおりを受け、昭和41年度以降大学入学志願者の急増が予想されるため、国大協は、昭和39年４月、この対応策を検討する機関として学生急増対策特別委員会を設置することとした。

同委員会は、大学志願者の増加は、ベビーブームによる一時的現象たるに止まらず、大学進学率の上昇と大学教育に対する社会的要請にもとづくもので、将来恒常化するものと捉えて、文部省に対し大学教育の質的水準の維持向上のため、教職員の整備充実と予算について格別の配慮を要望するなど、学生急増対策の推進のため活動を続けた。

また、工業高等専門学校協会から国大協に対し、昭和41年３月、工業高等専門学校の第１回卒業生が出るにあたり、これら工業高等専門学校卒業生に大学編入学の道を開いて欲しい旨申し入れがあった。この申し入れは、その後も毎年行われた。

国大協は、これを受けて協議を行い、工学部をもつ大学で受入れ体制を検討の上、定員に余裕がある場合には、この受入れに努力するとの方針を決めた。しかし、一般教育課程の単位取得の関係もあり、一部には受入れに熱心な大学もあったが、全体としては十分な成果をあげるまでには至らなかった。

2　教養部の制度化と一般教育

大学における一般教育についての報告と展望

昭和34年11月に設置された一般教育特別委員会は、18回に及ぶ会議を開催して、一般教育に関する重要な問題を検討し、その改善をはかるために、教官の教育的努力に併せて国の財政的支援を要請することに決し、昭和36年11月第23回総会に「大学における一般教育について」を提出し、承認を経て、翌年に関係方面に配布した。

この報告は、一般教育の共通の問題点を吟味した上で、現に一般教育を担当している教養部を学部に準じた部局として法制化することを求めた。昭和38年、国立学校設置法の改正により、文理学部の改組と並行して一般教育を担当する教養部が制度化された後、一般教育改善の具体的方策について検討するよう要望があり、同年６月第29回総会の際、再び特別委員会が設置され、検討が続けられた。

大学設置基準特別委員会

昭和40年６月、文部省が大学基準等検討協議会の答申を受けて「大学設置基準改善要綱」を発表した。国大協は、これに対して、一般教育を含め設置基準全般について検討

するため、これまでの一般教育特別委員会に代え大学設置基準特別委員会を設置し、この要綱について検討することとした。

大学設置基準特別委員会は、各大学の意見等も参照し、昭和41年２月「大学設置基準の改善等について」を取りまとめ公表した。この意見書は、設置基準の改善に当たっては、細目にわたることなく、大綱にとどめるべきであることを強く求めるものであった。

教養課程に関する特別委員会

昭和42年６月、各委員会の組織改編が行われた際、大学設置基準特別委員会は教養課程に関する特別委員会に切り替えられた。同委員会は、アンケート調査を行い、各大学の意見を徴し検討を進めた結果、一般教育の改善のためには、各大学の自主性を尊重すべきこと、全学的な協力が必要である等の見解を取りまとめ、昭和44年11月第45回総会に「大学における一般教育及び教養課程の改善について」と題する報告書を提出し、公表した。

3　大学院の拡充

大学院増設

昭和36年11月第23回総会の際、大学院問題に関連し、待遇問題や将来性の関係から、近時優秀な学生のなかに企業に就職する者が多くなり、大学院に残る学生が少なくなってきたため、学生定員が満たされないばかりか、教育研究の後継者確保の観点からも憂慮に堪えないので、これを解決するために大学院学生に助手の身分を付与する方法がないかという問題提起がなされた。

また、昭和37年11月第26回総会の際には、戦後生まれた新設大学に修士課程を設置する必要性が論議され、政府に対し要望書を提出することとなった。この要望書は、①学術文化の発展に伴って４年間の学士課程のみでは十分な専門教育ができない、②公私立大学には修士課程の置かれている大学が多いが、国立大学には医学系以外は極めて少ない、③国立大学の大学院は旧制時代に生まれた大学のみに限られており、新設大学からの進学は極めて困難な現状にあることなどを指摘した。

このような状況の中で、数年にわたり同趣旨の要望を繰り返した結果、昭和38年４月以降、新設大学にも条件の整ったところから修士課程が設けられるようになった。

大学院設置基準

昭和40年３月、文部省の大学基準等研究協議会から「大学設置基準改善要綱」の答申が提出された。この直後、国大協は、次には大学院問題が取り上げられるのではないかと考え、大学院設置基準に関して、事前に取り組みを開始し、協会の意見を取りまとめ文部省の参考に供することとした。

この問題について、第１常置委員会が主体となって検討することとなり、その結果、昭和42年６月第39回総会において、「大学院設置基準をめぐる所見」を審議し、了承後会長談話とともに公表した。これは、大学院運営の基本原則についての考え方を整理し、緊急焦眉の改善措置を要望するとともに、現行大学院が主として学部の講座を基礎として設置されているあり方について再検討を求めるものであった。

4　大学の管理運営問題

学生運動の激化と「学生問題に関する所見」

昭和34年日米安保条約改定問題が政局の焦点となり始め、昭和35年５月衆議院本会議で新安保条約が可決された直後から、学生団体は国会周辺デモ、首相官邸突入、国会構内乱入等激しい活動を展開した。

このような状況のなかで、国大協は、第３常置委員会を中心に学生運動対策について検討し、昭和35年６月第20回総会において、「学生自治会活動の問題点について」を報告するとともに、大学の内外に声明を発し、当今の学生運動について、「その心情と動機は一部理解できるとしても、その方法と行為は大学を誤解させ、大学が本来の使命を行うことを困難にし、大学の自治を危うくする恐れがある」とし、一面において政治的混迷に由来する社会不安の発生を憂慮するとともに、他面、教員・学生に対して、良識をもって大学の使命と秩序の確保に努力し、社会的秩序を無視するごとき学外における行動を繰り返すことのないよう要望した。

さらに、昭和35年11月の第21回総会では、学生運動の改善方策として「学生自治会活動の問題点について（中間報告）」の報告を受け、各国立大学が学生自治会に対する方針を協議する際の参考資料とするなど、学生自治会のあり方について学生に自覚と責任をもたせることに努力した。

その後も学生運動の動きは衰えず、学生問題が大学の管理運営上大きな比重を占めるようになった。昭和40年代に入ると大学当局と学生の間でしばしば紛争が起こり、世間の注目を集めるようになった。昭和41年２月第36回総会において、当面する学生問題に

ついて国大協としての態度を明らかにすべきであるとの意見があり、第３常置委員会と大学運営協議会との合同会議を開催し審議した結果、重要な問題でもあり特別委員会を設けて検討すべきとの結論となり、同年４月の理事会で、学生問題特別委員会が設置されることとなった。

同特別委員会は、精力的に審議を重ね原案の取りまとめ、各大学へ送付して意見を求め、原案を修正の上、同年11月第38回総会に「学生問題に関する所見」として報告し、その承認を得て公表した。この報告は、各大学において送付して参考資料とされるとともに、学園紛争をめぐる大学人の姿勢と努力について広く一般社会に訴え、その理解と協力を期待するものであった。

また、学生問題に関する各大学の具体的事例を収集し、参考資料として配布を希望する声が強かったため、昭和42年９月、学生問題特別委員会は、前記の報告作成のために収集した各大学の資料を関係大学の了承を得て「学生問題に関する資料」として編纂し、発行した。

会長談話と学生運動に関する意見

昭和42年10月及び11月、いわゆる羽田事件が起こった。国大協は、これに対して昭和42年10月28日会長談話を発表し、大学自治に関し教官並びに学生がそれぞれの立場で自覚するよう要望し、自治の名のもとに政治活動を大学に持ち込むことは、大学の自治を破壊し、大学の存在を危うくすることを反省する必要があると力説した。

また、第３常置委員会は、事件発生以来、委員会、小委員会で協議を重ね、大学として反省すべき点や文部省へ要望すべき点を取りまとめ、昭和42年11月、第40回総会並びに文部省主催の学長会議懇談会に報告した。

さらに、第３常置委員会は、第38回総会に報告された「学生問題に対する所見」にはやや抽象的な面が多く、実際問題の処理には直接役立たない憾みがあることに鑑み、各大学における具体的処理の参考となる資料とすべく「最近における学生運動に関する意見」を取りまとめ、昭和43年２月の理事会に提出し、承認を得て公表した。この意見は、一部学生による暴力的行動に関連して、いかなる場合にも暴力は許されないこと、また、学生指導にあたっては政治的中立性を堅持しなければならないことなどを強調して、学生の良識ある行動と大学の自助努力を訴えた。

大学の管理運営に関する報告

昭和35年５月、中央教育審議会が文部大臣から「大学教育の改善について」の諮問を

受けた際、国大協でも、この問題について各常置委員会で分担して調査研究を進めることとしたが、第１常置委員会は、大学の管理運営について検討することとなり、昭和36年11月第23回総会に中間報告案を提出した。

広く社会一般からも建設的な意見を求める意味で、この中間報告を公表したところ、大学の内外から多くの意見が寄せられた。また、当時、大学が偏向教育の場になっているとか、革命の場に利用されているなどといった議論が政治の場でしばしば展開されており、総理大臣が人づくり政策についての演説で大学の管理運営について言及したこともあって、国大協では、昭和37年６月第24回総会において、この問題について自由討議を行うなど、熱心な議論が交された。

第１常置委員会では、第24回総会での意見も取り入れて中間報告案を修正し、昭和37年７月、各国立大学へ送付して意見を求めた。各大学では、夏期休暇中にもかかわらず、大学の管理運営の問題は大学自らの問題であるとの自覚の下に、活発な検討が繰り返された。

昭和37年９月第25回総会において、これら各大学から出された意見を踏まえて修正された「大学の管理運営に関する中間報告」を承認し、会長談話を付して公表した。

会長談話は、「大学の管理運営の改善については、大学の自主的改善に期待することなく、一概に立法措置をもって是正しようとする考え方は取るべきではない」ことを述べ、国大協は、この度すべての国立大学の自主的な協力を基礎として“大学運営協議会”を設け、国立大学の管理運営の改善をはかることにした旨を発表した。

昭和37年10月、中央教育審議会から「大学の管理運営について」と題する答申が発表され、国大協は、改めて「大学の管理運営に関する基本的見解」及び「大学運営協議会が設置された場合に検討すべき問題点」について討議を行い、昭和37年11月第26回総会に成案を提出し、了承された。

大学運営協議会規程の制定

国大協は、昭和38年１月第27回総会において、大学運営協議会規程の策定とそれに伴う国立大学協会会則改正案について協議し、両案を各大学に送付し、次回総会までに検討を願うこととした。次いで、昭和38年２月第28回総会において最終的な審議を行い、これを決定し即日施行することとし、会長談話を付して公表した。

大学運営協議会の設置趣旨は、規程の前文に以下のように記されていた。

「国立大学の管理運営は、本来、大学自治の原則に基づき、各大学自らの責任において行なわれるべきものである。しかし、大学が内外の複雑困難な条件のもとで多様な問題

に当面しているとき、大学の管理運営をさらに適切ならしめ、大学に課せられた使命をよりよく達成するためにすべての国立大学が共同連帯の意識をもって相互に協力することも、大学の社会的責任を果たす途であり、また、大学の自治を真に活かすゆえんである。この趣旨に基づき、国立大学協会は、国立大学相互の緊密な連絡と協力を一層促進し、大学の管理運営について有効適切な方策を講ずるための組織として、ここに大学運営協議会を設置する。

大学運営協議会は、すべての国立大学の自主的な協力を基礎とし、各大学の自治を充分に尊重して運営されなければならない。

大学運営協議会の活動を円滑有効にするためには、各大学があらゆる適当な方法、とくにそれぞれの地域における連絡・協議等によって、常に相互の協力に努めることが望ましい。大学運営協議会の任務は、このような大学の協力を前提として達成されるものである。」

大学運営協議会は、昭和38年４月第１回協議会を開催し、「国立大学の管理運営に関する問題点」を検討した。この審議に当たっては、昭和37年９月国大協総会で承認された「大学の管理運営に関する中間報告」を基として、その後の社会環境の変化や学問の進歩を考慮に入れ、大学の制度・組織、法制化の問題等について検討が加えられた。

このような検討を踏まえて、昭和41年２月第36回総会に「大学の管理運営に関する意見案」が提出された。総会後国大協は、この「意見案」をもとに各大学にアンケートを実施し、その結果を反映して所要の修正を加えた上で、同年６月第37回総会に諮り、ようやく「大学の管理運営に関する意見及び中間報告」の決定をみ、会長談話を添えて公表した。

大学運営協議会は、開催時にしばしば非公式に懇談会を開催し、各地区の大学が直面する諸問題について情報交換を行い、国立大学の相互協力の推進に努めた。

大学問題研究部会

昭和41、42年頃から大学に発生しはじめた大学紛争は、次第に各地に拡大する傾向を示した。国大協として大学紛争問題に本格的に取り組むべきであるとの声が強まり、昭和43年11月の理事会において協議した結果、席上、大学紛争は、単に管理運営上の問題に止まらず、学生問題、職員問題等大学全体にかかる問題を含んでおり、「大学問題」として捉えて「大学問題特別委員会」を設置すべきであるとの意見も出された。しかし大学運営協議会の下部組織として従来からあった問題点検討小委員会に必要な専門家を加えて「大学問題研究部会」を発足させ、あるべき大学像について調査研究を進めるこ

ととなった。

研究部会は、まず「大学の管理運営に関する意見及び中間報告」（昭和41年６月）及び「最近における学生運動に関する意見」（昭和43年２月）等を基に、その後の変化等も考慮して検討を加える方針を確認した。

国大協は、「協会がこれらをまとめて統一見解を出すことはせず、協会が斡旋して各大学の資料・情報交換を行い、これらによって大学間の連絡強化を図り、各大学が実質的に共通の拠り所を得られるように努める」ことを基本姿勢とした。そして、国大協は、各大学に大学改革案等の資料提供を依頼し、集まった資料を各大学へ参考資料として提供した。こうした資料収集は、各大学の協力もあり、昭和48年末までに35大学148種にも及んだ。

昭和44年11月第45回総会において、「各大学における大学問題の改革に関する申し合わせ」を行った。この申し合わせは、各大学の改革案を①その大学の固有問題、②他の大学に関連して影響を及ぼす問題、③法令その他制度上各大学に共通の問題に分類し、②に当たる問題については、大学運営協議会を通じて情報及び意見交換を行うこと、③については、大学運営協議会において各大学の意見を取りまとめて、必要な法令・制度の改正の実現をはかるよう努力すること、とした。

大学の運営に関する臨時措置法

昭和43年11月頃より、政府部内に「大学の運営に関する臨時措置法」を立法化する動きがあるとの新聞報道がなされた。国大協は、昭和44年２月、理事会・大学運営協議会の合同会議を開いて協議し、大学側としては伝えられる法案の内容や効果について多くの疑問があるとして、文部大臣、内閣官房長官、さらに内閣総理大臣にそれぞれ面談し、この旨申し入れを行った。しかし、これらの努力にもかかわらず、この法案は昭和44年５月国会に上程された。

国大協は、昭和44年６月第43回総会において、同法案の性格に対する大学側の疑念と大学側が行っている努力を考慮し、国会審議に当たっては慎重に扱うよう要望することを決定し、同法案に関する会長談話を公表した。さらに、その後の国会審議の状況を憂慮し、昭和44年７月、再び国大協として同法案に対する反対の意向を表明した。併せて国会における強行裁決が国会並びに政府に対する不信感を助長することを懸念して、裁決が強行されることのないよう、会長が意見表明を行ったが、同法案は昭和44年８月７日、強行採決され、法律第70号として公布された。

国大協は、８月18日、急遽臨時に第44回総会を開催して協議した。総会において、法

律の内容及びその審議過程に対する憤懣とともに、同法が大学による紛争の自主的解決の妨げとなり、大学の運営をさらに困難にする恐れがあるという憂慮が表明された。総会終了後、大学紛争に対する大学の社会的責任を強く受けとめ、大学の自治を堅持しつつ、同法にとらわれることなく自主解決に努力するという決意を表明するとともに、この法律の速やかな廃止を期待する旨の会長談話を発表した。

大学問題に関する調査研究

これより先、中央教育審議会より「大学制度改善の基本構想（試案）」が発表される旨伝えられたため、国大協は、44年７月、大学運営協議会における大学問題の検討を急ぐために、大学問題研究部会を改組して、新たに第１（管理・運営）、第２（研究・教育）、第３（大学と社会）の各研究部会及び各部会合同の研究部会（大学における学生）を設けることとした。各研究部会においては、その審議に際し、泊まり込み作業を行うなどして集中的に審議を進め、報告案を取りまとめた。

これらは、いずれも、各大学の改革案の方向を追跡しながら、現在の問題点を指摘するという意味で中間報告的なものであったが、昭和45年２月「大学問題に関する調査研究（中間報告）」として、第１、第２、第３各研究部会名で公表され、各大学及び文部省、中央教育審議会等に参考として送付された。

第２節　国大協の組織の見直し

１　会則の全面改正

会則の改正・会費基準の制定

昭和38年２月第28回総会において、大学運営協議会規程の制定並びにそれに伴う会則の一部改正が決議された。この過程で、国大協の機構、運営等の改革についても検討すべきとの強い要望があったため、全国各地から委員を選出して組織整備特別委員会を設置することとなった。

この委員会は昭和38年４月に発足し、国大協の構成、機能並びに運営に関する種々の問題を取り上げ、各地区懇談会等を通じて各大学の意見を聞きながら会則の全面改正案をまとめ、昭和39年６月第32回総会の国立大学協会の組織整備方針案を付議して承認され、昭和40年４月１日から施行されることとなった。また、これに併せて、「理事及び監事総会互選要領」、「国立大学の代表者である常置委員会の委員総会選出要領」及び

「国立大学協会会則第22条第２項第２号の委員（理事会選出教員委員）選出要領」を制定し、現在の制度の原形となる会則及び組織整備が行われた。

昭和39年11月第33回総会において、新会則による会費の基準が制定された。従来は必要とする予算総額を先に決め、これを各大学が負担する方法を取っていたが、この改正により、予算編成の大原則に従い、学部数による負担額と前々年度の当該大学の決算額の比率による負担額の合計金額をもって会費とすることとなり、この基準によって各大学が会費を負担し、予算は「入るを図って出づるを制する方式」に改められた。

昭和39年９月の役員会において、各大学と協会との事務連絡を一層密にすることについて協議した結果、総会の都度、学長を補佐する立場にある各大学事務局長の参集を求め、総会の状況を連絡するとともに、各大学への情報伝達の徹底を期すこととした。第１回事務連絡会議は、昭和39年11月第33回総会後に開催された。

この年11月、組織の整備に合わせて会報の充実をはかることとなり、発行回数をそれまでの年２回から年４回に増やし、発行部数も年間1,200部を年間8,000部と飛躍的に増加させることとした。これにより、従来にも増して協会の情報伝達が密となり、会員相互の連絡はもとより、内外への情報発信も一段とスケールアップした。ちなみに、昭和40年11月には、協会創立15周年記念号を発行し、歴代会長・副会長の顔写真をはじめ、関係者の回顧録、年表、役員名簿等を掲載し、その歴史をとどめた。

昭和42年11月第40回総会において、従来総会に併せて文部省主催の学長会議が不定期に開かれてきたが、今後は、文部省主催の学長会議が開かれないときは、総会２日目の午後を充てて学長と文部省幹部との自由懇談を行うという申し合わせを行い、以来毎年秋の総会時にこれを行ってきた。また、この懇談会とは別に、総会等の機会にしばしば自由討議が行われてきたが、昭和40年代には、大学改革に関連して自由討議が頻繁に行われ、極めて有意義な意見交換の場となった。

2　国大協のあり方

昭和44年８月第44回総会の際、東北地区国立大学教官団連合から、総会の公開等について申し入れがあり、昭和40年の会則改正当時の審議経過や大学運営協議会の意見等を参考にしながら、理事会で慎重に審議した結果、次のように処置することとした。すなわち、①総会は従来どおり非公開とする、②一般教官の意向を協会運営に取り入れる方法として、各常置委員会の教員委員の増員を図る（これは昭和44年11月の第45回総会において決定された）、③協会の実情を大学教官等に周知させる方法としては、各大学が

それぞれ協会の情報伝達に一層努力するほか、会報の発行部数（年４回）を10,000部に増やすこととした。

なお、大学改革に関連して、協会の体質改善をはかることについては、各地区の代表理事が参加する懇談会を新たに設け、その検討に当たることとした。地区代表理事の懇談会は数回にわたり協議し、「国立大学協会のあり方について」を取りまとめた。これは、協会の性格、総会における意思決定の方法、意見表示の場の提供、一般教官と協会との関係、総会の公開等、協会の基本的な問題について見解を記し、国大協のあり方を明確にしたものであり、昭和45年11月第47回総会に会長より付議され、承認された。

3　創立十五周年行事と会館建設

国大協は協会創設以来、その事務所として東京大学大講堂の一部を借用していたが、昭和40年11月、民間の寄付金により、独立の建物を東京大学赤門脇にある学士会館分館に隣接して建築し、国立大学協会会館とした。また、新会館建設を契機として事務局の機構強化・整備を図るため、それまでの兼任事務局長制を改め、専任事務局長を置くこととなった。

会館竣工式は、昭和40年11月27日、東京大学大講堂において各国立大学長、事務局長及び協会関係者並びに会館建設に当たった建設会社はじめ工事関係者等が参列して挙行された。会館竣工式に続き、創立15周年を記念して、東京大学大講堂において、文部省をはじめ関係各省庁・諸団体等の関係者及び各国立大学長・事務局長・委員等の参列の下に記念式典が挙行された。記念式典は、日本学術会議会長、公立大学協会会長、日本私立大学連盟会長、前国立大学協会会長の祝辞を受けた後、国立大学協会初代会長の講演で幕を閉じ、引き続き東京大学構内の懐徳館の庭で祝賀会を行った。

第３節　特別会計制度の導入と大学財政

1　国立学校特別会計制度の導入

新たな特別会計制度の創設

国大協は創立以来、国立大学の会計は一般会計と切り離し、個別に特別な運用ができるようにとの趣旨を当局に繰り返し要望してきた。昭和38年７月大蔵省は、昭和39年度予算の概算要求編成作業を迎え、国立大学の会計を特別会計に切り替えることについて

文部省に意向を打診した。これを受けて文部省は、概算要求提出期限の８月31日、「特別会計制度の採用に対して、学校運営の自主性が確保され、予算執行上の弾力化が図られると一定の評価をしつつ、整備充実過程にある国立大学において新規研究事業の増加及び学生増募が進む中で、独立採算にはなじまない」として、その意向を大蔵省へ伝えた。

昭和39年度概算要求は従前どおり一般会計の枠組みの中で行われたが、文部省は引き続き特別会計制度に関する検討を行い、大蔵省もその構想の実現に向けて動いており、両省の間で協議が続けられた。同年12月には両省合意に基づく国立学校特別会計制度に関する骨子が固まり、文部省は急遽国立大学の意見を徴することとなった。これを受けて国大協は緊急に理事会・第６常置委員会の合同会議を開催し、各国立大学の意向を踏まえ正式回答することとした。

法案提出の関係で国大協の方針決定を急ぐ必要があり、年末にもかかわらず、国大協首脳部は、昼夜を分かたず各国立大学と連絡を取り合い、「国立学校特別会計制度についての意見」を取りまとめ、昭和39年１月、第31回総会に諮り正式決定を行った。この意見書は、①大学における研究と教育の円滑な運営を保障するために、大学の人的・物的内容を充実させること、②国立大学の財政については、長期的観点に立って自主的・弾力的・計画的に運営できるようにすること、③一般会計の負担軽減のために独立採算をはかるようなことがあってはならないこと、④一時借入金・繰越・予算の流用・継続費等について弾力的な措置が取りうるようにすること、⑤国立大学施設の整備を促進し、内容の充実をはかること、⑥歳入超過額については、弾力条項を設け予算の円滑な運営をはかること、以上の諸点が関係法令に盛り込まれることを求めたものであり、会長談話とともに公表された。

国大協は文部省とともに特別会計制度に関する法案作成に力を注ぎ、昭和39年２月「国立学校特別会計法案」が成文化された。法案は、文部省と大蔵省の折衝を経て第46国会に提出され、昭和39年４月成立をみ、昭和39年度から実施されることになった。

この会計制度は、昭和22年に廃止された旧学校特別会計制度が帝国大学、官立大学等各学校ごとに整理されていたのに対し、全国立学校を一本とした特別会計であるという意味で、全く新しい会計制度であった。その特色は、長期借入金制度の導入、余剰金の積立、財産処分収入、財産の所管換、弾力的運用（予算の移流用、国庫債務負担行為、一時借入金、委任経理、弾力条項、余裕金の預託、支出未済額の繰越し）などの諸点にあった。

この制度の運用や制度の改善に関して、国大協会長と文部事務次官との覚書に基づき

国大協と文部省との間に「特別会計制度協議会」を設けることになり、昭和39年９月の第１回会議開催以降引き続き毎年開催され、施設整備、高等教育の拡充、学術研究体制の整備充実等の面で多くの成果をあげた。

2　施設設備の改善・科学技術行政

昭和35年11月、文部省は、国立学校の施設設備の実態調査を行った上で、理工系学生増募による必要面積を加え、国立文教施設第一次５カ年計画を策定した。国大協は、この時、文部省との緊密な連携の下に、差し迫った学生増募との関係をも考慮し、その実現のため多大の努力を傾けた。

昭和35年11月第21回総会の際、国大協は、これまで予算にかかわる三本柱として毎年要求してきた教官研究費の増額、教官等の待遇改善、施設の整備充実のうち、特に施設整備費に絞って重点的に要望することを決定した。そのため、詳細な施設整備の資料を作成し、関係者の理解を深めることに努め、各大学ごとに予算獲得運動を進めてきたこれまでの方式を改め、施設予算総枠の拡大を最大の目標に据え、国大協として、あらゆる方策を講じながら以後数年にわたって努力を重ねた。

その結果、国立学校特別会制度の導入された昭和39年度の施設整備費は前年度比1.5倍増となり、国立大学施設の充実にとって画期的な事例となった。

臨時行政調査会の報告

昭和38年12月、内閣の臨時行政調査会から、科学技術行政の制度改革をめざす「科学技術行政に関する報告案」が示された。報告案は、科学技術行政の一元的・総合的実施のために、国立大学の研究や施設設備についても国の総合調整の対象とするなど、国立大学にとって極めて重要な関係を有する内容となった。国大協は、臨時行政調査会に対し意見書を提出するとともに、関係者との意見交換を行った。

当初、この問題については第１常置委員会が中心となって検討したが、ことの重要性に鑑み、昭和39年９月、科学技術行政特別委員会を設置して調査研究を進めることとした。その後、臨時行政調査会は、内閣に対して正式に「科学技術行政の改革に関する意見」の答申を行った。これを受けて国大協は、直ちに検討を加え、昭和40年２月「臨時行政調査会の『科学技術行政の改革に関する意見』に対する意見書」を関係方面に提出し、関係者とも懇談をするなど、科学技術行政のあり方について精力的に意見の具申を行った。

科学技術基本法案

昭和40年10月、科学技術会議が科学技術基本法案を策定し、近く内閣に正式答申をする予定である旨が新聞報道された。国大協では、科学技術行政特別委員会が中心となりこれの検討を行うと同時に、各国立大学に法案についての意見を求めた上で、昭和40年11月「科学技術基本法案（未定稿）に対する意見」を科学技術会議議長及び内閣総理大臣宛てに、また、翌41年１月には、「科学技術基本法案要綱に対する意見書」を内閣総理大臣に提出したところ、大きな反響があった。この意見書では、①法案全般にわたり大学の自主的立場を規制する表現を含まない、特に長期計画の策定に当たっては大学の自主性を尊重すべき旨の明記、②従来の「科学技術」の表現との区別の明確化、③研究基盤育成のための長期計画には教育に関する事項を含まない、④研究基盤育成計画策定には日本学術会議の他に我が国科学研究者の大多数が研究の場としている大学の立場を反映させる、⑤科学技術会議（仮称）の構成は自然科学・人文社会科学両分野に配慮し大多数の科学研究者を擁する大学の立場を反映させる、⑥会議の事務機構は既存の組織に依ることなく新たに独立した事務局を設置するなど、大学の立場から真に科学及び技術に関する基本法の基本法たる実を挙げうるものとなるよう強く要望した。この法案には当時与党内部にも反対があったので、結局、法案の国会提出は棚上げされることとなった。

その後、昭和42年７月に自由民主党政務調査会が科学技術基本法についての「中間了解事項」を示し、これに基づき文部省と科学技術庁が「科学技術基本法案要綱」を取りまとめることとなった。国大協は、直ちに検討を行って「自民党了解事項に基づく法案要綱に対する意見」をまとめ、関係当局と交渉した結果、国大協の懸念した事項はおおよそ受け入れられることとなった。このようにして科学技術基本法案は第58国会に提案されたが、審議未了で継続審議となった。

一方、科学技術会議は、昭和43年３月、内閣総理大臣宛てに国として推進すべき研究に関する「産、官、学連携方策」を提出した。科学技術行政特別委員会は、これを検討するとともに、再び各国立大学に照会し、その意見を取りまとめ、科学技術庁に申し入れを行った。また同年７月には、経済団体からの申し入れにより、科学技術振興に関して大学と経済界との懇談会を開催した。

他方、国会で継続審議中であった科学技術基本法案は結局廃案となったが、衆議院科学技術振興対策特別委員会においては、その後も科学技術基本法案を国会に再提出する動きが見られたため、国大協は、特別委員会で問題点を検討し、昭和44年４月、改めて①科学技術振興基本法の審議に当たっては、学術基本法（仮称）の制定を前提とする、

②名称について、科学技術の基礎をなす学術の面が除かれていることから科学技術振興法に改める、③法案第19条における大学参加規定を明確化するための同条改正案などを盛り込んだ意見書を、衆議院科学技術振興対策特別委員会、文部大臣及び科学技術庁長官に提出した。

第４節　国際交流の推進

国際交流へ向けて

国大協の国際交流に向けた努力は、創立当初の昭和25年11月第２回総会での「ユネスコ運動の支持、国際平和、国際理解に関する研究・教育の振興を期する決議」から始まっている。終戦を経て我が国が文化国家建設に向けて再出発する時に当たり、国際理解を深め、教育・学術・文化の興隆を促進することは、国大協としても関心の深いところであった。

国際交流は第５常置委員会が担当しており、昭和31年５月第13回総会での在外研究員制度の拡充、昭和39年６月第32回総会での国交未回復国との学術交流、昭和40年11月第35回総会での客員教授受入れ、昭和41年11月第38回総会での外国人奨励研究員制度等、多くの問題について検討を重ね、関係各方面へ要望を行い、その制度充実に努力を重ねてきた。特に、昭和42年10月には、「外国人留学生等受入れに関する調査について」をまとめ、これを公表し、国際交流の進展に国大協として力を尽くした。

また、昭和40年８月第４回国際大学協会東京大会の開催、それにつづく昭和42年８月ユニバーシアード東京大会の開催に際しては、国大協はその趣旨に賛同し、大会の成功に協力するところ大であった。

第３章　中教審46答申と大学入試

〈第３期　昭和45（1970）年～昭和54（1979）年〉

概　況

中教審46答申

第２期末期に吹き荒れた大学紛争は、大学の運営に関する臨時措置法の施行に伴い、紛争の過程において提起された問題点がほとんど解決を見ないまま、収束に向かった。大学紛争の沈静後も大学進学率は昭和51年まで上昇しつづけ、前期に引き続き大学の拡充が進んだ。

大学数は昭和45年段階において382校（国立75校、公立33校、私立274校）あり、昭和54年には15%増加の443校（国立92校、公立33校、私立318校）となった。国立大学は、私立の増加率には及ばないが、前期に比べれば格段の増設（18校）が行われた。その内訳は、東京教育大学を閉学して設置された筑波大学、上越・兵庫の両教育大学、長岡・豊橋の両技術科学大学等いわゆる新構想大学、昭和48年に閣議決定された経済社会基本計画に盛り込まれた無医大県解消計画に基づく医科大学などであった。

大学進学率は、昭和45年の23.6%が昭和51年には38.6%に上昇し、昭和54年にも37.4%という水準を維持した。日本の高等教育は、戦後から数えて約30年の間にエリート的段階からマス型の高等教育へと移行したのである。

このような中において、中央教育審議会は、昭和46年６月、「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」答申を行った。当時この答申は、明治５年の「学制」施行、終戦後の教育改革に続く、「第３の教育改革」と呼ばれた。答申は、高等教育の改革課題として、これまでの高等教育に対する考え方やその制度的な枠組が高等教育の大衆化と学術研究の高度化などの社会の新たな要請に対応できなくなったため、これに対する解決策を見つけることを挙げた。高等教育の多様化と開放、高等教育機関の規模と組織運営体制の合理化、教員の人事制度・処遇の改善、入試制度の改善及び高等教育計画の樹立など、答申は全般にわたっていた。改革構想の中において注目を集めたのは、高等教育機関を５種類に種別化する構想と大学の組織を教育上の組織と研究上の組織とに区別する点にあった。

第３期における制度改革は、この中教審答申の主旨を踏まえ、種々進められた。設置基準関係としては、昭和45年度に一般教育科目に関する教育課程編成の弾力化がはから

れ、昭和47年度には他大学の授業科目を履修し単位として認定する単位互換制度がはじまった。大学教育のマスプロ化の防止と学生の学力問題がそれらの背景にあった。昭和48年には大学の新しい教育研究組織として筑波大学に学系・学群制が採用されたが、他大学への波及はなかった。

大学院設置基準の制定と学位規則の改正も行われた。これまで大学院の設置基準は、大学基準協会の大学院基準と文部省の大学設置審議会の「大学院設置審査基準要項」が用いられてきた。大学設置審議会の答申を経たのち、昭和49年６月文部省令として発せられた「大学院設置基準」は、省令「大学設置基準」から遅れること18年目にして、ようやく制定されたものである。「大学院設置基準」の要点は、①修士課程の目的を従来の研究者養成中心から高度の専門職業人養成を含む人材養成に切り替える、②大学院の組織形態を学部積み上げ型だけでなく、教育研究の内容、目的に合わせて新しく編成できるようにする、③博士課程の修業年限の編成を柔軟にし、５年一貫制の博士課程も置けるようにする、以上の３つに要約される。

省令制定を踏まえ、昭和51年５月学校教育法が改正され、大学院大学が新設されることとなった。省令第68条によれば、大学院大学は「教育研究上特別の必要がある場合においては、第五十三条の規定にかかわらず、学部を置くことなく大学院を置くものを大学とすることができる」とある。これは独立大学院大学（あるいは独立研究科）とも呼ばれた。大学院大学は、大正期以来伝統的観念となっていた学部中心主義的な大学観を修正するとともに、高度な学術研究、職業人養成などに対応する措置として、戦後大学史にとって一つの画期といえる。昭和49年６月には学位規則の一部改正が行われ、それまでの博士、修士の学位に加えて学術博士が置かれた（現在は廃止）。この時改正された学位規則によれば、「博士の学位は、専攻分野について研究者としての自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有する者に授与するものとする」となり、従来の「独創的研究」、「研究を指導する能力」といったイメージを払拭した。

第１、２期を通して、戦後の高等教育政策に計画的な整備はなかった。科学技術振興のための理工系人材の養成といった時局的、便宜的な計画はあったが、全体にわたる計画的整備はなかった。先の中央教育審議会は、その答申の中ではじめて「高等教育の整備充実に関する国の計画的な整備」を要望した。昭和47年に文部省におかれた高等教育懇談会により高等教育計画策定に着手され、昭和51年３月に「高等教育の計画的整備について」（昭和50年代前期高等教育計画）がまとめられ、54年12月に「昭和50年代後期高等教育計画」として改定された。

入試改善

共通１次学力試験実施（昭和54年１月）
（毎日新聞社提供）

大学入試の改善については、国立大学協会における長年の調査研究などを踏まえ、国公立大学において、昭和54年度入学者選抜から、共通第１次学力試験（以下、共通１次試験と略称）を取り入れた新しい選抜方法が実施されることとなった。共通１次試験は、高等学校段階の一般的かつ基礎的な学習達成度を問う良質な問題の確保と各大学の第２次試験との適切な組み合わせによる多角的・総合的な評価を通じて、きめ細かで、丁寧な入試の実現を目指して導入された。また、共通１次試験の導入と同時に、国立大学入試のⅠ期校・Ⅱ期校制が廃止された。

大学財政と会計制度

国立学校特別会計が発足した昭和39年度の歳出予算額は1,400億円足らずであったが、45年度には3,000億円近くに達し、その後、54年度まで特別会計の歳出予算規模は年平均約16.0%というペースで増加したが、国立学校特別会計への一般会計からの繰入率は、昭和45年度の83.0%から、昭和54年度には75.6%に下がった。

国際交流の推進

学術研究の国際協力や留学生交流など国際交流を促進するため、昭和49年文部省に学術国際局が設置され、一元的に国際交流の施策が展開されることとなった。第３期においては、留学生交流の量的拡充が着実に見られるとともに、昭和54年５月に締結された日米科学技術協力協定などの政府間協定による事業の実施、国際共同研究や研究者交流の拡大など、国際交流の進展がみられた。

また、昭和51年度には学校教育法施行規則が改正され、年度途中における学生の入学、卒業を認めることにより、留学生交流の推進がはかられた。

学生の厚生補導

昭和40年代半ばに激化した大学紛争は、急速に沈静化の方向に向かった。大学進学率の上昇は、多種多様な学生を生みだし、このため、学生の厚生補導も多様化が求められ、

学生生活についてのカウンセリング、厚生施設の整備、就職問題、育英奨学などに積極的に対応することが必要となった。

特に就職問題については、昭和28年以来大学団体と企業側団体により就職協定の申し合わせが行われてきたが、昭和46年から47年には高度経済成長の好景気に支えられ、企業の求人活動が激化し、大学３年次の後半に就職が内定するなど、青田狩り問題が生じた。このため、昭和47年11月には新たに中央雇用対策協議会により、求人活動開始５月１日、選考開始７月１日と定められた。また、昭和48年に発生したオイルショックの影響を受けて、景気は急速に悪化し、一部企業において、昭和50年４月入社内定者に対して採用内定取り消し、自宅待機が行われた。この事態を打解するため、接触開始10月１日、選考開始11月１日とする申し合わせ及び決議が行われた。これ以降、就職活動は10―11月協定により行われることとなった。

また、日本育英会を中心として行われてきた育英奨学事業は、この時期、逐年貸与金額及び人員の増加がはかられた。

第１節　46答申と大学改革

１　中教審答申と大学の自主的改革

中教審「高等教育改革基本構想試案」への対応

昭和43年から44年にかけ大学紛争の波が東京大学をはじめとして各地の大学に波及するなかで、大学のあり方が社会的な論議の対象となった。このような状況の下で、昭和45年１月に、中央教育審議会が「高等教育の改革に関する基本構想試案（中間報告）」を公表した。これを受けて国大協では、緊急に大学運営協議会各研究部会で検討し、翌２月に問題点を取りまとめ、各大学に参考として送付するとともに、各大学から中央教育審議会中間報告に対する意見の提出を求め、各大学の意見を「中教審『基本構想試案（中間報告）』に対する各国立大学の意見」としてまとめ、同年４月に刊行した。また、第１常置委員会では、各大学の意見を参考にし「中教審『高等教育の改革に関する基本構想（中間報告）』に対する見解」をまとめ、昭和46年４月関係方面へ送付した。

昭和45年６月第46回総会において、大学改革についての情報交換が行われ、国大協として大学改革にどのように処すべきかが議論された。その結果、大学運営協議会の各研究部会において検討を進めることとした。

一方、中央教育審議会で「高等教育の改革に関する基本構想」の最終案が近く審議さ

れる状況であったこともあり、国大協としては、新たに「大学問題に関する第２次調査研究」を実施することにした。そのため、昭和45年２月に公表した「大学問題に関する調査研究報告書（中間報告）」に収録された各大学の改革案を再検討し、「中間報告」を補正改訂することとした。「中間報告」では、各大学の意見が並列的に述べられている部分が多かったが、今次は深く掘り下げ、各大学共通の理解と拠り所を探り、改革の方向性を求めるよう努力することを方針として、調査研究を重ねた。その結果は、昭和46年６月第48回総会に「大学問題に関する調査研究報告書」として提出され、承認を得た。

折しも総会の直前６月11日中教審の最終答申「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」が発表されたこともあり、総会では、この答申に対して国大協として意見を表明したらどうかという第１常置委員会の提案について論議された。その結果、「最終答申は、その方向および内容において、われわれと一致しない点が少なくなく、多くの重大な問題を含んでいる」ので、「政府においても中央教育審議会答申にとらわれることなく、大学の自治と主体性を尊重し、大学の自主的改革を促進するという基本的態度をとるよう」期待する旨の会長談話を付して、前記の調査研究報告書を公表することとした。

大学改革に関する調査研究報告書

昭和46年11月第49回総会において、大学改革問題に関して、①昭和44年11月第45回総会における「各大学における大学問題の改革についての申合せ」に関し、その大学固有の問題を除き、他の大学にも影響を及ぼす問題及び法令その他制度上各大学共通の制度的な問題について、国大協として問題解決をどのように進めていくか、②文部省は昭和46年６月の中央教育審議会の答申を受け、大学改革推進本部を設けて改革を具体的に進める態勢にあるが、国大協として、それにどのように対応していくか、以上の２点が議論された。

第49回総会の論議を受け、昭和47年３月、大学運営協議会と理事会の合同会議で協議し、大学問題に関する第三次の調査研究を実施することを決定した。実施方法としては、まず「大学問題の問題点」を整理して、これについての各大学の意見を聴取することとした。その調査結果を踏まえ、昭和47年６月第50回総会、同年11月第51回総会及び昭和48年６月第52回総会で慎重に論議した上で、「大学改革に関する調査研究報告書」として取りまとめを行い、昭和48年12月第53回総会での承認を得て大学運営協議会名で公表し、各大学のほか文部省をはじめ関係各方面に送付した。

この調査研究報告書は、昭和46年６月の「大学問題に関する調査研究報告書」をさら

に一歩進めたもので、昭和46年の報告書で指摘された問題点や、その後の各大学における改革への取り組み、中央教育審議会答申で浮び上ってきた問題について掘り下げた検討を行うとともに、具体的に何が実施可能であるかについて分析し、大学改革の具体的な方策を調査研究したものであった。いわば大学改革に関する国大協としての３次にわたる調査の締めくくりをなすものであった。

大学紛争を契機とした各大学の改革は現実の諸条件のもとで次第に地についた前進を示しつつあると外部から評価を受けたが、この第３次調査研究報告書が、各大学の自主的な改革の試みを具体化していく上で、大きな参考となったものと思われる。

なお、大学運営協議会は、東京教育大学が筑波大学に移行する問題に関して、今後の各大学のあり方に大きな影響を与えるものと考え、その問題点を検討した結果を「筑波大学に関連する法的措置についての問題点」として取りまとめ、昭和48年３月、会長談話とともに公表し、文部省、日本学術会議、衆参両院文教調査会等に要望した。

２　一般教養の改善

大学における一般教養・教養課程調査

昭和42年７月大学設置基準特別委員会を改組して設置された教養課程に関する特別委員会は、教養課程における専門教育との格差の現実や、大学改革を機に「教養」教育をいかに整備していくかなど、教養課程のあるべき姿について審議した。同特別委員会は、昭和46年５月、中央教育審議会の答申が近く発表されることも考慮して、未解決のまま残されていた外国語・保健体育の問題についてアンケート調査を実施し、その結果を踏まえて昭和47年11月第51回総会に「一般教育と教養課程並びに外国語教育及び保健体育に関する実情調査報告書」を提出し、承認を得て、各大学に自主的改革の参考資料として送付するとともに、関係方面に配布した。

同特別委員会は、その後活動を休止していたが、昭和51年８月理事会の意向を受けて再開され、教養課程の改善に関する研究の一環として、当時いくつかの大学で進められた教養部組織の改編の実態についての調査を行い、「教養課程組織改編に関する調査報告書」を取りまとめ、理事会の承認を得て、昭和54年６月第64回総会に提出し、各大学の教養部改編の参考に供した。

3　大学格差問題

昭和38年６月、大学間の格差是正をはかるために設置された新設大学拡充特別委員会は、昭和43年５月開催の委員会を最後に活動を中断したが、大学間格差にかかわる問題は、第１常置委員会において、大学の組織・制度上の問題として取り上げられ、同委員会の中に設置された格差是正小委員会で検討されることとなった。小委員会では、昭和47年11月、それまでの検討結果を「第１常置委員会格差是正小委員会中間報告」として取りまとめたが、これは部内限りの資料として公表されなかった。

その後第１常置委員会では、この問題を新設大学拡充特別委員会に委ねることとし、それまで小委員会が検討した資料を「格差是正に関する報告書」としてまとめ、昭和49年10月新設大学拡充特別委員会に手渡した。

新設大学拡充特別委員会は、昭和49年11月第55回総会の際、大学格差問題特別委員会と改称されたが、引き継いだ資料を基に検討を重ね、昭和51年１月「格差是正に関する報告書（案)」をまとめ、各大学に送付して意見を求めた。同委員会は、各大学の回答を受けて審議を重ねた。格差問題については、大学の種別や置かれている状況も多岐にわたり、何をもって格差と見なすかについて多様な立場がありうるだけでなく、国の高等教育に関する方針や財政問題等も関係するため、同委員会は、なお時間をかけて引き続き慎重に審議することとしたが、報告書案に寄せられた多数の大学の賛意と問題解決への強い要望を考え、若干の修正を加えて中間報告をまとめた。中間報告は昭和51年６月第58回総会に報告され、承認を得た。

この中間報告は、格差問題検討の経過、格差問題の本質、当面する具体的諸問題、国立大学の予算算定基準とその改善策、格差是正のための提案からなり、格差是正については、単なる差異を問題とするのではなく、不合理な格差を取り上げて是正をはかるとともに、大学院をも視野に入れて検討する必要があるとした。報告書は、各大学に参考として配布され、外部には文部省に限り説明用として送付された。

4　図書館の改革

昭和42年６月に設置された図書館特別委員会は、国立大学附属図書館のあり方、特に時代の急激な変化と情報化時代の到来に即応して図書館の近代化をはかり図書館改革を進める必要性について審議を重ね、昭和45年及び50年にアンケート調査を実施し、それ

ぞれ「大学の教育・研究に対する図書館の在り方とその改革について」（第１次報告・第２次報告）としてまとめ、各大学をはじめ関係方面へ配布した。

さらに、昭和54年６月には、学術審議会が文部大臣の諮問に応えて、「今後における学術情報システムの在り方について」と題する中間報告を公表したが、これは、大学附属図書館にとっても、時代を反映する図書館改革を促す内容となっており、今後国立大学図書館協議会と密接に連絡を取り合い対応していくこととなった。

5　大学院の拡充整備と附置研究所

大学院の拡充

昭和47年４月、大学設置審議会大学基準分科会が大学院及び学位制度の改善について中間報告を提出したため、国大協は、これについて検討した結果を「大学院および学位制度の改善について（中間報告）に対する見解（未定稿）」として取りまとめ、昭和48年６月の第52回総会での審議を経た上で、さらに各大学の意見をも参照して成案を練り、同年11月文部省に要望書として提出した。

国大協は、大学院の問題は大学の教育・研究の根幹に触れる問題であるとして、第１常置委員会に大学院問題小委員会を設置し、各大学が構想している大学院の拡充整備計画の内容を調査してきたが、一連の大学院に関連する法令改正に伴い、各大学の大学院構想をどのように適応させるかについて、相互の情報交換が必要であるとして、各大学に照会した。そして、その回答結果を分析し共通する事項を取りまとめ、大学院に関する要望書として関係方面に提出した。

昭和51年11月には、高等教育懇談会が近く中間報告を公表する予定であったため、修士課程の充実についての意見を取りまとめ、高等教育懇談会宛てに「大学院問題に関する要望（その１）について」を提出した。続いて昭和52年２月、博士課程の増設及びその整備充実について、大学院問題懇談会宛てに「大学院問題に関する要望（その２）について」を提出した。さらに、昭和53年１月、博士課程を持つ連合大学院・総合大学院の新設についての要望を取りまとめ、同じく大学院問題懇談会宛てに「大学院問題について」を提出した。

大学院問題懇談会は、これらの国大協の意見などを参照し、昭和53年８月に最終答申を発表した。答申は、国大協が要望してきた連合大学院・総合大学院の設置を一応認めはしたが、慎重に漸進をはかるとの結論であった。

附置研究所の改革

昭和42年６月に設置された研究所特別委員会は、当初共同利用研究所に係る研究と教育の問題を取り上げたが、大学紛争等による中断を経て昭和46年に活動を再開した。

再開後の特別委員会は、国立大学の附置研究所の現状分析を行い、研究所が抱える問題点を明らかにすることを目的として、わが国の研究体制における研究所の意義、附置研究所と学部との協力関係、大学院教育に対する附置研究所のあり方、研究交流の方法、研究所の機能向上のための重点項目等について検討することとした。特別委員会は、研究所長会議の協力を得て調査研究・協議を重ね、「大学における研究所に関する調査研究報告書」を取りまとめ、昭和49年６月第54回総会に報告し、公表した。

6　教員養成・医学教育の改善

教員養成制度の改善

第７常置委員会は、これまで、教員養成制度改善のため、２年課程の廃止、施設設備の充実、教員需給、免許制度、試補制度、教育課程の基準、修士課程の設置等各般にわたる諸問題について検討し、しばしば要望書を提出してきたが、昭和45年11月には、「教員養成制度について（中間報告）」と題する報告書を取りまとめ、関係方面に配布した。

昭和46年６月第48回総会において、第７常置委員会の委員構成には教員養成系大学に集中する傾向があって、当初の目的を十分に達成しえない状況にあることに鑑み、同委員会を廃止して教員養成制度特別委員会を発足させることとなった。特別委員会は、上記の中間報告で取り上げた事項を引きついで検討を重ね、昭和47年11月「教員養成制度に関する調査研究報告書―教員養成制度の現状と問題点―」を作成し関係方面に送付した。さらに、昭和46年６月の中央教育審議会の答申に関連して教員養成問題について論議が高まってきたため、特別委員会は大学院設置基準、一般大学における教員養成について検討することとし、昭和49年11月「教育系大学・学部における大学院の問題」、昭和52年11月「大学における教員養成―その基準のための基礎的検討―」を取りまとめるなど、調査研究活動を積極的に展開し、その成果を各大学の参考に供した。

医学教育の改善

昭和42年６月第39回総会において、医学部は附属病院という現業的性格を持つ施設を抱え、長期にわたる卒後研修を必要とすることから、他学部とは別に対処する必要があ

るとして、医学教育に関する特別委員会を設置し、検討を進めることとなった。

特別委員会は、昭和40年代に入り、我が国の医学教育の場における「大学問題」の本質を探りその原因を究明して、医学教育の根本的改善をはかることを目的として設置されたものであるが、当時はインターン制度（昭和21年８月国民医療法施行令の一部改正により導入された医師の実地修練制度）が問題となっていた時期であり、特別委員会としても、この問題への対処に追われたが、昭和43年５月に成立した臨床研修制度の発足により事態はようやく収拾に向ったので、本来の課題である医学教育のあり方の検討に取り組むこととなった。

大学紛争の際、医学部の講座のあり方や卒後研修について厳しい批判の声が上ったが、医学部や附属病院の抱える問題を把握できても、その改善の具体策となると、現状の壁は厚く意見の集約をはかることは難しかった。委員会は、昭和50年10月医学教育の改革に関する報告書案を作成し、各大学に送付して意見を求めた。委員会では、各大学からの意見を踏まえて改訂作業を行い、翌51年２月「医学教育の改革に関する調査研究報告書」としてまとめ、理事会の承認を得て、文部省・厚生省の事務次官宛て送付した。この報告書は、医師たる者の資質として人間形成が肝要であるとし、入試方法の改善、望ましい医学教育の具体策を検討する公的機関の設置を要望するとともに、卒前・卒後の教育・研修の改善策を提言した。また、臨時行政調査会の部会において審議されていた医師養成制度に関しても適宜対応を検討した。

第２節　大学入試の改善

１　Ⅰ・Ⅱ期校制の廃止

国立大学の入試に関しては、新制大学の発足以来Ⅰ期校・Ⅱ期校制をとってきたが、Ⅰ期校・Ⅱ期校間の格差意識など当初予想しなかった種々の不都合が生じてきたため、早急に改善をはかる必要があるという声が上がり、昭和43年10月入試期特別委員会を設置し検討を重ねた。しかし、問題が微妙であるため容易に結論を得ないうちに、大学紛争の関係もあって一時は解決の目処も立たない状況であったが、各大学へのアンケートを繰り返す中で次第に入試期日の一本化の方向へ傾いていった。昭和48年12月第53回総会での白熱した論議を経て、翌49年６月第54回総会における審議の結果、最終的に一本化の方針が固まった。

2　共通１次試験の導入

入試調査特別委員会の設置

国大協は、進学適性検査（昭和25～29年度）に次ぐ統一テストとして昭和42年度から導入された能研テストがわずか２年で廃止となったため、入試期日の問題と並行して、能研テストに代る統一テストの導入についても審議を始めたが、両者はあくまで別個の問題として扱われた。

一方、高校側は、入試期日の一本化には２回受験の機会を失うものとしてあまり賛成ではなかったが、統一テストの実施を熱望していたため、入試期日の一本化と統一テストとが同時に実施されるならば受け入れてもよいという条件を出した。

統一テストに関する問題は、第２常置委員会で検討されており、昭和45年11月第47回総会において、国立大学の「共通第１次試験」として統一テストを課してはどうかという提案を盛り込んだ「大学入試制度改革について」が了承され、国大協として今後共通１次試験実施の可否、方法等について検討していくことが決定された。翌46年２月の理事会において、この問題の重要性に鑑み、入試調査特別委員会を設置して検討することとなった。

同特別委員会は、昭和46年３月第１回委員会を開催し、能研テストの関係者や東京大学入試制度委員会等各方面の意見を聴取するなど鋭意検討を進め、その結果を昭和47年９月「全国共通第１次試験に関するまとめ」として各大学に送付するとともに、これに対する意見を求めた。

共通１次試験実施へ

一方、文部省は、昭和48年度予算に5,000万円を計上し、入試調査委託費として国大協に交付する方針を立てたため、国大協は慎重に審議した結果、これを受け入れることとし、昭和48年６月新たに入試改善調査委員会を設置して共通１次試験実施のための調査研究に取り組むこととなった。昭和49年３月には「国立大学入試改善調査研究報告書―中間報告・昭和48年度―」を取りまとめ、文部省に報告するとともに、各大学・各高等学校に配布し説明会を開催すると同時に、各大学の意見を求めた。

共通１次試験の実施についての調査研究は、翌49年度にも文部省の委託費を受け継続された。この年度には、全国の高校３年次の希望者を対象として、試験問題の実地研究を実施した。その後も毎年度同様の実地研究を繰り返し慎重に検討する過程で、昭和51

年６月第58回総会で「共通第１次試験は大学の入試改善に資するものと判断する」という「見解」が採択された。その後、残された問題について文部省とも協議した上で、同年11月第59回総会において、「昭和54年度から共通第１次試験の実施が可能と考えられる」との決議がなされ、文部省に対して、共通１次試験実施による大学入学者選抜方法の改善についての要望書を提出した。

なお、国立大学入試改善調査研究に係る文部省の委託費は、昭和48・49年度は国大協が直接受け入れたが、昭和50年度からは国立学校特別会計に計上し関係各大学に交付されることとなったため、国大協は東京大学に国立大学入試改善調査施設の附置を依頼し、調査研究を進めた。その後、共通１次試験の実施が本決まりとなり、昭和52年５月大学入試センターが設置されたのに伴い、国立大学入試改善調査施設は大学入試センターに移行することとなった。

こうして国大協は、多年の懸案であった入試改善に関し、Ⅰ・Ⅱ期制の廃止と共通１次入試の実施とを併せて昭和54年度から実現できることとなった。この結果、国立大学の入試は、共通１次試験と各大学が行う２次試験（個別学力試験）とを組み合せた方式で行われることとなった。大学入試の改善は大学自体の問題であると捉えて、最初から最後まで国大協が中心となって自主的に活動を展開し、ついに当初の目的を達成したことは、国大協にとって極めて重要な意味をもつものであった。

昭和54年１月、第１回国公立大学全国共通１次試験が大学入試センターと各大学の協力のもと、34万人余の入学志願者を対象に実施され、大きな混乱もなく遂行された。次いで翌55年１月に実施された第２回共通１次試験も、初回に続き順調に運営された。

なお、もともと共通１次試験は国立大学が協力して行うものとして考えられたものであるが、公立大学協会が当初から共通１次試験を利用したいという希望を表明したため、国立大学を主管大学として、近くの公立大学がこれに協力して試験を実施することとされた。

第３節　国大協会員校の増加と組織整備

加入大学の増加

国大協は、昭和25年70大学で発足したが、創立30年を迎えた昭和55年には加入大学は93を数えるに至った。第１期の10年間には２大学、第２期の10年間には３大学が新規に加入したのみであったが、第３期には、無医大県解消計画に基づく医科大学12校、新構想大学として高等専門学校卒業者等を受け入れる技術科学大学２校、現職教員の大学院

教育を担う教育大学２校、また司書等の養成を担う図書館情報大学など、新設校19大学が新たに加入した。減は筑波大学への移行に伴い閉校となった東京教育大学１校のみであった。

常置委員会の再編と特別委員会の設置

昭和42年６月、教養課程に関する特別委員会（一般教育に関する特別委員会の改組）、医学教育に関する特別委員会、図書館特別委員会、研究所特別委員会の４つの特別委員会が新設され、大学運営協議会が扱ってきた問題の一部はそれぞれの特別委員会の所掌となったが、昭和46年６月、昭和27年の第５回総会以来踏襲されてきた各常置委員会の委員選出方式の見直しを行うと同時に、第７常置委員会を教員養成制度特別委員会に改組した。さらに、昭和52年５月には、大学入試センター発足により、入試期特別委員会、入試調査特別委員会、入試改善調査委員会はその役割を果たして解散した。

この結果、創立30周年を迎える昭和55年時点では、第１から第６までの６つの常置委員会、教員養成制度特別委員会、医学教育に関する特別委員会、教養課程に関する特別委員会、図書館特別委員会、大学格差問題特別委員会、科学技術行政特別委員会、研究所特別委員会及び教職員の厚生等に関する特別委員会の８つの特別委員会、大学運営協議会及び文部省と国大協で構成する特別会計制度協議会という体制となった。

大学運営協議会のあり方

大学運営協議会は、昭和38年２月の設置以来、大学の管理運営問題・大学改革問題等大学の存立にかかわる重要な問題について精力的な活動を続けてきたが、昭和50年代を迎えて大学が静謐（せいひつ）を取り戻し、管理運営の基本にかかわる格別の検討課題も提起されないまま、活動を休止していた。

昭和53年11月第63回総会の席上、同協議会が数年間にわたりまったく開催されていない現状に対し、年２回以上の開催を定めた大学運営協議会規程実施細則の趣旨にもとるものであり、同協議会のあり方について再検討すべきであるとの提起がなされた。このため、同協議会及び理事会で検討することとなり、数度にわたる協議の結果、同協議会の運営に関する根本的検討は後日に委ね、当面は実施細則から年２回以上開催という語句を削除し「必要の都度開催」すると改めることとして、昭和54年11月の第65回総会に提案し承認を得た。

第４節　教職員の定員削減と待遇問題

１　定員削減問題

昭和43年度から政府は、予算の硬直化を避け財政の健全化をはかるための措置として、それまでの欠員不補充措置に代えて、定員削減措置を実施することとした。国大協は当初から国立大学の適用除外を要望しつづけてきたが、第三次以降教官及び医療職、海事職（一部を除く）について適用除外が認められることとなった。その反面、行政職については他省庁並みに削減が行われたため、教官・学生の増員に逆行する現象を生じた。第６常置委員会は、これにより国立大学が蒙った深刻な影響について、その現状を昭和53年11月「国立大学における定員削減の現状と問題点」と題する報告書にまとめ、公表した。

昭和55年度から始まる第五次定員削減についても、行政職の適用除外は認められなかったが、国大協は、上記の報告書に基づき文部省・行政管理庁に対し繰り返し削減率の抑制を要望した。この結果、昭和52年度からの第四次の削減率（削減数）は4.2%（1,923人）であったが、第五次においては3.0%（1,403人）に押さえることができた。

２　教職員の待遇改善

大学教官の給与改善

第６常置委員会給与問題小委員会（昭和47年９月設置）は、昭和48年４月、抜本的な待遇改善案として「国立大学教官等の待遇改善に関する報告書（案）」をまとめた。報告書案は、俸給水準の大幅な引上げ、俸給体系の大幅な是正、職階制の変更（教授、助教授、講師を「教授」に、助手のうち研究助手を「研究員」に名称を変更し、整理統合する）、「教授」については再任を認める任期制の採用などを内容としていた。この案に対して、理事会及び関係委員会等で審議を重ねた結果、抜本的改善案であるだけに大学制度全般にかかわる問題となるため、にわかに決定すべきではないとして先送りした。

その後、昭和50年２月の理事会において、①これまでの第６常置委員会の審議経過と原案に対する各委員会の意見をまとめ、問題提起の意味を込めて「資料」として残しておくこと、②各委員会の意見の共通事項をベースにすえ、さらに小委員会において改善案を検討することが決定された。

昭和50年11月第57回総会において、第６常置委員会の「国立大学教官等の待遇改善問題に関する調査研究経過報告書（案）」刊行の件と「大学研究調整額」を全教官に支給する案が提起された。「大学研究調整額」は、昭和49年２月に公布された「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法（人材確保法）」により生じた義務教育教員の給与と大学教官の給与との逆転現象を解消するために考案されたものであった。

助手の待遇改善と研究技術専門官制度

第６常置委員会は、助手の待遇改善をはかるため、第１常置委員会と協力して給与問題小委員会を設置し検討を重ね、昭和53年５月、助手と教務職員の職務内容等に関する実態調査の結果を取りまとめ、「国立大学における助手の任用並びに職務実態に関する調査報告書」として公表した。助手の待遇改善も大学制度にかかわる問題であるが、制度問題の解決には日時を要するため、当面は現行制度の下で待遇改善をはかることとして、助手定員の一部を講師に切りかえる方向で第６常置委員会で検討することとした。

また、第６常置委員会は、研究技術専門官制度に関しても、大学・研究所の技術系職員の待遇改善をはかるため、第１常置委員会との合同小委員会を設置して検討を重ねた結果、昭和53年11月「研究技術専門官（俸給表の新設）の構想試案に関するアンケート調査結果」を取りまとめ、研究技術専門官俸給表の新設の要望を関係方面に送付した。この要望では、１等級（技官）の最高額を部長（行政職（一）の２等級）に相当する水準に引き上げる試案を示した。

なお、昭和51年９月国家公務員の週休二日制の試行に合わせ、教官の週休二日制についても検討したが、教官の職務の特殊性からして、実施の前提として事務の合理化及び機構改革など検討すべき問題があるとされた。また、大学教官の研究休暇制度に関しては、私立大学ではすでに実施している向きもあり、国大協でも昭和48年12月の「大学改革に関する調査研究報告書」の中でその必要性が述べられているが、引き続き慎重に審議することとされた。

３　教職員の厚生

昭和45年６月の理事会において、国立大学における教職員の厚生施設等の諸問題を検討し、対策を考えることを目的として、教職員の厚生等に関する特別委員会が設置された。国立大学においては、学生の厚生についてはある程度の基準が立てられているが、

教職員については何の基準もなく、一般官庁に比して厚生施設が甚だ不十分であったので、特別委員会は第４・第６常置委員会とも連絡を取って検討することとした。

昭和45年11月、特別委員会は、衛生・医療、福利厚生、職員宿舎、厚生経費、健康診断、診療室、食堂、保育所等、教職員の厚生全般にわたる現状調査を行い、問題点について検討し、国立大学教職員の厚生等に関する問題点を取りまとめた。続いて、昭和46年３月には、公務員宿舎の現状とその整備計画について文部省からヒアリングを行い、国大協として独身寮と地方大学の宿舎を重点に要望書を提出し、大蔵省より宿舎割り当て配分を引き出すことができた。

昭和46年６月には、長い間の懸案事項であった教職員のための学内保育所問題について要望書を提出し、文部省の協力を得て、①共済組合経営とする場合、②勤労婦人福祉法案による場合、③地域保育所または職域保育所の形式による場合等、各種の案について検討した。こうした取り組みの結果、昭和50年度予算において、文部省として初めて看護婦確保のための若干の予算計上を見た。

また、昭和49年６月、国立大学事務局長会議の国大協会長宛て要望書の趣旨を汲んで、国家公務員共済組合の年金額について、①物価変動等に合わせて自動的にスライドさせること、②算定基準を平均俸給ではなく、年金額決定時の給与に置き換えることを盛り込んだ要望書を作成し、国大協名で関係方面に提出した。

第５節　大学財政の現状と課題

第６常置委員会は、昭和48年６月第52回総会において、大学財政に係る積算基準、施設基準、学費、学寮の経費負担区分等の再検討を促すため、国家予算と文教予算の比較、物価指数と文教予算の関係等、大学財政の基本的な諸問題を分析した「大学財政白書」を作成することを提起した。これを具体化するため、昭和50年７月大学財政小委員会を設置して調査研究を進め、その成果を「国立大学の財政の現状と問題点」として取りまとめ、昭和53年６月第62回総会に報告し、了承された。

この報告書は、国立大学財政の基本的特色、国立学校特別会計制度、国立大学財政の諸基準、国立大学財政の運用、国立大学財政の内容からなり、諸外国や戦前の大学財政に比して貧困な状況にあることを指摘し、国民所得増加率、国家予算増加率、物価上昇率に比して大学財政の規模拡大が立ち遅れており、大学の研究・教育の発展を阻害していることを明らかにし、早急な改善を訴えた。

第６常置委員会がまとめた上記「国立大学の財政の現状と問題点」によれば、昭和39

年に国立学校特別会計制度が復活して以来すでに15年を経過しているが、昭和51年度の一般会計歳出予算は昭和41年度の5.63倍であるのに対し、この間の国立学校特別会計への繰入れは3.99倍、国立学校・大学附属病院の施設整備費等は4.33倍に止まっている。こうして国立学校特別会計は、当初期待されたほどの伸びを見せなかったため、国立大学における教育・研究の物的基盤には依然として大きな問題が残っていた。

第6節　国際交流の進展

国際交流の推進

第5常置委員会は、外国人留学生の受入れ促進に関連して、昭和46年6月第48回総会に「大学の研究・教育における国際交流を活発にするための予算措置に関する要望書」を提案し、その承認を経て、関係方面へ提出した。また、昭和49年11月には、「外国人教員、在外研究員及び留学生等に関する実態調査報告書」を取りまとめた。報告書によれば、外国人教員の総数は361人（常勤・非常勤の重複を含む）であり、その半数以上が語学関係の専門教育に従事していた。その処遇については、現行制度（当時）の通りとするか、日本人教員と同等の待遇にするかに意見が分かれていた。

このような活動の結果、在外研究員の増員、外国人教員・客員教授の処遇改善、留学生事業の拡充、単位互換制度の実施、教官・学生の交換交流の拡大、発展途上国との交流改善等の諸問題について、文部省の努力及び大蔵省の理解と相俟って、かねて国大協が念願してきた方向に向って前進を見ることとなった。

学長の国際交流

学長の国際交流は、時代の要請もあり、教官・学生の国際交流が活発化するに伴い、昭和42年頃から第5常置委員会で検討が加えられてきたが、昭和50年6月、会長の諮問に応えて「学長の国際交流について」報告をまとめ、第56回総会の承認を経て、文部省に予算措置を要望した。

外国大学の学長招致事業は、昭和49年9月の西ドイツ・ケルン大学長等6学長の招聘から始まったが、その後、昭和50年フランス（3学長)、昭和51年タイ（3学長)、昭和52年マレーシア（1学長)、昭和53年フィリピン（3学長)、昭和54年オーストラリア（3学長）と続けられ、来日学長は、国立大学・文部省の訪問、第5常置委員会委員との懇談などを行っている。わが国からも、昭和48年6名の学長等が西ドイツから招待を受けたのを始めとして、昭和53年には、それぞれ3名の学長がタイ、オーストラリアを

訪問し、相互交流を果たした。

こうした国際交流の進展に関連して、①相互の交換交流、②情報交換の継続、③日本語教育の問題、④外国人留学生の単位取得等について、今後取り組むこととなった。

第７節　学生の厚生補導

１　学生運動の沈静と就職問題の深刻化

昭和43年から44年にかけて全国各地の大学に波及した大学紛争の余燼がくすぶる中、国大協は、大学運営協議会を中心に検討を進め、昭和45年２月「大学問題に関する調査研究報告書（中間報告）」、昭和46年６月「大学問題に関する調査研究報告書」を各大学に配布し、学生運動に対する大学の対応の参考に供した。

昭和40年代末には大学紛争は沈静化したが、昭和48年秋のオイルショックを契機とする不況の到来によって学生の就職問題が深刻化した。

学生の就職問題については、昭和28年６月、大学側・業界側の協議により、大学が求人側に対し卒業予定者を推薦するのは10月１日以降とするという申し合わせが行われて以来、この方式が国公私立大学を通ずる原則となってきたが、高度成長の続いていた昭和45年頃から企業側の競争が激化し、いわゆる青田買いの様相が一段と著しくなり、学生の方も申し合せを無視し自由応募の形式を取る者が多くなってきた。昭和47年には、文部・労働両大臣が協議し、これの是正を経済団体に申し入れるとともに、労働省は産業界との間に中央雇用対策協議会を設け、連絡調整機関とした。同年11月中央雇用対策協議会は、青田買い防止のため、求人活動開始５月１日、選考開始７月１日とする「新規大学卒業予定者の早期選考防止に関する決議」を行った。

しかし、世界的なオイルショックでわが国の企業も大打撃を受けるに及んで、一転して採用内定者の取り消し、自宅待機などの事態が発生するに至ったため、国公私立の各大学各団体は大企業に対して長期的視点に立って人材採用を行うよう要望するとともに、中小企業に対して真剣に求人開拓を行った。このような状況の変化を受け、昭和51年度から「企業と学生の接触開始10月１日、選考開始11月１日」とする協定が実施されることとなったが、その後、不況下にもかかわらず、年毎に協定違反が目立つようになり、協定は空文化していった。

学生の就職問題は、大学教育そのものではないが、学生が実社会に踏み出す第一歩であり、学生自身にとってはもとより、送り出す大学側にとっても関心の深い問題であっ

た。特に、採用選考は学生の在学中に行われるため、それが無秩序に行われることは、就職にかかわる不公正を生み出したり、卒業直前の教育を乱すなど、大学としても放置できない問題であった。このため、国大協としては毎年協定順守を呼びかけてきたが、徒労に終った。

2 学寮問題

学寮に関する調査研究

国大協は、創立以来学生の就学条件の改善のために学寮の整備充実に努力してきたが、反面学寮は学生運動の拠点となり、管理運営上の問題が生じることも少なくなかった。とりわけ、大学紛争の渦中には、これが大きな問題となった。このような状況の下で、国大協では、昭和44年頃から第3常置委員会及び第4常置委員会でそれぞれ学寮問題の検討が重ねられてきた。

昭和44年9月より両常置委員会は、合同委員会を開催して検討を進めるとともに、学寮に関する小委員会を設け、各大学に対し学寮に関するアンケート調査を行った。その結果は、「学寮に関する調査研究（資料）」として取りまとめられ、昭和46年11月第49回総会に提出された。しかし、各大学とも学寮問題を抱えているが、その実情は様々であり、報告書の公表は却って混乱を大きくする恐れがあるとして、この際は調査研究を一応打ち切った形として公表せず、学長の参考資料扱いとすることとされた。

その後、昭和50年6月第56回総会において、医科大学等新設大学における学寮設置や、既設学寮の改築問題に関連し、再び学寮のあり方を検討されたいとの要望が出された。このため、第3及び第4常置委員会では、前回調査の経緯からして国大協として統一見解をまとめるのは困難ではないかとの意見も出されたが、学生の居住条件の整備に問題を絞って前回の調査を見直すこととし、同年12月合同委員会を開催し、小委員会を設置して慎重に検討を重ねた。

小委員会では、あらためて学寮の実情調査を主としたアンケート調査を行い、その結果を「学寮に関するアンケート集計報告」及び「今後の学寮のあり方（参考資料）」としてまとめ、昭和52年11月の第61回総会で審議の後、取扱注意として各大学に配布された。

なお、これをもって学寮問題に関する合同委員会としての検討は一応これで打ち切り、食堂問題や院生寮の設置問題について、今後個別に取り上げ検討することとされた。

3　授業料の値上げ問題

国立大学の授業料は、私立大学に比較して低廉すぎるとの批判もあり、昭和38年度に9,000円から12,000円に引き上げられたが、国大協としては、授業料は学生生活に直接影響する問題であるばかりでなく、授業料値上げ反対運動に関連してストライキなど大学管理上の問題を引き起すおそれがあるので、政府に対して、可能な限り現状維持を続けるよう要望してきた。

だが、昭和47年度予算の編成に向けて、国立大学の授業料を一挙に３倍引上げ、12,000円から36,000円とする大蔵省の方針が明らかにされたため、第６常置委員会は、昭和46年11月、「国立大学の授業料の性格等について」と題する見解を取りまとめ第49回総会に提出し承認を得た。ここでは、「国立大学の授業料は、法制上は国立大学という営造物（施設及びサービス）の利用に対して徴収される使用料」であると認めつつも、その「使用料は内容的な意味をもつものではなく、むしろ形式的なものと解するのが適当」であり、「授業料は学生に対し大学の施設及びサービスを有効に利用すべき社会的責任を遂行する意思を定期的に確認するために徴収される『使用料』と見るべきである」とした。この見解は、国立大学の授業料に対する対価主義または受益者負担主義的な理解を斥けようとするものであった。

翌47年第68国会における予算審議の場で、文部大臣が「国立大学授業料は、特に営造物の利用に対して徴収される使用対価という性格と、国立大学の教育により特別の利益を受ける学生が支払うその教育費用の一部負担という性格を併せ持っている」との答弁を行ったため、第６常置委員会では、これは対価主義・受益者負担主義に連なるものであり、さらなる授業料値上げを招く恐れがあるとして、引きつづき検討を重ねた。

昭和51年度予算の編成に際し、大蔵省が国立大学の授業料を３倍近く引上げ96,000円とする方針を明らかにしたため、昭和50年９月、第６常置委員会は、あらためて国立大学の授業料の性格について論議し、授業料が形式的な使用料であり、有効利用のための意思確認料であるとした46年見解は、「技巧的に過ぎ、現実にも適合しないもの」として、新たな見解を「国立大学の授業料について」として取りまとめた。

ここでは、①国立大学における教育に要する費用は国の教育責任に由来する費用であるから、国にはこれを負担する理由がある、②国立大学の授業料は教育に要する経費の一部を学生の負担とするものであるが、それは国立大学の学生が特別利益の享受者たる地位にあることに基づいている、③国立大学授業料は、教育の機会均等を確保するため

にできるだけ低廉であることが望ましく、その引上げにはよほどの根拠を必要とする、以上三つの理由をあげて、理想としては国立大学の教育費用は全額国庫負担であってもよいはずであるが、現実には国立大学の学生が個人的に大きな特別利益を享受しているので、教育費用の一部を負担させてもよいとし、理想と現実を調和させる観点から、国立大学の授業料はできるだけ低廉であることが望ましいと結論づけた。

国大協は、この新見解に基づいて文部・大蔵当局に要望を行い折衝を重ねたが、結局昭和51年度から授業料が大幅に引き上げられた（昭和51年度から、36,000円から96,000円に値上げ）。その後も、昭和53、55年度と相次いで引き上げが行われ、昭和55年度の国立大学の授業料は昭和46年度の15倍となり、私立大学の授業料（平均）との格差は1割3分から5割程度にまで縮小した。

第４章　国際化と大学審議会

〈第４期　昭和55（1980）年～平成元（1989）年〉

概　　況

教育改革と審議会

昭和55年から平成元年にかけて、中央教育審議会、臨時行政調査会、臨時行政改革推進審議会、臨時教育審議会、大学審議会など各審議会が教育改革へ向けた提言を行った。この中には、高等教育の改革に関する重要な答申が含まれている。

なかでも臨時教育審議会は、第一次答申（昭和60年６月）で大学入学者選抜制度の改革、大学入学資格の弾力化、第二次答申（昭和61年４月）で大学教育の充実と個性化のための大学設置基準の大綱化・簡素化、高等教育機関の多様化と連携、大学院の充実と改革、大学審議会（ユニバーシティ・カウンシル）の創設、教育行財政の改革、第三次答申（昭和62年４月）で高等教育機関の組織・運営の改革、第四次答申（昭和62年８月）で秋季入学制をそれぞれ提言した。第一次答申以来、改革の視点とされたのは、①児童・生徒・学生の個性重視、②生涯学習体系への移行による教育体系の総合的再編成、③国際化・情報化への対応であった。

臨時教育審議会の第二次答申で大学審議会の創設が提言されたことに基づき、昭和62年９月学校教育法が改正され同月文部省に大学審議会が創設され、併せて従来の大学設置審議会を改組し、大学設置・学校法人審議会が設置された。創設された大学審議会は、同年10月「大学における教育研究の高度化、個性化及び活性化のための具体的方策について」の諮問を受け、昭和63年12月「大学院制度の弾力化について」と題する答申を行った。これを受けて文部省は、平成元年９月、大学院設置基準を改正し、その弾力化をはかった。

なお、昭和48年以降、従来の大学のあり方にとらわれない新しい構想の大学の創設が進められてきたが、昭和58年には、放送を利用して広く国民に大学教育を提供する放送大学が設置され、昭和63年には、国立学校設置法を改正し、大学共同利用機関の優れた研究機能を生かし、これらの機関を基盤とする独立大学院として、研究者養成を目的とする後期３年の博士課程の大学院生のみを対象とする総合研究大学院大学が設置された。

大学入試の改善

国公立大学の入試に関しては、昭和54年度入学者選抜から、共通１次試験が導入されていたが、昭和60年６月、臨時教育審議会第一次答申において、偏差値偏重の受験競争の弊害を是正するために、国公立大学共通１次試験に代えて、新しく国公私立を通じて各大学が自由に利用できる「共通テスト」を創設し、各大学が個性的な入学者選抜を行えるようにすべきだという提言が行われたのを踏まえて、文部省は、大学入試改革協議会を設けて検討を進め、昭和63年に大学入試改革の最終報告をまとめた。この結果、平成２年度入学者選抜から従来の共通１次試験に代わり、国公私立大学を対象とする大学入試センター試験が実施された。

国際化の推進

学校制度の相違による国際交流の障壁を改善するため、大学入学資格の弾力化が進められた。昭和59年４月文部省告示「大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定」が改正され、外国において我が国の大学入学資格検定に相当する試験に合格した者について大学入学資格を認め、また、大学卒業までに16年を要しない国からの留学生に対しても、一定の要件を満たした者について、大学院入学資格を認めることとした。

大学間の国際交流が進むにつれ、外国人教員を国公立大学の教官として任用し、教授会の正規構成員とする道を開くとともに、待遇・住環境等受け入れ体制を整備することが急務とされた。このため、国大協は、正規任用以外の外国人教師（非常勤講師）の処遇も含め外国人教員の受け入れ体制について検討することとした。

これについては、昭和57年９月、「国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法」が成立し、受け入れ環境が逐次整備されるようになった。

大学財政と会計制度

国の厳しい財政事情の下で国立学校の教育研究施設が老朽化・狭隘化しているという状況に鑑み、財政制度審議会（昭和61年）及び臨時教育審議会（昭和62年）において、国立大学の移転等に伴う跡地処分による財産処分収入を有効に活用する必要が指摘された。この提言は、特別施設整備資金の創設につながるものであった。

育英奨学・厚生補導

大学紛争以来10年を経て学生運動は沈静化したが、進学率の上昇もあって、個性化・

多様化する学生に対して、厚生補導の果たす役割も多様化することとなった。

日本育英会が行っている育英奨学事業に関して、臨時行政調査会は、国の財政状況の悪化に対処するため、昭和57年７月の基本答申において、「外部資金の導入による有利子制度への転換、返還免除制度の廃止、育英奨学金の量的拡大を図る」必要を指摘し、文部省では、育英奨学事業に関する調査研究会を設置し検討を進めた。その結果、昭和59年には、日本育英会法が全面的に改正され、無利子貸与制度を事業の根幹として貸与月額の増加をはかるとともに、財政投融資資金の導入による有利子奨学金制度を創設することとされた。

第１節　大学制度の改善・充実

１　教養課程の改善と大学のあり方

昭和50年前後から、いくつかの大学で部分的改革も含めて教養部組織の改編が推進され始めた。教養部の学部化として、昭和49年６月に広島大学総合科学部、昭和52年５月岩手大学人文社会科学部の創設、語学担当教官あるいは体育担当教官を集約する新形態の教育研究施設として、昭和49年４月大阪大学言語文化部及び名古屋大学語学センター、昭和50年４月名古屋大学総合保健体育科学センター、昭和53年４月九州大学健康科学センターなどが設置された。その他、東京大学教養学部における教養学科の拡充・改組（昭和52年度）、及び大講座制による大学院兼担講座の新設等の改編（昭和53年度）が進展した。

国大協が昭和42年７月に設置した教養課程に関する特別委員会は、教養部改組による新学部の創設や教養部のほかに一般教育を担当するセンターの設置など、組織改編により多様化しつつある教養部の実態を調査し、教養部問題の改善の方向について検討を加えてきたが、昭和54年５月「教養課程組織改編に関する調査報告書」を取りまとめた。この報告書は、同年６月、第64回総会で承認を経た後公表された。この中で、教養課程組織改編の根源は、一般教育の理念が不分明なまま、教養課程の中心をなす「一般教育」「外国語教育」がそれぞれの大学で不安定な状況に置かれていることにあると指摘し、大学教育を全体として見直す視点に立った更なる検討の必要性を訴えた。

総会の際、大学教員を対象とした調査のみではなく、広く学生や社会人に対する調査を求める声があげられたのに応えて、特別委員会は引きつづき在学生や卒業生の意識を調査することとした。まず、各大学で進行中の教養課程教育の改善計画に関する情報を

収集するため、大学で個別に実施されたアンケート調査や学内委員会の答申等の提供を求めた。これには、29大学から資料が寄せられたが、特別委員会では、この中から共通する志向性をまとめ、昭和55年11月「―アンケートを中心とした―教養課程教育の実状」を公表した。

ここでは、共通の方向性として、①保健体育に関する肯定的評価、②専門教育と一般教育とのより強い連携への志向が認められたが、他方、外国語教育に関しては相反する志向がみられたと報告されている。また、教養課程カリキュラムの中に既に専門教育の基礎科目が含まれている現実と教養教育即専門基礎教育ではないとする考え方との間にある矛盾を指摘し、一般教育と専門基礎教育の明確化の必要性を訴えるとともに、これら山積する教養課程教育の改善に、大学教育全体の視座からの取り組みが必要であると提言した。

次いで、昭和58年11月には、新たに学部卒業者を対象とするアンケート調査を実施した。これは、卒後20年と５年の、昭和38年及び昭和53年卒業生の二層を対象とした調査で、サンプルは少数ながら示唆に富む結果が得られた。そこで、昭和59年６月第74回総会における中間報告を経て、昭和61年２月「学部卒業生を対象とする『大学教養課程教育の内容と改善に関するアンケート』調査報告書」として公表された。

また、第１常置委員会は、昭和57年12月、今日の大学を特徴づける一般教育のあり方とその位置づけ、さらには大学の評価に関する問題など、国立大学のあり方に関する社会的関心の高まりや大学の内外で種々の論議が行われている状況を踏まえて、「大学の在り方検討小委員会」を設置した。小委員会は、27回にわたり委員会を開催し、集中的に討議・検討を重ねて昭和60年３月「大学の在り方の検討小委員会報告」を取りまとめ、第１常置委員会に提出した。第１常置委員会は、小委員会報告を基礎として「大学の活性化」に対する方策を提示する中間報告を取りまとめることとし、①「教養」教育と一般教育、②専門分野別教育、③大学の評価の３項目に関する見解を盛り込んだ「大学の在り方について（中間報告）」を、第76回総会に提案し承認を得た。

ここでは、①「教養」教育と一般教育に関して、「大学における教養の教育内容は、単なる知識の伝達にとどまるべきものではなく、個人がその生涯を通じて教養を積み上げていくための知恵ともいうべきものであることが必要である」としつつ、「『教養課程』に対して一律の設置基準を以って規制することは無理」であり、各大学が柔軟な対応を行ってよいのではないかと提案している。授業方法については、視聴覚教育やコンピュータ教育等新しい方法を大胆かつ広範囲に取り入れ、「わかりやすい」学習、「考える」学習、「夢を持つことのできる」学習方法を考案するとともに、機器の活用により

生まれる時間的余裕を教官と学生の人間的接触をはかる個別学習へ振り替える工夫を促している。そしてまた、教養教育にたずさわる教官が研究に従事できる体制を確立し、教官の質的向上をはかる必要を強く訴えた。

また、②専門分野別教育に関しては、「学歴偏重社会の是正のために大学が単なる単位取得施設となることを防ぎ、専門領域の教育のみならず知性と人間らしさ、創造性豊かな人材の輩出」を志すとともに、「国際協力・交流、情報交換の国際的活性化と大学間の学術情報流通の体制整備、情報化社会に対応した研究教育体制の確立」が必要であると強調した。

③大学の評価に関しては、大学が多様化し教育内容が変化しつつある現状の下では、大学の評価を行うことが重要であると認めつつも、その目的はあくまで大学における研究教育活動の活性化にある以上、自己評価が最も望ましいとしている。自己評価が不十分にしか行われていない現状では、大学の自治、学問の自由を侵さない範囲での第三者評価を導入し、謙虚に受け止める姿勢が必要であるとしている。

昭和61年４月、臨時教育審議会が第二次答申において、大学における一般教育の意義を高く位置付け、一般教育のあり方について踏み込んだ研究の必要性を指摘したのを受けて、国大協内においても、第１常置委員会の「大学の在り方について（中間報告）」（昭和60年６月）に盛られた一般教育についての考え方を踏まえて、昭和63年11月、「教養課程の改革」を取りまとめ、教養課程改善の方途を提言した。

ここでは、一部関係者の中にみられる一般教育無用論・廃止論を明確に否定し、一般教育のあり方に関して、一般教育と専門教育を密接に結びつけ、一貫教育への転換をはかると同時に、読解力、思考力、表現力など基礎的学習能力を養成する「共通基礎（コモン・ベイシック）」科目の低学年次での履習や、専門教育との関わりを念頭に入れた総合カリキュラムを高学年次に配置することなど、新たな試みを提案し、教育課程の改善を促した。

２　大学院博士課程の整備

大学院の整備拡充に関する課題は、前３期までの足跡に見るごとく新制大学発足以来討議されてきており、従来から第１常置委員会の下に設置された「格差是正小委員会」で、新設大学の修士課程の設置促進、特に人文社会系学部の大学院設置について検討を重ねてきた。その結果、昭和56年６月第68回総会において、「人文社会系学部の拡充整備についての要望」が承認され、関係各方面に提出した。

昭和57年６月、大学院の問題は大学格差問題特別委員会から大学院問題特別委員会へ移管された。以来、この委員会は、大学院博士課程の整備充実の問題に専念し、旧設大学院の改善充実と新設大学の博士課程設置促進について検討を重ね、特に旧設大学院については小委員会を設置して検討を進めた。

旧設大学院の改善充実

昭和58年11月に設置された旧設大学院問題検討小委員会は、21世紀へ向けての大学院の存在意義とそのあり方について、実現可能な質的充実の方策に絞って検討を行った。その結果は、昭和60年11月、「旧設大学院の改善について」として取りまとめられた。

この提言は、①大学院制度の弾力的運用、②大学院学生の処遇改善、③国際交流の促進、④人文・社会科学の活性化・振興、⑤大学院の予算充実、の五つの視点から行われた。すなわち、①大学院制度の弾力的運用に関しては、人文・社会科学での現行大学院制度に応じた学位の見直し、若手研究者養成確保のための学際的大学院研究科構想の促進、教養部教官の大学院における教育・研究指導への参画、大学院相互の単位互換制の推進、附置研究所及び共同利用機関等の研究成果の大学院教育への活用、社会人再教育のための大学院受入れ、大学院の組織、研究教育の内容・方法等の見直しと研究・教育活動に関する適正な評価方法の検討を進めることを提言した。

②大学院学生の処遇に関しては、文部省による昭和60年度からの特別研究員制度新設及び科学研究費申請資格の付与を評価しつつ、その規模の計画的拡充とともに研究旅費支給の制度化、大学院博士課程の学生及びオーバードクターへの科学研究費申請資格の付与、奨学金返済負担の軽減、大学院学生用宿舎の設置、ティーチング・アシスタントに類する教育補助者としての雇用による研究生活条件の向上を提言した。

③国際交流に関しては、海外特別研究員制度の拡充及び在外研究員・国際学術研究集会・海外学術調査等への大学院学生及び若手研究者参画の実現、留学生用宿舎の充実、外国大学・大学院との単位互換の推進、民間企業資金導入による若手研究者の国際交流のための基金創設、留学生への一定期間内の学位授与のための研究指導の効率化を促した。

④人文・社会科学の活性化・振興に関しては、最も高度の研究機関としての大学院の拡充方策及び全領域にわたる学術研究発展のための方策を検討する組織の設置が重要であるとした。

⑤大学院の予算に関しては、教官及び学生当たり積算校費単価の増額、建物基準面積の抜本的見直し、高度化する設備機器の整備充実、全国的な学術情報システムの確立に

よる学術情報センターシステムの整備、多様化・高度化に対応する事務機器の整備、科学研究費の一層の充実等を掲げ、教育・研究の施設設備の体系的整備をはかるための財政的基盤確立を強く訴え、既設大学院の果たしてきた役割と今後の更なる設備拡充を提言した。

新設大学の博士課程設置

新設大学における大学院博士課程の設置促進は、昭和53年11月の大学院設置基準及び学位規則の一部改正により博士課程の設置の途が開かれ一歩前進したが、この課題に取り組んできた大学院問題特別委員会は、昭和61年６月に「国立大学大学院の現状と今後の在り方」をまとめ、博士課程大学院の設置促進を働きかけた。

この「国立大学大学院の現状と今後の在り方」は、すべての国立大学の学部の上に修士課程を設置することに加えて、博士課程未設置の新制大学にもそれぞれの実状に適した形態で博士課程を設置すべきことを提言した。すなわち、大学院博士課程の設置形態は、学部に基礎を置いたいわゆる「旧制大学方式」、総合化・学際化の方向で学部の改組を行った上で博士課程を設ける「改組積上げ方式」、連合大学院・総合大学院という形の「独立大学院方式」に分類できるが、新設大学は旧制大学方式による設置が困難なため、その打開策として、総合大学院方式・連合大学院方式・改組積上げ方式による設置の実現へ向けて各国立大学がそれぞれの特徴を生かした企画を進めるよう要望した。この報告書は、旧設大学院の課題についても言及しており、博士課程の整備充実を促すために、大学自身の自助努力とともに、格段の条件整備を強く要望した。

連合大学院方式は、昭和60年４月、東京農工大学と愛媛大学による連合農学研究科として実現し、総合大学院としては、62年４月、新潟大学・金沢大学・岡山大学に自然科学研究科が、改組積上げ方式の大学院としては、昭和60年４月に横浜国立大学、名古屋工業大学に工学研究科が創設され、博士課程未設置の大学のモデルとなった。

さらに、昭和61年６月、大学院問題特別委員会は、臨時教育審議会第二次答申（昭和61年４月）を受けて、①大学院未設置大学の解消、②大学院制度の見直し、③国際交流・国際協力の促進について見解を早急にまとめることとした。その結果、昭和62年６月第80回総会に「国立大学大学院の現状と今後の在り方（その２）」を提出し、その承認を経て公表した。これは、「国立大学大学院の現状と今後の在り方」（昭和61年６月）を踏まえて、①国立大学のすべての学部・学科の上に修士課程を設置すること、②修士課程の充実した段階で博士課程の設置を推進すること、③制度の抜本的見直しを行い、３年制大学院の設置を検討すること、④ティーチング・アシスタント制度の確立をはかる

こと、⑤国際交流の推進のために、全額国費による留学生派遣制度を創設するとともに、外国人留学生受入れ制度の整備を今後の課題として提起し、その実現を訴えた。

3　医学教育・教員養成の改善・充実

医学教育の改善

昭和55年４月に開始された第五次定員削減による大学教職員の大幅抑制に伴い、整備途上にある新設医科大学が大きな影響を受けることとなった。このため、医学教育特別委員会は、同年11月、「医学教育の充実振興についての要望書」を関係方面に提出し、速やかな整備を促した。

ここでは、「医学教育の発展が21世紀の我が国の発展を支える重大な基盤の一つである」として、「国立大学全般の予算と切り離して新設医科大学の整備を含む医学教育の充実整備」をはかることを訴えているが、国立医科大学長会議「新設医科大学における定員の確保等について」及び国立大学医学部長会議「医学教育の充実と教職員定員の確保に関する要望書」を添えて、その実現を要請した。

教員養成制度の改善

教員養成制度特別委員会は、昭和53年12月、全国立大学を対象として「一般大学・学部における教員養成に関するアンケート調査」を実施したのにつづいて、昭和55年３月追加アンケートを行った。委員会では、その回答を集計・分析し、昭和55年11月「大学における教員養成―一般大学・学部と大学院の現状と問題点―」と題する報告書に取りまとめた。

報告書は、第１部「一般大学・学部における教員養成」では教育実習を中心に、第２部「大学院と教員養成」では教育系大学・学部の大学院の課題に重点を置いて取りまとめ、教職課程・教育実習の改善充実とともに、教員免許状の種類を再検討する必要を提言した。

これ以後、特別委員会では、昭和55年の報告書に盛り込まれた免許状の問題を具体化するために、教育職員免許法改正問題を重点課題にすえて検討を重ねた。教員の資質向上は社会的関心事でもあり、昭和56年11月には自民党文教部会教員問題小委員会が「教員の資質向上に関する提言」を発表したが、教員養成制度特別委員会は、昭和59年６月「大学における教員養成―教員養成制度充実のための課題―」を取りまとめ、第74回総会の承認を経て公表した。この報告書は、第１部において一般大学・学部、教育系大学

・学部、大学院等における教員養成の現状と責務など広範にわたって問題を検討し、第２部において教員免許制度の歴史と動向について考察を加え、その改革の方向を提言している。そこでは教員免許制度の改革の方向として、大学における教員養成は大学が自主的に個性的な教育課程を編成して行うべきとして、共通に充足すべき一定の基準を定めるものが免許法であると位置づけた上で、①教員免許の種類については学校種別・教科別等を廃止し普通免許状と臨時免許状の２種に単純化すること、②履修単位数の基準を教職専門科目20単位、教科専門科目50単位を基本とすること、③学校種別・教科別の教員免許状を廃止する代わりに、免許状所有者の資質を表示するため、大学における履修内容に基づく「専門性」を表示すること、などを提案している。

当時、文部省の教育職員養成審議会が教員免許制度及び教員養成制度について答申をまとめつつあったため、これを審議の参考に資せられるよう要望するとともに、昭和59年11月、同審議会の答申の問題点を整理検討し、免許基準、試補制度の問題について、国大協としての見解を表明した。

その後も、教員養成制度特別委員会は、教員の資質向上に関連して教員養成、免許基準、採用・研修等について検討を重ね、昭和62年６月「大学における教員養成―教員の養成・免許及び採用・研修―（中間報告）」を取りまとめ公表した。

第２節　共通１次試験から新テストへ

１　共通１次試験の実施とその改善

入試科目の改訂

共通１次試験は、多くの懸案を乗り越えて昭和54年にスタートしたが、実施後に生じた種々の問題に対して、第２常置委員会と昭和58年新たに設置された入試改善特別委員会で、それぞれ役割を分担の上、検討を進めた。

入試改善特別委員会は、①５教科７科目出題による過重負担の緩和と選択科目の出題範囲、②マークシート方式での解答、③試験期日の繰り下げ、④２次試験の人数制限を行うためのいわゆる輪切りの弊害及び受験産業の介入排除、⑤共通１次試験での各教科評価配点の変更（いわゆる傾斜配点）の是非、⑥第２次試験受験機会の複数化をはかる二期制の是非、⑦２段階選抜による共通１次試験の資格試験化への批判に対応するための１次試験と２次試験の組み合わせ方の工夫、⑧共通１次試験への私立大学参加問題等について検討することとしたほか、各大学の個別学力試験についても、国立大学の受験

機会の複数化、調査書の活用、推薦入学制度の導入などについて検討することとした。

昭和53年に改訂された高等学校学習指導要領は昭和57年度から完全実施され、新学習指導要領による教育を受けた高校生が昭和60年４月の入学者選抜から大学を受験することとなった。この学習指導要領は、ゆとりある教育が主眼とされ、必修科目の削減と選択科目の増加がはかられており、共通１次試験は高等学校の必修科目に準拠して学力検査を行うこととされていることから、出題の方法及び内容等について抜本的な見直しが求められた。これに対応するために、昭和54年12月、第２常置委員会の下に入試教科目改訂専門委員会を設置して検討を開始した。

昭和56年11月に行われた第69回総会でその中間まとめの報告を受け、アンケート調査の結果を公表した後、専門委員会でさらに検討を加え、翌57年11月第71回総会において最終報告を承認し、国大協として「昭和60年度以降の共通第１次学力試験の出題教科・科目等について」を公表した。

地域割りの見直し

昭和54年にスタートした共通１次試験は、居住地受験を原則とし、各都道府県単位で決められた全国225会場で実施された。試験会場となる各大学の受験生に対する収容能力や監督者等の問題、受験生の会場までの距離的問題や雪害対策等、実施前から懸念されていた課題もクリアし大過なく実施された。しかし、会場の増設や広域圏による実施等の要望もあったため、翌55年度は学外借用会場68を含め272会場に増やすとともに、受験生過密のため対応が苦慮されていた神奈川地区に東京地区の教職員を派遣することとした。さらに、試験場の増設及び地域割りの問題を検討するため、全国７ブロックの地区連絡協議会を設置して検討することとなった。

第２常置委員会は、昭和56年２月に試験場問題に関するガイドラインを策定し、①国立大学・学部の所在地（都・市・町）以外に今後試験会場の設定はしない、②受験生の移動に著しく支障がある場合及び試験場となる大学に過度の負担がかかっている場合についてのみ、受入れ大学の管理能力の範囲内で、受験生の都道府県間の移動を検討することとし、問題を抱える各地区の状況を個別に判断することとした。これにより、昭和57年度試験においては、大阪府・京都府及び兵庫県・鳥取県の２地区において試験場の地区割り変更が実施されることとなった。また、首都圏の過密化を緩和するため、神奈川地区に次いで、昭和57年度から埼玉地区へも東京地区からの協力体制が敷かれることとなったが、その後は行政区割りを越えて首都圏域内での地区割りを検討することとなった。翌58年度は神奈川県・埼玉県・東京都及び鹿児島県・沖縄県の２地区で新たに地

区割り変更が認められた。

私立大学の参加

共通1次試験実施直後から、私立大学のなかにも少数ながら参加を希望する声が上った。そのため、昭和56年6月第68回総会で、私立医科大学協会より要望のあった産業医科大学の共通1次試験参加について、昭和57年度から公立大学と同様の参加方式で認めることとし、私学への門戸開放へ向けてスタートを切った。

2　受験機会の複数化と推薦入学

受験機会の複数化

国立大学共通1次試験の実施以後、従来のⅠ期校・Ⅱ期校という入試日程の振り分けが廃止され、各国立大学が一斉に個別学力試験を行うこととなったため、受験機会の減少に対する受験生の苦情が高まった。これを受けて、昭和60年11月の第77回総会において、入試改善特別委員会で受験機会の複数化の方途について検討することとなった。その検討結果にもとづき、昭和61年5月の臨時総会において、国立大学の個別学力試験をA日程・B日程の2グループに分けて実施する連続方式を昭和62年度から実施することが提案され、大筋了承された。このグループ分けにあたっては、旧Ⅰ期校・Ⅱ期校時代に生まれた格差意識の払拭をはかるという見地から、各大学の自主的判断を尊重して行うこととした。ついで、同年6月に行われた第78回総会において最終的に承認され、昭和62年度から実施の運びとなった。

しかし、この方式の下では、国立大学の全試験日程終了後、受験生が入学校を選ぶ「事後選択制」がとられたため、辞退者の多い大学では入学定員をカバーすることができないという問題が発生することとなった。このため、昭和63年2月の臨時総会において、連続方式に加え、国立大学の個別学力試験の日程を前期日程・後期日程に分け、各大学・学部は入学定員を前期・後期に適当に分割して、前期日程の合格者の入学手続きの終了後、後期日程の試験を行う分離分割方式の導入が決定された。この結果、国立大学の個別学力試験は平成元年度から連続方式・分離分割方式併存制となった。

推薦入学制度

選抜方法の多様化をはかり、専攻志望分野にふさわしい適性を持つ受験生を選抜する一方法として、昭和41年度から一般選抜とは別枠で選抜を行う推薦入学制度が実施され

てきた。しかし昭和60年代に入り、推薦入学を認められながら、別途共通１次試験を受験し別の大学へ入学する等、推薦入学制度本来の趣旨に反する行為が目立つようになったことから、平成元年６月会長名で全国高等学校長協会長に対し、適切な活用方を求める要望書を送達するとともに、「特別の事情」がある場合には推薦入学辞退を認めることとしている大学側の措置についても、適正・公正な運用が図られるよう、細部にわたって検討し、改善をはかることとした。

３　新テストへの移行

昭和60年６月の臨時教育審議会第一次答申での大学入学者選抜制度の改革の提言を受けて、同年７月文部省が設置した大学入試改革協議会で共通１次試験に代わる「新テスト」（大学入試センター試験）について検討が始められた。その結果、翌61年７月中間報告として「大学入試改革について」が公表された後、63年２月に大学入試改革に関する最終報告が公表された。

臨教審の提言は、国大協が共通１次試験の教科・科目の改訂、受験機会の複数化など入試改善に取り組んでいる最中に公表され、国大協に正式に意見を求めることもなかった。このため、国大協は当初距離をおいていたが、事柄の重要性に鑑み、昭和61年５月の臨時総会において、国大協の取るべき姿勢について検討した。その検討を踏まえて、国大協は、63年２月の臨時総会において、「新テスト」についての検討を入試改善特別委員会と第２常置委員会の両委員会に付託した。入試改善特別委員会では、大学入試改革協議会の報告について検討を行うとともに、各国立大学に「新テスト」に対する意見・希望を問うアンケートを実施した。その結果、国大協としては、同年６月の第82回総会において、新テストを共通１次試験の改善の延長上にあるものと受け止め、試験内容の一層の充実と改善を期待するとともに、「新テスト」と各大学独自の理念や創意に基づく個別学力試験との適切な組み合せにより入学者選抜を行うことを望むという趣旨の「『新テスト』について」という見解を取りまとめ、文部省へ提出した。昭和63年10月には、この年５月の大学入試センターの機構改革に伴い、新たに設置された大学入試センター試験協議会に国大協の会長、両副会長、第２常置委員長ほか２名の学長が参加することとなった。

こうして、共通１次試験が始まってから11年を経た平成２年度から、国公私立大学が参加する大学入試センター試験が実施されることとなった。

第３節　創立三十周年を迎えて

１　創立三十周年記念行事

国大協は、昭和55年７月に創設30周年を迎えるにあたり、54年２月、創立30周年記念行事準備委員会を設置し、記念式典・祝賀会・記念誌の発行、記念品の作成の三つの事業を企画した。

記念式典は、総会の翌日の昭和55年11月13日学士会館において開催され、各国立大学の学長の他、歴代会長・副会長、国立大学の事務局長並びに文部省幹部職員等多数の関係者が参列した。向坊会長の式辞に次いで田中文部大臣（諸澤文部事務次官代読）、岡本前副会長の祝辞の後、和達清夫元副会長の記念講演があり、東京芸術大学教官による箏曲「尾上の松」の演奏で幕を閉じた。

向坊会長の式辞（30周年記念式典）

引き続き、同会館で祝賀会が行われ、式典参列者のほか、各関係機関・団体の関係者、歴代委員長・前学長・事務局職員等国大協関係者の参会のもと交歓の宴が開かれ、盛会裡に散会した。

記念誌は、『国立大学協会三十年史』と題するＢ５判300頁の冊子に、歴代会長・副会長のエッセイ、各委員長の委員会報告、各学長・事務局長の随想、協会の略年史及び関係資料等を収録した。記念品は、彫金の大家山脇洋二東京芸術大学名誉教授に委嘱し、干支にちなむ斬新なデザインのネクタイピンを制作し、祝賀会当日記念誌とともに参加者へ贈呈した。

２　組織体制の整備

昭和57年２月、理事会において、昭和27年５月に常置委員会を改編してから30年が経過し、その間に生じた社会情勢の変化や大学の置かれている状況に即応すべく、各常置委員会の所管事項の見直しを行うこととした。その結果、同年11月第71回総会で所管事

項の改正が承認された。

これにより、第１常置委員会が大学の組織・制度、第２常置委員会が学科課程・入学試験等、第３常置委員会が補導、第４常置委員会が学生の厚生、第５常置委員会が大学間の協力、第６常置委員会が大学財政を、それぞれ所管することとなり、以上６つの常置委員会の他に、科学技術行政特別委員会、医学教育に関する特別委員会、教養課程に関する特別委員会、大学院問題特別委員会、図書館特別委員会、研究所特別委員会（昭和60年10月廃止）、教職員の厚生等に関する特別委員会（昭和60年10月廃止）、教員養成制度特別委員会の８つの特別委員会、及び大学運営協議会、特別会計制度協議会を置き、新たな体制でスタートすることとなった。

またこの総会では、併せて、従来新制大学の拡充・整備を促進し大学間の格差を解消することを課題としてきた大学格差問題特別委員会を、時勢の推移に伴い取り組むべき課題が大学院問題に集約されてきている現状に鑑み、大学院問題特別委員会と改称し、専ら大学院の整備充実に関する問題を取り扱うこととした。

また、共通１次試験について、これが定着してくるにつれ、いわゆる輪切りや大学の序列化などに対する世間の批判が強まり、これに対処するためには、共通入試の手直しという技術的対応に止まらず、大学入試のあり方という根本問題まで含めて検討する必要があるという論議が国大協内に高まった。このため、入試の改善について検討するために、昭和58年５月、共通入試に関わる当面の問題を扱う第２常置委員会のほかに、入試改善特別委員会を設置した。

さらに、昭和63年６月第82回総会において、図書館特別委員会は従来大学図書館に関する問題を取扱ってきたが、近年学術情報の高度化が進み、全国的な学術情報システムの整備をはかることが重要となっているという事情に鑑み、この委員会の名称を学術情報特別委員会と改め、図書館のみならず、大型計算機センター、情報処理センター等を含む大学における総合的な学術情報に関する問題を取り扱うこととした。

これにより、平成元年の時点で、国大協の各種組織は、第１から第６までの６つの常置委員会、科学技術行政特別委員会、医学教育に関する特別委員会、教養課程に関する特別委員会、大学院問題特別委員会、学術情報特別委員会、教員養成制度特別委員会及び入試改善特別委員会の７つの特別委員会、文部省側と協議する場としての特別会計制度協議会となった。

第４節　国際化時代への対応

１　学長の国際交流

国大協は、昭和49年度から外国学長招致事業を始めたが、昭和55年度から平成元年までの10年間に、ブラジル、カナダ、メキシコ、ニュージーランド、イギリス、インドネシア、オランダ、マレーシア、スウェーデン、ポーランドから総計29名にのぼる学長・副学長を招聘した（詳細は、特別寄稿「国際交流の展開と課題」を参照）。訪日した学長は、約２週間の滞在中に、各大学の訪問・視察、大学関係者との意見交換、あるいは国大協関係者との懇談などを行った。

また、この事業とは別に、昭和55年８月には、副会長を含め３名がマニラでの国際大学協会総会に出席し、同年10月には、国立大学長有志９名が中国を視察のため訪問、昭和58年10月には来日したオランダ大学長一行16名と東京近郊７大学長が懇談会を開催するなど、多くの交流事業が行われた。

２　留学生問題

国際化が進展するに伴い、日本の大学への留学生が増えてきたが、留学生の受け入れに関して、入試、受け入れ体制、教育効果、学位授与等、広範かつ多岐にわたる問題が顕在化した。また、直接、大学が扱う問題ではないが、留学生の生活費・アルバイト規制の問題もあり、多くの検討課題が横たわっていた。さらに、外国の留学生派遣制度にも差異があり、外国政府派遣の国費留学生は語学その他必要な知識を習得してから来日するのが一般的であるが、私費留学生のなかには学業に支障が出る者もおり、各大学での対応が困難なケースもあるため、双方の情報交換等により、緊密な連携をはかることが求められた。

そこで、国大協は、増加する留学生対策の検討を始めるとともに、大学間交渉を通じて諸外国から学生の研修の受け入れ要請が増加しているという状況に対処するため、今後の受け入れ体制について検討することとした。

第５節　学生の育英奨学・厚生補導

１　学寮の改善・充実

学寮問題は、第３期（昭和45年～54年）において、大学附属施設の改善充実に関連して検討されてきたが、昭和54年12月会計検査院より、昭和39年２月文部省通達「学寮における経費の負担区分について」の趣旨に違背する疑いのあるケースが見受けられるとの指摘がなされ、速やかな是正措置を求められたため、第３・第４両常置委員会で検討を進めた。両委員会は、過去の生活援護的性格の施設から良好な生活環境を保障するための福利厚生施設への転換を推進し、利用学生の意識の変化を考慮して改善充実をはかるとともに、留学生の受け入れや大学院生・研修医等への特別寮の配慮を求める見解「学寮の在り方について」を取りまとめ、昭和55年６月第66回総会に提出し、その承認を経て公表した。

２　課外活動施設の整備

国立大学の施設は、文部省が昭和40年に示した「国立学校建物面積基準」に則って逐次整備されてきたが、基準未満の大学やプレハブ、老朽施設の転用などで一時しのぎをはかっている大学が多数あることから、国大協は、昭和55年６月、56年６月及び61年６月と３度にわたって文部省へ要望書を提出し、その整備の必要性を訴えた。特に、昭和61年６月の「課外活動施設の整備拡充に関する要望書」では、国立学校建物面積基準の改訂を強く求め、改善充実を訴えた。

第６節　大学財政と教職員の待遇問題

１　教職員の待遇改善問題

国大協は、発足以来継続して教職員の待遇改善問題に取り組み、関係方面への要望を行ってきた。国立大学における教職員の給与引き上げに関しては、毎年人事院勧告の完全実施の要望を関係機関等へ提出し、その実施を促してきた。特に、昭和57年度においては、政府が人事院勧告の実施見送りを決定したため、同年11月、会長声明を発して、

人事院勧告の凍結は財政非常事態のもとにおける例外的措置ではあるとはいえ、人事院勧告制度の本旨に反するものであり、国立大学における有為な人材の確保を困難にし、教職員の士気の低下を招き、研究・教育の遂行の妨げになるとして、強く遺憾の意を表明した。

また、国大協は、昭和48年以来研究支援職員（教室系技術職員）の待遇改善問題に取り組んできたが、昭和53年11月、研究技術専門官制度の新設に関する要望書をまとめ、関係方面に要望した。以後国大協は、その要望を毎年継続して行ってきたが、昭和59年６月人事院が「専門技術職俸給表」の新設を公表したので、これを大学の技術職員にも適用するよう要望することとした。

ところが、昭和60年８月人事院は、国立大学の技術職員を専門技術職俸給表の適用対象からはずし、新たに専門行政職俸給表を設け、これにより国立大学の技術職員の待遇改善をはかるよう勧告したため、文部省は昭和61年３月省内の技術職員待遇改善検討会でまとめた専門行政職俸給表の適用試案を国大協に提示した。この試案は、技術職員を専門行政職俸給表の適用を受ける「大学技術官」と行政職（一）俸給表の適用を受ける「実験実習官」に区分する方式を提示したが、資格基準の関係から多くの技術職員が「実験実習官」に振り分けられ、「大学技術官」としての処遇を受けられないこととなるため、国大協はこの方式によって大学の意思統一をはかることは至難であるとの結論に至った。その結果、当面、技術職員の組織を再編し、職階を整備するとともに、研修を進めることによって専門行政職へ移行できる体勢の構築を急ぐこととした。

この問題は、平成10年４月、国立大学の技術専門官及び技術専門職員の制度が創設され、一歩前進した（詳細は、特別寄稿「教室系技術職員の待遇改善問題について」参照）。

2　大学財政の窮状

大学財政に関する問題は、第６常置委員会が担当し検討を加えてきたが、昭和53年に「国立大学の財政の現状と問題点」を公表した以後も、国立大学は依然として財政逼迫を余儀なくされ、教育・研究の将来が憂慮される状況にあった。

第６常置委員会では、昭和60年11月、それまでの検討の結果を「国立大学の特別会計について―その経緯と現状―」にまとめ、同月開催の第77回総会に提出するとともに、翌61年１月に予定される特別会計制度協議会にも配布して活用することとした。これは、昭和39年に発足した国立学校特別会計制度の歩みを振り返り、国立大学財政の推移を分

析したもので、昭和53年の報告書「国立大学の財政の現状と問題点」と同様に、昭和39年特別会計制度発足時を基準にして、その増加率を問題にした。すなわち昭和60年度には、国家予算が約16.2倍伸びを示しているのに対し、特別会計の歳出伸び率は11.7倍、一般会計からの受入歳入の伸びが9.2倍となっている現状を示し、一般会計からの繰入金の伸び率は低く、期待されたほどの財政資金は投入されていない、と結論づけている。

また、国立学校特別会計の歳出の最大のものは人件費であり、昭和39年度の歳出に占める比率が40.8%であったのに対し、昭和60年には53.2%に達しているという現状を指摘し、緊縮財政のために人件費以外の経費の節約を余儀なくされている状況に注意を喚起するとともに、国立大学と私立大学・民間企業との給与格差が広がり、人材確保が困難になっているとして、改善を求めた。また、昭和43年度から実施された定員削減により、第六次計画進行中までに17,526人が削減された他、昭和60年度からの職員の定年制の制度化により559人の削減が行われたことを考慮すると、これ以上の削減は教育・研究の維持さえも困難になる危険があるとしている。また、国立大学の実状に即した研究費の弾力的運用をはかるため、受託研究費・奨学寄付金に対して期待を寄せ、格段の配慮を求めた。

3　授業料に関する見解

昭和51年度以降の相次ぐ国立大学の授業料の引き上げにより、私立大学の授業料との比が昭和50年度の1対5から昭和59年度には1対2まで縮小してきたという状況に対処するため、昭和60年11月、第6常置委員会は、国立大学の授業料に対する国大協としての考え方を取りまとめるために「国立大学の授業料について」を起案するとともに、併せて、授業料の大幅値上げの動きに対して抑止を求める要望書の提出を第77回総会に提案した。

国大協は、国立大学の授業料の性格について、かつて昭和46年及び昭和50年と二度にわたり見解を表明したことがあるが、昭和46年見解では、国の営造物の利用に対して徴収される「使用料」であることを認めながらも、有効利用の意志確認料であるとして、受益者負担主義を退けた。続いて昭和50年見解では、46年見解は技巧的に過ぎるとして斥け、国立大学の学生が特別利益を享受しているという事実がある限り、受益者負担論にも部分的根拠があるとしても、教育の機会均等の確保という国の責任を考慮すれば、授業料はできるだけ低廉であることが望ましいとした。

これに対し新しい昭和60年見解では、近年受益者負担の考え方と施設・サービスの利

用に伴う対価という考え方は同じ原則に立つものという誤解が広がってきているが、厳密に考えれば、国立大学の授業料は受益者負担金ではなく、施設・サービスの利用者が支払う使用料・手数料の一種であるとした。国立大学の授業料が特殊な使用料であるとしても、教育の機会均等の確保という国立大学の教育の理念を重視するならば、対価主義または費用負担主義の見地に立つ必要はなく、授業料を無償に近づけるべきだとする見解も十分成り立つと結論づけた。

もっとも、これは国立大学にも私立大学にも等しく言いうることであるという意見もあろうが、国立大学授業料の値上げがかえって私立大学の授業料値上げを誘発したという苦い経験を踏まえて、国立大学授業料を引上げることなしに、大学全体の授業料のあり方を検討すべきであるとした。ただし、国立大学の授業料の具体的水準の決定にあたっては、考慮されるべき現実的諸条件に関して、財源上の問題、家計負担の比重、国立大学と私立大学の適当な均衡、以上三つの条件を総合的に考慮する必要があるが、現状においては、国立大学の授業料を低廉化することは困難であるとしても、現在の水準以上に引き上げる理由は全くないと結論づけた。

第５章　大学改革と国大協

〈第５期　平成２（1990）年～平成11（1999）年〉

概　　況

大学審議会の活動と大学設置基準の大綱化

昭和62年９月に創設された大学審議会は、まず、文部大臣から「大学等における教育研究の高度化、個性化及び活性化等の具体的方策について」の諮問を受けて、大学改革の基本的な方向性及び具体的な改革方策に関する審議を開始した。

審議は、大学制度の弾力化と条件整備によって、教育研究の高度化、高等教育の個性化、組織運営の活性化を促進することを基本的考え方として進められ、昭和63年12月の大学院制度の弾力化に関する答申を皮切りに、平成３年２月には、「大学教育の改善について」「学位制度の見直し及び大学院の評価について」「学位授与機構の創設について」「短期大学教育の改善について」「高等専門学校教育の改善について」を答申し、ついで同年５月に「平成５年度以降の高等教育の計画的整備について」「大学院の整備充実について」「大学設置基準等及び学位規則の改正について」、同６月に「高等専門学校設置基準の改正について」、同11月に「大学院の量的整備について」を答申した。

その後も、大学審議会は精力的に審議を重ね、平成５年９月には、「夜間に教育を行う博士課程について」を答申し、「大学入試の改善に関する審議のまとめ」を公表したのに続いて、平成６年６月に「教員採用の改善について」、平成７年９月に「大学運営の円滑化について」、平成８年10月に「大学教員の任期制について―大学における教育研究の活性化のために―」を答申し、「大学院の教育研究の質的向上に関する審議のまとめ」を発表するとともに、大学教育部会、大学院部会、高等教育計画部会、組織運営部会、マルチメディア教育部会から審議の概要を公表した。さらに、平成９年１月に「平成12年度以降の高等教育の将来構想について」を答申した。

一連の大学審議会答申を受け、具体的な制度改正が下記のとおり行われた。

平成３年　学校教育法改正〈準学士制度の創設、高等専門学校の分野の拡大〉
　　国立学校設置法等改正〈学位授与機構の創設〉
　　大学設置基準等の改正〈設置基準の大綱化〉
平成４年　国立学校設置法等改正〈国立学校財務センターの創設〉
平成５年　大学院設置基準改正〈夜間博士課程の制度化等〉

平成７年　学校教育法施行規則改正〈代議員会等の制度化〉
平成９年　大学教員任期法制定〈大学教員任期の制度化〉
学校教育法施行規則改正〈高校２年次からの大学入学（飛び入学）を可能とする制度の創設〉

これらの改正のなかで注目を要するのは設置基準の大綱化で、今後の「流動的かつ不透明な時代」に即応しうる人材を養成するためには、個々の大学がそれぞれの理念・目的に基づき自由かつ多様な形態で教育を実施しうるようにすることが望ましいという観点に立って、学部の種類や学科内の課程、授業科目・卒業要件などに関する基準を大幅に簡素化しようとするものであった。また、制度改正ではないが、大学審議会は、平成３年には「平成５年度以降の高等教育計画」を、平成９年には「平成12年度以降の高等教育計画」を策定した。

他方、この時期、行財政改革の進展につれ国立大学のあり方が問題となった。平成２年４月の臨時行政改革推進審議会の最終答申では、「国立大学については、運営の自主性、自立性を高め、教育研究の活性化・個性化を図るため、制度運用の弾力化を推進するとともに、法人化など設置形態を含めて大学の組織・運営の在り方を検討する」こととされた。

21世紀の大学像

このような動きを踏まえ、文部大臣は、平成９年10月大学審議会に対し、大学改革10年の歩みを総括し、「21世紀の大学像と今後の改革方策について」審議するよう諮問した。これを受けて大学審議会は、同年12月に「通信制の大学院について」「遠隔授業の大学設置基準における取扱い等について」「高等教育の一層の改善について」を答申した後、平成10年６月、「21世紀の大学像と今後の改革方策について―競争的環境の中で個性が輝く大学―（中間まとめ）」を公表して広く意見を求め、同年10月に「21世紀の大学像と今後の改革方策について」を答申した。

平成10年10月の答申は、高等教育をめぐる21世紀初頭の社会状況を展望しつつ、高等教育機関における「知」の再構築を期すために、①「課題探求能力の育成を目指した教育研究の質の向上」、②「教育研究システムの柔構造化による大学の自主性の確保」、③「責任ある意思決定と実行を目指した組織運営体制の整備」、④「多元的な評価システムの確立による大学の個性化と教育研究の不断の改善」という４つの基本理念を掲げて、国立大学を中心に多方面にわたって現行制度の大胆な見直しを提起した。この答申を受け、制度改正が下記のとおり行われた。

平成11年　学校教育法等改正〈大学制度の弾力化と国立大学の組織運営体制の整備を図り大学改革を推進〉
大学設置基準等改正〈自己点検評価及びその公表の義務化、自己点検評価の学外者による検証の努力義務化、修士課程長期在学コース・一年制コース及び専門大学院の制度化〉
平成12年　国立学校設置法改正〈大学評価機関の創設〉

一方、中央教育審議会でも、平成２年１月の「生涯学習の基盤整備について」と題する答申をはじめ、平成８年７月に「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」の第１次答申を行い、翌年６月には第２次答申を提出した。第２次答申では、大学への飛び入学や、入試改善としての秋季入学、センター試験結果の複数年度利用等が提言された。

中教審は、次いで平成11年12月、「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」を答申した。この中で、高等学校と大学の連携のあり方、初等中等教育と高等教育との接続を重視した入学者選抜のあり方及び学校教育と職業生活の接続のあり方について検討を促すとともに、高校生の科目等履修生制度の活用、都道府県単位での高等学校と大学との連絡協議会の設置、大学入試センターの活用形態、キャリア教育の重視、社会人の再教育の拡充等、具体的な改善方法を提言している。

第１回大学入試センター試験
（平成２年１月）
（毎日新聞社提供）

また、学術審議会でも、平成２年７月の「特別研究員制度の改善充実について」の建議に次いで、平成４年７月、「21世紀を展望した学術研究の総合的推進方策について」を答申し、平成６年２月に「学術国際交流の推進について―中間まとめ―」を公表、平成７年７月には「卓越した研究拠点（センターオブエクセレンス）の形成について」を建議した。

大学・大学院入学資格の弾力化

昭和59年の文部省告示により、国際バカロレア資格を有する18歳以上の者に大学入学資格が付与されることとなったが、平成７年にはドイツの大学入学資格であるアビトゥ

ア資格、平成８年にはフランスの大学入学資格であるバカロレア資格についても、同様に認められることとなった。

さらに、平成12年８月の大学入学資格検定試験（平成13年４月入学者）から、中学校等の卒業資格を有しない場合でも、満16歳以上になれば大学入学資格検定試験を受験することが可能となった。これにより、インターナショナル・スクールや外国人学校に在学する者についても、高等教育機関への進学の道が開かれることとなった。

平成11年には大学院入学資格が弾力化され、高等専門学校、短期大学の卒業者のほか外国大学日本校の卒業者についても、学歴に関係なく、各大学院が大学院において研究する能力があると認めた22歳以上の者については、大学院入学資格が認められることとなった。

独立行政法人化問題の浮上

中央省庁を再編し国家公務員の削減を進めようとする行財政改革の流れのなかで、国立大学の独立行政法人化をはかろうとする動きが台頭してきた。その発端は、平成８年７月、大蔵省財政制度審議会の報告が国立大学の法人化あるいは地方自治体への移管を提起したことにあるが、政府は、平成８年11月、行財政改革を当面の最優先課題にかかげて行政改革会議を設置し、平成13年１月を期して中央省庁の半減をめざす計画の立案に着手した。翌９年10月行政改革会議は、国家公務員削減計画の一環として、まず東大・京大を取り上げ、国立大学の独立行政法人化について検討を始めることとした。

この動きは、国大協及び傘下の国立大学の強い憂慮を呼び起こし、文部省が独立行政法人の仕組みは長期的な視点に立って推進されるべき大学の教育研究にはなじまないとして反対したこともあって、一旦立ち消えになったかに見えた。事実、平成９年12月にまとめられた行政改革会議の最終報告は、平成13年から10カ年計画で国家公務員の10%削減をはかることとし、その一環として、政策の企画立案機能と実施機能を分離し、実施部門の独立行政法人化を進めることとしたが、国立大学の独立行政法人化については、「大学の自主性を尊重しつつ、研究・教育の実質的向上を図るという長期的な視野に立った検討を行うべきである」と述べるに止まった。

しかし、平成10年８月、小渕首相が就任直後の施政方針演説で国家公務員の削減計画を10%から20%に嵩上げしたいと表明したことに絡んで、その実現をはかる方策として、国立大学の独立行政法人化問題が再浮上してきた。そして、翌11年１月には、自由民主党と自由党との間で、国家公務員の削減目標を10%から25%に引き上げるという「自自合意」が締結されたのを受けて、同月26日、中央省庁等改革推進本部は、国家公務員の

削減目標を25%に引き上げ、この目標との関連で各省所管の84機関の独立行政法人化をはかることを盛り込んだ「中央省庁改革大綱」を決定した。その際、国立大学の独立行政法人化についても、「大学の自主性を尊重しつつ、大学改革の一環として検討し、平成15年までに結論を得る」こととされた。政府は、これを受けて、平成11年4月中央省庁改革に関する閣議決定を行い、7月には独立行政法人通則法を成立させた。

だが、平成13年に始まる国家公務員の定員削減計画を立案するには、平成13年度予算案の編成以前、具体的には12年の夏前には国立大学の設置形態の帰趨について見通しを立てておかねばならないという事情もあって、政府・与党内には国立大学の行政法人化に関し早期に結論を出そうとする動きが強まった。このような状況を背景として、これまで国立大学の独立行政法人化に抵抗してきた文部省も、平成11年9月20日、国立大学長・大学共同利用機関長等会議を召集し、独立行政法人通則法に対して大学の特性を踏まえた特例措置を付すという条件付きで、国立大学の独立行政法人化を容認するという態度を打ち出した。

この方向に沿って文部省が政府・与党内の意見調整を進めつつあるなか、平成12年5月11日、自由民主党政務調査会は、党の文教制度調査会高等教育研究グループが取りまとめた「提言　これからの国立大学の在り方について」を若干修正の上承認した。この提言は、大学の個性を磨き教育研究の発展をはかるには、国立大学に国から独立した法人格を付与し、競争的環境の中に置くことが必要であり、それには通則法の基本的枠組みを踏まえたかたちで法人化することが適切であるが、大学の特性からして通則法をそのまま適用することは不適切であると考えられるから、基本組織、目標・計画、大学評価、学長人事、法人の名称の5点について、通則法との間で調整を行う調整法（または特例法）を設ける必要があると提起した。

この提言が発表された後の5月26日、文部省は国立大学長・大学共同利用機関長等会議を招集し、あらためて国立大学の独立行政法人化に関する省の方針を伝えた。文部大臣は、そこで、独立行政法人の制度は国立大学の自主性・自律性の拡大を期待しうる制度であると考えるが、それには、大学の教育研究の特性を踏まえて、通則法との間で調整法または特例法による対応を含め、一定の調整をはかることが不可欠であるという考えを表明した。その調整の仕方については、「今後の国立大学等の在り方に関する懇談会」の下に「国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議」を設け、国立大学の関係者や公私立大学、経済界、言論界などの有識者の参加を得て論議を進め、平成13年度中にとりまとめを行いたいというのが文部省の意向である。

第１節　大学改革の波

１　学部教育の改革

平成元年７月大学審議会の「大学教育部会における審議の概要」を受けて、国大協は第１常置委員会で検討を行い、平成２年６月、これに対する意見をまとめた。そこでは、学部教育の充実・改革を行うためには、大学設置基準の大綱化・弾力化は個々の大学及び教職員の自主的で創造的な努力を助成するという観点からみて有意義なことであるとしつつも、教育水準・教育条件の維持を可能ならしめる財政的措置が不可欠であると訴えた。特に緊急な課題として、①科学・技術の急激な変化に対応しうる教育研究施設・設備の高度化、②国立学校特別会計制度の抜本的見直しを進め、個々の大学における自由で多様な教育・研究の発展をはかるための財源を確保すること、③教育研究を支援する技術系職員・ティーチングアシスタント・リサーチアシスタント等の充実、以上３点をあげた。

ついで、同年11月、大学審議会の「大学教育部会における審議の概要（その２）」に対して、大学設置基準の大綱化により大学の個性的で多様な発展をはかるという考え方には基本的に賛意を表しつつ、大学の内発的な拡充・改組の審査にあたっては弾力的な配慮を要望するとともに、新たな大学設置基準のなかに一般教育の重要性を盛り込むこと、各大学の教育体系を勘案した単位互換制度の運用、一般教育の高度化や専門教育と一般教育の総合化などに取り組む全学的教育研究組織への財政的措置等を要望した。

大学設置基準の大綱化

平成３年４月、教養課程に関する特別委員会は「教養課程教育の改善に関する実情調査報告書」を公表し、各大学の教養課程教育改善の参考に供した。これは、平成元年11月第85回総会において調査実施が承認されたのを受けて、翌年１月国立大学95校を対象として行ったアンケート調査を取りまとめたものである。この資料は、昭和24年新制大学の教養課程が設置されて以来、各大学が教養課程の枠内でどのような改善努力をしてきたかの軌跡を明らかにしたものであり、結果的に大学設置基準の大綱化による改革直前の国立大学教養課程の姿を記録するものとなった。

この調査報告は、①教養課程教育の特色、②教養課程教育の今後の改善の方向と特色、③単科大学に見られる特色などに分けて取りまとめているが、各大学からの回答を固有

名詞を付したまま記述し、個別大学の現況が通覧できるものとなっている。

平成３年６月、文部省は、大学審議会の答申「大学設置基準等及び学位規則の改正について」を受けて、大学設置基準の改正を行った。これは、学部の種類・学科の専攻課程等の自由化・弾力化、卒業要件等に関する基準の緩和をはかるとともに、大学の自己評価を努力義務とする規定を盛り込んだものであるが、これにより学部段階における教育課程の編成が自由化されることとなった。これを受けて各国立大学では、教育課程の再編を通して一般教育・専門教育の変革が進められ、教養部の廃止及び新学部の創設が相次いだ。

教養教育改善の進捗状況

教養教育に関する特別委員会は、平成７年３月「教養教育の改善状況に関する調査報告書」を公表し、大学設置基準の大綱化を受けて国立大学における教養教育の改善がどのように進んでいるかを明らかにした。

この報告書は、平成６年７月国立大学95校を対象として実施したアンケート調査をまとめたもので、①教養教育の理念と実施体制、②教養教育の現状、③教養教育の改善状況と特色、の３つの観点からまとめるとともに、各大学からの回答を固有名詞を付したままで記述している。そこでは、総合大学49校は一括、単科大学は教育系11校、文系６校、理系15校、医系13校、その他１校に細分し、傾向を明らかにしている。

すなわち、大綱化に伴う教養教育の改善の取り組みについては、平成６年４月までに実施済70校、平成７年４月実施予定16校、検討中20校で着実に進行していることを明らかにした。また、現時点での方向性としては、カリキュラム編成と教育実施体制の双方を含めて４年一貫教育の方向にあり、履修単位の減少化傾向をもって教養教育軽視という結論を下すのは時期尚早であるとし、各大学における新しい教養教育の確立に向けた模索に期待を寄せた。

教養教育の新たな役割

平成10年６月、第102回総会において、大学設置基準の大綱化以来一般教育の役割が失われ始めたという状況を憂慮し、「大学教育における“リベラル・アーツ”の役割をめぐる特別委員会」が設置され、新しい教養教育のあり方について審議を重ねたが、平成11年１月に「大学教育における“リベラル・アーツ”の役割について（報告）」をまとめ、公表した。

リベラル・アーツ教育あるいは教養教育についての問題点は、①教養部あるいは教養

課程区分の廃止、専門教育重視による再編等により、教育の責任母体が制度上空洞化し、実施組織が大学教育センター、教養教育運営委員会等へ移行したことに伴い複雑で困難な学内調整が必要となっていること、②社会や文化の諸状況の変化に伴い、教養主義・修養主義、一般教育など、これまでの教養教育の理念が空洞化・形骸化しつつあるにもかかわらず、未だ教養教育の新たな理念が樹立されていないことの２点にあるとし、具体的な提案を行った。

すなわち、教養教育の前進をはかるためには、「根幹教育」「総合文化教育」など新しい理念を提示する用語の確立が有効であり、基本言語の修得、異文化理解・自然との共生など人類的課題についての啓蒙、学生自ら自分のための「基礎教育」を自由に組み立てることができるような多様性・柔軟性のあるカリキュラム群の編成などが必要であるとした。また、このような改善を実現するには、「課題探求型」の知性を持った優秀な研究・教育者が必要であるが、同時にまた、全学的な取り組み体制の確立、人材確保の制度的保証、学生と教官の接点をつくる少人数教育、あるいは実践的な「現場」教育、大学間の情報交換・共同討議をなしうる環境の整備が必要であるとして、その実現方を要望した。

２　国立大学のあり方と独立行政法人化問題

国立大学のあり方

国大協は、従来より国立大学のあり方に関して各常置委員会及び特別委員会でそれぞれ検討を重ね、意見・報告書を取りまとめ公表することを通して、各大学の自主的改革を促すとともに、政府の各種審議会への意思反映を行ってきた。

第１常置委員会が平成３年10月「国立大学の在り方について」を取りまとめたのにつづいて、第６常置委員会では、平成４年６月、学術審議会の「21世紀を展望した科学技術の総合的推進方策について（中間報告）」に対して、委員長が関係委員の意見を取りまとめ、同審議会へ意見提出を行い、併せて学術情報特別委員会もこの中間まとめに対して委員会の意見を提出した。

行政改革会議等で国立大学の私学化・法人化が取り上げられるとの報道もあり、このような事態に対処するため、平成９年３月に「国立大学の在り方と使命に関する特別委員会」を設置して検討を重ね、同年６月に「行財政改革の課題と国立大学の在り方（報告）」を取りまとめた。そこでは、行財政改革は避けて通ることのできない重要な課題であるとしつつも、教育・研究の根本問題に触れることなく、赤字財政削減の視点のみ

から改革を強行すれば、わが国の将来に決定的な禍根を残すことになろうと警告している。そしてまた、国立大学としては大学に対する批判を謙虚に受けとめ、自己評価・外部評価を通して国民の前にアカウンタビリティーを明示しうるようにする必要があると説いた。

国大協は、平成9年6月第100回総会の承認を経て、同月「行財政改革と国立大学の在り方について」と題する要望書に、同報告を添えて内閣総理大臣・内閣官房長官・総務庁長官・大蔵大臣・文部大臣・自由民主党幹事長等へ提出した。

国立大学の独立行政法人化問題への対処

平成9年10月には、行政改革会議が東大・京大をさきがけとして国立大学の独立行政法人化を検討するとの新聞報道に接し、国大協は、10月21日に緊急常務理事会を開催し、「国立大学の独立行政法人（エージェンシー）化について」と題する反対声明を作成し、記者会見を行った。さらに、11月の第101回総会において、現在論議されている独立行政法人化案は「定型化された業務について、短期間で効果を評価しようとするもので、個性的な教育と自由闊達な研究を長期的視点から展開する国立大学にはふさわしくない」として、財政的な視点からする性急な設置形態の変更には反対する旨、全会一致で決議した。平成10年12月11日、会長等が文部大臣と面談し、国立大学の独立行政法人化について反対の申し入れを行った。このような状況のなかで、行政改革会議は同年12月、国立大学の独立行政法人化は長期的な視野に立って検討することを盛り込んだ最終報告を発表した。

これにより国立大学の独立行政法人化問題は立ち消えになったかに見えたが、平成10年夏以降国家公務員の定員削減計画に絡んで再浮上し、翌11年1月、中央省庁等改革推進本部は「中央省庁改革大綱」の策定にあたって、国立大学の独立行政法人化について平成15年までに結論を出すことを決定した。これを受けて、国大協は平成11年2月、3月、6月の常務理事会・理事会で継続的に検討を重ね、6月の第104回総会において、この問題の検討を第1常置委員会に付託した。第1常置委員会では独立行政法人化問題に関する検討小委員会を設置して精力的に検討を行い、9月7日、同検討小委員会の報告書を承認し、「国立大学と独立行政法人化問題について（中間報告）」として各大学長宛て送付した。国大協は、文部省が新たな方針を打ち出す前に国大協の考え方を提示する必要があると考え、9月13日に臨時総会を開催し、そこでの議論を踏まえて、記者会見を行い中間報告を公表した。

この中間報告では、「教育研究改革と行政改革の双方を視野におさめつつ、設置形態

の如何を問わず、大学に保障されるべき条件を明らかにしておくことが重要だ」という観点に立って、立法措置の態様をはじめ、大学の理念と役割、法人化の単位、大学の組織と運営、大学評価、財政問題などにわたって、独立行政法人通則法が規定する仕組みの問題点を明らかにした。その検討結果に基づいて、中間報告は、企画立案機能と実施機能を分離するという構想そのものが「個々の大学（または部局）レベルでの自主的な企画立案の機能」の確保を困難ならしめるばかりか、「大学の教育研究業務に関し、目標設定における自主性を認めないで、単に効率性を求めることは、大学の本質に反する」などの理由を挙げて、「独立行政法人通則法をそのままの形で国立大学に適用することはきわめて困難であり、多くの問題を生じることは火を見るより明らかである」と警告するとともに、国立大学が果たしてきた社会的役割と国際貢献を正しく認識し、国立大学がこれまで以上の活動をなしうるよう財政環境の整備が必要であると訴えた。

文部省の対応

平成11年９月20日、文部省は国立大学長・大学共同利用機関長等会議を招集し、その席上、有馬文部大臣は「国立大学が自主性・自律性を高め、自己責任を果たすためには、できる限り自らの権限と責任において大学運営ができるよう……法人格を持つことが適当である」とし、これまで文部省がとってきた独立行政法人化反対の態度を変更し、教育・研究の特性を踏まえ独立行政法人通則法に特例措置を付すという条件付きで受け入れる姿勢を見せた。

同日、文部省はこの会議に「国立大学の独立行政法人化の検討の方向」を提示した。この「検討の方向」では、通則法に対しての特例措置として、①主務大臣が持つ独立行政法人の長の任命権に関し、大学の自主性・自立性を尊重して、学長の任命は大学の申し出に基づき主務大臣が行うこととする、②大臣が定める３～５年の中期目標に関しても、期間を５年とし、大臣が定める際に大学からの意見聴取を事前に行うこととする、③事業年度及び計画終了年度に行う主務省及び総務省の評価委員会による評価に関しては、国から独立した第三者機関である大学評価機関で行うことなどを、その柱に掲げた。

この後、９月から10月にかけて各地区毎に開かれた学長会議で文部省の「検討の方向」をめぐってやりとりが交わされたのを受けて、国大協は、11月の第105回総会で、独立行政法人化問題について審議したが、国大協として文部省の「検討の方向」に対する意見を一本化することはせず、総会終了後の記者会見で「独立行政法人化問題を超えて高等教育の将来像を考える」という会長談話を発表した。そこでは、行財政改革の流れの中で国立大学の独立行政法人化問題が論議され、高等教育・学術研究に対する財政

支出が低位なままに止まっているという事実に対する深い憂慮が表明された。

第106回総会

翌12年５月１日、国大協は臨時に学長懇談会を召集し、３月末に発表された自由民主党文教制度調査会高等教育研究グループの提言など、国立大学の独立行政法人化問題をめぐる最近の動向について自由討議を行った。さらに、５月26日文部省が国立大学長・大学共同利用機関長等会議を招集し、国立大学の独立行政法人化問題に関する調査検討会議を設置し、国立大学の特性を踏まえた法人化のあり方を検討したいという方針を表明したのを受けて、国大協は、６月13日、14日の２日間にわたって開催された第106回総会で、文部省の方針への対応について集中的に論議した。

この総会では、①５月26日の文部大臣の「説明」以後も、独立行政法人通則法を国立大学にそのままの形で適用することには強く反対するというこれまでの姿勢を変更する必要があるとは認識していない、②副会長を正副委員長とする設置形態検討特別委員会を国大協内部に新たに設置し、その論議にもとづいて政策提言を積極的に行う、③文部省に設置される「国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議」に国大協として積極的に参加し、そこでの論議に国大協の意向を強く反映させるための努力を行う用意がある、④長期的な展望に立って高等教育政策を論議するために、学術文化基本計画の策定を課題とする議論の場の設定を強く訴えたい、という４点が全会一致で確認され、会長が記者会見を行い発表した。

この決定に基づき、同年７月１日、設置形態検討特別委員会が設置された。

3　大学評価機関への対応

平成10年６月、大学審議会が「21世紀の大学像と今後の改革方策について（中間まとめ）」の中で大学に対する第三者評価機関（以下「大学評価機関」という）設置を提起したのを受け、平成11年度予算案に設立準備委員会に関する経費が計上され、平成12年４月学位授与機構が改組され、大学評価・学位授与機構が発足した。これは、国の機関としての国立大学の活動状況を社会に対して明らかにしていくためには、透明性の高い第三者評価を行うことが必要であるという観点から、大学共同利用機関と同様な位置づ

けを有する評価機関を設立し、国立大学に対する予算配分にあたってはその評価を参考資料として活用しようという趣旨に立つものであった。

このような状況を前にして、国大協は、国立大学が置かれているきびしい状況を認識し、国立大学自らが積極的に大学評価の問題と取り組み、具体的にどのような評価の仕組みが望ましいか検討することが喫緊の課題であるとして、平成10年４月、評価システムのあり方を検討するため、「大学評価に関する特別委員会」を設置して検討を開始した。同委員会は、大学評価機関の理念、具体的あり方などについて基本的な姿勢を検討し、平成11年６月「大学評価に関する特別委員会報告（論点整理）」を取りまとめ、各大学へ送付した。

そこでは、大学評価の目的は、教育研究活動の高度化・活性化をはかるとともに、大学における教育研究活動に関する情報を社会に開示することにあるが、そのためには、大学評価機関が社会と大学の双方に対して開かれた組織となり、大学とその構成員が主体的に参加しうること、開放的で進化するシステムであることが重要であるとされた。さらに、評価の対象としては、研究、教育、あるいは社会サービスの面があるが、研究については業績評価が可能であるとしても、教育評価については、教育のアウトプットを直接に把握することはむずかしいため、インプットないしプロセスを評価の対象にする必要があると述べている。また、評価の単位については、個人、学科・学部、あるいは大学全体とするかという問題があるが、教育については学部あるいは大学全体としての評価が重要であろうと指摘している。

また、評価の形態と方法に関しては、自己点検・評価を第三者評価によって相対化するということが望ましいが、大学における教育研究については質的な側面が重要であり、多様な評価基準を持つことが有用であると指摘している。大学評価に期待される機能としては、大学の自己改革、学生の進路選択への情報提供、あるいは資源配分の基準などが考えられるが、選抜・淘汰による効率化が教育研究水準の高度化をもたらすかどうか自明ではないと警告した。

そして、最後に、高等教育の発展を期すためには、個々の大学における優れた試行を評価し、それを大学全体の改革に結びつけていくことが必要であり、そういう改革に対して公的援助を拡大することが不可欠の条件であると訴えた。

4　学位制度の見直しと大学院の整備

学位制度の見直し

平成元年７月に発表された大学審議会の「大学院部会における審議の概要」を受けて、大学院問題特別委員会は検討を重ねた後、平成２年６月、同概要についての意見を取りまとめた。すなわち、課程制大学院制度の趣旨に沿って学位授与を円滑化するため、学位を「博士」に一本化し、各大学院の定める専攻分野を付記するという学位制度の見直し案については、基本的に賛意を示しつつも、学位記における専攻分野の名称の表記に関するガイドラインが必要であると提起した。また、大学以外の学位授与機関の設置については、論文博士の制度も存在することであるから、現行の学位授与制度を維持していく方向で検討されるよう要望した。

平成２年７月、大学審議会は「大学院部会における審議の概要（その２）」を発表し、学位記における専門表記は「博士（専攻分野）」に統一し、専攻分野の名称のガイドラインは大学団体・学会に委ねることとする、また、いわゆる学術博士についても、専攻分野の表示に準ずるものとして「博士（学術）」という表記を認めるという方向を示した。これに対して国大協は、専攻分野を括弧内に表記する方式に統一することには賛意を表しつつも、「博士（学術）」という表記により、学識度を示す表記が専攻分野の表記と混在することになるのは望ましくないとして、再考を求めた。この結果、平成３年２月の答申では、学際分野や新分野を対象として「博士（学術）」を授与できることとされた。

また、大学審議会は、同じく平成２年７月に発表した「大学教育部会及び大学院部会における学位授与機関に関する審議の概要」において、生涯学習の進展に対応するために、大学とは独立の学位授与機関を設置し、大学以外の教育施設において組織的体系的な教育を受け一定の条件を満たした者に対して、学士・修士・博士の学位を授与する途を開くことを提起した。これに対し国大協は、同年11月、学位は大学が授与するという原則との関係上、新機関の名称について再考を促すとともに、新機関が修士・博士の学位を授与することについては大学のなかに反対意見があることを考慮し、授与する学位を学士に限定する方向で慎重に検討されるよう要望した。

国立大学大学院の現状と課題

平成３年５月、大学審議会より、近年の学術研究の進展や新たな人材養成に対する社

会的要請に応えていくために、大学院の教育研究組織の整備、大学院生の処遇の改善をはかる必要を謳った答申「大学院の整備充実について」が出された。これを受けて、大学院問題特別委員会では、国立大学大学院の現状とあり方について調査を行うことを検討し、平成3年11月第89回総会の承認を得て、調査が実施されることとなった。この調査では、①国立大学大学院のこれまでの貢献度、②現状と問題点、③将来のあるべき姿、以上3点について、国立大学の助手以上の全教官を対象として意見を聞くこととした。

調査にあたっては、平成6～7年度の文部省科学研究費補助金（「国立大学大学院の現状と今後の方向性に関する総合的研究」）の交付を受けて研究班を組織した。調査票は、平成7年1月、全国98国立大学（短期大学を除く）の教授・助教授・講師・助手、56,315人に配布し、32,137人から回答を得た（回答率57%）。調査結果は、平成7年10月の中間報告を経て、平成8年3月「国立大学大学院の現状と課題」として公表された。

この報告書は、昭和28年国立大学大学院の発足以来、大学院は基礎研究、専門教育、後継者育成の面で大きな貢献をしてきたが、社会人の再教育、社会への門戸開放、地域社会への関与の面では貢献度が低かったと多くの教官が考えていることを明らかにした。また、多くの教官の意見として、学部教育・大学院教育の双方を担当しているために大学院の教育や研究指導に十分な力をそそぐことができなかったという反省とともに、指導にかなりの時間をさかなければならないため、自らの研究時間が不足しているという悩みや、大学院専任教員制度への希望が表明された。

また、国立大学大学院の目的は、①研究者の養成、②高度な能力を持つ専門職業人の養成、③社会人の再教育の3点にあるが、大学院の活性化をはかるには、研究費の増額、施設・設備の充実、大学院の環境整備が必要であり、特に就職の受け皿の小さい人文社会系については、企業に大学院修了者への認識を改めてもらうことが必要であるとして、大学院の充実に向けて更なる検討を促した。

大学院問題特別委員会は、この報告の取りまとめをもって解散し、以後、大学院問題は新設の第7常置委員会が所管することとなった。

5　大学入試制度の改善と情報開示

連続方式・分離分割方式並存制から分離分割方式への統一

個別学力試験については、平成元年度から連続方式・分離分割方式並存制の下で実施されてきたが、その後、徐々に分離分割方式を採用する大学・学部が増える一方、連続方式（A日程・B日程）のB日程が大きく減少し、連続方式本来の意味が失われるよう

になってきた。このため、入試改善特別委員会は、平成５年１月に行った分離分割方式への統合に関するアンケート調査を踏まえて検討を進めた結果、同年11月開催の第93回総会に、平成９年度入学者選抜から分離分割方式に統一することを提案し、その承認を得た結果、以後分離分割方式による入試が定着した。

これにより、入試改善特別委員会は平成７年11月第97回総会の決定により平成７年度末で解散した。

入試ビジョン

平成８年４月、新たに第２常置委員会の下に入試将来ビジョン検討小委員会が発足した。同委員会は、中長期的展望の下に大学入学者選抜の改善について多面的に検討を進め、平成10年３月、その成果を「大学入学者選抜の改善に向けて」として取りまとめ、広く関係方面に配布した。これは、委員会としての結論をまとめたものというよりも、センター試験、個別学力試験、高校教育と大学教育の接続などに関して、個性の発見・発掘という視点に立って、造詣の深い委員が現状の問題点と改善の方向を論じるというユニークな報告書であった。

推薦入学制度の是正

推薦入学制度による入学者は年々増加の傾向をたどってきたが、反面、高校側が同一人を二つの大学・学部に推薦し、双方に合格した場合一方を辞退するという二重推薦の事例が増えてきた。このため、国大協は、平成元年６月その是正方について要望したが、なお二重推薦が後を断たないため、平成４年５月、第２常置委員会は推薦入学についての検討結果をまとめ、国大協会長名で全国高等学校長協会及び全国普通科高等学校長会宛てに、推薦入学制度の適正な推進について要望書を送った。また、同月24日には、国大協会長が全国高等学校長協会と懇談し、直接要請を行った。

入試情報の開示

情報公開が時代の要請となり、国及び地方公共団体等行政機関が保有する情報の公開に関する法令・条例等の制定が進む中にあって、国立大学における情報の公開、特に入試情報の公開に対する社会的要請への対応を検討する必要が強まってきた。このため、国大協は、平成10年６月、第２常置委員会に大学入試情報開示に関する検討小委員会を設置した。検討小委員会は、入試情報の開示は大学の序列化を進めたり、合否判定や成績評価に関する大学の自由な判断を狭めるなど、マイナス面が懸念されるという指摘も

あるが、合否判定や成績評価についての信頼性を高め、入試改善・大学教育の改革にもつながると積極的に解すべきであるという考え方に立って、「国立大学の入試情報開示に関する基本的考え方」を取りまとめ、平成11年６月第104回総会の承認を経て記者会見を行った。

ここでは、個々の大学の方針により行われる面の大きい入試に関しては、一律の基準設定になじみにくい点があることを踏まえ、情報開示についての基本的な考え方を示すに止め、具体的な開示基準については各大学の判断に委ねることとした。また、実施期日については、特段の新たな作業を必要としない情報は平成12年度から開示することとし、検討期間・周知期間を必要とする情報は平成13年度からの実施を目途にすることとした。

その他、第２常置委員会では、国際交流の進展及び帰国子女・残留孤児等の進学への対応として、留学生の入試や中国引揚者の入試のあり方に関しても検討を重ね、改善を進めてきている。

6　医学教育・教員養成の改革・整備

医学教育の改善

平成３年11月、医学教育に関する特別委員会は、同年５月に発表された大学審議会の大学院整備に関する答申を受け、前年に実施したアンケート調査結果を踏まえて「医学系・歯学系大学院問題に関する調査報告書―アンケート調査報告と将来への提言」を公表した。

ここでは、医学・歯学系大学院の現状、他分野の大学院との相違や、基礎系と臨床系での相違などを明らかにするとともに、今後の我が国の医学教育の発展をはかるために、財政的基盤の整備充実を訴えた。

平成４年10月、同委員会は、臨時脳死及び臓器移植調査会の答申が出され、臓器移植が法制化の段階に入ったことに鑑み、医学部を有する国立大学・医科大学の学長に対し「脳死、臓器移植に関するアンケート」調査を実施し、その結果をまとめて各大学に参考資料として提供した。このアンケートでは、日本人が外国に臓器移植を求めている現状、脳死を人の死とすること、脳死状態からの臓器移植、いわゆる竹内基準（厚生省研究班報告）による脳死判定、家族の意思による臓器提供、臓器移植施設の限定、移植のためのネットワーク、臓器移植の経費負担などについて、意見とその理由を問うている。

国大協は、平成８年４月医学教育に関する特別委員会を医学教育特別委員会に改組し、

「卒後医学教育の在り方について（大学院を含む）」の検討を付託した。同委員会は、平成９年６月「医学部（医学科）４年制コース創設の提言」を取りまとめ、第100回総会の承認を得て文部省へ提出した。この提言は、非医学部系学部の卒業生を医学部３年次へ学士入学させる４年制コースを創設しようとするものであったが、これを契機として４年制コースを設置する医学部が現れはじめた。

また、この特別委員会は、４年制コースとの関連で、医学士の学位問題、医学部入試、入学定員削減、卒後臨床研修、情報開示の問題等を検討した。

教員養成をめぐる状況変化への対応

昭和63年度に初任者研修制度の発足及び教育職員免許法の改正があり、これに伴い教員養成をめぐる状況が大きく変化しつつあったため、教員養成制度特別委員会は、制度改正以前の教員養成の実態と新制度によって変化しつつある状況を的確に把握し、今後の大学における教員養成のあり方を総合的に検討するため、平成元年１月、全国立大学を対象としてアンケート調査を実施した。

この調査に基づき、平成元年11月には「『大学における教員養成』に関する調査」第一次報告、平成２年６月には同第二次報告、平成２年11月には同第三次報告を取りまとめた。そして平成３年６月には、これらの調査結果を集約し、大学における教員養成の今後のあり方を検討した結果を「大学における教員養成―教員養成の現状と将来―（中間まとめ）」として取りまとめ、各大学に回付して意見を聴取した。

平成４年１月、各大学からの意見を踏まえて、「大学における教員養成―教員養成の現状と将来―」を取りまとめ、各大学における教員養成教育の改善に資するよう送付するとともに、関係方面に対して教員養成制度の充実改善に役立てられるよう広く訴えた。この報告書は、教員養成系大学・学部における教員養成、一般大学・学部における教員養成の双方にわたって、大学における教員養成の問題状況を明らかにするとともに、大学における教員養成の将来、教員養成と情報化・国際化、地方教育行政の課題、小中学校及び高等学校教員の将来需要推計について、それぞれ調査に基づき取りまとめたものであった。

昭和63年度に施行された新しい教員免許制度は、新たな科目の履修、初任者研修制度など教員養成の充実にとって重要な改革を含んでいたが、この時期は、同時に少子化に伴い児童生徒数が大きく減少し、教員需要が急激な低下を示し、教育学部の改組が問題になりはじめた時期でもあった。

教員養成制度特別委員会は、新規の教員採用数の大幅な減少が教職課程を履修する学

生の士気を阻喪し、優秀な学生が教職を目指すことにためらいを感じるようになるならば、教員養成にとって極めて憂うべき事態が生じると危惧し、状況を的確に把握し、教員養成の充実方策を検討するため、平成５年２月、教育学部の学生や教育学部長、教育委員会などに対するアンケート調査を実施した。

特別委員会は、これらの調査結果の整理分析を進め、まず平成５年11月、「教育大学・教育学部学生の教職への意識と意見」を発表した。さらに、平成７年５月には、教員需給の変化の下での教員養成の充実をはかる方策に関する提言を取りまとめた「大学における教員養成―教員需給の変化に対応する教員養成のあり方―」を第96回総会に提出し、その承認を経て発表した。

その後、平成８年３月の理事会において、教員養成制度特別委員会は、教員養成特別委員会と名称変更の上継続設置が承認されたので、引き続き、附属学校の実習校としての役割の低下や、附属学校のエリート校化などの問題が指摘されていることに鑑み、附属学校の今後のあり方を追求するために、附属学校に対するアンケート調査を実施し検討を進めた。そして、平成９年11月、アンケート調査を踏まえて、「大学における教員養成―国立大学附属学校の在り方・役割―」を取りまとめた。

平成10年４月に義務教育の教員免許状取得者に介護等の体験を義務づけた介護等体験特例法が施行されたのにつづいて、平成10年６月には、教育職員養成審議会の第一次答申「新たな時代に向けた教員養成の改善方策について」に基づき、教職科目の修得に比重を置いた教育職員免許法改正が行われた。また、少子化に伴う教員需要の低下はさらに進み、政府は平成10年度～12年度の３年間で教員養成課程入学定員を５千人削減する計画を進めた。このように教員養成をめぐる状況が大きく変化したのに伴い、従来学校種別に設置されていた教員養成課程はそれらの種別を統合した学校教育教員養成課程に再編され、複数免許の取得を義務づける方向に変化しつつあった。また、平成10年の教養審第二次答申「修士課程を積極的に活用した教員養成の在り方について」において、現職教員の再教育に関連して、教員養成系大学院の役割が問い直されることとなった。

このような状況の下で、各大学が教員養成・現職教育のあり方等を真剣に検討を進めている状況を踏まえて、教員養成特別委員会は平成10年11月、教員養成系大学・学部の改組・再編、教員免許基準改定に伴う教員養成カリキュラムの改訂、教員養成における大学院の役割などを柱とするアンケート調査を教員養成大学・学部を対象として実施した。このアンケート調査の結果は、平成11年３月、「今後の教員養成と教育学部のあり方について（第一次報告）」として取りまとめられ、各大学に配布された。

その後、平成12年３月には、国立大学の独立行政法人化問題の浮上など、国立大学を

取り巻く環境の変化を踏まえて、前回調査後の事態の進展も取り込み、「第一部　調査結果の報告」、「第二部　考察：今後の教員養成系大学・学部の課題―調査結果を踏まえて―」、及び「第三部　最近の動向をめぐる資料」からなる報告書「大学における教員養成―今後の教員養成と教育系学部の在り方について（調査結果と考察）」を刊行し、教員養成と教育系学部の今後の発展への討議資料として参考に供した。

生涯学習と大学のあり方

中央教育審議会答申（平成２年１月）において、大学の自主的判断による生涯学習センター開設への期待が表明され、また文部省の生涯学習審議会においても、生涯学習の振興方策が審議されている状況を踏まえ、国大協は、平成３年６月第88回総会で生涯学習特別委員会を設置し、これをめぐる諸問題について審議することとした。同委員会は、平成５年５月、「国立大学と生涯学習」と題する報告書をまとめ、各大学に資料として配布した。

この報告書は、審議会答申も踏まえ、教育・研究活動の成果を地域社会に還元し、その発展に寄与することを大学の使命の一つとしてとらえる観点に立って、社会人への学習機会提供の拡大を促した。そこでは、公開講座、生涯学習教育研究センター・大学教育開放センターの施設や受託研究員制度等、国立大学における生涯学習への対応の現状分析をするとともに、社会人の大学・大学院への入学、教育課程のあり方、学位授与、地域社会との連携・協力等に関する問題を整理し、併せてその改善方策を取りまとめて提案した。また、この報告書では、第三セクター方式によるリカレント教育機構の提案もなされた。

7　男女共同参画の推進

男女共同参画の社会づくりに向けての国民的な取組みを推進するため、平成８年７月、総理府に男女共同参画推進連携会議が設置され、国大協からもお茶の水女子大学長が参加した。平成11年５月には、女性科学者の環境改善に関する懇談会から上記会議の設置趣旨と同様の要望書が寄せられたこともあって、国大協では、国立大学における男女共同参画の現状を把握し、国立大学における男女共同参画を推進するための提言の取りまとめを目的として、平成11年11月「男女共同参画に関するワーキング・グループ」を設置し、集中的に審議を重ねた結果、平成12年６月「国立大学における男女共同参画を推進するために」と題する報告書を作成・刊行した。

報告書では、国立大学における男女共同参画の現状について統計的分析を行い、特に女性の社会進出の面で先進的位置にあるアメリカ・ヨーロッパの高等教育機関との比較を行うことによって、日本の大学がこの面で著しく立ち遅れている実情を指摘するとともに、このような状況を改善し、大学における男女共同参画を推進する必要を訴えた。具体的には、①ジェンダー学の充実、②大学における女性教員の雇用拡大（平成22年までに国立大学の女性教員比率を20%に引き上げることを達成目標に掲げた。平成10年現在、日本は大学全体で10.1%、国立大学は6.6%、平成８年現在、アメリカは39.6%）、③女性教員増加のための教員公募システムの確立とポジティブ・アクションの採用、④女性研究者の研究環境の改善、⑤大学における保育施設の整備、⑥研究発表における旧姓使用、等を提言している。

この問題は国大協として初めて取り組んだ課題であり、提言は今後の国立大学のあり方に一石を投じたものとして注目を浴びた。

第２節　国大協の組織再編と広報活動

１　大学改革への対応

平成７年11月、第97回総会において、大学改革の進展とともに国立大学をめぐる状況が変化してきていることを踏まえ、「国立大学協会の組織運営の見直し（案）」が承認され、今後の体制を整えた。すなわち、第７常置委員会を新設するとともに、現行特別委員会は原則として廃止し、今後は課題を定めて原則として２年以内という期間を限って特別委員会を設置することとした。

この結果、常置委員会は、第１常置委員会（理念、体制・組織、管理運営）、第２常置委員会（入学者選抜）、第３常置委員会（教養教育、学部専門教育、学生生活）、第４常置委員会（教職員の待遇改善）、第５常置委員会（学術交流）、第６常置委員会（財政）、第７常置委員会（研究、大学院、生涯学習、学術情報）の七つとなった。さらに、各常置委員会には、専門家を含めた小委員会を置くことができることとなり、以下の４小委員会が設置された。第２常置委員会（大学入試情報開示に関する検討小委員会）、第５常置委員会（JUSSEP小委員会）、第６常置委員会（学生納付金等検討小委員会）、第７常置委員会（情報公開法に関する検討小委員会）。

また、特別委員会としては、医学教育特別委員会、教員養成特別委員会、大学評価に関する特別委員会及び国立大学協会50周年記念行事準備委員会が設置されることとなり、

個別の検討課題に取り組むこととなった。

2　広報活動の強化

国大協は、大学に対する社会の関心が高まっている状況に鑑み、国大協および各種委員会の意見を従来にまして積極的にPRしていくこととした。平成４年３月には、第６常置委員会が「国立大学財政基盤の現状と改善」と題する報告書をまとめて公表した。これは、国立大学が直面している具体的な財政上の問題点を洗い出し、国立大学がその責務を果たすために、より強固な財政的基盤を構築し、より効果的な財政運営をなしうるための提言を試みたものである。この報告は大きな社会的反響を呼んだ。これを契機として、国立大学の実情を社会に知ってもらうため、積極的に政財界、マスコミ関係者等を大学に招き、国立大学の実情を広報することが行われた。

平成７年11月、国大協は、「文化学術立国を目指して―国立大学は訴える」を作成公表した。これは、国立大学の現状と当面する課題、21世紀における国立大学のあり方などに関する国立大学の学長や造詣の深い専門家の論稿を一本にまとめたもので、国立大学についての社会的理解を深め、併せて国立大学に対する要望や意見が寄せられることを期待して作成されたものである。社会の理解を得なければ国立大学の発展をはかることはできないとの認識に立ち、国大協として初めて社会への広報を試みた刊行物であった。

また、各国立大学においても、平成３年大学設置基準の改訂により自己点検・評価が努力義務とされたこともあって、国民の理解を得ることの必要性が認識されるようになり、自己点検白書や大学の現状・課題を説明した冊子などを作成配布し、積極的に広報するようになった。平成11年４月には、国大協も、国立大学の活動・実績を紹介するための色刷りリーフレット「日本の国立大学99」を作成して、全国立大学に配布し、地域社会に対する広報活動に活用するよう求めた。

3　創立五十周年記念事業

国大協は、平成12年に、昭和25年７月13日の創立から50周年を迎えることとなるので、平成10年８月「国立大学協会50周年記念行事準備委員会」を設置して記念事業の準備にあたることとした。同委員会では、記念祝賀会の挙行、五十年史の刊行、記念品の作成の３つの事業を企画し、準備を進めている。

記念祝賀会は、平成12年11月16日（木）午後５時半から如水会館において、招待者を含め多数の参加の下に開催されることとなり、参加者に記念品としてエンブレム及び『国立大学協会五十年史』を贈呈することとなった。

第３節　国際交流の新段階

１　大学間交流・学長交流の進展

昭和49年度から開始された外国学長招致事業はこの期にも続いて行われ、平成２年度の中国、３年度の韓国、平成４年度のイタリアまで９名の学長・副学長を迎えたが、平成５年に大阪府豊中市で開催された第４回UMAP会議の際の学長招致をもって、この事業は幕を閉じた。

平成７年には、米国で優れた教育研究成果をあげている大学を視察調査し、大学改革の参考にすべく、第５常置委員会の委員長を団長とする調査団が結成され、７月下旬から約２週間にわたり米国の有名大学を訪問視察した。

また、平成８年には、英国の大学評価、評価に伴う予算配分の仕組みや競争的な環境の中での大学の自助努力の状況などを調査し、大学運営に資することを目的として、国大協会長を団長とする訪英調査団が結成され、同年11月、約１週間にわたり、英国の大学・政府機関・カウンシル等を視察した。

２　UMAPの発足と活動

UMAPの発足

UMAPは、University Mobility in Asia and the Pacific（アジア太平洋大学交流機構）の頭文字をとってつけた略称で、平成３年、全豪州大学長協会の提唱により、アジア太平洋地域の大学間交流、特に学部学生交流・短期留学の推進を目標に掲げ、高等教育分野における政府もしくは非政府の代表からなる任意団体として設立された。

平成３年９月、第１回UMAP総会がキャンベラで開催され、国大協副会長・第５常置委員長等が出席した。翌４年韓国で開催された第２回総会で、第４回会議の日本での開催が決定されたのを受け、国大協は同年６月の第90回総会で第５常置委員会の下にUMAP小委員会を設置するとともに、公立・私立大学の団体にも呼びかけ、UMAP会議組織委員会を設けて日本開催の準備を進めた。こうして、平成６年12月６日～８日に

わたり、第４回UMAP総会が大阪府豊中市において開催された。

また、UMAPの試行計画に基づき日豪大学間で学部学生の短期交流を実現するため、平成４年～６年にかけて日豪の学長・教員による相互視察が行われた。その成果として、平成４年12月、全豪州大学長協会と国大協の間で、両国間の学術交流を促進することを目的とする学術交流協定が締結された。同様の協定は、平成７年７月、ニュージーランド大学長協会との間でも締結された。

常設国際事務局設置へ向けて

発足したばかりのUMAPでは、常設の国際事務局の設置が懸案であったが、平成８年８月オークランドで開催された第５回UMAP会議において、日本が具体案を練ることが決まった。このため、国大協は、公私立大学団体等とも協議を重ねた結果、財源問題なども考慮して、本格的国際事務局設置に先立ち、当面２年間、東京大学教養学部内に先行事務局を設置する案を平成９年11月にバンコクで開催されたUMAP理事会に提案し、了承された。その後、平成10年８月バンコクで開催された第６回会議において、先行国際事務局を正式な国際事務局とする決定がなされた。

３　学生の短期留学の推進

平成５年４月に開かれた第16回日米文化教育交流会議（CULCON）において、日米間の学生交流の不均衡是正のために、日本の国立大学における米国人の学部学生の受入れ増を検討する日米合同作業部会の設置が提言された。これを受けて国大協は、文部省からの要請もあって、同年10月第５常置委員会の下に日米学生交流（JUSSEP）小委員会を設置し、米国からの短期留学生の受入れ増加について検討することとした。国大協は、日本の国立大学の実情に即した英語によるカリキュラムを開発するために、米国大学協会（AAC & U）と協力して、平成６～７年度に日米合同の「カリキュラム・アブロード・プロジェクト会合」を３回にわたり開催し、短期留学に係る諸課題（カリキュラム、単位認定・互換、奨学金等）を協議するとともに、平成８年には九州大学、平成９年には広島大学において米国関係者を招いてのシンポジウムを開催した。また、その間、米国大学協会の担当者が国立大学の短期交換留学プログラムの実情視察及び関係者との意見交換のため、数回にわたり訪日した。

短期留学生の受入れについては、英語による授業実施など種々の障壁があったが、各大学の努力により、平成12年度現在20大学で短期交換留学プログラムが開設されている。

また、平成11～12年度には、米国大学協会との連携の下に、短期交換留学プログラムを実施している日本の国立大学が米国の大学を訪問視察し、多様なタイプの米国人学生の受入れ増をはかる共同事業を実施した。

さらに、平成11年11月、国大協の理事会において、ドイツ大学総長会議からの単位互換等の具体的提案を含めた学生相互交流の申し入れがあったことを受け、日米間の学生交流の問題だけでなく、より広く諸外国との学生交流の問題を検討するために、JUSSEP小委員会は廃止し、新たに「短期学生交流計画（JANUSSEP）小委員会」を設置することが決定された。

4　留学生受入れの環境整備

平成６年12月に短期留学推進に関する調査研究協力者会議が「短期留学の推進について（中間報告）」を公表したことを受けて、第５常置委員会は、留学生の入国手続きや奨学金問題等について検討した。入国・在留手続きについては、各大学が入国管理局と個々に協議するのではなく、国の制度として機関保証ができる仕組みを整えることが必要であること、経済団体等からの奨学金の受入れについては、一元的に基金を積み立て、各大学の実績等に応じて配分することなどの意見を取りまとめ、同会議に提出した。

また、平成７年11月、第97回総会において、第３・第５常置委員会合同で行った「留学成果の向上と受入拡大のために―外国人留学生の学生生活等に関するアンケートからの報告」を承認し、国大協として、日本語能力の育成、教育・研究指導を充実させるための教官の増員・チューターの採用、私費留学生に対する奨学金の提供、低廉な宿舎の提供、入国時の身元保証についての機関保証の導入や、民間宿舎入居に関する保証機関の樹立など、環境整備の充実を訴えた。

平成９年３月には、留学生の入学選考のあり方に関する調査研究協力者会議の「留学生の入学選考の改善方策等について」に対し、第２常置委員会及び第５常置委員会がそれぞれ意見を取りまとめ公表した。

第４節　教職員問題

1　技術職員の待遇改善問題

昭和61年３月、文部省から専門行政職俸給表の適用試案の提示を受けて以後、前章に

述べたごとく、技術職員が行政職(一)から専門行政職へ移行できる体勢の構築を急ぐこととし、技術職員の組織を再編し職階を整備するとともに、研修を実施することを促した。その結果、平成4年7月までに、技術職員5,583人の内2,948人（53%）の組織整備が進んだ。

この結果を踏まえて、国大協は、平成6年6月「『教室系技術職員の組織化と研修の進行状況について』に対する回答を踏まえての提言」をまとめ、①組織としての機能をなお高めること、②職務の整理とその明確化を促進することなどの諸施策を推進することを提案した。さらに、同年8月には、この提言を全国立大学へ送付し、これに対する意見を聴取した。その結果にもとづき、平成7年6月、意見を集約し、取り組むべき課題を整理するとともに、専門行政職俸給表の適用基準案を提示した。

第4常置委員会は、技術職員を一定の基準に基づいて審査し、基準をクリアした者を専門行政職に移行させることを要請すべき段階に達したと判断し、平成7年11月、「専門行政職俸給表適用審査基準案」を作成、総会の承認を経て、あらためて文部省・人事院に対しその実現方を要望した。しかし人事院は、専門行政職俸給表は一定の技術を要する業務に従事する行政官に適用されるものとして定着をみているので、技術レベルに幅のある大学の技術職員の待遇改善は行政職俸給表の枠内で行いたいとの意向を示した。

このため、国大協は、技術職員に対して専門技術職適用を求める方針を放棄するものではないが、まず、行政職俸給表の枠内で改善をはかることが現実的であると考え、平成8年8月、「教室系技術職員の重要性と技術部、技術系専門職の設置等について（要望)」を文部省に提出した。その結果、文部省では、技術職員待遇改善検討会を設けて検討し、平成10年4月から、国立大学に技術専門官及び技術専門職員の制度が創設されることとなった。これにより、技術職員について行(一)7級の標準定数が設定され、6級定数も大幅に拡大されることとなった。こうして、第4常置委員会が約20年にわたり審議してきた技術職員の待遇改善問題は一段落することとなった。

2　教職員の定員削減問題

昭和39年度に欠員不補充措置が取られたのに続き、昭和43年度から第一次定員削減が開始され、現在は第九次定員削減（平成9～13年度）が進行中である。定員削減開始以来、国大協は、定員削減の方針が政府で決定される都度、国立大学教職員の職務の特殊性に鑑み、国立大学を定員削減の対象から除外するよう関係機関に要望してきた。すなわち、昭和53年11月には、「国立大学における定員削減の現状と問題点」をまとめたの

につづいて、昭和54年10月、56年６月、57年６月、61年６月、平成３年６月、平成８年４月と数次にわたり、定員削減問題に関する要望を各方面に提出してきた。その結果、教員、看護婦等について、定員削減の対象から除外ないしは削減率の低減をはかる措置が実現されてきた。

しかし、第一次定員削減（昭和43年度）から第八次定員削減（平成８年度まで）にいたる国立学校教職員の定員削減数は26,063人に達し、そのうち行政職俸給表(一)(二)該当職員の削減数は23,338人に上った。その結果、この間、新規事業に伴う増員があったにもかかわらず、学生数が約30万人から64万人に増加したこともあって、教員一人当りの学生数は7.85人から10.05人、職員一人当りの学生数は6.75人から15.26人に増加しており、教職員の負担が増加したことが示されている。

第５節　国立大学の財政基盤の現状と課題

国立大学の財政基盤調査

平成元年９月、第６常置委員会は、国立大学の劣悪な教育・研究環境を抜本的に改善することが緊急の課題であるとして、同委員会の下に「国立大学財政基盤調査研究委員会」を設置し検討を加えることとした。

この調査研究委員会では、①制度的・構造的側面の検討、②各大学・部局に対する聞き取り調査、③国立大学教官の直面する教育研究費の実態と問題点についてのアンケート調査、以上３つの面から問題にアプローチすることとし、平成２年度及び３年度の２年間にわたり文部省科学研究費補助金（「大学の財政運営に関する基礎研究」）の交付を受けて調査研究を進めた。初年度の平成２年12月、国立大学の教官全員を対象としてアンケート調査を実施し、２度にわたる中間報告を経て、平成４年３月「国立大学財政基盤の現状と改善」と題する報告書をまとめ公表した。ちなみに、このアンケート調査では、53,248人に調査票を配布し、65%にも上る34,325人から回答を得た。

この間、平成３年３月に発表された「教官の直面する教育研究費の現状（中間報告)」では、国立大学が学術・人材養成で大きな貢献を果たしていることを90%以上の教官が認めたが、建物・設備・給与など研究環境面で民間に対して劣るとの認識が80%を超え、このままでは将来研究水準が低下するのではないかと懸念されていることが明らかになった。

また、教育研究費についてみると、経常的研究費は必要額の50%以下、研究旅費は33%以下で、国内旅費・図書費の自己負担があったと回答した教官が80%以上を占めた。

さらに計測・分析機器等の研究設備が不十分とする者が80%を超え、科学研究費の交付についても、半数以上が5年に1回以下であることが明らかとなった。

さらに、平成3年11月に発表された「国立大学財政の現状（第二中間報告）」によれば、私立大学を含む高等教育全体に対する政府支出は、GNP比で見ると、昭和54年度の0.60%をピークとして低下をつづけ、平成2年度は0.40%を割り込んでいるが、一般会計から国立学校特別会計への繰入れは、昭和54年度の0.42%をピークとして、平成2年度には0.28%にまで落ち込み、過去25年間の最低水準となった。この間、国立大学の抱える人員は、教官12%、学部学生14%、大学院学生77%とそれぞれ増加し、留学生にいたっては4.5倍にも増加したため、独自財源への依存度が高まった。特に施設設備費については、特別会計に占める比率が昭和54年度の15%から平成2年度には7%まで低下しており、落ち込みが大きかった。

教育・研究費においては、校費積算単価の伸び悩み、一人当たり校費水準の伸び悩みにより、経常的研究費が不足し、科学研究費の申請が増加したが、採択率は22～25%にとどまった。このような状況の下で、外部資金の導入が10年間で10倍の伸びをみせ、重要な補完的機能を果たすにいたったが、外部資金の取得しにくい研究分野の存在や、大学間での外部資金導入の格差が増大しつつあるという問題を指摘した。

教育・研究基盤については、前述のごとく、施設設備費が急減したために、設備の狭隘・老朽化が進んでいることを明らかにするとともに、研究支援組織の弱体化が指摘された。

国立大学の財政基盤と改善の方途

平成4年3月に公表された最終報告「国立大学財政基盤の現状と改善」は、中間報告を踏まえ、国立大学の財政基盤の改善についていくつかの提案を行った。

すなわち、①国立学校特別会計への一般会計からの繰入率を昭和55年度以前の水準であるGNP比0.4%に早急に回復させること、施設設備の拡充、教官・学生当積算校費の増額、旅費の増額、定員削減率の圧縮、教官の処遇改善を重点事項にすえること、②科学研究費補助金の飛躍的拡大と採択率の50%程度への引き上げ、③大学の主体性を維持しつつ寄付講座等を含む奨学寄付金の導入をはかり、大学財団の設置等について積極的自助努力を傾注すること、④科学技術庁をはじめ、文部省以外の省庁の試験研究機関等における研究活動を国立大学が組織的に支援する方策の検討、⑤国立大学が地方の文化や産業の振興の中心的役割を果たす立場から、地方自治体との連携を検討すること、⑥各大学の門戸を開放し、施設などを相互に積極的に利用するなど、教育研究の交流を進

めること、⑦国立大学の財政制度運用を弾力化するため、国大協としてその方策を検討すること、以上７つの提言をまとめるとともに、現状の打開をはかるためには、国立大学が自らその活性化をはかり、広く国民の支持を得ることが必要であると訴えた。そしてまた、そのためには、教官が教育・研究の実績に関する情報を公開し、各大学が自己評価を進めることが前提であると指摘した。

この報告書は、主要日刊紙及び専門紙でも取り上げられ、前２回の中間報告にも増して社会の関心を集め、平成４年度高等教育関係予算の政府案は、歳出抑制の中にもかかわらず、近年にない増額となった。

だが、その後、バブルの崩壊による不況が長期化するなかで、行財政改革が推進されることとなったため、高等教育関係の予算は伸び悩んだ。現に、国立学校特別会計の推移をみても、国立学校特別会計への繰入金の一般歳出に占める比率が平成５年の3.7%から平成11年度の3.3%に低下したため、国立学校特別会計の対前年伸び率は平成５年度の6.1%から平成11年度の0.9%にまで落ちた。

平成９年現在で、高等教育への公財政支出の国民総生産に占める比率を諸外国と比べてみると、アメリカ1.1%、ドイツ・フランス0.9%、イギリス0.7%に対し、日本は0.5%という水準に止まっている（大学審議会「21世紀の大学像と今後の改革方策について」）。先にふれたように、平成11年９月、国大協第１常置委員会が「国立大学と独立行政法人化問題について」と題する中間報告の中で、国立大学がわが国の教育・研究の進展に果たしてきた役割を振り返りつつ、「国立大学に対する現在以上の財政基盤が保障されなくなれば、わが国の高等教育と学術研究は崩壊するであろう」と警告したのも、上述のような国立大学の財政状況に対する憂慮に発するものであった。

Ⅱ　特別寄稿

入学者選抜制度の変遷について

元入試改善特別委員会委員長
熊　谷　信　昭
（元大阪大学長）

はじめに

大学における入学者の選抜は、単にその大学・学部への入学志願者に対して入学定員までの合格者をきめるためだけのものではなく、それぞれの大学・学部がかかげる教育・研究の理念、およびその教授内容や特色などからみて最もふさわしい入学者を見出し、それらの人材を育てる出発点とするためのものである。従って、入学者選抜の方法や内容は、大学がその本来の使命を果たしていくうえで最も重要な基本的課題の一つであって、常に慎重な検討・見直しと工夫・改善の努力を続けていくことが必要である。

入学者の選抜にあたっては、個々の大学・学部がそれぞれの教育理念や教育目的に沿って独自に行い得ることと、国立大学全体として協調・配慮すべきこととがある。このような観点から、国立大学協会では第2常置委員会および入試改善特別委員会等の各種委員会において大学入学者選抜に関する諸問題を精力的に調査・検討し、具体案を提示して各大学の意見や要望等を聴取したうえで成案をまとめ、総会の議を経て決定し、実施するという過程を繰り返してきた。

およそいかなる制度においても、それを実際に運用・実施した場合には、必ずその制度に固有の問題点が発生し、その問題点を改善するために制度の手直しを行っても、必ず再びその「改善された」制度に付随する別の新たな問題点が顕在化してくる。大学入試制度についても全く同様であって、高等教育機関としての大学が守るべき、時代を超えた基本的理念をふまえたうえで、その時々の社会情勢や価値観の変化、入学志願者の意識動向などに適切に対応した、時代の要請に応え得る制度の在り方について常に注意深く検討を加え、弾力的に工夫・改善を続けていかなければならない。

本稿では、国立大学協会におけるこれまでの入学者選抜制度の変遷をふりかえり、その概要と基本的な流れを整理して記し、今後の検討に資することとしたい。

新制国立大学の発足と入学者選抜

昭和24（1949）年５月、学制改革にともない新制度の国立70大学が発足するに際し、その入学志願者に対して、同年１月、全国一斉の「進学適性検査」が適用・実施され、この制度は昭和29年度入学志願者に対する昭和28年11月の実施まで続けられた。

さらに、昭和38年度から昭和43年度まで、いわゆる「能研テスト」が大学・高等専門学校への入学を志望する高等学校在校生に対して実施された。

これら二つの「検査」および「テスト」が、いずれも戦後の新しい教育制度の特色を生かそうという観点から関係者の努力によって実施されながら、定着することなく終わったのは、これらの「検査」および「テスト」の実施目的と大学入学者選抜において果たすべき役割とが、十分明確な共通的認識と評価に至らなかったためであると考えられる。

国立大学協会における初期の入学者選抜方法改善の経緯と問題点

国立大学協会では、昭和44（1969）年10月、第２常置委員会を中心に、入学者選抜方法の改善に関する本格的な検討を開始した。

まず、昭和44年10月１日付で発表された「東京大学入試制度調査委員会の『入試制度をめぐる問題点』」にもられた入試の本質論や入試制度および具体的方法の問題点等を参考として検討が行われた。さらに、第２常置委員会では、各大学に対して「入学試験改善に関するアンケート調査」を実施したが、それに対して当時の国立75大学中64大学が回答し、そのうち58大学が入学試験制度を改善する必要があるという認識を示した。

これをふまえて、昭和46（1971）年２月、第２常置委員会のもとに「入試調査特別委員会」が設置され、全国立大学が参加する「共通第１次試験」と、各大学・学部がそれぞれ独自に行う「第２次試験」との併用によって、入学者の選抜を行う方法を主たる対象として、その問題点等の検討を開始した。

ここで全国立大学に対する「共通第１次試験」というものが検討されるに至った背景には次のような状況があった。

まず第一には、大学入試が高等学校の教育内容を必ずしも十分にふまえていたとはいえず、いわゆる難問奇問とよばれるようなものがかなり多く含まれていたこと、そして第二には、高等学校における学習成績が大学の入学者選抜にはほとんど反映されていなかったこと、である。

この二点が、高等学校側の主張する問題点であり、このことをふまえて当時の「中央教育審議会」は、「高等学校の学習成果を公正に表示する調査書を大学入学者の選抜の

基礎資料とすること」、および「高等学校間の評価水準の格差を補正するための広域的テストを開発すること」を中心とした答申を昭和46年６月に発表した。国立大学協会の「入試調査特別委員会」における検討内容もおおむねこのような方向、すなわち「高等学校調査書の評価水準の格差補正のための共通テスト」の研究を目指していた。

しかし、国立大学協会が昭和47（1972）年９月に「全国共通第１次試験に関するまとめ」を発表した後、昭和48年４月に国立大学協会に設置された「入試改善調査委員会」における検討をもとに、文部省からの調査研究費を受けて、昭和49年11月、昭和50年11月、昭和51年10月の３回にわたって、順次その規模を拡大しつつ、高等学校第３学年の生徒を対象として実地研究を行った段階では、「共通第１次学力試験」とよばれる内容のものとなってきていた。

さらに、国立大学協会は、昭和52（1977）年５月に設置された大学入試センターと協同して、全国の国立・公立120大学の協力のもとに、高等学校第３学年の生徒を対象として、同年12月に、「共通第１次学力試験試行テスト」を実施した。

このように、「高等学校調査書の評価水準の格差補正のための共通テスト」が「共通第１次学力試験」となったのは、「入試改善調査委員会」等の検討の結果、その目的、内容を「高等学校における学習達成度の共通尺度による評価」として、大学入学者選抜試験の第一段階試験と位置付けたためである。

一方、国立大学協会では、新制大学発足以来とり続けてきた、いわゆる「Ⅰ期校・Ⅱ期校制度」問題の検討のために、昭和43（1968）年８月「入試期特別委員会」を設置して、この制度のもつ問題点とその改善案の検討を行ってきていた。

いわゆる「Ⅰ期校・Ⅱ期校制度」は、基本的には旧教育制度の官立専門学校の三期にわたる入試期日のグルーピングを二期に整理したものであるが、例えば七つの旧帝国大学がすべてⅠ期校となっていること、またⅡ期校グループには法学部がないなど学部の種類によってはⅠ期校とⅡ期校とで大きな偏りがあること、など教育面や試験実施面等から色々な問題点が指摘されていた。

この問題についての改善案が種々検討された結果、最終的には「Ⅰ期校・Ⅱ期校制度を廃止して、入試期日を一元化すること」が提案され、上述の「共通第１次学力試験」と共に昭和54（1979）年度の入学者選抜から実施されることが国立大学協会総会において決定された。

国立大学協会におけるその後の入学者選抜方法改善の経緯と問題点

昭和54（1979）年度から開始された「Ⅰ期校・Ⅱ期校制度の廃止」とそれにともなう

「入試期の一元化」、および「共通第１次学力試験」と各大学・学部毎の「第２次試験」との総合による入学者選抜制度は、「共通第１次学力試験」によって高等学校における学習達成度を基礎学力として評価し、「第２次試験」で各大学・学部の特徴や専門性への適合性を評価しようとするもので、受験生の能力を適正に評価するとともに、Ⅱ期校のおかれていた教育上の問題点の解決を目指すという点で大きな改善であったと考えられる。

しかし、同時に、入試期の一元化によって国・公立大学への受験機会が一回限りに限定されることになったことから、何とか確実に大学に合格しようとする心情が受験生の間に生じ、いわゆる「入りたい大学より入れる大学」を選んで受験するという傾向が顕著となり、その結果、大学の序列化やいわゆる「輪切り」とよばれる現象などが現れるとともに、せっかく合格して入学した大学での勉学に身が入らないというような風潮が懸念されるようになり、また、共通第１次学力試験に対する負担感が増大しているという声も聞かれるようになった。

国立大学協会では、これらの状況をふまえ、入学者選抜方式の改善を抜本的にはかるため、昭和58（1983）年６月に「入試改善特別委員会」を設置して大学入試に関する徹底的な再検討を行い、長期的展望に立った選抜方式の立案を行うこととなった。

この「入試改善特別委員会」における検討に基づいて立案され、総会の決定を経て実施された新しい選抜方式の内容とその目指したところは次に記すとおりである。

まず、改変の一つは「共通第１次学力試験」については受験生が受験すべき教科・科目数を昭和62（1987）年度より５教科・５科目を基本とすることとしたことである。

前述のとおり、もともと「共通第１次学力試験」が「高等学校における基本的な学習達成度を評価する」ことをその基本的な目的としていた観点から、受験すべき教科・科目数は当初から５教科・７科目（理科および社会の複合教科はそれぞれ２科目）としていたが、私立大学の多くが３教科又はそれ以下としていたことから、国立大学への入学を志願する受験生の「負担過大感」が次第に大きくなってきていた。しかし、国立大学協会としては、基礎学力の達成度の評価には５教科は必要という考え方は変えず、５教科は基本として堅持することとし、７科目を５科目に減らしてこの案となった。

次に、最も大きな変革は、各大学・学部毎に行う「第２次試験」の日程を「複数受験」が可能となるように改めたことである。すなわち、前述のような「入りたい大学より入れる大学」を選ぶという風潮を正すことを目的として、「第２次試験」の日程をA日程とB日程の二つに分け、各大学・学部はそれぞれ独自の判断でA日程グループかB日程グループのいずれかに属することとし、両日程を受験生の移動が可能な程度に離し

て引き続き試験を行い、合格者の入学手続きは両日程の合否発表を受験生が確認した上で行う、いわゆる「事後選択制」による「連続方式」が、同じく昭和62年度から実施されたことである。

この方式では、受験生は、A日程グループの大学・学部から一つと、B日程グループの大学・学部から一つの、合計二つの大学・学部を受験することが可能となり、受験生は自分の第一志望の大学・学部と第二志望の大学・学部を受験して、それぞれの合格発表を確認した上で、入学したい大学・学部を最終的にきめることが出来るので、受験生の大学選択の自由度が大幅に拡大されるとともに、入学後の勉学意欲が高まることも期待するものであった。

しかし、実際に実施した結果では、成績上位の受験生が二つの大学・学部に合格して、一方を辞退することから、大学側で入学者の定員を正確に確保することがきわめて困難になるという問題が生ずること、また、二つの大学の同種の学部にいずれも合格した受験生の大部分が、一方の特定の大学の学部に集中的に入学手続きを行うという不合理な事態が生ずること、このような二重合格者が一方の大学への入学を辞退することによって定員割れとなった大学・学部では、一たん不合格とした受験生に改めて「追加合格」を通知するという、大学と受験生の双方にとって甚だ好ましくない事態が発生すること、このような事態を避けるために大学側はあらかじめ辞退者の数を推定して合格者の数を増やしておく、いわゆる「割増し合格」を行わざるを得なくなること、等々の不都合を生ずることが明らかとなった。

これらの問題点を解決するために、この「事後選択制」によるA日程とB日程の「連続方式」に加えて、「第２次試験」の日程を前期日程と後期日程の二つに分け、各大学・学部は入学定員を前期日程と後期日程のそれぞれに適当に「分割」して、まず前期日程の試験から合格発表、入学手続きまでの入試業務を完結させ、前期日程の合格者が入学手続きを完了した後に後期日程の一連の入試業務を前期日程とは「分離」して行う、いわゆる「分離分割方式」を併存させることとし、平成元（1989）年度から実施した。

「分離分割方式」では、前期日程試験に合格しても所定の期日までに入学手続きを完了しない者はその権利を失うこととし、また前期日程試験に合格して入学手続きを完了した者は後期日程試験を受験してもその合格者とはなれないこととしている。

この「分離分割方式」によれば「事後選択制」による「連続方式」がもつ前述のような問題点をすべて解消することができるほか、受験生は自分が是非入学して学びたいと思う大学・学部の前期日程試験と後期日程試験の両方に出願し、もし前期日程試験で合格できなかった場合でも、もう一度後期日程試験に再チャレンジする機会が与えられる

ことになり、これこそ受験機会を複数化する本来の主旨に沿うものであると考えることもできるものであった。従って、試験の内容についても、例えば前期日程試験では通常の学力試験を行い、後期日程試験では通常の学力試験以外の色々な方法によって再チャレンジしてきた受験生を別の角度や異なった視点から再評価するような試験内容とすることが推奨された。

しかし、「分離分割方式」では大学・学部が2回にわたる入試業務を行うことが必要となり、直ちにこの方式を採用・実施することが困難な大学があったことや、もともと入学定員がきわめて少なく、募集定員を前期と後期に分割することが事実上むずかしい学部や学科をもつ大学もあったことなどから、「分離分割方式」が初めて導入された平成元年度は、従来の「連続方式」と「分離分割方式」とを併存させて実施することとし、各大学・学部はこの二つの方式のいずれかを選んで入試を行うことになった。そして、受験生は「A日程」または「前期日程」で試験を実施する大学・学部から一つ、および「B日程」または「後期日程」で試験を実施する大学・学部から一つの、合計二つの大学・学部に出願・受験することが出来ることとした。

初年度の平成元年度に「分離分割方式」を採用・実施した国立大学は9大学45学部であったが、翌平成2年度には「分離分割方式」によって入試を行った国立大学は38大学152学部に増加した。

「連続方式」と「分離分割方式」の併存制には、当初から「複雑すぎる」、「分かりにくい」等の批判があり、基本的にはできるだけすみやかに「分離分割方式」に統一するのが望ましいと考えられていたが、しかし一方、「分離分割方式」を採用する場合には、大学・学部に2回の入試業務を行わなければならないという大きな負担を強いる現実的問題もあった。しかし、「分離分割方式」が目指す本来の理念が次第に理解されるようになり、各大学の努力によって「分離分割方式」を採用・実施する大学・学部が年々増加し、ついに平成9（1997）年度からは全国立大学がすべて「分離分割方式」によって入試を行うこととなり、今日におよんでいる。

さらに、中央教育審議会の答申を受けた文部省の「入試改善検討会議」の決定によって、国・公立大学受験のための「共通第1次学力試験」が、参加を希望する私立大学への受験生をも対象とする「大学入試センター試験」に改称・改組され、平成2（1990）年度から実施されて今日におよんでいる。

「入試改善特別委員会」は、平成8（1996）年3月31日に当初の任務を終了したとして、入試改善に関するその後の検討は同年4月1日に発足した「第2常置委員会　入試将来ビジョン検討小委員会」に引継がれた。この「第2常置委員会　入試将来ビジョン

検討小委員会」は2年間にわたる精力的な検討の結果をもとに、平成10（1998）年3月20日に「大学入学者選抜の改善に向けて」という報告書を提出している。

おわりに

最初にも述べたとおり、いかなる制度やシステムでも、それを現実に実施・運用した場合には必ず何らかの問題点が現れ、その問題点を改善するために制度の手直しを行うと、今度はその改善された制度に付随する別の新たな問題点が派生してくる。大学入試の在り方が我が国の初等・中等教育に大きな影響を与えること等も考えると、大学入試制度の問題は今後とも絶えまなく検討・改善を続けていく努力が必要であろう。

本稿を筆するにあたり、入試改善特別委員会の委員等を長くつとめられた京都教育大学名誉教授松井榮一博士に絶大なるご協力を賜った。記して深く感謝の意を表する次第である。

教養部改組について

前教養教育に関する特別委員会委員長
坪 井 昭 三
(前山形大学長)

この度、国立大学協会五十年史が刊行されるに当たり、協会としての教養教育改善への取り組みについて執筆させていただくことになった。記録によれば、昭和34年11月に「一般教育に関する特別委員会」が設置され、専門委員会としての教養教育改善に関する検討を開始しており、その後論議の場を「大学設置基準特別委員会」、「教養課程に関する特別委員会」、さらに「教養教育に関する特別委員会」へと移しながら、教養教育のあり方が論じ続けられてきたことは、我が国の教養教育に常に改善すべき重要な問題が存在し、かつその解決が容易でなかったことを示すものであろう。

50年のうち、国大協発足から30年間の流れについては、すでに刊行された三十年史[1]の中で、当時の「教養課程に関する特別委員会」の委員長・岳中元熊本大学長が詳しく解説しておられる。したがって私としては、以後の20年間に教養教育改善のために注がれた努力の軌跡を、私の「教養教育に関する特別委員会」委員長在任中に直面した問題を含めて、文部省に保存されている資料を参照にしながら、能う限り簡略にまとめてみたいと考えるが、特別委員会の最後の委員長として3年8か月務めたに過ぎない私ゆえ、もし見落としや誤りがあれば、お許しいただき、御教示願いたい。

1 新制大学発足からの30年間

昭和34（1959）年に協会に設置された「一般教育に関する特別委員会」は、管理運営の主体を明確にしないままに教養教育が実施されてきたことに起因する問題を指摘し、法制上正式に認定された組織としての教養部の設置を要望した。これを受けて、文部省から各国立大学に、教養部または教養課程委員会の設置が勧告され、昭和40年代には次第に教養部を置く大学が増加していったが、教養教育に内在する様々な問題の解決には至らず、昭和55年の国大協三十年史で、前出の「教養課程に関する特別委員会」委員長・岳中氏は次のように述べておられる。

「専門教育と一般教育とを相補的関係に置くことによって大学教育の完成をめざしたのは、確かに戦後新制度の最も大きな特色であった。（中略）このような斬新な理念のもとに発足した教養課程であるが、10年余にして“低調な現状”と目され、20年を経て“未定着”と評され、30年に至って両極間への分裂的解消を指摘されて、依然新制大学改編の中心課題として残されているのが実情である」

2　国大協創設30年後からの10年

この時期は、我が国の高度成長が頂点に達しようとしていた時であり、経済活動が異常な活況を呈する社会を背景として、高学歴社会が急激に出現し、大学進学者の急増に伴って、大学は、生育環境、資質、意識、学力、体力、その他あらゆる意味で、従来に比してはるかに多様な学生を受け入れることになった。一方で国立大学自体の設置形態もまた多種多様であり、したがって教養教育のあり方も各大学ごとにその状況に合わせたものとなるので、教養教育の障壁となる問題もまた多様で、これを一律に検討することは到底できないと考えられた。昭和60（1985）年、「教養課程に関する特別委員会」は、「教養課程は各大学の特性に応じた教育体系のもとで、理念上、理想としては、4年一貫制の体系が望ましい」とする報告書[2]を出しており、教育組織についても、「各大学に最も適合した組織で運用すべき」であり、「各大学が一般教育のやり方を自由に工夫し、充実するためには、まず責任体制を確立することが肝要である」とも述べている。さらにこの報告書は、教養課程のための充分な施設、経費、教官定員が必要で、学部化や大学院設置も検討すべきだとした上で、「一般教育と専門教育の履修を効果的に機能させるためには」、「両者間の密接な連動による工夫・改善が必要」であり、また現代社会の変容に対応するために効果的な方策の検討も急務であると述べるなど、教養教育のあり方について数々の具体的な提案を示している。特に、開放講座や他大学との協力講座なども視野に入れて、単位認定にも柔軟に対応することが望ましいと、幅広く自由な発想で取り組むことを強調する提言は、当時としては極めて斬新かつ大胆なものであった。

すなわち、これらの提言は、「自治・独立権」を楯に対立する教養部並びに専門学部教授会の閉鎖性、排他性に初めて鋭く切り込んだものであり、この答申を境に、教養課程という法制上の名称も、色あせたものになっていったように思われる。

特別委員会は、3年後の昭和63年にも「教養課程の改革」[3]を発表している。前報告書の問題点をさらに深く掘り下げたものに、国大協第1常置委員会の「大学のあり方検討小委員会」報告や、臨時教育審議会の答申を参考にした論議の結果も追加され、新しい

提案もいくつかつけ加えられて、極めて完成度の高い提言となっている。

この報告書では、すでに各国立大学の教養課程担当組織には様々な方式が採用されている現実を見据えて、「一般教育と専門教育の総合による大学教育の再編という観点から見れば、もはや一般教育の責任体制の確立という名目で」「教養部方式を最善とみたり、それに安住することは許されないであろう」と言い切り、この時点で間もなく大学設置基準の簡素化・大綱化が実施される可能性が高いことを踏まえ、そうなれば「一般教育担当教員組織と、教養課程教育の実施方法および専門教育との関係によって」「実に多様かつ個性的な一般教育が、さらには大学教育が可能になる」との展望を示している。

しかし、一般教育担当組織の見直しに当たっては、単なる教養課程担当教員組織の解体案すなわち学部分属方式は、一般教育の「空洞化」を促進することにもなりかねないとの見解を提示して、慎重な対応を求めている。

以上述べたように、新制大学発足後10年の時点で、特別委員会は法制上教養部の正式認可を要求したが、その約30年後には、教養部組織自体の存続の是非論も含め、教養教育の抜本的改革が論じられることになったのである。それまで真剣に教養課程における教育の理想を求めて論議を重ねてきた特別委員会委員や、教養部教員として教養教育を担当して来られた方々の胸中には、複雑なものが去来したのではないかと推測される。

昭和63年の提言を受け、各国立大学では、教養教育改革の検討が一斉に始められたが、大多数の大学ではそれは従来どおり教養部教授会内の討議に留まり、全学で取り組むところは少なかったようである。どの国立大学でも、「教養教育の改善は全学部一体となって議論すべきである」という正論の前に、「教授会の自治・独立」が障壁となって立ちはだかっていた。また改革の目標も、専ら教養部の学部化すなわち昇格に置かれ、学生のために、あるいは社会環境の変化に対応して、教育の充実を図るといった観点から意見が交わされる場面は、あまりなかったようである。

平成に入ってからも、特別委員会は、教養教育改善のための議論を精力的に続けると同時に、各大学の改善状況を知るために実情調査を行い、平成３年４月に報告書[4]を発表した。その３か月後には、かねて予想されていた大学設置基準の一部改正が実施され、これにより一般教育科目と専門教育科目の授業区分の廃止、いわゆる「設置基準の大綱化」も現実のものとなった。それに伴い、「教養課程に関する特別委員会」も「教養教育に関する特別委員会」に改められた。

大学における４年（または６年）の一貫教育実現のためには、当然のことながら、教養教育システムと各学部の教育システムそれぞれの改革が連動して検討されなければな

らない。しかし、ここへきても多くの大学では、教養教育改革案の策定作業は、依然として教養部が単独で行っており、一方で各学部も個々に改革案を検討している状態であって、そのため教養部と他学部との間には複雑に錯綜する問題が生じていた。また、この段階をようやく乗り越え、改革論議が全学レベルの委員会で取り上げられるようになったとしても、教養部と専門学部との間の溝は一層深まるばかりのように感じられた。仮に教養部の学部化が実現したとしても、それは結局単一学部が教養教育を担当することを意味し、教育内容改善のための全学体制にはつながらない。検討過程で次々浮上する難問のために、多くの大学での教育改革は、遅々として進まなかったのである。

3　国大協創設40年以後の10年

退官された竹内元埼玉大学長の後を受けて、私が特別委員会委員長に就任することになったのは、「大学設置基準の大綱化」により、制度上教養課程なる教育区分が消滅してから７か月後であり、各大学はそれぞれ独自に教育システムの抜本的改革に向けて必死に改革案を錬っている時期であった。この時点では、前項で述べたように論議は正に混沌の様相を呈している所が多く、私の大学もまたその中の一つであった。

しかし、各大学とも必死に模索を続けるうち、少しずつ進むべき方向を見定める所が出始め、このころから次々に改革・改善の具体案がまとめられていった。丁度そのような時期に、私にとって第一回目の特別委員会が開催されたのであるが、その後の委員会の進め方を見出すため、まず各委員が所属大学での教育改革の現状を報告し合った。その結果、今後の大学教育のあり方も論じられないままに、教育改革案作りの方が先行しているところも少なくないという状況が明らかになって、私も、特別委員会の理念とは別の次元で、また予想外の速度で、現実の世界が動き始めているのを実感するとともに、もはや教育の根本理念から出発して改革の方向を論じるという段階は飛び越されてしまっていることを認めざるを得なかった。

そこで、この段階まで来ている以上、各大学で立案されつつある教養教育システムの改善計画を総合的かつ正確に把握して報告することにより、各大学の改革案策定の参考資料を提供することが、本委員会の役割であろうと考え、全国立大学を対象として早急にアンケート調査を実施することとなった。しかし、大学の規模、学部数（単科か複数学部か総合大学か）、教養部の有無、キャンパス形態（統合か分散か）等々、設置形態があまりにも多様で、それらを考慮しながらアンケートの形式や設問、結果の整理・解析方法などを決める基準作業からして、容易なものではなかった。しかも各大学で進行しつつある改革の速度を考えると、１日でも早く結果を報告することに意義があると考

えられたので、可能な限りの速さで作業が進められ、平成6年7月には調査が実施された。そして平成7年3月に「教養教育の改善に関する調査報告書：アンケート調査のまとめ及び資料」[5]を公表することができた。この間の委員各位、殊に専門委員の方々の労苦は並大抵でなかったはずであり、改めて深甚なる謝意を表したい。

「教養教育の教育理念」から始まって調査項目は多岐にわたり、国立大学の多様性を考慮して6種に区分した大学群を、さらに、改善実施ずみ、実施予定、検討中の各グループに分類した上で結果の分析を行った。その結果把握できたこの時点での状況は、私がこの報告書の序文で述べたように、「各大学での改善が向かっているのは、現時点での流れを全体として大きくとらえれば、カリキュラム編成と教育実施体制の双方を含めて、一貫教育の方向であるといってよい。その中で履修単位数だけを見る限り、教養教育は量的には減少の方向にあるとの印象を受けるが、集まった回答からは、各大学が、教養教育全体について、自らの大学にふさわしい在り方を真剣に模索している様が読み取れ、単位減少のみをとらえて教養教育軽視と受け取るには、やや時期尚早かと思われる。新しい世紀にふさわしい教養教育確立に向けての模索は始まったばかりである」といったところである。

いずれにしても、構成委員は一部入れ替わっているとはいうものの、同じ「教養教育に関する特別委員会」から平成3年4月に刊行された報告書[4]に見る各大学の教育改善の遅々とした動きと、平成6年の我々のアンケートから浮かび上がった状況とは、あまりにも対照的であり、その間に教養課程の枠が取り外されたことが、大学教育システムの改編に関して、いかに強いインパクトを大学人に与えたかを知ることができる。

4　教養教育に関する特別委員会の廃止

「教養教育の改善に関する調査報告書」を刊行して、本特別委員会は一応の目的を達したと見られたので、以後の委員会のあり方について意見交換が行われた。その結果、大学教育における教養教育の重要性は大綱化によって毫も変わることはないのであり、教養教育改革の行方を注意深く見守る必要があるので、本委員会は存続すべきであるとの意見が大勢を占めたが、折しも、国大協の組織運営の見直しにより、常置及び特別委員会の改組、改廃が行われることになった。ここに、旧制高等学校の教育を基本理念として出発した新制大学での教養教育の改善、充実を図るべく、三十数年にわたり協議を積み重ねてきた特別委員会は、所管事項に教養教育を含むことになった第3常置委員会に任務を委ねて、廃止されたのである。平成4年7月であった。

最後の委員長として委員会の消滅を受諾することになったが、歴代の委員長及び委員

各位の御努力を高く評価して感謝申し上げ、第３常置委員会によって教養教育がさらに望ましい方向へ導かれることを期待して、筆を置きたい。

［補遺］

その後２年半を経て、私の退官直前に、蓮實重彦東京大学長を委員長として「大学教育におけるリベラル・アーツの役割をめぐる特別委員会」が設置され、全く新しい委員構成の下で、従来と異なる視点から教養教育が論じられ、約10か月の論議の後完成された報告書[6]では、示唆に富んだ提案がなされている。私の委員長終了後のことであるので割愛させて頂く。

引用文献（教養教育関係の特別委員会からの報告書及び提言）

1）『国立大学協会三十年史』委員会報告（昭和55年10月）
2）「教養教育の今後のあり方に関する問題点」（昭和60年11月）
3）「教養課程の改革」（昭和63年11月）
4）「教養課程教育の改善に関する実情調査報告―資料集―」（平成３年４月）
5）「教養教育の改善に関する調査報告書―アンケート調査のまとめ及び資料―」（平成７年３月）
6）「大学教育における〈リベラル・アーツ〉の役割について（報告）」（平成11年１月）

国際交流の展開と課題

前第５常置委員会委員長
中　嶋　嶺　雄
（東京外国語大学長）

はじめに

21世紀を目前にして、我が国の国際環境は大きく変動しつつある。当然のことながら、大学特に国立大学の国際交流も、大学間の学術交流、留学生交流を軸にして急速に進展しつつある。平成10年10月の大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」が「競争的環境の中で個性が輝く大学」と副題し、「知的国際貢献」の必要性を提唱していたことにも示されるように、いまや国際交流は国立大学にとって、最重要課題の一つになってきている。

このような時代の変化に対応して、国立大学協会が関係する国際交流も大きく進展してきた。このことは、『国立大学協会三十年史』および昭和42年９月に国立大学協会第５常置委員会（委員長＝篠原卯吉・名古屋大学長）が発表した「外国人留学生等受入れに関する調査について」や昭和49年11月の同委員会（委員長＝後藤正夫・大分大学長）による「外国人教員、在外研究員および留学生等に関する実態調査報告書」を繙いてみるだけでも歴然とする。当時の国際交流がユネスコ運動への支持や、始まったばかりの外国人留学生受入れへの支援、若干の学長同士の相互訪問などに限定されていたことに比べれば、まさに隔世の感があるといえよう。昭和58年９月には当時の第５常置委員会（委員長＝西川義正・帯広畜産大学長）のなかに留学生問題検討小委員会（委員長＝鈴木幸壽・東京外国語大学長）が設けられたが、昭和62年５月に第５常置委員会が発表した「大学間国際交流協定についてのアンケート」集計によれば、当時の国立大学95校のうち外国の大学との研究者間交流協定を有する大学が54校、学生間交流協定を有する大学は50校であったことに比べても、この十数年の発展は著しい。国際交流を担当する第５常置委員会（現委員長＝内藤喜之・東京工業大学長）の活動も、今日では、日米学生交流促進、留学生政策への提言、アジア太平洋大学交流機構（UMAP）支援活動、大学長交流の推進、世界各国から来訪する大学関係者との頻繁な懇談など多岐にわたって

おり、また、各国立大学における様々な国際交流は近年さらに活発になっている。このような状況を反映して、第５常置委員会の担当事項も平成12年６月の第106回総会以降、「学術交流・国際協力」に改正されることになった。

ここでは、国立大学協会30周年以降の主要な国際交流事業について概観し、若干の課題についても言及してみたい。

１　日米学生交流計画（JUSSEP）から短期留学プログラムへ

国立大学協会が第５常置委員会のもとで進めてきた国際交流の主要なプログラムに日米学生交流計画（Japan–United States Student Exchange Program：略称JUSSEP）がある。このプログラムは、日米間の学部学生の短期交換留学を目的とするものであり、すでに数年の実績を有しているが、当初は日米間の留学生比率の著しい不均衡（1994年当時で在米日本人留学生43,770人に対し在日米国人留学生は1,146人と38：１）を是正するために計画された。すなわち平成５（1993）年４月にワシントンD.C.で開催された第16回CULCON（カルコン）合同会議が、日米間の学生交流の不均衡是正のために日本の国立大学で学ぶ米国人の学部留学生の増員を提言したのであった。CULCON（カルコン）とは、日米首脳会談での合意により昭和37（1962）年に発足したU.S.–Japan Conference on Cultural and Educational Interchange（日米文化教育交流会議）のことである。

国立大学協会は文部省の要請もあってこの提言を受けとめ、第５常置委員会の下にJUSSEP小委員会が設置されることとなり、平成６（1994）年１月に第１回小委員会（委員長＝角田　稔・電気通信大学長）が開催された。同委員会では米国からの短期（１学年もしくは１学期）留学生受入れのために、日本の国立大学で実施される英語によるカリキュラムの作成・開発が論議された。同年10月にはJUSSEPと米国側AAC&U（米国大学大学協会　Association of American Colleges and Universities）の合同会議が日米大学長会議の際に彦根で開かれ、翌７年には１月と６月に日米合同のカリキュラム・アブロード・プロジェクト会合がサンフランシスコとインディアナ州アーラム大学で開かれた。この間、同年２～３月には第５常置委員会の江崎玲於奈委員長（筑波大学長）が訪米し、日米間の一連のジュニア・イヤー・アブロード計画の促進に努めている。こうして、日本の国立大学では英語によるカリキュラム導入の方向が徐々に固まってゆき、初期の段階では、筑波大学、東京大学、九州大学、千葉大学、一橋大学、広島大学、大阪大学、東北大学などの関係者が尽力した。

このような準備段階に関して国立大学協会第５常置委員会は、平成７年11月に

「JUSSEP小委員会経過報告書」を刊行している。

懸案の英語によるカリキュラムを備えたプログラムは、平成7年度からまず筑波大学留学生センター、東京大学教養学部、九州大学留学生センターにおいて、1年間の短期留学で30単位の取得を目指して筑波大学（社会科学系科目）と東京大学（人文・社会系科目）は20人程度、九州大学（人文・社会・自然系科目）は30人程度の受入れを目途に開設された。それぞれJunior Year at Tsukuba Program（JTP）、Abroad in Komaba（AIKOM）、Japan in Today's World（JTW）と呼称され、日本語教育のプログラムにも工夫がこらされた。

こうしてスタートした日米学生交流計画は、翌平成8年度に東北大学、千葉大学、名古屋大学、大阪大学、広島大学の5大学が加わり、同9年度には北海道大学、横浜国立大学、京都大学の3大学、同10年度には金沢大学、東京外国語大学、電気通信大学の3大学、同11年度に小樽商科大学、大阪外国語大学、岡山大学の3大学、同12年度には東京工業大学、東京農工大学、大分大学が加わり、平成12年秋現在では20の国立大学に設置されている。東京外国語大学の場合（ISEPTUFS）は英語以外の地域言語による科目も備えており、大阪外国語大学もそのようなかたちで発足した。この間、平成8（1996）年5月と翌年9月にはそれぞれ九州大学と広島大学でAAC&Uの代表者の参加を得て、日米短期交換留学シンポジウムが開催され、またAAC&U国際教育事業部副会長のジョセフ・ジョンストン（Joseph S. Johnston, Jr.）氏や同プログラム担当部長のジェイン・スポルディング（Jane Spalding）女史は、プログラム実施中の日本の各国立大学を精力的に視察した。

こうした成果の上に、AAC&Uは、平成10（1998）年3月、JUSSEPの新しい事業として、米国の大学、特に地方の有力なカレッジなど50校を日本の国立大学4～5校に紹介し、各大学は米国の3校を選んで交流協定を締結したのちに短期留学を実施する旨の提案をしてきた。JUSSEP小委員会はこれを了承し、同年3月に第5常置委員会委員長（中嶋嶺雄・東京外国語大学長）がサポート・レターを出している。平成11年秋からの同計画には北海道大学、名古屋大学、広島大学、九州大学の4校が参加し、平成12年秋からの計画には、小樽商科大学、筑波大学、東京外国語大学、横浜国立大学、大阪大学の5校が参加することになっている。

文部省では留学生課を中心に短期留学プログラムを積極的に推進していることもあり、今日、同プログラムは、日米学生交流の枠組みを超えた我が国の留学生政策の重要な柱として、世界各国からの留学生に開かれつつあるといってよい。

2　UMAPの発足

アジア太平洋地域の大学間交流、特に単位互換（credit transfer）を当面の目的とするUMAP（University Mobility in Asia and the Pacific＝アジア太平洋大学交流機構）は、アジア太平洋国家としてのアイデンティティーを強めつつあったオーストラリアのAVCC（Australian Vice-Chancellors' Committee＝全豪州大学長協会）の提唱でスタートした。国立大学協会には平成３（1991）年３月、有馬朗人会長（東京大学長）宛てに「アジア太平洋地域の高等教育協力に関する国際会議」開催の趣旨がAVCCより伝えられ、同年４月に香港で開かれる準備会議への出席要請があった。これを受けて国立大学協会は、山澤逸平・第５常置委員会委員（一橋大学教授）を香港会議に派遣した。平成４年９月にキャンベラで開催された最初の「アジア太平洋地域の高等教育協力に関する国際会議」には、国立大学協会から塩野谷祐一・副会長、角田・第５常置委員長、山澤委員が出席し、UMAP国際事務局の早期設立というAVCCからの要請には日本側から慎重論が出されていた。同会議は平成４（1992）年４月にソウルで第２回会議を開催し、国立大学協会からは有馬会長、角田・第５常置委員長、山澤委員、川島慶雄委員（大阪大学教授）が出席して、計画の推進が図られた。同会議の第３回会議は平成５（1993）年４月に台北で開催され、次の第４回会議は平成６（1994）年12月にアジア太平洋大学交流（UMAP）会議として大阪府豊中市で開催された。国内から約220名、海外から22か国・地域の参加を得、UMAP活動の推進のための「大阪宣言」が採択されるとともに、APEC（アジア太平洋経済協力会議）によるUMAP支援が表明された。このような経緯ののちに平成８（1996）年８月にオークランドで開かれた第５回UMAP会議には、日本から井村裕夫・国立大学協会副会長（京都大学長）を団長に、西村重雄（九州大学教授）、水岡不二雄（一橋大学教授）の各第５常置委員ら12名が参加し、日本側の提案によって平成10年４月には日本に先行国際事務局（The Pilot International Secretariat）を置くこと、UMAP理事会（Steering Committee）を設置することなどが決議された。

これを受けて国立大学協会では公立大学協会および日本私立大学団体連合会および文部省と連携し、「UMAP先行国際事務局の設置についての検討会」を設けて準備し、平成10（1998）年４月１日付けでUMAP先行国際事務局運営委員会を設置するとともに同委員会の「申し合わせ」を決定し、東京大学駒場キャンパスの一室に先行国際事務局を設置した。国立大学協会からは第５常置委員会の中嶋委員長、桂　幸昭委員（琉球大学長）、伊藤才一郎事務局長が運営委員会に加わり、諸般の事情から先行国際事務局事務総長に任ずることとなった中嶋委員長が運営委員会委員長と専門委員会委員長も兼任

することとなり、同時に先行国際事務局事務次長には猪口　孝・東京大学教授が就任した（現在は二宮　皓・広島大学教授に交替）。

UMAPはこれまで1年半から2年に1回の頻度で総会（Reference Group Meeting）を開き、また国際的な作業部会（Working Party）を持ってきており、国立大学協会でも第5常置委員会を中心に幾度となく検討を重ねてきたが、平成10（1998）年8月にバンコクで開催された第6回総会においてはUMAP憲章（Constitution）が採択されるとともに、先行国際事務局を正式な国際事務局（事務総長＝中嶋嶺雄・東京外国語大学長）とすることが満場一致で決定された。同時に、UMAP理事会（Steering Committee）のメンバーにはオーストラリア、ニュージーランド、タイ、韓国、台湾、そして日本という過去UMAP総会を開催した国・地域の代表9名（国際事務局設置国である日本からは4名）が憲章に基づいて決定され、最初の2年間の議長には韓国大学教育協議会の李紘清・事務総長が選ばれた。議長国は毎年総会を開催するとともに、2年に1度はUMAPコンファレンスという大会も行うこととなった。運営資金は憲章に従って、GNPに比例して各国・地域が拠出するというAPEC（アジア太平洋経済協力会議）方式をとることとなっている（UMAPの機構・組織に関しては本文末の資料を参照）。

UMAPは、ヨーロッパにおけるエラスムス計画に範をとっているが、しかし、今日のEUに見られるような均質的な国家間のネットワークが生まれるに至ったヨーロッパとアジア太平洋地域の現状とは、社会的にも経済的にもまた政治的にも大きく異なっており、大学間交流においても克服すべき課題は多い。それだけにまた希望も大きいといえよう。当面の課題は単位互換システム（UCTS：UMAP Credit Transfer Scheme）を開発し、実行することである。この互換スキームの開発は、技術的な問題も含めて国際的な専門家会議で検討が進んできたものであり、2000年秋からはパイロット的な実行に移されている。

この間、UMAP日本国内委員会（委員長＝中嶋・東京外国語大学長、主幹＝二宮・広島大学教授）は、平成12（2000）年3月に東京医科歯科大学において全国の大学から二百数十名の参加を得てワークショップを開催した。

UMAPの学生交流は当面、大学間交流協定に基づく1年間の短期留学プログラムを中心に据えることになっており、受入れ学生に対しては日本国際教育協会の奨学金も支給されることになっている。また、UMAP留学生への渡日支度金も平成12年度には予算化され、「UMAP留学生支援信託基金」も創設された。平成13（2001）年夏には東京外国語大学と九州大学で参加各国・地域の若手指導者育成のためのUMAPリーダーズ・プログラムが試験的に催されることにもなっている。UMAPはAPECの大学版でもあ

るので、当然、アメリカやカナダの参加も予定されているが、また一方では、アジア太平洋地域以外の国々からの日本への期待も大きく、フランスの大学長連合、ドイツの大学長会議等からも短期プログラムによる留学生交流を行いたいという申し出も相次いでいる。

こうして留学生交流での日本への期待がさらに大きくなりつつあるだけに、国立大学協会の責任も重いといえよう。

3　学長交流の展開

1980年代の国立大学協会の国際交流は、主として外国の大学との学長交流もしくは学長の外国訪問として行われていた。昭和55（1980）年10月に畑　敏雄・群馬大学長を団長として9名の学長らが中国各地を訪問した第一回国立大学長訪中団はその典型であった。

国立大学協会と文部省は、昭和49（1974）年度から平成6（1994）年度まで20年間にわたって文部省の「学者・専門家招致事業」の枠内で毎年3名の招致が予算化されてきたことによる外国大学長招致事業を行ってきたが（この間の来日者などについては、一覧表、参照)、同事業計画の他にも昭和60年10月にはアメリカ州立大学協会（AASCU）訪日学長団を迎えて交流を行い、ドイツ学術交流会（DAAD）の招致による国立大学協会代表団（4大学長）の西ドイツ訪問が昭和60年10月に行われ、昭和61年9月にはドイツ連邦共和国学長団（6大学長）が来日した。同事業の一環としては平成4年1月に、韓国の慶北大学校・金益東総長、忠南大学校・呉徳均総長、釜山水産大学校・柳晟奎総長を招いて「日韓間の学術・研究者・留学生交流について」シンポジウムを東京で行った。同年夏には日本からAVCC（全豪州大学長協会）を訪問し、10月にはAVCC代表団が来日した。このような豪日交流に基づき、平成4（1992）年12月24日には、国立大学協会とAVCCとの間で「豪日学術交流協定」が締結されたのである。次いで平成5年7～8月には江崎玲於奈筑波大学長を団長とする第二次訪豪大学調査団が派遣され、同年10～11月には第二次AVCC大学調査団が来日した。一方、平成7年10月には、滋賀県彦根市で日米大学長シンポジウムおよびJUSSEP小委員会とAAC&Uとの合同会議が開催された。また、同年7～8月には参加者22名から成る国立大学協会訪米調査団が派遣され、10大学を訪問した。

平成6（1994）年4月には韓国大学教育協議会十五周年記念の韓国・中国・日本3か国学長会議が開かれ、国立大学協会からは中嶋・東京外国語大学長、武村泰男・三重大学長、加茂直樹・京都教育大学長の3名が参加した。

一方、ヨーロッパ諸国との交流も活発になってきた。平成8（1996）年11月には英国

の大学評価・評価に伴う予算システム・競争的な環境の中での大学の自己努力等を調査し、日本の大学運営に資することを目的として訪英調査団が結成され、吉川弘之会長（東京大学長）を団長とした12名よりなる調査団が訪英した。平成９年９～10月には「日本―EU教育・科学技術会議」が文部省学術国際局の主催で東京で行われ、国立大学協会からは木村　孟・東京工業大学長、中嶋・東京外国語大学長が参加した。また平成11年11月には「フランス年」にちなみ、日本学術振興会がフランスの大学長約30名を招いて文部省とフランス大学長会議の共催による「日仏高等教育シンポジウム」を開催し、国立大学協会から蓮實重彦・会長（東京大学長）、長尾　眞・副会長（京都大学長）、中嶋・副会長ら多数の学長が参加した。平成11年４月にはドイツ大学総長会議（HRK）の招きで「高等教育分野の改革についての日独セミナー」がボンで行われ、国立大学協会からは中嶋・副会長、内藤・第５常置委員長、藤井英嘉・第５常置委員（北海道教育大学長）、石　弘光・第５常置委員（一橋大学長）が出席し、日独学長交流としては14年ぶりにきわめて有意義な交流を行うことができた。

4　留学生交流の課題

よく知られているように、中曽根政権下に設けられた21世紀への留学生政策懇談会は昭和58年８月と翌59年６月、2000年を目途に在日留学生を10倍増するという留学生10万人政策を提言した。国立大学協会では留学生問題の重要性に鑑み、早くから検討を行ってきたが、平成２年10月には、第５常置委員会が同委員会所属学長へのアンケート調査に基づき、「留学生問題の現状分析と提言」をまとめ、具体的な改善策を提案している。

ところが、近年、日本への留学生数は減少の傾向にさえあり、このところ漸増しつつあるものの総数は５万人台にとどまっている。そうしたなかで文部大臣の諮問を受けた留学生政策懇談会（座長＝江崎・前筑波大学長）は平成11年３月、「知的国際貢献の発展と新たな留学生政策の展開を目指して――2000年の留学生政策――」と題する有意義な提言をまとめた。同年11月のケルン・サミットでは「G８コミュニケ」に関連して小渕首相がアジア諸国等の人材育成や学生・教員の国際交流の重要性に言及している。留学生に対する支援については、文部省をはじめ日本国際教育協会（AIEJ）や様々な民間支援団体等においても努力が重ねられており、近い将来に東京湾岸の臨海副都心に実現する「国際大学村」もその一環であるが、最大の課題はやはり大学内部の受け皿である。特に人文・社会系の留学生への博士学位授与の停滞などをはじめ、教員の意識が真に開かれた国際化時代に向けてまだ十分に対応していないところに問題があろう。

留学生を中心とする国際交流は、将来の日本にとっての非常に大切な知的遺産である

だけに、積極的な改善策が早急に要請されよう。そうした中で留学生にとっての高い壁である日本語能力試験に関しては、まず文系・理系ごとの基礎学力を問い、日本語はいわゆる「アカデミック・ジャパニーズ」を重視し、受験機会を複数回に増やし、留学生が渡日以前に入学許可を得られる方向での改善が日本国際教育協会の「日本留学のための新たな試験」調査研究協力者会議で検討され、平成14年からの実施を目途に検討されつつあることは喜ばしい。

21世紀の日本の大学が国際競争力にさらされ、近い将来、「国際的な大学市場」からも攻勢を受けるような環境になるであろうことは間違いないように思う。海外では、欧米だけでなくアジアの諸大学においてさえも、学生の多国籍化・多様化が顕著である。しかし、現在の日本の大学では、いまだ留学生の比率は小さく、全学生数の数パーセントにも満たない大学が大多数である。また、ほとんどの大学では「日本人が日本語で日本人を教育する」という体制を維持している。「グローバルスタンダード」という言葉にはいろいろ意見があろうが、少なくとも大学という場は国境も民族や人種の壁もあってはならない知的空間であるべきである。そうした意味では、日本の大学はまだまだ国際化にはいたっておらず、これで果たして将来の国際競争に耐え得るのかという問題を真剣に考える必要があろう。

〈資料〉 文部省及び国立大学協会による外国大学長招致事業
（文部省「学者・専門家招致事業」）

平成６年10月現在

年度	対象国	来日者数	来日者	招致期間	備考
昭和49	西ドイツ	６名	チュービンゲン大学副学長 ブラウンシェバイク工業大学長 ケルン大学長 フランクフルト大学長 ハイデルベルグ大学長 アーヘン工業大学長	昭和49.9.30 ～49.10.20	国立大学長６名（東京工業大学、東京大学、名古屋大学、奈良教育大学、広島大学、大分大学）が西ドイツに招致された。 （昭48. 5.20～ 6.10）
昭和50	フランス	３名	パリ第一大学長 グルノーブル第一大学長 リール第三大学長	昭和50.9.20 ～50.10.7	
昭和51	タイ	３名	マヒドン大学長 農業技術大学長 スリナカリンウイロート大学長	昭和51.10.20 ～51.11.2	国立大学長３名（大阪大学、帯広畜産大学、大阪外国語大学）がタイ国に招致された。 （昭53. 2.18～ 2.26）

昭和52	マレーシア	1名	理科大学副学長＊	昭和52.10.11 ～52.10.21	マレーシアの5名の副学長を招致したが都合により、マレーシア理科大学副学長のみが単独で来日した。
昭和53	フィリピン	3名	サント・トーマス大学長 アテネオ・デ・マニラ大学長 ナショナル大学副学長	昭和53.10.13 ～53.10.26	
昭和54	オーストラリア	3名	オーストラリア国立大学副学長＊ モナッシュ大学副学長＊ ニューサウスウェールズ大学副学長＊	昭和54. 5.20 ～54. 6.12	国立大学長3名（東京水産大学、名古屋大学、神戸大学）がオーストラリアに招致された。（昭53. 5.27～ 6.19）
昭和55	ブラジル	2名	ウベランデア連邦大学長 サンタ・マリーア連邦大学長	昭和55.10.13 ～55.10.27	
昭和56	カナダ	3名	アルバータ大学長 セントメリー大学長 クイーンズ大学長	昭和56.12. 9 ～56.12.23	国立大学長4名（北海道大学、筑波大学、東京大学、広島大学）及び私立大学長2名（上智大学、関西学院大学）がカナダに招致された。（昭58. 4.27～ 5. 7）
昭和57	メキシコ	3名	ヌエボ・レオン自治大学長 グアダラハラ大学長 バーハ・カリフォルニア自治大学長	昭和57.10.13 ～57.10.26	
昭和58	ニュージーランド	2名	オタゴ大学長 ワイカト大学長	昭和58.11.25 ～58.12. 3	
昭和59	英国	4名	ロンドン大学インペリアル・カレッジ・オブ・サイエンス・アンド・テクノロジー副学長＊ ダンディー大学副学長＊ リーズ大学副学長＊ 大学長委員会事務局長	昭和59.12.16 ～59.12.23	
昭和60	インドネシア	3名	パジャジャラン大学長 タドラコ大学長 チェンデラワシ大学長	昭和60.11.21 ～60.11.29	

昭和61	オランダ	3名	ライデン大学長 デルフト工科大学長 アムステルダム大学長	昭和61.12. 1 ～61.12. 9	
昭和62	マレーシア	3名	マレーシア国民大学副学長＊ マレーシア工科大学副学長＊ マレーシア農科大学副学長＊	昭和62.11.24 ～62.12. 3	マレーシア工科大学副学長は、都合により、11月28日帰国。
昭和63	スウェーデン	3名	ルンド大学長 ヨーテボリ大学長 ストックホルム大学長	昭和63.11.20 ～63.11.28	ルンド大学長は、都合により、11月24日来日。 国立・私立大学長3名（東京大学、大阪外国語大学、上智大学）がスウェーデンに招致された。 （平 2.12. 8～12.15）
平成1	ポーランド	3名	ウッジ工科大学長 ワルシャワ工科大学長 アダムミッケヴィッチ大学長	平成 1.11.28 ～ 1.12. 7	
平成2	中国	3名	黄達中国人民大学副学長＊ 金同稷大連理工大学長 林理彬四川大学長	平成 2.11.25 ～ 2.12. 4	
平成3	韓国	3名	金益東慶北大学校総長 呉徳均忠南大学校総長 柳晟奎釜山水産大学校総長	平成 4. 1.22 ～ 4. 1.31	
平成4	イタリア	3名	ヴィテルボ国立トゥシャ大学長 シエナ国立大学長 パヴィア国立大学長	平成 5. 1.29 ～ 5. 2. 7	
平成5			（平成6年度の「第4回UMAP会議」「日米大学長シンポジウム」開催に備え、平成5年度の外国大学長招致事業を中止。）		
平成6	カンボジア ラオス ミャンマー ベトナム モンゴル	各国 1名 5名		平成 6.12. 5 ～6.12.10	大阪で開催の「第4回UMAP会議」に招致。

（＊　学長相当職）

UMAPメンバー資格

以下の国/地域/行政区に、UMAPメンバーとなる資格がある。
・オーストラリア ・ブルネイ ・カンボジア ・カナダ ・チリ ・フィジー ・グアム
・香港 ・インドネシア ・日本 ・韓国 ・ラオス ・マレーシア ・メキシコ ・モンゴル
・ミャンマー ・ネパール ・ニュージーランド ・パプアニューギニア ・中華人民共和国
・フィリピン ・ロシア ・シンガポール ・スリランカ ・台湾 ・タイ ・アメリカ合衆国
・ベトナム ・西サモア

アジア太平洋大学交流機構(UMAP)の組織図

機構の構成:この機構は,アジア太平洋地域内の高等教育関連機関の代表から成る任意の団体(NGO)である。
機構の運営:国際事務局が2年おきに米ドルで予算を立案し,理事会に提出され,総会で承認される。

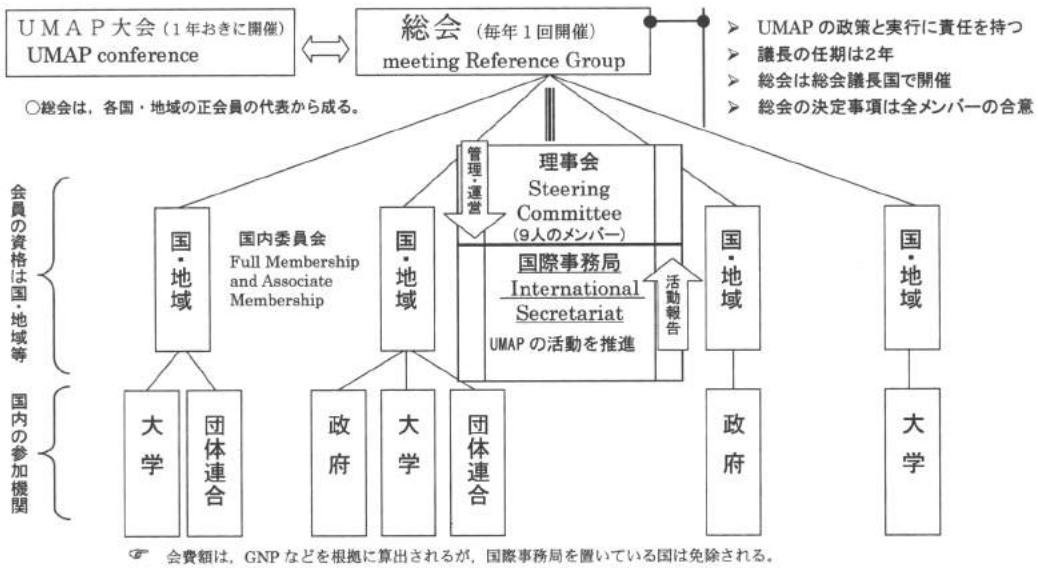

☞ 会費額は,GNPなどを根拠に算出されるが,国際事務局を置いている国は免除される。

教室系技術職員の待遇改善問題について

第4常置委員会委員長
梶　井　　功
（東京農工大学長）

1　問題の発端

国大協が技術職員の待遇改善問題を取り上げるようになるのは昭和48年6月20日付「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」からである。その要望書では、この問題について次のように記されていた。

> 大学における研究教育を十分に遂行するためには、大学特有の専門職である教務職員・技術職員及び司書等の果たす役割は大きく、とりわけ近年、研究教育または情報処理の機器が極度に高度化・専門化してきたことなどから、これら職員の重要性がとみに増してきた。にもかかわらず、これら職員の待遇ははなはだ低く、しかも給与に頭打ちがあることから、有為の人材確保が困難な状況にある。こうした問題を抜本的に改善するために別建ての俸給表を新設することを強く要望する。

この要望書は、国立大学附置研究所長会議の、○大学・研究所に基礎技術専門職を設ける、○職階として技術職A、B、Cを設ける、○Aは教授、助教授、講師、Bは助手及び教務職員に、Cは行政職㈠、行政職㈡俸給表適用職員、研究補助員に相当する者に対応する、○新しい給与体系を作り、必要に応じ大幅な調整額をつけるものとする、といった構想を盛り込んだ「基礎技術専門職の制度を設けることについての要望書」が契機になって作られた。

大学の技術職員には、適用俸給表が行政職㈠の事務局等で諸施設、設備の建築、設計、発注、工事監督等の業務に携わる職員（施設系技術職員）と学部等で各種研究、実験、測定、分析、検査等の業務に携わる職員（教室系技術職員）がいる。また、このほかに、大学には、技官として、適用俸給表が教育職㈠の教務職員がいる。処遇問題を国大協が特に取り上げたのは、後者の教室系技術職員と教務職員である。前者の施設系技術職員は、一般の事務系職員と同様に部、課、係の階層組織に所属し、職務の熟練とともに係

長、課長、部長と昇任し、その職責に応じた級への昇格が可能となっているが、後者の教室系技術職員には、これまで職階組織がないことから、昇格は前者とは異なった取扱いとなっており、標準的に6級が上限となっていた。一方、教務職員は、長期在職した場合、採用時には行政職㈠適用職員より給与が高いものの、40歳位でその逆転が生じ、以降給与の上昇が鈍化してゆく。このことについて、問題となった頃とは俸給表が異なっているものの、この基本的な構造は変わらないので、現行俸給表で職種別の給与カーブを念のために示しておく。これまで大学は、「教育研究または情報処理の機器の極度な高度化・専門化」に伴い、このことに対応するための高度な専門的知識・技術を有する職員による教育研究支援業務が特に重要となってきたことから、学歴、能力からいえば助教授、講師、助手に相当する人材を教務職員あるいは教室系技術職員として採用せざるを得ず、これを行ってきたのである。国立大学附置研究所長会議の要望は国大協としても重要問題にせざるを得ない要望だった。

昭和48年以降は毎年出される「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」の中に、別建ての俸給表の新設による研究教育支援職員の処遇改善を図る趣旨の要望が、時々の状況に応じて若干の文面の変更はあったが常に盛り込まれ、文部省、人事院等への働きかけが行われた。

文部省も教育研究への新たな機器の導入が高度な技術者を大学が必要としている現実を認め、技術専門官の要求を人事院や大蔵省に要求してくれた。しかし、人事院は現職者については昇格を認めはするものの、技術専門官制度については、大学内における教室系技術職員の位置付けと実態が明確ではないとして認めようとはしなかった。

2　国大協の研究技術専門官制度新設構想と人事院の専門技術職俸給表案

昭和52年、国大協はこの問題の抜本的改善案をつくるため、第1常置委員会及び第6常置委員会の合同小委員会として「専門官制度問題小委員会」を設置、翌53年「研究技術専門官（俸給表新設）の構想試案」を発表、各方面にその実現方を要望した。「大学内における技術職員の位置付けと実態が明確ではない」という人事院の批判に応えて、国大協としての考え方を明確に示すためだったことはいうまでもない。

この構想試案は、その対象を、いわゆる『教室系技術職員』及びそれに相当する職員に限ることとし（図書系職員及び施設部系技術職員は除く）、「大学におけるこれら職員のうち、助手、教務職員、教室系技術（技能）職員（行㈠、行㈡）等で、研究技術専門官に相当する職種の職務内容を具体的に明らかにし、新俸給表を設け、明確な職群とする。身分は文部技官であり、また、その能力・責任により、4等級（技監、主任専門官、

専門官、専門官補）の職階を設け、採用・昇任・昇給等の制度を確立する」ことを骨子としていた。技監の最高額は「現行の講師の最高をやや上廻り、助教授をやや下廻る水準」で大学の部長に「ほぼ相当するもの」としていた。「その職務内容・知識・技術・学歴・免許資格・経験年数等」によって、助手、教務職員、教室系技術・技能職員のうち研究技術専門官に相当する者を各等級に切替えることを意図するものだった。

国大協総会の承認を得て、この構想試案を内容とする要望書が人事院に提出されたのは昭和54年７月だが、人事院もこの頃には昭和31年に基本的な骨格をつくった国家公務員俸給表体系が時代にそぐわなくなったことを感じており、翌55年の勧告のなかで給与制度の抜本的改正に着手することを明らかにした。焦点は多様な職種を行㈠職員としてかかえこむことになった事態の整理であり、なかんずく大学以外でも、一般事務職員の昇給昇格システムにはなじまない高度な技術者が行㈠職員のなかで増えており、その処遇のあり方が問題だった。昭和57年度には原案を作成、有識者の意見聴取の上、昭和58年度には新給与体系を公表、昭和60年度からの実施を目指すというスケジュールのなかで、いち早く技術専門官制度新設を提案していた国大協に対し、技術専門職をかかえる各省庁直轄研究所、文部省所轄機関、国立大学附属研究所などと技術専門職待遇問題協議の世話役になることを人事官が示唆するということもあった。

この示唆を受けて昭和56年11月、各省庁直轄研究所等との「研究技術専門官制度問題懇談会」が国大協が世話役になってもたれた。結果としては他省庁直轄研究機関を含めての統一した技術専門官制度案を作るまでには至らなかったが、この問題が大学だけでなく他省庁にまたがる問題でもあり、人事院も重視していることが明らかにされて、新俸給表体系を人事院が作る際には、技術専門官制度も何らかのかたちで取り込まれるだろうという期待を強めることになった。

昭和59年、人事院は「専門技術職俸給表」（仮称）新設を公表する。当然、大学技術職員もこの俸給表適用職種に含まれるべき、と判断した国大協は、文部省人事課を通じて人事院と折衝、同年６月に「専門技術職俸給表の新設は喜ばしいことであるが、職員の新俸給表への移行に当たっては、ほぼ教官に準ずる処遇がなされるよう特段の配慮を要望」した。文部省は、当初、教務職員約1,500人、教室系技術職員（行一）（ただし８等級を除く）5,500人を中心に、助手、行㈡技能職員の一部を含め総計8,000人の枠の設定を人事院へ要求、折衝に当たったが、人事院との折衝は難航、最終的には国立大学関係は約6,800人に絞られた。

しかし、昭和60年２月、人事院は勧告に盛り込む新設専門技術職俸給表対象者を発表するが、それには国立大学関係者6,800人は入っていなかった。極めて高度の専門性を

もち、職務が均一であることを条件とし、４省13職種を中心に約6,000人を考えているが、国立学校の現状は範囲が絞り込まれておらず、広がりすぎているのでもう少し時間をかけて検討する必要がある、という見解で、国立大学技術職員については、今後その官職の整理等をまって別途協議する、としたのである。

人事院が専門技術職にするとした４省13職種は、航空管制官、防疫官、特許審判官等試験制度や資格要件を充足し、かつ中級職試験合格、大学卒など採用時の条件がしっかりしている職種で、これを大学技術職員に当てはめた試算では、僅かに520人程度となってしまう、という大学にとっては厳しいものだった。

昭和60年８月の人事院勧告で、人事院は上記の考え方に基づいた新職種俸給表を「専門行政職俸給表」とし、その新設を勧告するが、その際、対象官職の適用条件を次のように示した。

ア．比較的簡素な職務形態をとり、11級の行政職㈠になじまないもの
イ．職務の専門性から、他の職種との人事交流が原則として無いもの
ウ．勤務内容と特定分野における知識、能力等とが直接結びつき職務遂行にその専門的知識が不可欠とされている専門行政分野の業務に従事する職種
エ．任用の条件として大卒程度以上の特定の専門的知識または免許、資格が必要とされるもの
オ．職制段階にかかわらず相当独立して業務を行うもの
カ．職種としての範囲が安定的に特定できるもの

3　専門行政職俸給表適用問題

“絞り込み”、“官職の整理”を人事院から求められた文部省は、省内に「技術職員待遇改善検討会」を設置してこの問題を審議、昭和60年10月「検討会の中間検討状況について」を作成、国大協に提示、その意見を踏まえて昭和61年３月「検討会における検討状況のまとめ」（第２次案）を作成、国大協に意見を求めてきた。もちろん人事院とも一定の協議をした上での案だが、この案の要点は

○新設俸給表適用のためだけでなく将来的にもその処遇を適正に行っていくため、教室系技術職員を所属及び職務内容から、大学（高専）技術官と実験実習官とに区分する。

○実験実習官は、教育及び研究にかかわる実験及び実習の直接的な支援業務に従事することを職務とする官職とし、国家公務員採用試験の技術系のⅢ種区分試験の合格者及び臨床・衛生検査技師を対象とし、機器の制作、運転管理（工学、医学、理

学)、死体解剖の介助及び病理検査並びに病理標本の作成（医学)、品種改良を行うための動物の飼育管理及び繁殖あるいは食品加工（農学、畜産学)、植物の栽培育成、植林伐採、品種改良（農学、植物学、薬学)、生態系の分布等の研究を行うため魚、貝、微生物、藻等の採取飼育増殖あるいは食品加工（生物学、水産学）の業務及びその他実験・実習の準備又は整理の業務に従事することを職務とする。

○大学（高専）技術官は、教員と協同して行う技術開発、加えて開発された技術をもって行う情報の提供業務に従事することを職務とする官職とし、国家公務員採用試験の技術系のⅡ種試験合格者及び電波法に定める無線従事者の免許所有者を対象とし、工学、理学、農学、生物学及び化学等の分野でさきの職務に従事する。

○実験実習官には行㈠俸給表を適用、大学（高専）技術官には専門行政職俸給表の適用を人事院に要求する。実験実習官の官職設定数は2,372名、大学（高専）技術官は3,986名。

この整理案は大学の受け入れるところとはならなかった。

助手、教務職員の一部を含めて、行㈠、行㈡の技術・技能職員はもちろんとして、大学の教育研究の技術的側面での支えになっているすべての職員の「研究技術専門官制度」創設を人事院の「専門技術職」制度に期待し、各省直轄研究所等とのこの問題についての協議を示唆された経緯からいって、実現の確率は高いと考えていたのにこういう結果になって国大協関係者の落胆は大きかった。組合の反撥も大きかった。文部省のこの整理案が受け入れられなかったのは当然といえるかもしれない。

文部省案を検討した国大協第４常置委員会（昭和58年11月総会で常置委員会の改組が行われ、職員の待遇改善問題は第４常置委員会の所掌となっていた）は、文部省案で提示された「技官の区分方式についての各大学内の合意形成をもとに、国立大学協会としての意志を統一することは、現時点においてはきわめて至難である」という見解をまとめ、かつ今後の打開策を、A案〔組織化を含めて専門行政職への移行条件の整った大学から（文部省案方式で）逐次実施する〕、B案〔現行の専門行政職に適合する職のみを専門官群として組織化し、他の技術職員は技術部（室）等の技官による職階制の組織を新設して、この中で行政職として処遇する〕、C案〔将来的には、専門行政職制度を導入することを目標としつつ、それに向かって中間的段階として、また、処遇面での改善をも目指し、現行の行政職俸給体系の中で諸条件の整備を行いつつ官職及び組織の整理を実施する〕に整理して各大学の討議に委ねたが、昭和62年６月国大協総会でC案が「現実的である」こと、各大学で全学レベルで技術職員のあり方を見直すために、可能な部局内での組織化と技術職員の地位確立のための自主的努力、技術職員の適切な人事

管理と配置のあり方、部局単位、全学単位での研修の実施とその実績・経験の蓄積などの検討を始めることが了承された。

組織化によって「スティタスと責任体制の確立」を図り、研修の強化、特に全国規模での高度な研修による資格取得乃至認定で人事院の専門行政職の選定要件をクリアすることを意図したのである。以後、各大学ではそれぞれに組織化に取り組み、さまざまなかたち（部局ごとに、或いは全学的にまた数大学で職種横断的に）で研修を実施する。

平成７年、第４常置委員会は、各大学での組織化・研修を含む技術職員の実態を調査するが、この時点で、46大学で組織化が行われ4,347人が組織化をされていることが把握された。大学数では組織化率は47%だが、技術職員の多い大学での組織化が行われていることから、技術職員総数に対しては78%の組織化率に達し、Ⅱ種合格者比率も10%近くになり、大学卒以上の学歴者は25%に、４級以上在職者が59%になっていたし、部局あるいは大学単位での研修はほとんどの大学で実施されており、資格取得あるいは資格認定につながる高度の研修の制度的実施を望む声が強くなっていることが明らかになった。

この実態把握から、第４常置委員会は、技術職員を一定の基準に基づいて審査し、基準をクリアした者には専門行政職俸給表を適用することを要請すべき段階に達したと判断、国家公務員採用Ⅰ種Ⅱ種試験合格者、その他大卒程度の技術系国家試験合格者、修士又は博士の学位を有する者等を原則的資格基準とする「教室系技術職員の専門行政職俸給表適用審査基準（案）」を作成、総会の承認を得て文部省・人事院に提出、実現方を要請した。

4　一応の結末―技術専門官新設―

しかし、専門技術職俸給表を専門行政職俸給表にした人事院の態度は、国大協のこの要請に厳しかった。平成８年５月にもたれた人事院人事官と国大協会長、副会長、第４常置委員会委員長との非公式懇談会で、内輪の話として次のような考えが人事官から示された。

> 専行職は、公権力行使のために技術を必要とする行政官の職種であり、そういうものとしてすでに定着をみた。昭和60年に専門技術職俸給表を作ろうとしたが、大学側が断ったので専行職俸給表を作った。その時点で専門技術職俸給表のことは終わったと理解している。いま仮に5,000人、6,000人という大量の大学技術職員に専行職俸給表を適用するということになると、専行職の性格そのものを著しく変えることになるから、できない。

大学の技術職員の職務が多様で、技術レベルも幅があることは現在も変わっていない。大学技術職員の中に仕切りを入れることが良いのか、今より人事管理、労務管理業務の弾力的運用を阻害することにならないか、慎重な考慮を要するが、人事院としては行㈠の中で大学の技術職員の待遇改善をさせていただきたいと考えている。

人事院も大学技術職員の重要性、重要度に対応した処遇改善の必要性は充分に認めている。そして平成７年科学技術基本法が成立し、科学技術基本計画もまた技術者並びに研究支援者確保の重要性をいい、処遇改善の必要性に言及している。この時期に、技術職員の具体的な処遇改善策を講ずるべきではないか、そのためには専行職俸給表適用は今後も追求するとしても、人事官が指摘するように、当面、行㈠の枠組内での処遇改善策を講ずるべきではないか、と第４常置委員会は判断、この判断が理事会、総会で承認され、また全国大学高専教職員組合の支持も得て、官職を整理し、法令上に明確に位置付けることで具体的改善策を講ずるよう文部省に要請することになった。この従来の運動経過からすれば一種の転換ともいえる方針を決めた平成８年11月総会でのこの問題の議事経過記録（会報155号所収）を再録しておきたい。

前回ご報告したとおり、教室系技術職員の専門行政職俸給表適用について人事院の態度は極めて固い。……その後も状況は動いていない。そこで、去る７月26日本委員会を開催し、これまでの経過を踏まえ今後どのように対応していくか協議した結果、専門行政職俸給表適用は引続き求めていくが、当面、官職の設定、組織化、職務権限の省令上の明確化を図り、現行行政職㈠俸給表の中で処遇改善を進めていくことが現実的なステップではないか、そしてその経過の中で、一つの固まった職種に達した段階で人事院に専門職種としての俸給表の設定・適用を要求することにしてはどうかという意見になった。８月５日開催の常務理事会にこの旨報告し協議した結果、……これを文部省に要望することとした。なお、官職の設定ということは教育研究組織に関わることなので、８月19日、会長が高等教育局長と会って要望を行い、さらに第４常置委員長が10月25日、要望書を提出し、高等教育局長、審議官、大学課長に要望した。そして、10月28日、本委員会を開催し、この問題についての文部省内の検討状況をも踏まえて検討を行った結果、先の方針に従い、省令化を含め、技術職員の位置づけを明確化する官職の設定を求めていくが、諸般の状況から、まず、訓令上の措置として可能な職制の設置を求めていくこととした。……以上の説明について質疑応答があったのち、会長から諮られ、第４常置委員会の技術職員問題の今後の取扱い方針を了承した。

平成９年８月、文部省技術職員待遇改善検討会が結論を出したが、それは

○限られた定員によって複雑化・専門化した職務に対応するためには、業務の効率化、集約化が不可欠であり、組織化はそのための有効な方法である。各機関における実

情に応じた組織の導入についてさらなる検討が望まれる。

○教室系技術職員個々の技術の高度性、専門性に応じて新しい職（例えば「技術専門官」及び「技術専門職員」）を導入し、その職務を明確にすることによって教育研究組織における位置付け、役割を明らかにするとともに、客観的職務評価に基づく処遇の確保を図る必要がある。

というものだった。

この検討会の結論に従い、文部省は、平成９年11月「国立大学、国立短期大学及び高等専門学校の技術専門官及び技術専門職員に関する訓令」を制定するとともに、これら新たな職種にかかる級別定数上の措置を行い、平成10年４月「技術専門職」制度を新たに発足させた。これにより、300弱の技術専門官及び4,000弱の技術専門職員が大学等に新たに配置された。一方、級別定数上では、これまで６級止まりとなっていた標準定数が７級まで引き上がるとともに、上位級定数の拡大が図られたことなどから、これまで以上の処遇の確保が可能となった。また、平成11年度からは、新たに文部省主催による全国規模での技術専門官研修及び地域ブロック規模での技術専門職員研修が開催されている。

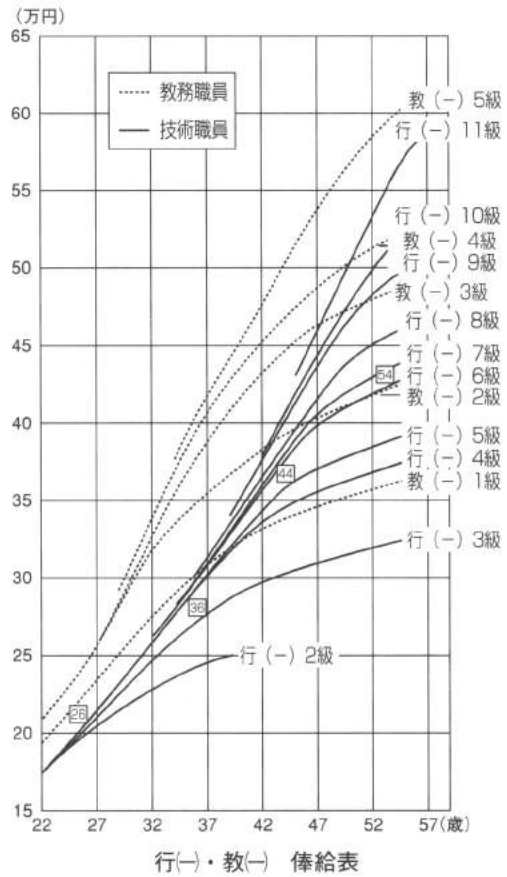

行(−)・教(−)　俸給表

以上が教室系技術職員問題の経過の大筋だが、７級標準定数化などでかなりの処遇改善が行われはしたものの、当初の技術専門官制度新設要求からすれば、むろんまだ満足できるものではなく、一応の結末を見たにすぎない。特に、当初から技術専門官制度のなかで問題解決を図ろうとした助手、教務職員は手つかずになっている。この問題の解決が急がれる。

教員養成の問題について

教員養成特別委員会委員長
岡　本　靖　正
（東京学芸大学長）

大学における教員養成

戦後の教育改革により、新制大学の発足とともに、教員養成は大学において、開放制の原則のもとに行われることになった。昭和24（1949）年５月、国立学校設置法に基づいて69の新制大学が誕生したとき、全国55の師範学校は青年師範学校とともに、46の大学・学部に包摂された。７つは学芸学部だけから成る単科の学芸大学であり、その他は複数学部からなる大学であったが、うち19は学芸学部、20は教育学部であった。同一府県内に旧制高等学校があった場合は、それを文理学部あるいは人文学部とし、師範学校を教育学部として包括したのに対して、旧制高等学校のない地域では学芸学部として包摂したことによる。

戦前には、小学校の教員免許状は、師範学校の卒業者に特権的に与えられ、それ以外は、たとえ大学を出ていても、代用教員として採用された。昭和18年に、それまでは都道府県の中等学校であった師範学校が、官立の専門学校として位置づけられたが、戦後の改革で、教員養成は高等教育機関である大学で行われることになると同時に、教員免許状は、教員養成課程をもった大学・学部だけではなく、国公私立の一般大学・学部にも開放されることになった。

しかし、師範学校を母胎とした大学・学部は、敷地、施設・設備、専門図書等の教育研究条件、とりわけ教官組織の点で、設置審査の段階から多くの問題を抱えて出発した。加えて、学制改革によって小学校６年・中学校３年が義務教育となり、教員需要が急増するなかで、無資格教員が小学校で約26%、中学校で12%にのぼる状況から、教員の基礎資格は４年制の新制大学卒業者としながら、経過的な措置として、文部省の指導により、多くの教育系大学・学部に２年課程が置かれた。その教育研究条件の不備はとくに甚だしいものがあった。しかも入学定員において、２年課程が４年課程を上回っていた。

昭和25年７月に国立大学協会が創設され、４つの特別委員会（第２回総会で常置委員会に改称）が設置されたが、27年にさらに３つの常置委員会が置かれて、第７常置委員会が教員養成に関する問題を所管することになった。その当初から、委員会は２年課程の廃止に向けた議論をしている。文部省が２年課程の定員を４年課程に振り替え始めたのは昭和30年からであり、38年度以降廃止されるにいたった。施設・設備の整備充実、教官組織の改善、教育研究水準の向上は、重要な課題としてその後に持ち越された。各学部のうち、教員養成学部についてだけは未だに学部設置基準もなかったため、第７常置委員会は、設置基準制定を目指して、繰り返し議論を重ねている。昭和47年、第７常置委員会に代わって、教員養成制度特別委員会が組織された頃に刊行された「教員養成制度に関する調査研究報告書――教員養成制度の現状と問題点――」は、教育系大学・学部および一般大学・学部での教員養成にかかわる問題の全体的な調査研究であるが、新制大学が発足してからほぼ４半世紀を経てなお、予算配分はじめ、さまざまの点で、教育系大学・学部と他学部との間に大きな格差があることを明らかにしている。

開放制と目的養成

新制大学４年課程の最初の卒業者が出る前年の昭和27年に、教育職員養成審議会が設置され、「教育職員の養成制度および免許制度を如何に改善すべきか」という文部大臣諮問について審議し、あらためて教員養成大学の修業年限は４年とすることを確認している。翌年、免許法の改正が行われて課程認定制度が導入され、その後教員養成の課程を置く場合の審査基準と審査内規が定められた。とくに「小学校又は幼稚園の教員を養成する場合には、教員養成を主たる目的とする学部、学科を設けなければならない」とされ、小学校と幼稚園の教員については、目的養成的性格が強化された。

開放制の原則を見直し、目的養成・計画養成の方向をはっきり示したのは、昭和32年に文部大臣が中央教育審議会に対して行った「教員養成制度の改善方策について」の諮問であり、翌33年の同審議会答申であった。検討すべき問題点とされたのは、教員免許制度と教員養成制度である。前者については、⑴教員の資質向上の見地から各種教員免許状の取得要件の適正化を図る必要はないか。この際現場との調整をいかにすべきか。⑵教員免許制度と大学制度との調整をどうしたらよいか。また現行教育職員免許法の開放主義のたてまえを再検討する必要はないか。後者については、⑴少なくとも義務教育学校については、現行の国立大学における教員養成を質的にさらに強化する必要はないか。その際、教育課程、履修方法、教官組織、施設、設備および学生補導の諸点について検討を要すると思われる。⑵このような義務教育学校教員については将来どの程度養

成すべきか。(3)このような義務教育学校教員の養成にあたり優秀な人材を誘致し、卒業者の配置の適正をはかるため、適当な入学者選抜方法、奨学制度等を考慮する必要はないか。その他として、(1)教員の需給を調整するため、国および地方に適当な連絡の方法を考慮する必要はないか。(2)現職教育を効果あらしめるにはどうしたらよいか。

中教審答申は、最初に、「教師は教育に対する正しい使命感と児童生徒に対する教育的愛情とを基盤として、世界的視野に立った人間的国民的一般教養を備えるとともに、社会の進展に即した専門的知識と児童生徒の教育に即した教職教養を有しなければならない」と述べ、さらに「教師としての職業は、高い教養を必要とする専門職業」であると主張している。開放制に基づく戦後の教員養成については、「その実施後の状況をみるに、開放的制度に由来する免許基準の低下と、制定当時の教員需給の関係等による級別免許状制度の採用とにより、単に資格を得るために最低限度の所要単位を形式的に修得するという傾向が著しく」、「教員たらんとする者に対してもその職能意識はもとより教員に必要な学力、指導力すら十分に育成され得ない」と批判している。また、主として義務教育の教員の育成に当たっている国立大学についても、「教員を育成するという目的が必ずしも明確でなく、免許法の欠陥と相まって、教員を育成するに必要な教育が十分に行われず、また設置当初の事情から教員組織、施設設備もきわめて不十分であり、……他方教員の需給も十分な計画の下に行われていないため混乱を生ずるにいたっている」と述べている。

この中教審答申の原案をまとめた第11特別委員会の主査であった木下一雄は、この答申の眼目は、「開放主義であった免許制度を改めること、教員養成の目的を明確にした大学で養成すること、義務教育教員の計画養成をすること、教員養成に適すると認定された大学で養成されること、一般大学卒業者にたいする国家検定試験を行うこと、現職教育を組織化すること」であり、その実施については、「教員養成のための教育基準をつくることが根本の課題である」と説明している。国立大学協会は、「教員養成制度に関する意見書」を提出し、開放制と目的養成の背後にある考え方について、次のように述べている。「教員養成については相異なる2つの思想がある。その一つは、一般的人間的教養および専門的学問的教養を重視する思想であり、他の一つは、教職教養を重視する思想である。その何れも一面の真理を含みながら偏った思想であるといわなければならない。教員養成の本旨は教員たる者の統一された人格と豊かな教職教養を育成することにある。従って一般的人間的教養と専門的学問的教養と教職教養とがそれぞれ十分に重視されながら、統一された内容と方法において育成されることが教員養成の必須的要件である。」

大学・学部名称の変更と大学院の整備

この昭和33年の中教審答申の後、教養審はその「答申に述べられた事項についていくつかの異論もあり、基本的な改善の実施をみるにいたっていない」こと等を踏まえて、「制度改善の基本的要件である教員養成のための教育課程および教員の免許等について」あらためて審議し、昭和37年に「教員養成制度の改善について」、昭和40年に「教員養成のための教育課程の基準について」、翌年「教育職員免許法の改正について」次々に建議している。さらに昭和38年の「大学教育の改善について」の中教審答申、39年の講座学科目に関する省令等によって、教員養成を行う大学の目的・性格が明確化され、教員養成の目的養成・計画養成の方向がさらに進められるなかで、東北大学教育学部において教員養成課程が分離されて、昭和39年に宮城教育大学が誕生した。昭和33年の中教審答申には、教員養成を目的とする大学の設置と認定について、「公立の義務教育学校教員の必要数を養成するため、国はその基準に基づいて教員養成を目的とする大学（学部）を設ける。（教育大学（学部）と称する。）」ことが含まれていた。計画段階では学芸大学学芸学部であった名称が、設置に至る間に変更され、宮城教育大学教育学部となったのを皮切りに、昭和40年から41年にかけて、既設の学芸大学・学芸学部も、教育大学・教育学部に名称変更された。東京学芸大学だけは、東京教育大学が存在したため、学部名のみ変更した。

他方、昭和38年の中教審答申には、大学院について、「高等の学術研究を行なうとともに、高い教養教育および専門職業教育を行なうもの」とし、「高い専門職業教育」には、「高い教養教育および教員養成を含む」と注記されていた。この答申を契機に、遅れていた新制国立大学の大学院の整備が進み始めた。教育系大学・学部は特に整備が遅れていたが、国立大学協会は、日本教育大学協会とも連動しつつ、昭和40年６月に「教員養成大学・学部の整備充実と大学院設置について」という要望書を出し、翌昭和41年に、教育系大学・学部として初めて東京学芸大学に、２年後に大阪教育大学に、修士課程が設置された。

しかしその後、教育系大学・学部の大学院の整備はすぐには進まず、３番目の修士課程が愛知教育大学に設置されたのは、それから10年後の昭和53年であった。その間、昭和46年の中教審答申「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」の提言を受けて、現職教員の再教育を目的とする大学院大学の創設が検討され始め、３つの新教育大学の構想が進行した。昭和53年10月に兵庫教育大学と上越教育大学、56年10月に鳴門教育大学が、それぞれ開学した。新教育大学の設置と並行して、既設の教育系大学・学部にも修士課程の設置が進み始め、平成８年、最初の修士課程設置

から30年を要して、ようやく全国48のすべての国立教育系大学・学部において修士課程の整備が完了した。この年、東京学芸大学（埼玉大学・千葉大学・横浜国立大学）と兵庫教育大学（上越教育大学・鳴門教育大学・岡山大学）をそれぞれ基幹大学とする２つの連合大学院学校教育学研究科博士課程が設置された。

教員需要の低下と新課程の設置

わが国の出生率は、いわゆる第二次ベビーブームさなかの昭和48年以降ゆるやかに下降し、昭和50年代半ばには、それが幼稚園・小学校の入園・入学者数に現れ始め、近い将来の教員需要への影響が明らかになった。国立教育系大学・学部新規卒業者の教員就職率は、昭和55年３月卒で76%であったが、56年以降、漸次下がり始め、60年には65%となっていた。

昭和61年２月に、文部省は「国立の教員養成大学・学部の今後の整備に関する調査研究会議」を設け、大学における教員養成の在り方、小・中学校の教員の需給の動向等に鑑み、国立の教員養成大学・学部の今後の整備等に関する調査研究を開始した。同調査研究会議は、半年後には「国立の教員養成大学・学部の今後の整備の方向について（報告）」（昭和61年７月29日）をまとめ、「地域により実情は異なるものの、教員採用数の減少傾向が各地に生じていることから、教員養成大学・学部が教員養成を目的としているにもかかわらず、その卒業生が教員へ就職する機会を確保することが困難になっており、また、このことに伴って、教員養成大学・学部における教育研究活動の推進に影響を及ぼす等の問題が生じて」おり、教員養成大学・学部は、その在り方等を検討するとともに、整備、再編成を進める必要があると指摘した。さらに、整備、再編成を進めるに当たっての留意点として、各都道府県により、事情を異にしているので、一律の対応は避け、当該地域の教育委員会と協議する等して今後の教員需要の予測を十分に見極めること等を挙げ、今後の整備等の具体的な在り方としては、次のような方向が適当と考えられるとした。

(1) 教員養成大学・学部の入学定員の一部を振り替え、他学部等の組織を充実する方向。

教員養成大学・学部の入学定員の一部を振り替え、新しい要請に応じて、他学部、学科等の改組転換、入学定員の増加等を行う場合に振り向ける。この場合、所要の教員定員の振替を行う。

(2) 教員養成課程の入学定員の一部を振り替え、教員養成学部の中に、教員以外の職業分野へも進出することを想定した課程等を設置する方向。

この場合、課程等の必要によっては、教員免許状の取得を必須としないものも許容

するものとする。

① 教員以外の職業分野へも進出することを想定した課程等として、例えば、情報、日本語教員、カウンセラー、社会教育の指導者、福祉などの関係者を養成する課程等を設ける。

② 特定の専門分野にとらわれず、幅広く履修し、高度の教養と柔軟な思考力を身につけた人材を養成する、例えば教養、国際関係、地域研究等の課程等を設ける。

なお、場合によっては、学部自体の性格に幅を持たせることも検討する。

当時は、18歳人口はまだ上昇中であったため、教育系大学・学部の入学定員を減らすことは原則とせず、教育学部のなかに、教員免許状の取得を卒業要件としない、いわゆるゼロ免課程の設置を認める措置を行った。この指針に従って、昭和62年に、山梨大学と愛知教育大学が新課程を設置し、翌年から平成９年にかけて、多くの教育系大学・学部に新課程が設置されていった。

教員養成課程入学定員の5,000人削減

昭和61年７月の調査研究会議の報告では、「長期的な教員需要の見通しは、現時点では必ずしも明らかでないことから、将来の変動にも柔軟に対応できるよう配慮しておくこと」が留意点の一つとされていたが、昭和62年度（62年３月卒）には60.7%と６割を維持した新規卒業者の教員就職率が、平成８年度には44.3%、９年度には40.8%、10年度には34.8%まで落ち込んだ。新課程の設置に伴う学部の再編と並行して、平成３年の大学設置基準の大綱化以後、さまざまな大学改革を進めていた教育系大学・学部は、平成９年度に入ってすぐに、また新たな課題に直面する。国立大学の設置形態自体が問題化し始める状況のなかで、政府の財政構造改革の一環として、平成10年度から12年度までの３年間に、教員養成課程の学生定員を３分の１、全国で約5,000人削減する計画が文部大臣によって発表され、ただちに実施に移されたからである。

昭和61年度に20,100人であった入学定員は、平成９年度にはこの間の他学部や新課程への振り替え等で、14,515人になっていた。この入学定員が、今度の5,000人削減により、平成12度からは9,770人（３年間の削減実数は4,745人）となった。このいわゆる5,000人削減問題は、全国で少なくとも115名の教官（助教授）定員の削減を伴っており、また、学部改組の結果、学部内における教員養成課程と新課程の入学定員の比率についても、７大学（秋田大学、新潟大学、鳥取大学、山口大学、佐賀大学、大分大学、宮崎大学）において新課程が教員養成課程を上まわり、５大学（横浜国立大学、山梨大学、三重大学、和歌山大学、島根大学）において両者が等しくなった。さらにこの間、９大

学において学部名称の変更が行われた。教育文化学部（秋田大学、宮崎大学）、教育人間科学部（横浜国立大学、山梨大学、新潟大学）、教育地域科学部（福井大学、鳥取大学）、文化教育学部（佐賀大学）、教育福祉科学部（大分大学）の５つの新学部がそれである。福井大学は学部名称を変更しているが、教員養成課程の入学定員が新課程のそれを上まわっており、山口大学は教育学部の名称を残しながら、新課程の定員の方が大きい。教育学部と学校教育学部を統合再編して新しい教育学部をつくった広島大学を別にすると、新課程を置かない３つの新教育大学（上越教育大学、兵庫教育大学、鳴門教育大学）とともに、群馬大学が新課程を置いていないことも際立っている。

こうして、昭和40年・41年に、教員養成を目的とし、教員養成課程だけをもつ大学・学部として、教育大学・教育学部に名称を統一した国立の教育系大学・学部は、昭和62年以降、教員養成課程以外に新課程を含むようになり、平成12年度現在では、学部名称も多様化して、学生定員の上では、すべての学部が教員養成を主たる目的としているとは言えず、教員養成系大学・学部と総称することさえ必ずしも適当ではない状況にある。この間、平成７年に、国大協の組織運営の見直しが行われ、教員養成制度特別委員会は廃止されたが、平成８年、新たに教員養成特別委員会が２年間の時限つきで発足し、現在第３期目を迎えている。

教員養成制度については、平成10年４月から、介護等体験特別法が施行されて、小・中学校普通免許状取得には、社会福祉施設や特殊教育学校等で７日以上の介護体験が義務づけられた。また、昭和63年の免許法の大改正のあと、近年の教育改革のなかで、教養審の第１次答申「新たな時代に向けた教員養成の改善方策について」（平成９年７月）を受けて免許法が改正され（平成10年７月１日施行）、各大学でカリキュラムの改訂が行われた。教養審はまた、第２次答申「修士課程を積極的に活用した教員養成の在り方について」（平成10年10月）で、現職教員の再教育の推進を提言した。その提言の方向に沿って、各大学・学部は夜間大学院や昼夜開講コース、サテライト教室の開設等、現職教員が在職のまま大学院に修学可能なさまざまな形態を工夫しているが、5,000人削減に伴う教官定員の削減等で、多くの困難をかかえている。教員養成特別委員会は、5,000人削減問題の影響等について調査し、「大学における教員養成　今後の教員養成と教育系学部の在り方について　調査結果と考察」（平成12年３月）をまとめた。

5,000人削減問題が進行中の平成９年８月、文部省に「教員養成大学・学部の在り方に関する調査研究協力者会議」が設けられ、平成10年10月に「検討の経過と論点の整理」をまとめて終わったが、国大協も参加して国立大学の法人化問題の検討が始まったいま、あらためて「国立の教員養成系大学・学部の在り方に関する懇談会」が設置され、

長期的な展望に立った教員養成の在り方、教員養成系大学・学部の在り方の検討が始まろうとしている。

付記　本稿を書くに当たっては、山田昇監修・解説『大学における教員養成――国立大学協会教員養成制度特別委員会報告書――』全３巻＋別冊解説書（平成10年、大空社）と海後宗臣編『〈戦後日本の教育改革　８〉教員養成』（昭和46年、東京大学出版会）に多くを教えられた。記して、厚くお礼申し上げる。

国立大学の独立行政法人化問題について

第1常置委員会委員長
阿部博之
（東北大学長）

1　問題の背景

日本の高等教育に対する公財政支出は、主要なOECD各国のそれに比較して大幅に小さい。国公私立大学すべてを含めてのことである。なぜであろうか。

現代流にいえば、高水準の知的財産をもつことは欧米においては国の存立基盤であり、国家的要請である。さらに最近では、科学研究と教育こそが国力の源泉である、との認識が米英はもちろんのこと、アジアの国々でも強調されるようになってきた。このような認識は、特に戦後の日本においては、今日に至るまで極めて希薄である。

大学の役割は、未来や未知の世界を明らかにし、また構想していくところにある。そしてそのような仕事を担える人材を育成していくことにある。しかしこのようなフロントランナーに焦点をあてた大学の役割に、戦後の日本は熱心でなかった。地域社会への寄与に対する大学への期待も小さかった。産業構造に象徴されるように、日本のシステムは基本的に後追い型であり、改良型であったからであろう。今後このようなシステムを保存したまま先進国の一角を占めることは、幻想であるに違いない。

日本が主要なOECD各国と競争し、また共存しながら人類と地球の未来に対して先導的な役割を果たしていくためには、学術研究と高等教育への公財政支出の大幅増は不可欠である。国立大学の恐らくはすべてと、公立大学の大部分、また私立大学の何割かを含む大学群は、少なくとも上記の期待に責任を持って応えていかなければならない。

学術研究はもちろんのこと、高等教育も基本的にボーダレスである。特に学生からみれば、諸外国の多くの大学が門戸を開いている。国境を越えての研究者の流動性も大学の活性化に密接に連動する。したがって大学のシステムを変える場合、少なくとも上に述べた大学群に対しては、国内事情中心だけではなく国際的視点に基づく改革が必至である。

大学への期待や大学像が、設置形態の制度設計に大きく影響するのは当然のことである。国立大学の独立行政法人化に係る議論が、戦後半世紀に形成された日本にのみ通用する平均的な大学像を前提になされてきたとすれば不幸なことである。なお、このような事態を招いた責任の一半が大学人にあることも否定できない事実である。

2　独立行政法人化問題の流れ 1

「わが国は現在大きな転機に立っている。……財政赤字削減の対象として国立大学の民営化あるいは独立行政法人化等が話題になっている現在、国立大学としての態度を示しておかなければならないと考える。」(「行財政改革の課題と国立大学の在り方〔報告〕」平成 9 年 6 月、国立大学協会・国立大学の在り方と使命に関する特別委員会〔阿部謹也委員長〕による一文である。

行政のスリム化の手段として、企画立案機能と実施機能を分離し、後者を民営化あるいは独立行政法人化によって具体化しようとする改革である。なお独立行政法人は国の予算において所要財源措置を行うもので、民営化とは異なるものである。しかし大学に適用した場合、民営化への移行過程ではないかとの危惧があったのも事実である。

国大協（井村裕夫会長）は、平成 9 年11月13日、次のような声明を発表した。「現在論議されている独立行政法人は、定型化された業務について、短期間で効率を評価しようとするもので、個性的な教育と、自由闊達な研究を長期的な視点から展開しようとする大学には、ふさわしいものではない。」

平成 9 年12月 3 日に行われた行政改革会議の最終報告においては、「独立行政法人化は、大学改革方策の一つの選択肢となり得る可能性を有しているが、これについては、大学の自主性を尊重しつつ、研究・教育の質的向上を図るという長期的な視野に立った検討を行うべきである」として、緊急に結論を出すべきものとは考えられていなかった。なお上記最終報告は、平成13年から10年間で、総定員法に定める公務員の定員を少なくとも10%削減することをも目標としていた。

3　独立行政法人化問題の流れ 2

風向きが変わり、国立大学を独立行政法人に繰り入れようとした流れである。

平成10年 6 月、中央省庁等改革基本法が成立し、中央省庁等改革推進本部が設置された。

小渕内閣の発足に伴う首相の施政方針演説（平成10年 8 月 7 日）において、平成13年度より10年間での国家公務員の定員削減率は20%に嵩上げされた。その際、行政改革会

議の最終報告における数値との差10%は、主として、独立行政法人化を進めることによって達成すべきものとされた。さらに自由党との連立によって、削減率20%は25%に膨らんだ。

平成11年1月26日に中央省庁等改革推進大綱が閣議決定された。そこでは、「国立大学の独立行政法人化については、……平成15年までに結論を得る」こととされた。この点については、「中央省庁等改革の推進に関する方針」（平成11年4月27日）においても変わるところはない。文部省所轄の大学共同利用機関は、上記大綱においては、平成13年度から独立行政法人化する他省庁研究機関等のグループとの整合性の観点を踏まえて検討し、早急に結論を得ることとされていたが、その後、国立大学と同じ俎上にのることに変更された。

4　国大協における対応と文部省による“検討の方向”

平成11年7月、独立行政法人通則法が国会で成立した。これに先立ち同年3月の国大協の理事会は、蓮實会長のもとに私的委員会を設置して、独法化問題を非公式に検討することを決定した。委員長には会長指名によって松尾稔名古屋大学長が選ばれた。その検討結果がいわゆる松尾レポート（非公開）としてまとめられた。さらに同年6月の国大協総会では、大学共同利用機関の代表の参加を認めるとともに、重大な事態に備え、独立行政法人化問題の検討を第1常置委員会（委員長　筆者）に公式に付託した。

第1常置委員会は直ちに検討を開始した。なお学長委員を中心とする常置委員会を頻繁に開催することは困難なので、専門委員を主力とする小委員会（委員長　松尾名古屋大学長）を設置して作業を行った。ただし小委員会委員以外の委員も都合がつけば出席できるように拡大小委員会の形をとった。平成11年9月7日、第1常置委員会は検討結果をまとめた。「国立大学と独立行政法人化問題について（中間報告）」である。また大学共同利用機関の代表も9月7日から第1常置委員会にも出席することになった。

以下第1常置委員会の報告の内容について若干紹介する。

仮に国立大学を独立行政法人化する場合、通則法との関係が問題となる。それに対して次のように答えている。「大学の理念や特質に照らして通則法の特例を定める法律を制定するとか、あるいは、独立行政法人制度をそれとして規定する通則法とは別に、独立行政法人化の対象としての大学自身についてその理念や組織等を定める法律を制定し、両者の規定相互間で調整を要する点に関しては通則法の原則に必要な修正を加えるとかの、適切な立法措置がとられるべきである。」またそこでは「国立大学法人法」のよう

な名称が例示されている。

独立行政法人は、元来、大学を対象にして制度設計されたものではない。従って通則法はさまざまな箇所において大学に相応しくない。仮に国立大学に適用されるような場合には、これらについてあらかじめ言及しておくことが必要であった。

国大協は９月13日に臨時総会を開催した。独立行政法人化問題への対応の仕方についてはさまざまな意見が開陳されたが、前述の第１常置委員会の報告の意義は、大方の賛同を得たものと理解している。

これに先立ち、８月10日に文部大臣の私的諮問機関として、「今後の国立大学等の在り方に関する懇談会」が設置された。メンバーは国立大学の学長経験者を中心に大学共同利用機関や私大の関係者である。この懇談会は９月16日まで数回開催された。

文部省はこの懇談会における議論を踏まえ、国立大学を独立行政法人化する場合の考え方とその内容をまとめ、平成11年９月20日に国立大学長・大学共同利用機関長等会議を開催して、それを発表した。その一つは有馬文部大臣によるあいさつ文であり、もう一つはその内容としての「国立大学の独立行政法人化の検討の方向」である。

当日会議終了後に任意参加の学長懇談会を開催し、自由討論を行った。あえて印象をまとめれば次のようであった。第一は、前述の９月７日の国大協第１常置委員会の検討結果といくつかの箇所で調和しているという点である。とりわけ次の文章は共通認識であろう。「独立行政法人通則法及び中央省庁等改革の推進に関する方針（いわゆる本部決定）によって明らかにされております独立行政法人制度は、（中略）大学自らが教育研究の制度設計をし、これを実現するという大学の特性を踏まえたものではなく、そのままでは国立大学にふさわしいものと言うことはできないと考えております。」

第二は、「今後検討する。」という文言が随所に見られる点である。特に大学の存立基盤である「財務」関連にこの文言が多用されている。その当時にあってはもちろんやむを得ないことであったし、文部省としても率直な表現であったに違いない。しかし大学側にとっては、不明度は依然として大きかった。結論として、独立行政法人化反対を変更することにはならなかった。

文部省の考え方と検討の方向（上述９月20日発表）を受けて、地区毎に学長会議を開催し、文部省の出席のもとに質疑応答と意見交換を行った。これらの結果は平成11年11月17日開催の国大協の定例総会で紹介された。

国立大学の独立行政法人化問題は、２日間にわたって定例総会で議論された。通則法

が大学に合わない点までは共通認識となるものの、次に国大協としてどのような対応をしていくか、については学長間に温度差があり、会長は議事運営に苦慮された。大学には種々の考え方があるところに特質がある以上、やむを得ないことかもしれない。討議の結果二つのことが決定された。一つは会長談話を取りまとめて発表することであり、二つ目は第１常置委員会にさらなる検討課題を付託することであった。

会長談話は「国立大学の独立行政法人化問題の議論を越えて高等教育の将来像を考える」と題するもので、第１常置委員会は、会長談話の主旨と調和する形で、将来像を考える場合の基本的要件を整理することとなった。

このような経緯のもとに第１常置委員会は、設置形態の制度設計の前提として必要不可欠である「高等教育・学術研究の将来像を考える場合の大学が具備すべき基本的要件」について、全国立大学長99名と大学共同利用機関代表１名にアンケート調査を依頼した。結果は12月17日と本年１月14日の２回に分けて、全学長及び大学共同利用機関に報告した。それらは、⑴大学の自主性・自律性の確保、⑵財源（公財政支出）の保障、⑶評価の在り方、⑷高等教育に対する国の役割と責任、に要約されている。

5　自民党高等教育研究グループの提言

国大協が政党内の検討について紹介するのは異例であるが、あえて述べておきたい。

自民党の文教部会・文教制度調査会の中に教育改革実施本部があり、そこに高等教育研究グループ（主査麻生太郎議員）が設けられたのは本年２月１日のことである。同研究グループは、通則法をそのまま大学に適用することは不可能である、との認識に立ち、高等教育政策の在り方を論ずることによって、制度設計を行おうとする立場から検討を進めたと聞いている。その間５回にわたってヒアリングを実施し、６人の国立大学長が呼ばれている。３月30日同グループは「提言　これからの国立大学の在り方について」を文教部会と文教制度調査会の了承のもとに公表した。

続いてこの提言は自民党内の行政改革推進本部幹部会に説明され、文章を修正して了承を得、５月９日開催の文教部会・文教制度調査会の合同会議で最終版が承認された。行政改革の流れへの配慮による修文であったということができよう。さらに自民党は５月11日、政調審議会がこれを了承し、政務調査会の提言としてこれを発表した。

6　国立大学長・大学共同利用機関長等会議における文部大臣説明

文部省は昨年夏と同じ「今後の国立大学等の在り方に関する懇談会」を２回開催し、その結果を踏まえて５月26日標題の会議を召集した。

文部大臣説明の内容をまとめて紹介することは困難であるが、あえて述べるとすれば、次の一文の引用であろう。「（前略）大学の特性に配慮しつつ、国立大学を独立行政法人化する方向で、法令面での措置や運用面での対応など制度の内容についての具体的な検討に、速やかに着手したいと考えております。」法人化することの文部省表明であった。

検討の進め方としては、上記懇談会の下に調査検討会議を設けることとされている。

文部大臣説明の直後に行われた記者会見における蓮實会長の発言は、高等教育に対する公的投資の拡充などの一定の評価はあるものの、独立行政法人通則法をそのままの形で大学に適用することには反対である、との姿勢はなお堅持されている、との主旨であった。

文部大臣説明のほとんど直後に、総務庁は文部省に対して平成13年度以降の国立大学の定員削減を予告した。同年度からの独立行政法人化への移行機関は、定員削減の対象から除かれるとのことであった。

7　国大協の対応（つづき）

月日が前後するが、平成12年３月８日の国大協の定例理事会において、当面の対応が議題になった。どのような設置形態が望ましいかについての依然として幅の広い認識のままで、大学の在り方に係る議論が進められた。その中で、財政問題を中心とする個別事項のさらなる検討を改めて第１常置委員会に付託した。

第１常置委員会は５月25日に検討結果をまとめた。中央省庁等改革推進本部等において独立行政法人の財政形態が審議中であり、したがってその全体像がいまだ不明である段階での検討であることから、第１次報告とした。教育研究の特性を前もって整理しておくことに意義があったと考える。

平成12年６月13日、14日に国大協の定例総会が開かれた。席上、文部省の調査検討会議について、同省がその時点で構想中の骨格（考え方）が会長から紹介された。

調査検討会議は、４つのテーマ別のグループから構成されている。それらは、法人の基本、目標・計画・評価、人事システム、財務会計、である。各グループには国立大学以外の有識者も加わる。また全体の調整に当たる連絡会議を設ける。平成13年度には検討結果を取りまとめる。このような主旨であった。

国大協総会は４点で意見の一致をみた。紙面の都合上、誤解を恐れずに要約すると、次のようになる。

１．独立行政法人通則法を国立大学にそのままの形で適用することに強く反対すると

いう姿勢は変わらない。2．「設置形態検討特別委員会」を国大協内部に新たに設置する。3．文部省に設置予定の「調査検討会議」に積極的に参加し、国大協の意向を強く反映させるための努力を行う用意がある。4．一国の高等教育政策は、国民、地域社会、人類社会の利益という視点から、長期的展望のもとに議論されなければならない。それには恒常的な政策決定の機構が必要であり、学術文化基本計画を課題とする議論の場の設定を強く訴えたい。

これまで独法化問題の検討は第1常置委員会に集中的に付託されてきたが、上記のテーマに関するだけでも、第8、第4および第6の常置委員会が分担し、並行して議論する方が現実的であることは明白であり、第1常置委員会は「法人の基本」という困難な、しかし意味が必ずしも明確でないテーマのみを担当することになった。

8　この稿を終えるに当たって

文部省の調査検討会議に国大協メンバーが参加することになったこと、第1常置委員会に限らず複数の常置委員会が検討を分担し、それらを包括する形で設置形態検討特別委員会が設置されたこと、等を考えると、いわゆる独法化の検討は、国大協としても新たな節目を迎えたことになろう。

本年1月に第1常置委員会がとりまとめた、「高等教育・学術研究の将来像を考える場合の大学が具備すべき基本的要件」によれば、1．大学の自主性・自律性の確保、2．財源（公財政支出）の保障、3．評価の在り方、および、4．高等教育に対する国の役割と責任、がその主要事項である。これについて主張していくことは決して大学の利己ではない。一国が優れた大学を持つこと、高等教育・学術研究の健全な発展に資すること、を考えれば、これらは必要不可欠な要件なのである。

もとより行財政改革は大切な課題である。同時に国際的に評価される大学や学術研究機関の整備が必要であり、それなしに日本に未来はないといっても過言ではない。

いずれにしても、大学の法人化問題の検討は、これからが正念場である。

（平成12年6月）

Ⅲ　座　談　会

座談会――国立大学の近20年とこれから

平成12年５月17日　ホテル ニューオータニ

出席者――国立大学協会元・前会長

森　　亘（元東京大学長）　　井村裕夫（前京都大学長）

吉川弘之（前東京大学長）　　阿部謹也（前一橋大学長）

司　会――国立大学協会50周年記念行事準備委員会

佐藤　保（お茶の水女子大学長）　　兵藤　釗（埼玉大学長）

誌上参加――有馬朗人（元東京大学長）（聞き手：佐藤　保）

○司会　本日は御多忙中にもかかわらず御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

先日お知らせしましたように、国立大学協会は今年、平成12年の秋に50周年を迎えますので、そのための50周年記念行事準備委員会を、阿部会長のときに発足させまして、ただ今、『国立大学協会五十年史』を編纂中でございます。

『五十年史』は、いろいろ記録類を中心に「あゆみ」と「年表」をまとめつつありますが、ただ記録によっているだけでは、その裏側と申しますか、内実がどうもよくわからないということがありましたので、先月の委員会で、急遽、ぜひ会長ご経験の方々にお集まりいただいて、その辺のところのお話をおうかがいしようということになりまして、お忙しい先生方にお声をかけたような次第でございます。

ご存知のように、国大協の『三十年史』が

すでにできておりますので、30年までの「あゆみ」は一応整理済みということで、私どもの計画としましては、本日の座談会は最近の20年間についてお話をうかがえたらと思っております。

ただ、限られた時間という事情もございますので、一応この座談会の中身を大きく２つに分けまして、前半は、先生方の会長ご在職中に一番ご苦労なさったような事柄をお話しいただき、後半は、今後の国立大学あるいは国立大学協会のあり方についてご意見をいただければと考えております。

私の手元の資料によりますと、この20年間には、12名の方が会長、あるいは会長代行を務めておいでです。向坊先生の任期の最後のときからが20年間のはじまりですが、本日はその12名の先生方のうちの５名の元・前会長にお集まりいただきました。有馬先生は国会が開会中で、議会が終わり次第駆けつけるということでございます。

本日司会をさせていただきますのは、準備委員会委員のお茶の水女子大学の佐藤と埼玉大学の兵藤です。２人で協力して務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

さて、この20年間を振り返ってみますと、大きな問題として、一つはずっと絶えず続いております大学入試の問題がございます。それから、これも大きい事柄でした設置基準の大綱化の問題、教養部の改組というのが一つございました。さらに、教育・研究環境の整備と申しますか、施設関係の改善の問題がありまして、いずれも先生方に、大変ご腐心いただいたものです。最後は今一番ホットな問題で、独立行政法人化の問題があります。

これらの問題につきましては、私どもの委員会でも『五十年史』の中に、「特別寄稿」として何人かの先生に執筆をお願いしています。けれども、直接それらの問題に会長として携わられました先生方に、当時のご苦心談や裏話などをうかがいたいと思います。

では、ご着任順から申しますと、森先生が最初ですから、森先生からお願いします。

入試をめぐって

○森　では、こうして拝見すると、私が一番の古株のようでございますから、口火を切らせていただきます。

このたび、座談会のお誘いを受け、事務局から頂戴した記録を拝見したりすると、昔のことはもう随分忘れてしまっているんですね。例えば入学試験なんかに関しても、「連続方式」とか「分離分割方式」とか、そのときそのときの術語のような言葉が出てきますが、そういったものが正確に何を意味していたか、記憶が多少あいまいになっております。それで事務局を煩わせて、少し古い資料なども見せていただきましたが、それでもまだはっきりとした、正しいことを申し上げられるとは考えられません。そこで司会のお言葉をそのまま受けさせていただき、当時、一番苦労したような事柄でも思い出的に、本当に散文的に申し上げようと思います。

私が東大の学長を務めておりましたのは昭和60年から平成元年ですから、国大協の会長も大体その時期に相当すると記憶しております。ちょうど東大の学長になりましたとき、文部省の担当局長の方などと懇談する機会を

森　亘

つくりました。私、実はその前に、科学官――大学の教授が文部省の科学官になるのは初めての試みであったのですが、その第1号でした――ということで、一般の教授方に比べれば文部省に公式の立場で頻繁に出入りしていましたために、多少は内情も存じておりました。

そんな背景も踏まえて、私は懇談の場で、「われわれの考えは随分違うと思うけれども、とにかく文部省を信頼します、だからあなた方も大学を信頼してください」と申しました。ただ、「お互いに信頼一点張りで〝なあなあ〟というのは、これは一番困ることなので、信頼を基礎に置いた上で、緊張関係を保ちたいと思いますからどうぞよろしく」と、そう申し上げたのです。

そのようなセリフはその後も繰り返し口にした覚えがあり、国大協の会長にしていただいたときにも、国大協対文部省ということで、同じようなことを申しました。文部省も私が申し上げた趣旨をよくご理解くださって、そのように対応してくださったと思っておりますが、時としては緊張の方が強過ぎたことも（笑）、実は稀ならずございました。

私のころに、マスコミを賑わしたという意味も含めて、一番話題になり、苦労したのは入学試験でしたね。国大協は国立大学の連合でございますから、そこには種々雑多な問題がありましたが、一番私の印象にも残っており、当時私がもっておりました時間とエネルギーをもっともたくさん注がなくてはならなかったのは、入試の問題であったと思います。

いろいろありましたけれど、例えば共通1次試験というものを「新テスト」に変えるので、ぜひ国立大学として協力してほしいと言われました。では、「これまでやってきた共通1次と、今度行われる新テストとは一体どこが違うのですか」と伺っても、必ずしも明快な答えが出てきません。結果においてはほとんど同じようなものになったのです。そういう次第で、「何で」「なぜ」といったような疑問が、これは私の意見ではなしに、多くの国立大学からの意見として表明され、そのことについて随分ディスカッションがございました。

○**司会**　森先生が会長をおやめになるとき、国大協の「会報」の巻頭言で、共通1次について臨教審から鉄槌が下ったということをお書きになっていますけれども、ちょっと具体的な中身、例えば「鉄槌」とお書きになった、その辺のところをうかがわせていただけますか。

○**森**　詳しい中身は覚えておりませんが、臨教審の答申の中に、今日の共通1次はなっとらんというような意味のことがあったのではないでしょうか。それでは、どういうふうに改善すればいいかと問うても答は無く、結局、改善したと称してでき上がったものは、前とほとんど同じでした。臨教審の方々も熱心に討議されたとは思いますが、もしかしたら、ある意味でないものねだりであったのかもしれませんね。何事によらず批判するのは、そ

う難しいことではありませんから。

ただ、それはそれとして、文部省と相対して一番問題になったのは、例えば受験科目の数のことですね。それから「新テスト」なるものの成績にどのぐらいの重みを置くかとか、あるいは試験の期日をどうするかとかという、そういうかなり具体的な問題がございました。

最近の新聞を拝見しますと、これは文部省の意見というよりは、文部省関係の審議会でそういう中間答申（注：中教審「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」中間報告）を出されたということかと思いますが、試験科目を少しふやしてもいいとか、それから入試センター試験の成績が全体の中で占める重みを多少軽くして各大学の意向をもっと取り入れてもいいとか、当時、私どもが申していたことが、そのまま出てきているわけで、やや大げさな言い方をすれば感無量の気持ちで、そういう最近の新聞報道を読みました。

その昔、試験科目に関しては、科目数が多いと学生の受験勉強に関する負担が増してよくないと説明されました。それから、一部の人々からは、東大とか京大とか、一橋とか東工大とか、いわば名の知れた大学にもっと容易に入れるようにしてくれとの要望が当局にあったということです。

かくして、何としても試験科目を減らすこと、受験生の負担を減らすことが、今や一番大切であるとして、科目を減らすことを文部省から強く言われました。私どもは、受験科目を減らしたからといって、その分だけ余計に睡眠をとるとか、その分だけ余計に音楽を聞くということは、受験生には恐らくあり得ない。ただ、少ない科目をさらに勉強するという結果になるのではないか。それからまた、殊に医学部などでは、やっぱり生物のような課目は一応心得て入ってきてくれないと困る、などなどいろいろな理由を挙げて反対いたしましたが、結局世論に押し切られた形で、つまり強い指導というのでしょうか、要望を容れる結果になりました。

今から考えてみますと、しかし、それ見たことかという気持ちはあまりありません。というよりは、我々があることを主張し、文部省が別のことを主張した。そして、そのときには文部省の主張に従ったが、今や世の中、再び我々の方に戻ってきている。ということで、平面的に見れば、当方の主張が通り、ただ元に戻っただけのようにも見えますが、もしかしたら、物事というのは必ずしも平面的にだけ動くのではなしに、ある程度三次元的に動くのではないでしょうか。真上から眺めれば同じようなところに戻ってきただけだけれども、斜めから見れば上昇というか、何らかの経験なり進歩というものがあるような気もいたします。文部省は、恐らく、政治家の意見とかマスコミの意見なども含め、その時点での世論というものを背景にして、実際にそれらを如何に生かしていくかという使命をもっている。役所というのはそもそもそういうものだろうと思います。

ですから今の気持ちとしては、一概に嫌なことを押しつけられたが今やそれが元に戻りつつあるではないかというようなものではなしに、むしろ、こういう一つの物事の経過というものは、たどるべくしてたどった道のりに他ならない。それこそ、かつて私が国大協会長をやめる折りに書きましたように、効率

よく三角形の一辺を直進することは、必ずしも容易でもないし、最良のことでもない。あえて廻り道して二辺を通り、どこかに到達するというのが人間の社会としては自然の姿で、国大協と文部省の関係というのもそんなものであったのかなと振り返っております。

しかし、当時は、私は非常にがっかりしました。それまで信頼していた文部省が、大学の言い分をどうしてこんなにも分かってくれないのかと思って。現場の感覚からすれば、どうしても当方に理がある。いささか感傷的な言葉を使うとすれば、本当に若いころ旧制高等学校で味わったような〝絶望〟に似た気持ちを抱きつつ、国大協を去ることになりました。当時、大学審議会の委員にもしていただいていたのですが、それも任期途中で、文部省には非常にご迷惑をかけながら「絶対辞める」と申して辞めさせていただいたという、そんな思い出がございます。

それが平成元年でしたから、今から考えると10年以上前、大昔のことで、いやはや老人の愚痴みたいなものですね（笑）。

○**司会**　この入試の問題は、恐らくほかの先生方もみな関連されていると思いますが、今の森先生のお話で何かおっしゃりたいことがありましたら、どうぞ。

○**井村**　ちょっと質問ですけれども、ちょうど森先生のご在職中に大学審議会ができたわけですね。その時から、国立大学協会と文部省の関係が、私は少し変わったのではないかという気がするんですが。その辺、何か先生お感じになっていますか。それ以前のことは私にはわからないんですけれども、やはり大学審議会が大学に関するいろいろの問題を審議する最終的な場になったわけですね。

○**森**　細かいことは覚えておりませんが、そもそも大学審議会というものを何でつくる必要があるのかという問いかけを、文部省にしたことがあります。

それからもう一つは、もしつくるのであれば、文部省の中につくるのではなしに、例えば総理大臣直属とか、各省庁の枠を超えたもう一つ高いレベルでつくってほしいということを何度か申した覚えがあります。その大学審議会発足以後、文部省と国大協の関係が変わったかどうか、それはよく存じませんけれども……。

○**井村**　その前は先生がおっしゃったように、緊張感のある友好関係というのがあったわけだと思うんです。そこへもう一つ大学審議会という違った制度が出てきて、ここには国立大学だけではなくて、公私立大学から、それ以外のいろいろな分野の社会人も入って、そこで大学問題が審議された。これが恐らく最終的な審議機関になるということで、善し悪しは別としてかなり変わったのではないかなという気が、私はしていたわけです。

○**森**　その辺の移行期をご存じの方というと、例えば有馬さんなんかはそうかもしれませんね。

○**司会**　入試で申しますと、吉川先生のとき（注：平成７年１月17日）に阪神大震災があって、特別な入試を実施されましたね。

○**吉川**　あのときは、珍しく国大協が国会で褒められた（笑）。私も何日後だったかに神戸へ行きまして、神戸大学と神戸商船大学にまたがっておりましたので、これは大変だというようなことになりまして、早速入試対応

策の問題を議論しなければいけないということでやりました。実際にふたをあけてみると、非常に受験者数は少なかったんですけれども、大学というのは基本的にサービス機関だというような話をして、どんなにエネルギーを割いても、志願者に対して不便を与えないようにしようというような議論をしたのを覚えております。あのときは、本当に皆さんも熱心で、急遽（注：1月25日）、第2常置委員会を開いて対応策を話し合いました。

○井村　あのとき私は入試改善特別委員会の委員長で、この第2常置の協議に加わりました。

○吉川　皆さんが集まったんですよ。そして議論をして、即決みたいな形でやったと思うんですね。そんなことで各大学も本当に協力して、各大学で、何人ぐらい受験生を引き受けるか設定をして、改めて体制を整えたんです。

大変な仕事だったのですが、しかし、いいことをやったんだなというふうに自分たちも思いましたし、珍しくお褒めの言葉をいただいた。

○井村　あの時はセンター試験から影響を受けたわけですね。

○吉川　そうなんですよ。回答用紙を運ぶ途中だったんです。

○森　1月17日でしたからね。

○吉川　1月15日にセンター試験が終わって、回答用紙がまだ貨物に乗っているという、そんなことだったと思います。

「白書」の公表

○司会　森先生の次は、有馬先生なんですが、

佐藤　保

まだお出でにならないですから、吉川先生にお話いただきたいと思いますが、吉川先生のときには、「白書」（注：国大協白書「文化学術立国をめざして―国立大学は訴える―」）をまとめられていますね。どうぞ、何かそのときの思い出を……。

○吉川　あの白書は井村先生が副会長のときだと思うんですが……。当時、非常に印象に残っているのは、授業料の学部別格差の話が出てまいりまして、いろいろな作戦を立ててやったことです。実はその学部別授業料の導入ということは、いろいろな意味で深い意味を持っていたと、今は思っているんですけれども、現在の独立行政化法人につながる一つの流れというのが、そのころからあったのかなという気がするわけです。今、行革、行革と言っていますけれども、その背後にはやはり国立大学のあり方問題という非常に大きなものがあって、それがたまたま行革で独立行政法人の話になったのかなと……。

吉川　弘之

そのころの話になるんですが、いろいろな作戦を立てたんですね。とりあえず初めは授

業料の値上げという問題、その次は格差だということでした。とにかく授業料を抑えなければいけない、私立の授業料に近くなってきているからということでした。一方で私立と同じで当然だという理屈もあったわけですが、そうではない、国立大学は独特の使命を持っているから、安くなくてはいけないんだと議論しました。

どうもこれは余り評判がよくなかったのですが、いろいろ理屈を考えた末に、教育の一つのシンボルとして国立大学の授業料は抑えるべきだというような話になりました。当時、少子化という話も出てきたところだったんですね。どなただったか、今記憶がないんですが、総会で産婦人科系統の学長さんが、とにかく最近は子供が減ってしまって我々の仕事があがったりなんだというお話をされた人がいて、そうしたら、太田先生（注：お茶の水女子大学長）が、いやいや、そんなどころではないんだ、最近は結婚式に呼ばれなくなったなんていう話なんかも出まして（笑）……。

○**井村**　あれは浜松医大の学長さん（注：川島吉良学長）でしたね。

○**吉川**　そして、結局、授業料が高い、教育費の負担が非常に大きくなっているという議論になり、大変難しい問題でした。

やはり教育費の国民負担というのは、均等に負担するべきなのか、あるいは実際に教育を受ける者が負担するのかというような、非常に基本的な問題がその背後にあったような気がするんです。現在でもそれは尾を引いているのではないか。私立があり国立もあるという日本型でいけば、私立が授業料を上げれば国立も上げるというのも一つの路線だろうと思うんですけれども、しかし、振り返って考えてみると、その路線ではなく、むしろ均等な国民負担という方向にもう一回帰って行かないといけないのではないか。私立に対する補助も増やすということも含めて、そういった問題が依然として横たわっているような気がいたします。

そういう中で、問題になってきたのは、これは森先生のところでもお話があったんですが、文部省が設置者で、しかし一方で大学というのは学問の自治を持っているというその構造が、基本的に非常に難しい問題をはらんでいたと思うんです。今問題になっている独立行政法人化では、法人格を持つことによって、理念的というか、論理的に自治的な組織にしていこうという動きが一方ではありますよね。一方では、独立行政法人になると財政的には大変なんだという話があって、ここもまた難しいところに来ているんですね。そういうことが既にあのころから議論をされておりました。

その中で、一つ、学長の権限という話が、あの当時、非常に多く出ました。文部省もその辺は非常に理解して、学長裁量経費でしたかね、そういうのがどんどん増えてくる時代だったんです。しかし、経費は増えても、大学によってはそれをまた普通の校費と一緒にしてみんなばらまいてしまうとかいうこともあって、いろいろな議論が国大協の総会等でもあったのを覚えております。

その当時はまだ大学の多様化ということは必ずしも出てこなかったんですが、ささやかれているというか、大学はそろそろ変わらなきゃいけないということで、経営体としての

大学というような議論がございました。これは国大協の会長をやめたときに「会報」に書いたことですけれども、「学長は存在しない」という気持ちを強くもったんです。要するに、日本の大学というのは学長のリーダーシップというものが非常に限定的であるということですね。特に国立大学は、先ほど申し上げた設置の条件からすれば当然なんですけれども、それでは、国際化時代の大学としてはやっていけないのではないかと。これは、私は、国大協というか、学長という仕事をやっていて非常に強く感じたわけです。

特に外国の学長に会うたびに、非常に違和感を感じました。現実には、アライアンスと呼んでいたんですが、諸外国の大学とグループをつくりまして共同研究をやろうとすると、非常にやりにくいわけです。文部省がサインをしなくてはならない。そんなことは外国の大学が認めないわけです。大学の学長がサインしてくれというわけです。それは非常に難しいんですが、これも文部省の理解があって、仮の姿でもいいからやろうなんていうことになって、MIT（アメリカ）とETH（スイス）と三大学で現在まで続いている共同研究をやったりしたんですが、そういう難しさがありましたね。

先ほど申し上げたことになるんですが、独立行政法人かどうかは別としまして大学が法的にも一種の法人格を持って、そこが学問の自治を守る。そして、大学の多様化を生み出していくという路線の芽がこの時期に非常に強く出ていて、その議論を割合と総会等でもしていただきました。

○司会　教授会の自治を基本とする大学の管理運営方式の中では、多様性は存在しえないということを、たしか退任のときに「会報」の巻頭エッセーでお書きになっていましたね。（笑）

○吉川　でも、あれは実感だったんです（笑）。やっぱり教授会というのは平均化の原理ですから。教授会の中で私も実感していましたよ、学長になるはるかに前から。誰かがいい意見を言っても通らないんです。みんなつぶされてしまう。そして、何か平均的な意見が出てくる。

学長になってみると、平均的な意見では何も変化しないということを意味しているんです。大学改革という話も起こっていたんですが、改革しようとすると非常に動きにくいということがあって。学長としての経験からいうと、東京大学の中ではある種のルールに則ってやるというようなことをしないといけないので、既存のルールの中で何かしようとすれば、何もできないということが次第に明らかになってくるんです。

そういう中で、いわば脱法的なことをやろうということでアライアンスもできました。あの頃、記憶に残っているのは、委任経理金の１％をオーバーヘッドとしてとって、それを総長が勝手に使うという、こういう闘争に１年半かかったことがありました。それはもちろん学内でできることですから、そういうことをやってお金の豊富な工学系、医学系から足りない文学系なんかに少し流すことをやったりしました。

さらに、組織改革という意味では、教官のポストを各学部から毎年0.3％ずつ出せと言ったんです。そうすると、総長のところに毎

年数人のポストが上がってくるわけです。数年待てば20人ぐらいになる、そして1学科ぐらいのものができる。ということで、大学の構造が変わっていくという提案をしたんですが、これはついにだめでした。0.3%出すと300年で学部がなくなるからということで（笑）、結局通らなかったんですが、今もまだそういう議論が続いているということですので、理念的には議論に値するような話ということになると思うんです。

学長の選考

○司会　ただいまの吉川先生のお話に関連するのですが、今度の自民党でまとめた提言で、学長選考に外部の人を入れるというようなことがありますね。あの辺は、大学で大いに議論される点ではないかと思うんですが……。

○井村　去年、フランスの国立大学長が24～25名来日されました。あんなにたくさん来たのは初めてです。私は、数人の人につかまって、日本の学長選考の方法を聞かれたんですよ。私個人は少しばかり今の日本の選考方法は恥ずかしい思いがしています。というのは、ほとんどの大学が助教授以上とか、あるいは専任講師以上で投票しているわけですが、そんなので適任者が選べるのかと聞かれると、答えは非常に難しい。

そこで、フランスのやり方を聞いてみたんですが、かなりアメリカと似ています。大体、25名くらいの選考委員を決めるんだそうです。その中には、ファカルティが圧倒的に多いんだけれども、学生も2名ぐらい入れる。それから外の人が数名入ると言っていました。そこで候補者を3人ぐらいに絞るんだそうです。3～4人に絞った候補者に手紙を出して、もし決まったらアクセプトしてくれるかということと、大学をどういうふうに運営しようと考えているのかということを聞いて、それをもとにして二十数名がインタビューをするそうです。最終的には、その人たちで投票して決めると言いました。

○司会　最終的に、その二十数名が……。

○井村　そうです。決めるんです。ところが、日本は、やっぱり参加民主主義の国ですから、多分それではだめだろうと思います。しかし、フランスのようなステップを経ないと、大きな学部からしか学長が出ないんですね。講師や助教授など若い人に、全学的に見て誰がいいかなんてわからない。わからないから、自分のところの学部長を入れたりするわけでしょう。そうすると、大きな学部は有利です。

こういうやり方は、いわゆるヨーロッパの大陸の伝統だと思うんです。もう10年近く前ですけれども、ウィーン大学へ行ったんです。ウィーン大学の正面のコンコースへ入っていきますと、歴代学長（レクトール）の名前がプレートに刻んであるんです。1300何年かから。初期は年に2人ずつあるんです。念のため大学の人に聞いてみたら、任期は半年だったと言うんです。なぜ任期が半年かというと、余り長くやらせると力を持ち過ぎるから、学長というのは、要するにファカルティの代表

井村　裕夫

だから、任期が短い方がいいんだと言っていました。

最近では、ウィーン大学も十何年ぐらいの人がありましたけれども、かつては、みんな短いんです。日本は、基本的に制度をドイツから学んだので、いわゆるレクトールのタイプだったんですね。

○**阿部**　昔は学生なんかだってなりましたからね、中世のころは。

○**井村**　昔はね。

○**吉川**　学生だったんだ。

○**阿部**　学生が学長になったんです。

○**井村**　だから、学生の方が力があった大学と、ファカルティが力があった大学と両方あったわけです。クラーク・カーが何かの本に書いていましたけど、やはり大学の学長というのは知性の人でないといけない。もちろんいろいろな資質が要求されるけれども、やはり知の世界をリードしていく人ですから、知性の人でないといけないということを書いています。だから、やはりアカデミア以外から選ぶということは、まず考えられないですね。

○**阿部**　大学の長は、やっぱり学識経験者とか、そういう人でないと具合が悪いですよね。

授業料値上と教授会自治

○**司会**　井村先生は、吉川先生の会長のときに副会長で、その後会長をされたわけで、いろいろおありと思いますが……。

○**井村**　やはり、いろいろ記憶があるんです。一つは、年中行事の授業料値上げです。吉川先生とあちこちに陳情に行ったり、意見を言いに行ったりしたら、某省で、「昔は授業料を値上げすると学生がデモをするかストライキしたんだけど、今は学長さんが来る時代になりましたか」と言って、少し揶揄されたことがあったわけですけれども。

まさに、今吉川先生がおっしゃったとおりで、いまは、私立大学に子弟を送っている親の方が多いわけですね。その親は二重の負担をしているというわけです。税金を納めて、その税金の一部が国立大学に行っている、自分の子供は私立大学に送るとそれに必要な経費は丸々親が持たないといけない。だから、これは不公平ではないかと、そういう論理で大分痛めつけられたのを覚えています。

○**森**　授業料に関しては、私たちのころすでに、文部省として値上げの方向に強く傾いておりました。それで、それに対して組合だけではなしに、大学全体が反対いたしました。

文部省のその当時の説明は、私立との差が大き過ぎる、だから国立をもっと上げなければいけないということが主でした。「それでは私立がさらに上げたらどうするのですか」と聞きますと、それに対しては、「限度があろうからそんなことは起こらない」と、担当の課長あたりはおっしゃった。けれど現実の問題としては、私が在籍しておりました間は、国立が上げれば私立がまた上げる、こういう形でした。

○**井村**　それと、吉川先生がおっしゃった教授会の問題。これは、これからの国立大学にとって非常に大きな問題だろうと、私も思います。私もどこかに書いたことがあるんですが、やはり学長をやっていて自分の思うようにならないのは、一つは文部省の許可を得ないと何もできない、あるいは予算をもらわないと何もできないということがある。

もう一つは、学部自治が非常に強くて、そこでくびきをはめられてしまうわけですから、その間にあって学長ができることというのは極めて少ないというのが、非常に大きな問題だろうと思うんです。

私の場合には、学部の中には一切手を突っ込まない。学部の改革は全部自分らで考えておやりなさい。そのかわり、学部の枠を超えたことは、全部中央でやりますという基本方針をまず通したんです。それで、独立研究科とか、いろいろな研究所の改組とか、全部中央でやって、何とかうまくいったわけですけれども。しかし、これからはそれだけではなくて、やっぱり学部自身のあり方に関して、もっと学長が発言できないと、いかんわけですね。そこは多分、これから独立行政法人のことが問題になってくる中で、一つの大きな課題だと思うんです。

○**吉川**　京都は他に先駆けて、情報とエネルギーと２つの研究科をおつくりになりましたね。

○**森**　それと生命科学の方でも……。

○**吉川**　学部を越えておつくりになった。これは大変すばらしいことで……。

独立行政法人化の問題

○**司会**　井村先生の今のお話はお辞めになったとき「会報」にお書きになってますね。

それでは最後は阿部先生ですけれども、阿部先生のときは、一番印象に残っているのは独立行政法人化の問題……。

○**井村**　ちょっと、その前に私、もう一つ、いいですか。私は阿部先生の前なんですが、大変だったのはやはり行政改革だったと思います。

○**森**　もう既にそれが起こっていた……。

○**井村**　ええ。ちょうど吉川先生から引き継いだときに、行革会議で民営化問題が出てきて、特別委員会（注：国立大学の在り方と使命に関する特別委員会）をつくって、阿部先生にご無理を言いまして、２か月ぐらいでまとめていただいた……。

○**阿部**　３か月ですね。

○**井村**　３か月ですか。報告書（注：「行財政改革の課題と国立大学の在り方」平成９年６月）をまとめていただいた。それを持って、私は自民党の中にある行革推進本部でしたか、正式な名前は忘れましたが、その委員長に会って、民営化反対だということを言いました。そのときに「ハーバードも私立でしょう。エールも私立でしょう。どうして東大や京大が私立でできないんですか」ということだったんですが、それはもう「社会的背景が全然違いますよ」ということで、いろいろ説明をしました。その方は国立大学出身だったし、いろいろな状況をよく理解していただいて、それから民営化というのは間もなく消えたんです。

その次に出てきたのは、行革会議で文部省と科学技術省を分離するという意見があったんです。我々、大学の学長をしておりますと、特に研究所を持っている大学の学長は痛感するんですが、現在、文部省の中でも、大学は高等教育局と学術国際局の両方に関係が深くて、そのために非常にやりにくい面があるわけですね。例えば、研究所を廃止して学部へ持っていこうとすると、なかなかうまく進まないという、そういうことがいっぱいある。

これが省が違ってしまって、研究所の問題だけ科学技術省へ行ったんでは、とてもだめだろうということで、早速、これも反対運動をやりました。有馬先生のところへ行ったり、いろいろな委員の人に働きかけたりして、幸いにして文部科学省という形でまとまったわけです。

そうして、最後の頃に突如として東京大学と京都大学を、試みに独立行政法人化するという案が浮上してきたんですよね。大学が法人格を持つということは、吉川先生と同じ意見で、私も賛成なんです。やはり、そうしないとこれからの大学は、次の世紀のいろいろな変化に対応できないだろうと思っていましたけれども、何も内容のわからない独立行政法人に、ともかく試みになれなんていうのは無茶な話です。それで、このときはすぐに国大協でファクスを使って、一斉に各大学の学長さんに意見を求めて、圧倒的に反対だということになった。それを記者会見で発表するとともに、行革推進本部に持っていって、案を出した張本人のM事務局長に反対意見を言って、これも幸いにして、その時点では一旦おさまりました。それで、国立大学の設置形態については、さらに検討をするという形で行革会議は終わったわけです。

だから、短い期間でしたけれども、いろいろなことがありました……。

○**司会**　あのとき一旦立ち消えになったのは、どういう力が大きかったと先生はお感じですか。

国大協あるいは国立大学全体としてかなり反対をして、各大学も評議会で声明を出したりしましたけれども、そういうのが大きく影響したのでしょうか。

○**井村**　それは、やっぱりかなりあったと思いますね。

もともとが、何といいますか、ちょっと思いつき的なもので。ともかく、東大と京大ならできるんじゃないかという程度で、何にも内容がないのに、独立行政法人になれというのは、それは非常にひどい話であって、あのときは皆さん非常に迅速に反応していただきました。各大学が、声明を出したり、評議会決定をしたりして、それを全部まとめて、かなり力になったと思いますね。

○**阿部**　あれはMさんの一人プレーだったんです。中で議論したわけではなくて、思いつきで発言したんですね。そのためにすぐに消えたんですけどね。

○**井村**　だから、独立行政法人にするならするで、こういう性格のものであるということを明確にして、その上で法人化しなさいというのなら、それはこっちも検討の余地がありますけれども。あのときは、おっしゃるようにM事務局長の思いつきで、突如としてその案が行革会議に出たんですよ。

○**司会**　あれは一度テーブルに載ったんですか。

○**井村**　そうです。そういう思い出がありますが、その問題が十分決着しないうちに、阿部会長にお譲りしたというか（笑）……。

○**司会**　井村先生が会長のときに阿部先生が副会長をやっておられて、皆さん連続しておいでなんですね。

○**阿部**　今、井村先生からお話があった「国立大学の在り方と使命に関する特別委員会」のことですが、国大協の委員会というのは、

阿部　謹也

大抵、半年、1年では終わらなくて長いんですけれども、これは緊急にということで、なるたけ学長先生を少なくして、現場の、例えば京大の経済学部、東大の経済学部等々から現場の先生方にご参加願って、3か月で報告を出した。

その中で、例えば中谷さん（注：中谷巌前一橋大学教授）の「市場原理と高等教育の在り方」など、これは日本で初めて議論したことなんですね。今、問題になっている市場原理に高等教育はどうなじむか、そんな議論をしたので、その議論そのものはよかったんですけれども。

私の記憶では、吉川先生、井村先生のときから、総会で必ず「当面する諸問題」というテーマが掲げられたんです。そこで、国立大学はいかにあるべきかという議論をするんですが、これがなかなかまとまらないわけです。つまり、例えばある大学の学長が、そんなこと議論するまでもない、当然のことだ、存在しているから、存在しているんだなんていう議論になる。やはり、問題は先ほどお話しになっていたように、私学との関係ですね。それから行政改革もその最後の段階で出てきているので、そういう中で一体国立大学における公的な教育・研究というものを、どういう形でオーソライズできるか、そういう問題なんです。これはなかなか難しい問題で、実際に私学と本質的にこう違うということはうまく言えないところがある。研究成果ということでは、論文数とか、はっきり大学院については言えますが、しかしそれを強烈に主張しますと、私学との差を強調する形で国公立大学の存在意義を主張することになると、これもちょっとまずいということで、非常に微妙な立場だったんです。ですから総会の議論は、いつも吉川先生、井村先生のときから、かなり苦労するといいますか、どうまとめるかということで。それで「国立大学の在り方と使命に関する特別委員会」で、結論は出せませんけれども、民営化の問題に関して議論して、一応の冊子を出したんです。そのころから、もう独立行政法人というのはチラチラ出ているわけです。

そこで、国立大学の先生に何人か呼びかけまして、研究チームをつくったんです。行革推進本部の中にいる横浜国大の先生にも話をつけて来てもらうことになったんですが、その先生に聞きますと、まだ行革推進本部の内部でも詰めてないから、今お話しすることはないという話でした。そこで、イギリスのいろいろな事例などを勉強しながらやっていたというのが、最後の段階です。

ところが、ちょうど私のときに、私も委員の一人だったのですが、今、問題になっている大学審議会の「答申」を出すことになった。ところが、その中には独立行政法人化問題が全然入ってなかった。これは触れないという形になったんですけれども、どうもいろいろ考えると、1行や2行は入れておく必要があるということで、どこかの章に独立行政法人化問題については、これこれだということを

一応入れてもらったんです。

そういう状況で、現在までこれは続いている問題だと思います。この間、自民党の麻生さんのところ（注：高等教育研究グループ）である提言が出ましたよね。この提言は、公務員型とするかどうかについては触れてませんけれども、昨年９月の文部省案に比較的近い形なんですね。だから、あれでまとまる可能性があると文部省は考えていると思いますけれども。

○**井村**　大体そうでしょうね、現状ではね。

○**阿部**　ただ、問題は、国立大学は99ありまして、その99の国立大学が同じような形で独立行政法人になるということはちょっと考えられないですよね。１大学１法人と言っていますけれども。しかし、前回出た、現会長の声明は、基本的に反対の方向で書かれていますが、実際法人化の方向に行くとなった場合どうするか、この二面作戦を実際に会長はとらざるを得ないと思いますよ。

しかも、その背後にはやはり地方大学の反対の声が強くある。これがなかなか難しいところですよね。

○**井村**　やっぱり麻生提言でも、国立大学の統廃合というのが入ってますね。ここが非常に難しいところですよね。

○**阿部**　例えば、統廃合といっても、現実にお金がないということを言っていますからね。３割削減なんてことも言っているわけで。しかも、有馬先生が文部大臣のときに出した９月「検討の方向」（注：「国立大学の独立行政法人化の検討の方向」平成11年９月20日）の中では、25％の定員削減は独立行政法人になれば避けられるかのごとき文章になっているんですよね。そこのところは、確認が取れない。しかも、最終的に法制局で法文をつくるときに、通則法と相当違ったものができるかどうか、これは麻生グループの提言がどういうふうになるかということと関係がありますが、見通しがつきません。その辺で何とも大学側としては安心できるところがないんです。文部省の方でも、聞いてみると、やはり最後までわからんというところがあるんですよね。

○**森**　たとえ人員面で25％の削減が避けられようとも、私は、大学ともあろうものが、その人員削減を避けるためにそういう形をとるというのは、余りらしくないやり方だと思います。

○**阿部**　それはそうですよ。

○**森**　これは文部省の方にも申し上げたことなんです。必ずしも文部省のお考えではないと思いますが、一時、いかにも文部省が25％の削減が避けられることを、大きな理由に掲げているという新聞記事があったものですから。大学ともあろうものが、人員削減の余波を被らないことを主たる目的として形態を変えるというのは、ちょっとおかしいのではないでしょうか。

○**阿部**　森先生のころと状況がかなり違っていると思われるのは、私、この問題について各大学に呼ばれて、地方大学ですけれども、10大学ぐらい回ったんです。ところが、前だったら大管法（注：大学管理法案）のときもそうですが、相当な反対の声が教官からも学生からも出ていたんですね。しかし、今度の独立行政法人問題については、ほとんどないんです。教官が集まれば多少意見は出ます。しかし、声明を出したところはほんのわずか、

数大学です。しかも、市民の間からも学生の間からも、独法化すれば授業料が上がる可能性が高いにもかかわらず、ほとんど反対が出てこないんですね。

○**森**　半ば諦らめたり、萎縮しているんじゃないでしょうか。それに、内容がよく分らないから議論の仕様が無いという面はありませんか。

○**阿部**　ええ。全体的にそういう感じで、文部省もやっぱり困ると思います。文部省としても、独立行政法人化に最初は反対だったんですが、余りにも反応がなさ過ぎるんですね、大学も含めて。そこで有馬先生のときには踏み切らざるを得ないという方向に来て、しかも事柄の本質から言って、財政問題ではないようなところまで踏み込んでいますから。それで麻生グループの提言が、多分出てきたんだと思いますが……。

大管法のころは、学問の自由とか、大学の自治とか正面に出てきたんです。今は、それが出てこないんです。これは非常に大きな変化だと思いますね。

○**森**　今は、学生のありよう一つにしてもすごい変化ですものね。

○**井村**　この問題が、理念として大学が法人格を持って、もっと独立してやるべきだというところからスタートしたのならいいんですよ。ところが、そうではなくて、実は公務員を減らさないといけないということで、その数合わせに、国立大学を持ってくるのが一番いいというあたりから始まっている点に、やっぱり非常に大きな問題があって、国立大学としては常に不信感を持たざるを得ないところがあるんです。

しかし、いま阿部先生が言われたように、こういう問題が2年、3年続きますと、状況が変わってきますね。いつの間にかみんなかなり心の中では受け入れてきてしまっている。そういう形になってきているのが現状ではないかと思います。

だから、今は、非常に難しい問題ではありますが、どこまでいい制度にできるか、できないか、考える選択肢としてはもうそれ以外にないんではないのかなという気が、私はしております。日本の将来を考えると、やっぱり国立大学は非常に重要ですから。

○**阿部**　各大学が効率を基準にしてはかられて、予算の配分などもそこで評価されるとなりますと、やはり落ちていく学部とかが出てくると思うんです。そのときに、日本の高等教育全体をどうやって維持できるかという、こういう問題はまだ答えが出ていない。大学審議会もなくなる可能性もあるわけですね。ですから、こういうときこそ、また大学審議会的なものが必要なんですけれどもね。日本の高等教育の全体の水準をどうやって維持するかということも、同時に考えないといけないと思うんです。

○**吉川**　今の大学審議会の議論みたいなものが、どういうように出されてきたのかということが非常に大事で、私はやっぱり大学に関する理念の未成熟というのを非常に感じるんですね。最近、大学審議会を中心として提案されてきたものは割合と一貫性があったわけで、あれはいつでしたっけ、設置基準の大綱化があったのは……。

○**阿部**　平成3年ですね。

評価について

○**吉川**　それがありまして、それからいわゆる少子化に絡んで大学間も競争関係にならざるをえない。そういうことを背景にしながら、逆にそれをうまくテコに使って、大学が多様化していくだろうと考えていたのですが、今回の大学審議会の答申を見て、これでよかったんだと思うんです。

その一方で、大学は非常に自由にしているから、評価をしなければいけないということが併記される。それが非常に早い形で、評価機関を生むということになりました。私は本当に自由で、大学が多様化するような経営体としての成熟を待たなければ、評価なんかはしてはいけないと思うんですね。評価を早くし過ぎれば、その評価に合わすためにまた大学の経営が変わってきてしまって、結局はもとの木阿弥で、多様化に逆行してしまうと思うんです。だから本当を言うと、いろいろな世界的な傾向もあり、大学の本来の姿もあり、曲がりなりにも日本の大学はずっと最近まで自己改革を通じて変化している途上にあるわけですが、次は何なのかというところで、独立行政法人化の問題が出てきて大混乱しているわけです。恐らく、改革の路線上でもう一回大学を位置づけるという理念的な考え方を再検討して、自分たちの大学改革の中で独立行政法人化をどのようにとらえることができるのかということを、もうちょっと各大学で議論するしかなくなっているわけです。多様化と言っているわけですから……。阿部先生のおっしゃるように、各大学からもっと声がどんどん出てくるようにならなければいけないんですけれどもね。出てこないということは、何も検討が進んでいないということだと思うんです。要するに、まだまだ各大学は受け身で、文部省のやるとおりに何とかやっていこうと、損することだけは抵抗していると（笑）、こういう従来の方式でやっているんですよ。

○**井村**　常に対策的になっているんですね。国大協もそうだったんです。実際国大協として、先を見て新しい政策を打ち出せるかというと、それはとても無理です。しかし大学の中でもやっぱり同じであって、常に対策的であるというあたりが非常に問題だと思うんです。

○**阿部**　各大学は、私の印象では旧制７帝大みたいな大きいところは別にして、比較的中小規模の大学は、個別に生き残りの道をかけるという形で考えます。例えば、文部省から認められる今年度の予算はこれだとか、あるいは重点化がどこまでいくかとか、そういうことに関心を示していますよね。国大協としてどうするという方向にはなかなかいかないんです。ですから、現在の国大協の運営というのは相当難しいと思います。放っておくと分かれてしまうんですね。

○**吉川**　割れちゃいますよ。各大学で状況が違いますよね。

○**森**　そういった理念と対策は、確かに両極にありますけれども、そのやや中間の問題として、ただ単に理念だけではなしに、またあながち受け身的な意味の対策だけではなしに、もうちょっと積極的に実際に対処する、例えばこういう理念に基づいてこうしようという青写真に近いものが大学側からいろいろ出てもいいような気がいたします。

極端なことを言えば、JRのように日本を幾つかのブロックに分けて、その中の大学が自前で一つの法人になれるものならなってもいい、などは如何でしょう。あるブロックでは幾つかの大学が共同で一つの法人になろうというような考えも、私は理屈としてあり得ると思うのですが、そういう考えをどこからも聞いたことがありません。

○**阿部**　例えば理想的という言葉は使いにくいんですけれども、１つ２つの大学が立候補して、例えば10年から20年かけて独立行政法人でやってみる。それがうまくいった場合はほかの大学も追随するとかということにして、少し時間のゆとりを見ればよかったんですが、一斉にやろうという発想にどうしてもなってしまうんですね。

○**森**　それはさっきの東大と京大が独立行政法人になるという案と（笑）……。

○**井村**　それは今でもあるだろうと思うんですけれども。しかし、それにしてもやっぱり独立行政法人通則法は、大学に全く合わないものですね。だから、そう簡単にやりますということは言えない。今度の麻生提言はかなり変わっていると言えると思うんです。

それから評価の問題ですが、私はちょっと吉川先生と意見が違うんです。私は、評価は大学審議会の組織運営部会の議論の中で必要だと考えたんです。その理由は、独立行政法人が避けがたい状況にまでなってきている中で、評価というのは常に問題がつきまといますし、日本で非常に客観的ないい評価ができるかどうかは疑問があります。しかし、できるだけ公正な評価がないと、独立行政法人になったら極めて危険であろうと考えたんです。結局、文部省が評価することになるわけですから、それでは困る。評価をするなら、ピア・レビューでないといかんだろうということで、私は評価機関を作ることに賛成をしたわけです。賛成したために準備委員長（注：大学評価機関（仮称）創設準備委員会委員長）をやらされまして、いろいろ苦労しました。

やっぱり、日本の文化の中ではイクスプリシットな評価というのは今までしてこなかった。インプリシットには常に評価しているんですが、はっきりと言わない。だから、評価に対する抵抗感が非常に強くて、なかなかどういう評価がいいか言えない面があったわけです。私は評価にはネガティブの面もあるけど、ポジティブな面もあるだろうと思います。だから、単に一つのスタンダードで評価するのではなくて、それぞれの大学が多様化を求めてどういう方向に行きつつあるか、そのことがうまく行っているかどうかということを評価すれば、ポジティブな面が出てくるのではないかと考えています。

○**森**　私は評価に関して、お二方とはまたちょっと別な考えをもっているのです。

井村先生の前任者として科学技術会議におりましたときに、日本全体で国立研究機関などの評価をしようという機運が強くなり、その基本原則みたいなものをつくらされたことがあります。

そのときに、役所の人たちと一番大きく意見が食い違って、最後まで一緒になれなかったのは、これは私の方が間違っているかもしれないのですが、役所の人たちの考えはどちらかというと大蔵省に代表されるもので、国民の税金を使うのだから無駄はよくない。効

率よく、能率よく使うべきだ。それで、悪い使い方をしているところにはお金をあげないとか、切ってしまう。とにかく、どちらかというと全体にお金の額を減らす方向に、そして必要にして十分なといいますか、最少のお金で最大の能率を上げるための評価だという、そういうお考えなんですね。評価委員はそういうことをやるのが使命だと言われました。

私が当時から思っておりました考えは、一方ではそれも大事だが、研究とか教育の評価は非常に難しく、結局、最終の評価者はいわば社会であろう。いわゆる評価委員とか評価委員会とかいうものは、むしろ社会が最終判断を下す前に——そのとき私はインタープリターと申しましたが——解説者なり通訳のような形で、ここではこういう仕事をやっているんだ、それでこれだけのお金を使ってこういう成績が出ているんだということを、また今は目に見えないけれど遠い将来にはこういう影響があるかもしれないということを、わかりやすく国民に示すのを最大の仕事としてほしいということでした。実際には、詳しく何もかも説明することはできないだろうけれども、とにかく精神としては、解説者・通訳として国民に話して聞かせることに主眼を置いてほしいと申しました。勿論、そこに自分たちの意見も添えるわけです。ところが、どうしてもそれが受け入れられなくて、結局はどちらかというと役所のラインに沿った答申になってしまい、私は座長談話のような形で、1、2ページのものをつけ加えることで終わりました。

これから大学について評価が行われる場合に、お二方とも正しく評価されねばということを言っておられますが、そのとおりだと思いますね。その場合に、どうなんでしょう、評価委員になる人は専門家もあるでしょうし、いわゆる第三者的な部外者もあるでしょうけれど、いずれにしても一握りの人たちですよね。すると、できることであれば、大学についての評価も、国民にできるだけ広くわかりやすいように解説するという方に主眼を置いていただいて、もちろん評価者として自分たちはこう考えるともおっしゃっていただいて、その上で、さあどうでしょうかと国民に問いかけるような姿勢であってほしいと思います。果して正しいかどうかはわかりませんが。

○吉川　私ももちろん森先生のご指摘のように、評価の内容が本当は一番問題だと思います。しかし、そういうことの議論なしに、評価機関が先にできてしまったのが問題だと申し上げたのです。その理由は、同じことになるんだけど、今の状況で大学評価をしたときに、一体それは誰の責任なのかということがはっきりしません。今度の場合は大学側でないんですよ。

例えば、ある大学で卒業生の成績が悪かったとか、あるいは卒業者が非常に少なくなってしまって、落第生が多かったといった場合、それは誰の責任でそうなったのかというのはよくわからない。大学の中のいわゆる責任と権限の体制というものがない状況で評価をするということは、多分バランスを欠くんじゃないかということなんですね。ですから、もちろん評価機関は必要になりましょうし、日本の場合は公的な機関がある程度やるでしょう。そして、それは非常に客観的なものでなければいけない。森先生がおっしゃるように、

評価の中身をこれからよくしていかなければならないということもあるんだけれども、評価される側の大学が何もできてなくて、受動的な形でいる大学を評価するというのは、一種のディザスターというか悲劇が起こってしまうんだと思うんです。だから、私はある問題で評価が悪かったときに、これは学長に諮らなければいけないというようになっていくとか、あるいは協議会で管理体制を変えるとかしなければいけない……。

私は外国の大学の評価を見ていますけれども、皆、責任の所在がわかるようになっているんですね。ある種の評価項目があって、これは学長の責任なんだとか、何々講座の責任だとわかるような評価になっているんです。どうも日本の今の状況ではそれはできないんだという気がします。

○井村　それはもちろん、現在の大学改革と並行していかないと意味がないわけです。評価の結果はやはり大学の学長の責任になることが多いわけです。だが、教育なり研究は学科単位までおろそうということになっていますから、教育・研究の評価は学科の責任になります。

現在、三つぐらいの評価項目を設けています。一つは大学の組織運営とか将来構想とかがどうなっているか、大学全体としての評価です。二つ目は教育で、三つ目は研究ですが、教育・研究は学科単位までおろすわけです。あるいは小さな大学だったら学部単位までおろしますから、当然責任はそこに行くわけですね。

同時に、私は日本の国立大学の運営が今のままであっていいとは思いません。やはり吉川先生がおっしゃるように、学長のあり方と学部教授会のあり方をもっと整理していかないといけない。そのことは並行してやっていかないといけないと思います。

○森　1分間雑談をさせて下さい。ことし東大の医学部で国家試験の合格率が非常に低かったのです。80%を切ってしまったとか。ああいうのは、評価の対象にすべき事柄なのか、あるいはそういうのは評価の対象外なのか。もし評価の対象にするとすれば、誰の責任なんでしょうね。

○井村　それはやっぱり医学部教授会でしょうね。(笑) ただ、ことしは特殊だったと思うんです。というのは、試験の方法を変えたんです。それで一部の試験項目については、ある割合以上できなかったら全部落したんです。極めて実際的なことで、すべての医者が知っていないといけないと思う問題をつくって、それができないのを全部落したんです。だから、全体としては知識があっても、ある一つの項目を失敗したために落ちるのが出てくるということになりました。今までと違ったやり方でやったんです。

○森　今のは雑談ですから、話を元へ戻してください。

○阿部　さっき森先生がお話されたように、日本は科学技術政策もあって自然科学にべらぼうな金が出ていますけれども、タックスペイヤーにそれをどう示すか、いまだにほとんど道がないんです。評価委員会は、そういう道をこれからつくらなければいけないと思いますね。

要するに、国民にこういう変化は意味があるんだということが示されないといけません。

アメリカやヨーロッパの場合は、常にタックスペイヤー、タックスペイヤーと言うわけですが、日本ではほとんどそういう言葉がない。国の金になってしまうと、国からもらっているという意識で、タックスペイヤーからもらっているという意識がないんです。その辺は随分違いますね。

○**森**　日本で、一般の人々は大学に対して割合に寛容ですね。

○**井村**　寛容というか、私ははっきり言うと関心がないんだと思うんだな（笑）。要するに大学の研究というものは、自分たちの生活に直接にかかわっているという意識が、非常に低すぎるんじゃないでしょうか。自分の子どもを入れることまでは関心があるけれども、研究が日常生活全般に及んでくるという道筋はわかってないんでしょうね。

○**森**　ただ、大蔵省が言うように、そういう研究をやって来年何になるか、10年たったらどんな得があるかというような点に関する限り、国民全般の方が何か大学を信頼してくれているというか、寛容なような気がいたしますが……。

○**阿部**　よく言えば寛容ですけれども……。

○**森**　では、悪く言えば無関心ですか。

○**井村**　大蔵省はできるだけ予算を減らそうとするわけですから、そういう姿勢になると思うんですね。

だから、森先生がおっしゃったことについて言えば、私は国立研究所と大学は違った目で評価しないといけないと思っています。国立研究所はミッション・オリエンテッドですから、そのミッションにどこまで貢献できたかということが一番大きな評価の対象になる。それに対して、大学は未来へ投資をしているわけですから、余り短期間で評価はできないわけですね。そういう点で評価の仕方は全然違えていかないといけないですね。

○**森**　けれどその意味では、国立研究所も、殊にいいところは半ば大学化していますね。

○**井村**　そうです。だから、そこが問題なんです。どこまでがミッションで、どこまでが研究者の自由な研究かというのがはっきりしないんです。

国立大学の将来

○**司会**　この評価の問題は大変難しいという感じがします。特に自然系に比べますと、人文・社会系というのは、またひとつ評価が難しいんですね。

ところで、お話は当然のことながら、すでに将来の方に大分入ってはいるんですが、そろそろ国立大学あるいは国立大学協会はこの先どうなっていったらいいのかという方にお話を移していただきたいと思います。井村先生は「国立大学協会の課題」を「会報」の巻頭エッセーにお書きになっていますね。

兵藤　釗

○**井村**　細かい内容は忘れました。

○**司会**　国立大学あるいは国大協の将来ということで、どうぞ前のお話との関連でご意見をうかがいたいと思います。

○**森**　では古株ということで、私から先に申

しましょうか。今振り返ってみて、国大協のお世話をさせていただいたころの私には、特に高邁な理想とか、こうなくてはならないといったような信念——どうも恥ずかしいけれども——があったわけでもなかったと思うのです。それこそ対策に追われて、その日、その日の火の粉を消し続けていたのかもしれません。

ただ、強いて理屈をつければ、私は随分長い間、15年近く東京のお茶の水にある東京医科歯科大学というところにおりました。そこはいい大学なのですが、いわゆる入学試験Ⅱ期校だったんですね。そこに10年以上おりますと、今まで外からは気がつかなかったようなコンプレックス——というと失礼ですが——、そういうものがよくわかるのです。

そんな経験も含めて考えますと、もともと入学試験に関してのことでありながら、結果的には一般的な内容に関してまでいわゆるⅡ期校というレッテルを貼られるような、あるいはⅡ期校というコンプレックスを起こさせるような社会の態度とか、文部省のやり方があったと思います。というのは、Ⅱ期校からⅠ期校に上がろうと思っても、各大学の自由ではできなかったわけですから。そして、そういった意味の格差というものは、やっぱりよくないという気持ちが心の底にあったことは確かです。

一方、東京医科歯科大学と東京大学を比べますと、私は両方とも好きですが、歴史にしても規模にしても、やっぱりその差は歴然としているのです。そこに差というものがあることは認めざるを得ないし、率直に認めた方がいいという思いがありました。ですから、入学試験を手立てにして、まずⅠ期校、Ⅱ期校といったようなものは撤廃せねばという気持ちが非常に強かったと同時に、やっぱりどうしても存在する差というものに関しては、物差しを少なくとも２本以上にして、いろいろな物差しを当てて、性格が違うんだ、特徴が違うんだという方向に活路を見出していくといいますか、道をつけないことには、全部一律、同一、同格では話にならないと考えておりました。

繰り返しになりますが、具体的には、入学試験に関してはいわゆるⅠ期、Ⅱ期といったような他から与えられた試験日、格付けをなくすと同時に、他方では大学院の重点化という手段によって、研究主眼の大学というものを明確にしていいのではないかと考えました。ただ、それでは研究主眼でない大学が二流大学でだめな大学かというと、そうではないんだ、物差しが別なんだということが、何か心の底にあったように思います。それで、大学院をいかに重点化していくか、いわゆる大学院重点化構想のようなものの根っこがその辺で生まれ、昭和60年から既にそれを進めておりました。近くの方々にもご相談して私の個人としての構想が固まり、昭和62年にそれを正式に評議会に諮問いたしました。そして広く大学の中で検討してもらったわけです。

有馬さんからは「あなたの考えは独占指向だ」と言われましたけれども、たしかに、少なくとも当初の案では、試行的に京都大学と東京大学ぐらいにしか通用しないような基準を決めたんです。それを文部省に示しました。

基準というのは、例えば留学生の数とか論文の数とかという、そういう純粋に研究上の、

そして数としてあらわしうるような物指しでしたが。それで、その後有馬さんが学長になられその路線を引き継いでくださって、東大としての重点化がだんだん準備できたわけです。一つ予想外であったのは、よもやと思った、むしろ反対であったはずの法学部が一番初めに重点化してしまったということ（笑）、これが私個人にとっても大きな驚きでありました。

ただ、文部省の立場としては、恐らく、余りにも一部が突出することは好ましくないと考えられたのでしょう。私の考えは、たとい京大と東大がまず最初にそうなっても、決してその二つのみにとどめ置くわけではなしに、それこそ試行的に二つがやって、うまくいけばだんだんと広げ、最終的にはいわゆる旧７帝大とか、一橋とか東工大とか、そういうところぐらいまではという気持ちでございました。しかし文部省としては、最初っからもっと広げねばとか、その他諸々の配慮――それらの中の一部は当初私が考えた構想とは相反するようなものもありましたが――が働いて、結局今日のような格好になったと思います。かつて大学院というものが一つの格付けのように作用し、われもわれもと作ってしまった二の舞いにならなければよいと思っております。

国大協はこれからもいろいろな道を歩んでいかれると思うし、私はそんなに簡単に国大協はなくならないと思うのですが、今まではどちらかというと、文部省も国大協も、大学というものは同一である、同格である、同等であるといったような精神で来られました。でも、これから、一口に国立大学といっても多種多様なのだということをむしろ正面に打ち出され、それこそ国大協というのは構成員からして極めて多様性に富むものであるということで、必ずしも国大協一本の意見とか、そんなものは出なくてもいいのではないかと私は思います。

○**司会**　恐らく歴代の会長先生は、一番そこを苦労されているのではないかと思うんですけれども……。

○**森**　ですから、余り無理して同等、同格なものの集まりということではなしに、むしろ多様な大学の集まり、大学はそれぞれいろいろな特徴をもっているのでそれぞれの言い分があるんだという、そういう姿勢で社会に対して臨まれた方が、国大協の今後の会長の方々もなさりやすいのではないかという気がいたしますね。

護送船団方式の解体

○**司会**　おっしゃるとおりだと思いますけれども、ただ、その多様性をどうやって保証し、どうやって守っていくかということですね。

○**森**　そこが学長の意識、手腕だと思うのです。

○**吉川**　ですから、多様性という言葉で言われている、どういう多様性があるかということなんですが、今、森先生がおっしゃったような研究大学かそうでないかというのも一つの非常に大きなカテゴリーです。

もう一つは、やっぱり学問内容ですね。例えば、国立大学でも私のうかがったのは大分大学だったかな、福祉を中心に全学でやろうとか……（注：平成11年４月１日、教育学部を教育福祉科学部に改組）。あるいは長崎大

学では環境科学部（注：平成９年10月１日、教養部を改組）というのをつくって、そこにあらゆる学部から人が集まってきてやるとか、そのようなことをどんどん工夫されていますよね。それから一方、私立大学ですけれども、金沢工業大学というところでは、これからは学問はアナリストじゃなくて、シンセシストなんだということで、シンセティックな教育に特化していくとか……。それはものすごく評判よくなってしまって、最近はいい人がたくさん行くようになっております。結構、日本の社会というのは健全なところがあって、努力をすれば、それがきちっと反映するという構造があるわけです。ですから、逆に私は、森先生が既にご指摘になっているんですが、国大協は一つの塊で、一種類の代表意見を持って文部省に陳情しようというような構造を、もう早くやめなければいけないし、また文部省もそういうことはやめてほしいわけです。文部省は枠組みだけをつくり、構想を示す場所ではない。構想は現場にあるわけで、それも自分で考えるということでしかない。もちろん、それは先ほどから言われている学長の裁量権がなければ、当然これはできないわけです。

長崎大学を見ても、大分大学を見ても、それなりに学長の意思というのがきちっと出ているんです。先ほどの金沢工業大学の学長さんは私の友人ですけれども、20年ぐらいかかってこういう構想をためてきて、それをドーンと打ち出している。助教授時代からずっとやっていて学長になっている人たちが新しい構想を打ち出しているのです。各大学にはそういう背景がみんなあるわけですから、大学に裁量権を与えて自由にやれということが必要です。当然、失敗する大学が出てくるんですけれども、それを恐れてはいけない。そういう構造で、文部省がある意味では大きな立場で見ていくという構造にしないと、国立大学の生きる道はないのではないかという気がします。

○**森**　一言だけ追加しますが、「東大として大学院重点化という考えを文部省に申します」ということは、実は国大協の中でも了解を得ておりました。正式な議題としてはとり上げませんでしたが、雑談的には主要大学の方々にお話しいたしまして、了解と言うと言い過ぎですけれども、少なくとも報告はいたしました。「では、どんどんやれ」とは言われておりませんけれども……。

○**井村**　私も、やはり国立大学は護送船団だったと思うんですね。かなり箸の上げ下ろしまで文部省からいろいろ指示をされてきた。だから、それが今変わらないといけない時期に来ているわけで、これは大学にとって大変なことだと思います。今から学長をやれと言われたら、私は多分務まらないのではないかと思うぐらいに大変な問題がいろいろ出ている（笑）。

だから、そういう中にあって、大学はやはり大学の組織運営の形態をかなり思い切って変えていかないといけない。学長はその大学の将来構想を構成員に提示して、それで引っ張っていけるような、そういう人でないといかんだろうと思います。その構想は、先ほどからお話があるように、私はいろいろあっていいと思うんです。それぞれの特徴を生かした方がいい。

今まではどちらかと言えば横並びで、東京大学にできると次に京都大学にできる、その次はどこかにできるというふうな、変な順序があったわけですが、それはもう全く誤りであって、それぞれの大学が自分の大学の特徴を生かしていくことを考える時期なのではないかと思います。だから、大学にとっては非常に大きな変革と挑戦の時代が来ていると思います。

もう一つは、私は大学改革がもう一度かなり大きく行われる可能性があると思っています。それはなぜかというと、やはりまだ日本の大学院のあり方が十分議論できていないんですね。大学院に対する批判が、非常に強いです。それは、大学院学生をマンパワーとして使ってしまっているのではないか、大学院の教育はどうなっているのかという問題です。それらは、多分、ロースクールができて、改めて問題になるだろうと思います。大学院が、現在のような研究者育成型でよいか、プロフェッショナル・スクールをどう考えるかという問題でもあります。

医学部に関しては、現在国立大学全部の意見を聞いたわけではありませんけれども、文部省の21世紀の医学医療懇談会での議論では、ほとんどが医学部より大学院のプロフェッショナル・スクール（メディカル・スクール）の方はいいという意見でした。18歳で医者になろうというモチベーションを持つ人は少なく、成績がいいから行けというのが多いんですが、それではだめだ、大学の４年を終えてから来た方がいいという意見が圧倒的に多かったです。

そういうことから考えますと、私は、大学院の整理がもう一度行われる。それを受けて今度はアンダー・グラジュエートをもう一度見直さないといけない時期が来ていると思うんですね。戦後の日本の国立大学が背負った問題というのが幾つかあると思いますが、一つは大衆化で非常にたくさんの学生が来るようになって、東大なんかでも3,000人以上の学生を受け入れるという状況になっています。これは外国の、例えばハーバードなどに比べると全然違いますね。非常に大きなアンダーグラジュエート・スクールを持っている。そういう大衆化が一つの問題です。もう一つは教養教育と専門教育を、わりと安易にくっつけてしまったこと。そのことがいまだに尾を引いて、まだどういう教育を学部でやったらいいのかということは完全には見えていない。こういうことから考えると、私はもう一度ここで大学改革の新しい波が起こってくるのではないだろうかと感じています。だから、そういうものに対応できるように、各大学はそれぞれ自分の大学の存在理由を明確にし、将来構想の青写真を描いて、やっていく必要があるだろうと思いますね。

国立大学協会は、国立大学が一致して、ある意味では護送船団を組んで、文部省といろいろな意味で緊張的友好関係を持ってやってきたんですが、それはやはり変わっていくと思います。しかし、意見交換の場としては非常に貴重な場だと私は思います。だから、そういう意味では、国大協はこれからもある種の存在理由はあるし、続いていった方がいいと思います。しかし護送船団解体の時期に来ているという気がしてなりません。

○司会　井村先生、先生は「国立大学協会の

課題」の中で、学長は忙し過ぎるからもう国大協のメンバーでなくて、学長経験者かあるいは大学問題の専門家でやった方がいいということをお書きになっていますね。そのご意見をうかがえますか……。

○**井村**　そうですね。それも一つの方法だろうと思いますよ。国立大学の学長さんは、いろいろなことがわかってきたころに卒業されちゃうんですね（笑）。まず、みんな素人でしょう。全然、白紙で入ってきて、それで何年かやってやっとわかってきたころに卒業しますから、もったいないと思いますね。

○**阿部**　国立大学は、恐らく設置形態を独立行政法人化という形で変えることがあったとしても、やはりそういう形で残ると思うんですね。それで一番問題は、この間のIDEに京大の長尾先生が書かれていましたが、学問論というものが、これから問題になると思うんですね。

といいますのは、人文社会の方の研究者がどういうふうに育っていくかということを、自分のことを思い出しながら考えてみると、決して国民の研究なんてことは考えたことはないわけです。自分の趣味とか、好きなこととか、そういう形でやってきて、少なくとも定年までいさせてもらってこれはありがたいことなんです。ありがたいことなんだけれども、しかし、やはりそれでは私学と全然変わらないではないかと言われたら、それはそのとおりだと言わざるをえない。しかし、国民のための研究というふうなことが基本にないと、国立大学というのはやはりぐあいが悪い面がある。医学とか、自然科学の方だって、当然それはあるわけです。

そうすると、これからやはり学問論というものをきちんとやっていく中で、国民のための学問とは何かということを考えなければいけない。しかも、さっき言いましたように、学術審議会などべらぼうなお金がついているけれども、それが果たしてタックスペイヤーのもとへ戻るのか、どういうプラスがあるのかということの報告もされていない中で、これからは学問論をきちんとやりながら、国民のための学問とは何かという議論をするとすれば、やはり国立大学99が同じ形で行くとは思えないんですね。

さきほど森先生から重点化の話が出て、これは既に先生が予想されたようになっているわけです。そこでどういう学問が行われるか、僕はあずかり知らない。僕は自然科学については、かなり業者団体だと思っているのです。そういう要素が非常に強いと思うんです。つまりアメリカの先端技術と結びついているという意味で、業者みたいなところがある。国民のためなんていうことは余り考えていないと思います。自然科学も、人文科学もかなりそういう面がある。

しかし、そこのところを例えば99の大学が全部同じような形にならないで、一部は大学院重点化で世界の最先端につながっていくかもしれない、そして他の大学は、さっきのお話の大分大学のように、その郷土と密着した学問をやる。これを生涯学習という形で私は表現しています。生涯学習というと、大学が片手間にやっている、学問の余滴を放出しているというふうに見られがちだけど、そうではなくて、学問全体を組みかえていくという理想の形で、そういうことをこれからやって

いく必要があるのではないかと思っているわけです。

実際なかなか難しいことですけれども、人文社会学なんかはほとんどヨーロッパの学問を受け入れ、紹介をしたりしてほとんど終わってしまったわけです。そうではなくて、日本のこれからの進路を考える中で、世界の諸現象というものをとらえていくという意味でも、そういう国民的視点に立った研究というものがもし可能であるとすれば、これからではないか……。それは生涯学習という形で国民とともに行くという道もあるわけです。

そういう研究を、大学院重点化したところでない大学に期待したいと考えていて、そういう意味では生涯学習をこれからどう組織するかということが問題になり、国大協もそれに対応した形になるかもしれない。つまり、一つであり続けることができるかどうかわからないと思います。国大協全体としては、さっき井村先生が言われたように、非常に話が通ずる場だというのはいいんですけれども、これだけ利害あるいは関心分野が分かれたときに、一つであり続けることができるかどうかが問題なのではないでしょうか……。

私は、公務員化の問題が絡んできますけれども、国立という線が消えないのであれば、国大協はこの形がいいと思います。しかし最終的には、やはり二つのグループぐらいに分かれる可能性はあると思いますね。

○吉川　国大協がそういう学問論をやるべきだとおっしゃったんだけど、私も大学改革というのは学問を背景にしなければありえないというふうに思っているわけです。そういう議論が国大協でも少しは出ていたわけですね。

最近日本では、例えば倫理教育がだめだとか、子供のしつけがなってないとか、若者のモラルが低下しているといった議論がある。これは一種の推定なんだけれども、自然科学には過去の非常に膨大な蓄積があり、今の人間は非常に大きな行動力を持っている。だけど、これは別に人類としてすばらしくなったわけではなくて、要するに知識が蓄積しているということであって、過去の長い知識の蓄積を現在利用できるような形に変えてきたから、行動力が増した。ふっと気がつくと、圧倒的にそれは自然科学なんですよね。

過去における学問的な苦しみというのは、私は自然科学も文科系も同じだったという気がしています。ただ、問題は文科系の過去の蓄積というのは、要するにある哲学者なら哲学者のテキストとしてしか残っていませんね。人間の倫理性を考えたことが、分厚い一冊の本でしか残っていない。そういう分厚いものはたくさんあるわけです。いわば私たちは古典と呼んでいるそれらのテキストを、現代あるいは次世代に伝える方法を見失ってしまっているのではないかと思うんですね。

そういう意味で、私は大学の使命の極めて大きな問題として、いずれは独立行政法人になればますます、私は、伝えるべきものは社会科学よりはもっと文学的なものかもしれないと思うんです。そういうものを、どうやって大学の中で、より次世代に継承できるような学問に再編成するのか。「古典学の再構築」とおっしゃる方がいらっしゃいますけれど、そのような面での膨大な仕事が待っていると思うんです。

実は、これは国大協の「会報」に書いたん

だけど、要するに社会との接点をもつ学問は医学であり、工学であり、いろいろなものがあります。それらは確かにタックスペイヤーから見えるんですけど、隠れたところに文学のような、本当に人間の倫理にかかわるようなものがあって、それを守っていくのが大学の使命であり、社会は十分理解可能であると思います。

例えば、倫理問題なんかは、結局「大学の知」という知的なものとして解決できるような構造というのは、やはりつくらなければいけないと思うんですね。そのようなことは、国大協で本当は議論してもいいことなのではないでしょうか。先ほど井村さんが、護送船団ではいけないとおっしゃいましたけれども、フォーラムとしてきちっと残しておくという意味では、一番大切なことなのかなと思います。

○**井村**　フォーラムとしての意義はずっとあったと思うんですね。これからもあり得るだろうと考えます。それから、私も、今教育改革がいろいろ議論されているけれども、吉川先生が言われたような意味での本質までは行っていないと感じています。

○**吉川**　行ってないんですよ。

○**井村**　今教育で何をしないといけないのかというのがはっきりしない。「ゆとり」であると言ったり、右往左往しているというところがあるわけです。やはり、教育論というものも非常に大事であって、これの基本をきちんとやるべき時期ではないかと思います。

○**吉川**　それは国立大学の責任だという気がするんですよね。

○**井村**　そうなんですね。次の世紀は、非常に変化の激しい世紀になると私は思います。最後にどうなるかわからんけれど、当分の間はそういう時代になる。だから、大学がそれにどのように対応していくのかというのは、非常に大きな問題であるわけです。

最近アメリカのコミュニティカレッジがまた非常によくなってきております。それは生涯教育なんです。例えば、ITの時代になって、コンピュータが使えなければ職もない。だからかなり年齢がいった人が、コミュニティカレッジへ通ってやっているわけです。そういうふうにうまくやったところに、新しい産業クラスターができている。コロラドなんかがその例で、コンピュータのコミュニティカレッジがある。州政府がITのいろいろな企業を誘致すると同時に、コミュニティカレッジをエンカレッジして、そういう教育をやらせたんですね。そうすると、その地域にはいろいろな情報技術を持った人がふえてきて、それで自然にクラスターができている。

そういうふうに、かなり世の中の変化が激しいので、それにどう対応していくのかということも、非常に大きな問題になります。しかし何と言ってもやっぱり一番基本は、大学で何を教えるべきかです。それが、やはり知識の伝授に偏っているんですよね。その知識の量が余りにも膨大になってしまって、もはやそれを完全に伝授することさえ難しくなっている。そんな中で、何が大切なのかということをもう一度考えてみないといけないでしょうね。

学問論のすすめ

○**司会**　そうですね。学問論とか教育論はた

いへん大事で、しかもずっとやってこなければいけなかったことがなおざりにされていたので、今問題が起きているのです。

先日、臨時の学長懇談会を国大協でやりましたけれども、そのときも今回の独立行政法人化問題をめぐりまして、議論が早過ぎるという意見がありました。要するに、差し迫った問題が多過ぎて余り時間的余裕がなく、他動的に状況だけはどんどん先に進むという中で、学問論や教育論はなかなかやりにくいところがあると思います。

○**井村**　教育の問題は日本だけの問題ではなくて、これは全世界の問題です。きのうもフランスのアカデミーの、ウーリソンさんとちょっと話をしたんですけれども、フランスでも教育は非常に深刻な問題になっています。世界中がそういう問題に直面しているわけです。これには幾つもの理由があるんだろうと思うんですが、やはり一つには豊かになって、その豊かさの中で何を目標に生きたらいいかわからなくなっている。昔はともかく、生活することだけが大変でしたから、目標がはっきりしていたわけです。飢えないで生きていくということがはっきりした目標であったのが、それがなくなってしまっているあたりがかなり大きな問題でしょう。

きのうは主に自然科学の話をしたんです。まず、自然科学を教える先生がどうしていっていいかわからない。そうすると、学生や高校生たちは、全部関心を失っていく。自然科学なんかやらなくたって結構いい生活できるじゃないかということで、どんどん関心を失っていくというような話をしました。

○**吉川**　教える方も今、非常な無力感にとらわれているんですね。日本だけのことを考えても、社会が荒廃しているとすれば、それは教師の無力感が基本的にあると思うんです。教師の無力感があって、その結果として学生に学習動機がなくなってくるという、この悪循環みたいなものがあるんだと思いますね。

やはり井村先生がおっしゃるように、何か目標をつくらなきゃいけないんです。私は国際科学会議（ICSU）の会長を務めていますが、そこで問題になっているのは、今の科学はだめなんだという議論です。サステナル・サイエンスという言葉も出てきているわけです。要するに、従来の科学はデベロップメント・サイエンスだったというんですね。科学を身につければうまくいって、いい資源を掘り出して、いい生活をつくることに成功した。しかしそれは、結局いろいろな意味で地球をだめにしていったという背景があるんです。ですから、サイエンスそのものが変わらなければいけないのではないか、文科と理科が分かれたことも含めて、もう一回再編成しなければいけないのではないか、こういうことを本当に真面目に議論している。そういうことは、日本の学者も日常的に議論しないと、学生に伝わっていかないんだと思うんですね。

学問は、17～18世紀にできたものを宝物のように持っているのではなくて、あのころだって人間がつくったわけですから、現在でも常時つくりつつあるんだというような意識が必要だと思うんです。それが人類の目標みたいなものに変われば、学問も変わるんだというフレキシブルにとらえるところから始めないと、倫理教育とか君が代なんか幾ら歌わせたってだめなので（笑）……むしろその辺は

ネガティブなんだと思うんです。

○**井村**　日本の大学で欠如している問題は、専門分野の違う人が自由に意見を交換する場があまりない。みんなが蛸壺の中に入っちゃって、針の穴から天をのぞいているという状況があるわけですね。だから、そういう中でなかなか新しい学問が生まれにくいし、ましてや吉川先生が言われるような大きなパラダイムチェンジの時期に来ているのに、それに対して対応するような学説なんて、とても生まれてこない。

○**森**　そういう場もないし、時間もないんじゃないでしょうか。

○**吉川**　時間はつくらないといかんと思うんですよ。

○**井村**　いつか吉川先生が「一日は24時間しかないから、私は割り切っているんだ」と言われましたけれども（笑）、確かにその24時間の中でそういう時間をつくっていかないといけないと思いますね。

○**吉川**　むしろ学術論文の数を制限するとかね。

○**森**　そうですね。

○**吉川**　多ければ多いほどいいなんていうのは間違っているわけですよね。

○**井村**　だから、評価するときにはね、４年間で一編だけ出したらよろしい、その一編で評価しましょうとやれば、その方がずっといいと思うんですよ。

○**吉川**　その方がいいですよ。もう、数は絶対いけませんね。

○**司会**　大変具体的な提案で、ありがとうございます（笑）。

○**森**　私が先程も申しました科学技術会議に居りました時代、これもみんなから賛成してもらえなかったのは、私が科学技術軍縮ということを提唱したらどうかと言ったんですね。そうしたら、科学技術庁が科学技術の軍縮なんてとても言い出せないと（笑）、ものすごく反対されました。真面目に考えていたんですよ、私は。科学技術に関しても、これから自制というような考えが、あってもいいような気がするんですね。

○**阿部**　自然科学の方では人事院の市川さんが何か本を出されて、送ってきたのを見たら、やっぱりそういうふうな方向で……。

○**井村**　そうそう「知拡競争」という名前でね。あの人はそういう考え方に近いですよ。しかし、ネガティブに後ろを向いて、もうちょっと軍縮しましょうというのは、やはりなかなかうけない。だから、前を見ながらね……。

○**森**　そうですね。要するに節度をわきまえましょうということですね。

○**井村**　前を見ながら、何をやるべきかということを打ち出していかないといかんと思うんです。それがなかなか難しいわけなんですよね。特に、アメリカの人と話してますと、やっぱりあの人たちはかつて西部を開拓したわけです。そのときにはいっぱい問題があったと思うんです。犯罪も多かったし、殺人も多かったし、一攫千金で山師がいっぱい来た。しかし、そのことによってアメリカが繁栄しているわけでしょう。だから、彼らは常にフロンティアを開拓したいという意識が非常に強いんです。それが少し行き過ぎているように思いますけれども……。

そういう中で、日本あたりから、もうちょ

っと違ったパラダイムが出せると非常にいいんでしょうが、なかなかそれは簡単な問題ではないですね。

○**森**　日本的パラダイムというのは、私はあると思います。

国大協の存在理由

○**井村**　だから、国大協の存在理由としては、私はそういう意見交換の場とか、あるいは新しい学問のあり方を追究する場とか、そういう形では存在し得るんではないでしょうか。

○**阿部**　具体的に言いますとね、今まで総会を年に2回やってきましたよね。それも行政問題にほとんど限定されていて、学問論なんてやったことはないですから、そういうのを一遍ぐらいやったらいいですね。

○**吉川**　やった方がいいですね。

○**阿部**　これだけいろいろな分野の人が集まっているわけですからね。しかも、背後にみんな大学を持っている。そういうことを一度おやりになるといいんですよね。ここで、勧告してもいいですよね（笑）。

○**井村**　勧告にしましょう。これはぜひ(笑)。本当ですよ。

○**森**　考えようによれば、国大協ほど自由にいろいろな意見を言える場は少ないかもしれないですね。

○**吉川**　そうでしょうね。

○**井村**　国大協も今方向転換の時期に来ているというのは間違いないですね。

○**森**　そうですね。少なくとも利益代表、全国立大学の利益代表になって、それを前面にという姿勢は、もう通用しないと思います。

○**吉川**　へたすると大型陳情機関（笑）……そんなことはやめないと、社会的信用を失う……。

○**阿部**　会長なんてやると、そういうことばっかりやってますよね。どこそこの医学部の建物を建ててくれとか……。

○**司会**　それはだけど、大きな仕事の一つではあるんでしょうけれども。ところで、国立大学の将来は……。

○**井村**　私は、5月の連休中にアメリカで日米高級者合同会議があって、その後、セントルイスのワシントン大学に寄ってきたんです。そこの学長を前からよく知っているというのがその理由でした。もう一つの理由は、ヒトゲノムセンターという非常に大きなセンターを持っているんです。それを見たかったんです。

そのときに感じたことは、要するにそのセンターに300名いるんです。ところが、PhDを持っている人は12名。残りは全部テクニシャンです。だから生命科学もものすごく様変わりして、少し工場的になっている。DNAのシークエンスを決めるシークエンサーという機械が130台ほどあります。それは24時間稼働している。そういう状況になってきているんですね。生命科学が非常に、変わりつつあるなということを感じたんです。

そのときにもう一つ感じたことは、ワシントン大学というのはリサーチ・ユニバーシティーの一つで、ノーベル賞受賞者もたくさん出ました大学ですが、そのゲノムセンターのテクニシャンはほとんどステート・ユニバーシティーが供給しているんですよ。例えばミズリー・ステート・ユニバーシティーには、遺伝子技術のコースがあって、そこでかなり

実技を教えている。だから、そこの卒業生をとるとすぐに役に立つと所長が言っていました。割とうまく分業をしている。ワシントン大学は、どちらかといえば大学院大学です。一方のステート・ユニバーシティーは学部の教養教育を中心とする大学ですが、教養大学であっても常に時代の要請を見て、今までにないようなコースをつくって、どんどんと卒業生を出している。そういうあたり、うまく分業しているなと思いましたね。

○**吉川**　それは文部省にはできないんだと思うんですね。

○**井村**　それはできないですよ。

○**吉川**　やはり学問を持って、それを身をもって感じている人たちがマネージしてやっていくわけですよね。

○**井村**　そうなんです。それともう一つは、社会の要請に常に大学が関心を持っている。それはステート・ユニバーシティーといえども、今のところ、多分20%か30%ぐらいしか金は州政府から来ませんから、あとは自分たちで全部稼がないといけないわけです。

○**吉川**　要するに、金稼ぎとよく我々は馬鹿にしますけれども、その過程で需要がわかるんですよね。メッセージが載っているわけですから……。

○**井村**　ましてや、私立大学ならほとんど全部稼がなければいけない。オーバーヘッドぐらいです、国から来るのは。だから、常に時代の要請を見て、次々と変えていっているわけです。そのことが、一概にいいかどうかというのは問題もありますけれども、しかし日本の国立大学は、今までそれをやらなさ過ぎた。時代の要請というのにあまりにも無関心でね。

○**吉川**　むしろ文科系では、そういうのはよくないということが多いですね。伝統でね。ですから、そこの受け方が難しいわけです。むしろ離れている方がいいというのがありますよね。

○**森**　両方必要なんでしょうね、きっと。

○**井村**　そうです。だから、伝統的な学問も守っていかないといけない。それを守れるのは、多分、国立大学。しかし同時に、時代の要請を常に見て、新しいものを打ち出していくということをやらないといけない。その点、国立大学は決定的に遅れたと思うんです。それはなぜかというと、一つはシーリングがあって、スクラップ・アンド・ビルドしないと新しいものはできない。そうなると、学内が動かないとどうにもならない。だから、学長さんはわかっているけど、なかなかできない。そういう状況があったわけですね。だから、情報科学にしろ生命科学にしろ、やはりアメリカに比べると非常に遅れた。その10年間の遅れが、今や決定的な遅れになってしまうんです。時代の変化が早いですからね。

○**吉川**　文部省は、これからどうなるか心配ですね。やっぱり、みんなに政策的な能力のある人が求められているんだけど、ちょっとそれに欠けるような気がしますね。

○**司会**　この間、第6常置委員会に出たら、文部省の大学課長が科学技術庁と文部省とはすごくカラーが違うというふうに言ってましたね。

○**阿部**　非常に違うんじゃないでしょうかね。

○**井村**　雑誌の「ネイチャー」がね、ミクスチャー・オブ・オイル・アンド・ウォーター

と書きましたね（笑）。両方一緒になるのはね。確かにそういうところはありますね。それで、私、文部省の座談会に引っ張り出されて、「学術月報」だったか何か忘れたけど、そのときに、バーナード・ショウと女優の話をしてね。ある女優がバーナード・ショウに「私とあなたが結婚したら、すごく頭のいいきれいな子ができるでしょうね」と言ったら、「私の貧弱な体とあなたの貧弱な頭を持った子供ができるかもしれない」と言ったという有名な話があるので、文部省と科学技術庁の統合は、決してそういう形にならんようにしてくれと言いました。

科学技術庁には科学技術庁のいいところがあるんです。やはり理系が多いですからね。文部省はあれだけ研究費をたくさん配分しながら、研究のことをわかる人がほとんどいないなんておかしいですよ。

○**阿部**　しかし、科学技術庁もここのところずっと非難されっ放しでしょう、いろいろな面で……。

○**井村**　ちょっと気の毒ですね。見ていると、科学技術庁の方が積極的で、文部省の方が伝統的で、やや消極的ですね。だから、その両方の特徴がうまく混じり合うといいんですがね。

○**司会**　私はよく知りませんけれども、科学技術庁の持っているお金の方が文部省の持っているお金よりもずっと多いんでしょうか。

○**井村**　科研費は今1,500億円、科学技術会議が持っている振興調整費が300億円ですね。ただね、科学技術庁はビッグ・プロジェクトをたくさん抱えていますから、それを全部入れるとかなり多いかな。

○**阿部**　多いかもしれないですね。例の種子島とか、宇宙開発に使っているから、あれは大きいですよね。

○**井村**　宇宙開発とか、東海村とか、理研も年間500億円ぐらい。

○**阿部**　分野によって桁が違うんじゃないですかね。科技庁から回ると単位が大きいですね。

○**井村**　研究費のあり方をどうしたらいいのか、私、ちょっと悩んでいるんですよ。それは、今まで日本は研究費が少なかったですから、班研究が多いんですね、共同研究が。ところが、共同研究をする必然性のないものまで班をつくってやっているわけです。しかし、研究というのは基本的には個人の発想によるものだから、原則として個人研究が中心だろうと思います。ただ、共同した方がいいテーマも、それはいろいろありますから、そういう必然性があれば共同研究した方がいいと思うんですが……。どうもそうではなくて、かなりグループ研究が多いんです。特に、科学技術庁とか厚生省とかになるとね。

○**吉川**　特にCOEみたいなのはね。

○**井村**　そうです。あれなんかも、余りよくないと思うんですね。

○**吉川**　プロジェクトをつくれ、つくれと、こう言うわけですからね。

○**阿部**　人文社会系の方の人は、そういうことをやるのが嫌な人が多いですよ。組織つくって、100人もの人を使って……。これが嫌だって言う人は、学問研究者には多いんです。

○**井村**　だから、人文社会系なんか、特別な分野を除いては個人研究です。

○**阿部**　そうするとね、やっぱり数千万を超

えないんですよね。何億なんてとてもとても……。

○**司会**　いやいや、もう100万単位ですよ、先生。

○**森**　私の科学技術会議時代、科技庁から出るお金―本当は、科学技術振興調整費なるものは科技庁からとはいえないと思うのですが、とにかく――は、文部省の向こうをはっての研究費ですから、何か特色をつけなければいけない。そこで大蔵省から注文がついて、例えば、それでは大口、3億とかにしてくれと、そういう条件がつくんですね。そうすると、無理してでも今おっしゃったようにグループを組み、大きくしなきゃならないということがありました。

○**井村**　今までは確かに大蔵が全部握ってきましたから、目新しくないとだめなんですね。それで、目新しさを求めてプロジェクトを作るわけです。ところで、日本の研究費はものすごく複雑で、文部省だけでも相当種類あるでしょう。アメリカのNIHなんか基本的には2種類ですよ。期間も全部5年と決まっている。3年で一遍評価して、問題がなければ5年間は続くわけです。5年終わったら、同じテーマで、また申請できるんです。だから、5年目の評価が次の評価になって、非常に効率がいいんですね。

○**阿部**　今度、学術振興会にかなり任せるようですけどね。

○**井村**　しかしね、文部省の科研費は、申請数が10万6,000件かな。だから、きちんとした評価はなかなかできないですよね。

○**阿部**　全くないですよ、評価は……。

○**井村**　私はまだ読んでいないけど、この間「サイエンス」を見ていたら、日本にいるアメリカ人が、日本の大学や研究所をずっと回って、日本のサイエンスの問題点を書いている本がありましてね。今、書店に申し込んでいますけれど、その問題点の一つが、科研費に対する恨みです。審査が全然なってないと……。

しかし、アメリカのNIHは、日本の科研費の何倍か大きいのに、応募は1万5,000件か6,000件で、それをきちんと審査する。

○**吉川**　あそこには専門の審査官がいますね。

○**阿部**　しかし、専門と言っても、日本では、例えば人文の方ですと、経済学で複雑系の問題なんていうのをやるでしょう。そうすると、私なんかもそこに駆り出されるわけですよ。文部省の係官がつくったものに従ってやるしかないので、実際はレビューはできてないんです。

○**井村**　これはどうしたらいいのか非常に難しい問題です。だから、基本的な方針を示して、5年なら5年でこういう方向へ持っていくぐらいしかできないんではないですか。今すぐに全部変えることはできないわけです。

○**司会**　残念ながら予定の時間がきてしまいました。

有馬先生は国会の関係でお見えになれませんでしたので、後に紙上参加していただくことになります。どうもありがとうございました。

〈誌上参加〉

有馬朗人元会長は語る

有馬　朗人
（元東京大学長）

聞き手：佐藤　保
（お茶の水女子大学長）

●平成12年６月29日、参議院議員会館にて

高等教育への投資

○**佐藤**　先生の国大協会長のご在職期間は平成元年から平成５年までででしたが、そのときに最もご苦心になったことからうかがいたいと思います。

○**有馬**　東大の総長をやる前から気にしておりましたことは、一つは日本の大学の施設が悪い、特に国立大学の施設が悪いという点と、もう一つは、海外と比較したときに、日本の高等教育への国の負担が小さ過ぎるということ、それから、科学技術に対する研究費が非常に少ないことで、これらの点をさまざまな面から自分なりに調べて発言していました。私がそういうことを言い出したころの文部省の科学研究費というのは500億ぐらいだったんです。日立なんか１社で3,800億でした。国の高等教育への投資という点で、国際比較を明確に強く言い始めたのは多分私だと思います。

そういう状況から出発してまいりましたが、国大協の会長のときの最初の発言は、文部省と国大協が敵対していてはだめなんだ、一緒にやっていかなければならないということを申しました。文部省も国大協もそれぞれの問題点がどこにあり、そして、諸外国と比べてどこに問題があるかというふうなことがしだいに明らかになってきたという時代ではなかったかと思います。

そういうことの努力は、例えば第６常置委員会で、経済的な面において随分お調べいただいて、国大協としての「白書」を２つ作ったことがあります。

それから、もう一つは、私は私立大学との調和を図ったんです。これは表に余り出てないと思いますけれども、私立大学と国立大学、それから公立大学が競合している限りにおいては、同じ金額の枠内での分け合いにすぎない。だから、要するに全予算

をふやさなければいけないのだということで、それで慶應の石川塾長とか早稲田の西原総長とかと随分話し合いました。それらの方々と一緒に日本の科学技術の予算をふやさなければいけないという努力をいたしましたが、これが多分私が東大の学長、国立大学協会の会長をやらせていただいたときの予算面での仕事かと思うんです。

○**佐藤**　その私学の方々などとの話し合いの結果、例えばどんな変化が見られたのでしょうか。

○**有馬**　その結果を言う前に、予算上どういう問題があったかというと、大学の施設費というのは、かつて1,500億あったんです。それが昭和56（1981）年からマイナスシーリングでぐっと減りまして、私が総長になりました平成元（1989）年は最低で、800億ぐらいになった。その理由を調べたんです。

まず第1は人件費でした。すなわち、人件費ばかりはマイナスシーリングはできませんので、文教施設費がその財源として減らされて、先ほど申しましたように1,500億が800億に下がる。第2は私学助成が文教施設費を圧迫するようになったのですが、私は私学助成は減らせという主張はいたしませんでした。私学助成も増やそうではないか、国立大学の校費や、文教施設費も増やそうではないかと主張しました。その結果、文教施設費は大幅にふえました。それは特に私がやめてから後になると思いますが、随分補正予算でふえました。

ただ、その補正予算が随分来たにもかかわらず余りよくなってないんですね。それがなぜであるかというのを私は非常に気にはなっております。その補正予算で来てるものが何へ行っちゃったかというと、結局、施設じゃなくて土地代などに行ってる。建物を建てたり直す方に十分には行ってない。もちろん役には立ちました。ですが、補正予算のために長期的な計画が立ってない。

それで、私は2001年度から始まる新しい科学技術基本計画において、金の使い方を決めてくれ、何兆は絶対大学や国立研究所の施設費に使います、これでどれだけの施設をつくり直しますと入れてくれ、と言っています。この辺は国大協もしっかりお調べになって文部省とお話になる必要があります。

それから、この前も大学評価・学位授与機構の会で申し上げたのですが、私は校費を重要視しているんです。私が残念だったと思うことは、なぜ校費の配分の基礎を実験講座の800万円を200万円にしちゃったか、ちょっと文句を言ってるんです。要するにシビル・ミニマムは、やっぱり日本のいい伝統なんだから、シビル・ミニマムでともかくやれることは、地味な研究でもやれるようにしてくださいと言っています。競争的な資金は私は大いに賛成だけど、同時にシビル・ミニマムとしては校費というものが非常に有効なんだと主張しているわけです。ただ、今までは実験系が800万使っていたことによって、大学全体の光熱水料費はそれで賄っていたようです。だから、光熱水料というものを別途できちっと評価して出してほしいということは言ってます。これは国大協でもご相談の上、提案なさっ

たらいいかと思います。

○**佐藤**　その当たり校費で申しますと、突然でしたね、実験、非実験の区別をなくして、全部一つだという……

○**有馬**　私が大臣のときなんです。私はそれに対して今申しましたように随分抵抗した。私が何て言ったかというと、800万にそろえろと。私はそのころ文部大臣の部屋でそういう意見を申しました。

大学の役割分担

○**佐藤**　先生、もう一つ、国大協の会長をおやめになるときですね、国大協の『会報』の巻頭言に「国大協を去るに当たって」という文章をお書きになってますが、覚えておいでですか。

○**有馬**　覚えてます。

○**佐藤**　そうですか。ここにあるんですけれども、その中で、大学理念論をする前に、大学の多様性に伴う役割分担を明らかにすべきだという意味のことをおっしゃってますので、その辺のところをちょっと補足してくださると……

○**有馬**　わかりました。

その問題は、当時より今が一番深刻になりましたね。特に大学法人化の問題が起こった段階で、ますますもってこのごろ重要になってきました。

役割分担を明確にすべきだと言った中には、すべての大学が研究大学にはなれないだろう、また、なるべきではないだろう。大学院大学を中心に研究というものが必要だ。それから、同時に戦前の浜松工業専門学校あるいは高等工業学校とも言いましたが、そういう戦前の高等工業とか、商業もありましたね、ああいうものは非常に重要な役割を持っていた。そのような学校では徹底的に職業教育をしました。

私は新制大学になったときの大失敗があると言ってるんですが、それはすべて総合大学的にしちゃった。単科大学は別として。そのために新制大学のどれ一つとっても、皆さん、技術者でいえば高級技術者を養成する、研究者を養成する、学問の後継者を養成する、そういうところに中心がある。だから、もう一度初心に戻って、例えば高等専門学校のようなところがもっていた役割をもう一度大学で獲得し直すべきだと言ってるわけです。

それから、多分やめるときにもう一つのことも言ってると思います。大学の入試の科目は減らさないでくださいよと…。

○**佐藤**　それは記憶してません。

○**有馬**　それはね、記録にはないかもしれません。多分発言の中に入ってる。最後に遺言ですと、最後のどこかで私言ってるんです。国大協の総会か、あるいは関東甲信越地区の会合か何かで。そこで私は、もうこれ以上大学の入試の科目は減らすべきではないと主張しました。入試科目の削減によって、もう既に大学のレベルが下がってるんです。このごろ数学の力が弱いと言ってるけど、そうなることはもう10年前からわかっていたことですよね。

大学の将来

○**佐藤**　先生は国大協の会長から文部大臣になられて、教育行政に関していろいろお

考えになったわけですが、今、政治家としてお考えになっていることをうかがいたいと思います。

○**有馬**　私は日本の大学を信頼しているわけです。まず、日本の教員も大学も、決して悪くない。ただ、それぞれの力が十分発揮されているとはいえない。それは個人的な問題もあるし、大学の制度の問題もあるし、いろいろあるだろうけれども、大きなのは経済的な理由だろう。だから、もっと日本の高等教育の財政的な公的負担を高めなければいけない。そういう意味で、いつも同じことを繰り返しますけれども、GDP当たり0.5%、0.6%ではだめなんだと。アメリカまでとは言わなくても、せめて1.0%ぐらいまで持っていかないと。アメリカが1.1%であり1.2%ですよ、ヨーロッパもそうですよ。だから日本もそこまで持っていけば、私学と国立との財政面での競合ももっとずっと弱くなるし、協力しやすくなるでしょう。これが私の根本的な理念です。

○**佐藤**　先生もお入りになっている麻生グループの提言で同じことを指摘していますが、ぜひ先生、あれを実現の方向に持っていっていただければと思うんですが……。

○**有馬**　これはもうぜひ、ひっきりなしに訴えてまいります。

○**佐藤**　では、最後になりますけれども、今後国大協あるいは国立大学はどう行くべきかという問題ですが、すでにうかがった中にも入っておりますけれども、補足してくだされればと思います。

○**有馬**　よく皆さんご存じだと思いますが、私自身は橋本行革のときに国立大学の独立行政法人化に反対をいたしました。大臣になってからも最初非常に抵抗しておりましたけれども、日本の国立大学とアメリカの州立あるいはドイツの州立、フランス、イギリスの国立大学と比べたときに、日本の方が法人格を持ってないために規制が厳しいということを認識したわけです。その間、調べてみますと、同じ国立大学、同じ州立大学でも、これら先進国では法人格を持っているところがかなりあるということがはっきりしてきました。

もう一つは、公務員型であるということが確立してきたことによって、私は少なくとも一時的に公務員型で運営してみるということができるならば、今までと本質的には身分の上でも差がないだろうと考えました。そうだとすれば、法人格が与えられれば大学の自由度は明らかにふえると思うんですね。

例えば、優秀な教員や研究者を集めるだけでなく、学長が自分の片腕の局長だとか庶務部長とかを探し出してくることもできるわけです。現在では事務局の人は文部省の都合に従わざるを得ず、だれそれを呼びたいといったって呼べないんですよ。法人格を得たら、そのかわり責任を持って自分が選ばなければならない。

○**佐藤**　ただ、法人格を与えられた場合に、事務員の問題ってやはり大きいんですね。例えば、ある大学は給料がずっと上で、ある大学は低いと、高いところからもうだれも動かなくなりますよ。

○**有馬**　ですから、これでやはり連合をつ

くっていかなければならないだろうと思います。関東連合とかね、せめて関東領域ぐらいは連合を組んで、宇都宮に行け、どこに行けとやらないとね、一大学だけでは人事が固定してしまいますね。国立大学と限りませんけれども、大学をよくするには、やはりまず財政力を高めなければいけないと思ってます。しかし、大学をよくするためには、結局はね、いい研究、いい教育をしてくださることです。政治家は口を開けば大学は役に立たないと批判するし、産業界の人まで大学は役に立たないと言っている状況を変えなければいけません。

○**佐藤**　その通りであると思います。

○**有馬**　久しぶりにアカデミックな雰囲気になりました。ありがとうございました。

○**佐藤**　お忙しい中、本当にありがとうございました。

Ⅳ　年　　表

■年表凡例■

本年表の作成にあたり、「国大協の動き」については『会報』を中心にまとめ、「一般事項」については『学制百年史』（文部省）、『学制百二十年史』（同）、『近代日本総合年表』（岩波書店）などを参考にした。なお、「国大協の動き」中、総会記事は協議、議題を中心に構成した。

ただし、時期により『会報』の記載方法が変化しているため、すべて統一できているわけではないことをお断りしておく。

昭和21年～24年一般事項			
昭和21年11月３日	日本国憲法公布（22年５月３日施行）		
昭和22年３月31日	教育基本法、学校教育法公布（４月１日施行）		
昭和23年３月25日	文部省、公私立大学12校の設置を認可（初の新制大学）		
昭和24年１月12日	教育公務員特例法公布（９月１日施行）		
昭和24年５月31日	国立学校設置法公布、新制国立大学69校設置		
月　日	**国大協の動き**	**月　日**	**一　般　事　項**
昭和25年（1950）			
		１月20日	大日本育英会、「教員志望学生・生徒の特別奨学金貸与制度」を発表
		４月19日	文部省、「学校教育法」改正により、「大学名誉教授に関する規程」を制定
		５月２日	大学設置委員会、「新制大学の４大学院（修士課程）」を決定、答申
		６月19日	文部省、「学生の政治集会、デモ参加禁止」を通達
		６月25日	朝鮮戦争はじまる
７月13日	設立総会 国立大学協会会則案を可決 会則に基づき理事及び監事の選挙が行われ、会長に南原繁東京大学長が就任（こののち文部省主催の学長会議が続行された） （同日）午後19時～20時　第１回理事会 ・事務局を東京大学大講堂（安田講堂）へ置くことを可決 ・昭和25年度予算案を可決 ・会報の発行をすること、世界大学協会（巴里）、日本私立大学協会とも提携すること、その他パリのユネスコとの連繋を考慮すること、などの発言があり、採択 ・特別委員会（第１～第４）設置		
		７月25日	文部省、「学内集団行動及び示威運動について」を通達
		８月９日	大学設置委員会を大学設置審議会に改組
		８月30日	全学連、緊急中央執行委員会開催、レッドパージ反対闘争宣言（９月～10月にかけて法政大学・東京大学教養学部・東京外国語大学・大阪市立大学などで試験ボイコット）
11月27日	第２回総会開催 ・都道府県市長及び議長に対する財政		

月　日	国大協の動き	月　日	一 般 事 項
	援助の要望（報告） ・ユネスコ主催の大学総会への出席者（報告） ・学生の指導等について（報告） ・レッドパージについて（報告） ・四常置委員会の設置 ・教職員の待遇改善について ・新旧大学卒業生の初任給格差撤廃について ・厚生補導その他に関する協会について ・大学の予算について ・協会の事務局組織について ・ユネスコ運動について ・四常置委員会の決定事項の承認		
昭和26年（1951）			
2月14日	「学士号の種別について」大学設置審議会へ答申		
2月22日	白線浪人の「新制大学への編入学について」各国立大学へ通知		
		3月31日	文部省、大学学部附属学校設置基準を国立大学に通達
		4月	文部省、科学研究奨励交付金と人文科学助成金を統合、科学研究助成補助金制度新設
6月19日 ～20日	第3回総会開催 ・新制大学における学科課程その他の調査研究（報告） ・厚生補導について（報告） ・大学の自治と責任について ・学生の厚生補導指導について ・修得単位について ・大学の一般教養における部長の扱いについて ・新制大学の入試科目とその内容程度について ・大学教育に関する予算について	6月18日	大学設置審議会、大学の整備統合方針等を国立大学長会議に報告、発表
		6月22日	「大学入学資格検定規程」制定
7月11日	「新制大学への財政援助について」各都道府県市の知事・市長等へ再度要望		
11月17日	「学生の健康保険組合の設立について（草案）」を作成	8月28日	フルブライト法に基づく「日米教育交換計画に関する覚書」交換（昭和27年7月第1回留学生出発）
		9月8日	「日米安全保障条約」調印

月　日	国大協の動き	月　日	一　般　事　項
11月22日 ～23日	第4回総会開催 ・政令改正諮問委員会学制改革案について ・行政整理について ・高等学校側における履修学科目及び単位に対する要望 ・学生の健康保険について ・大学財政について	11月12日	京都大学事件（同学会学生が天皇宛て「再軍備問題に関する公開質問状」を提出、学長が受理を拒否）（11月15日同学会解散）
		11月16日	政令改正諮問委員会（内閣総理大臣の私的諮問機関）教育制度改革の答申案を決定
11月23日	大学制度改革案・行政整理について文部大臣へ要望		
12月18日	会長に矢内原忠雄東京大学長が就任		
昭和27年（1952）			
		1月29日	全学連、大学の授業料値上げ等反対のため国会に請願運動
2月7日	「高等学校における履修科目選択に関する参考資料」を文部省へ提出	2月20日	東京大学ポポロ事件（学内劇団ポポロの公演会場に潜入した警察官を摘発・警察手帳押収）
2月23日	「授業料値上げについて」文部省へ申し入れ		
		4月1日	文部省、新制大学院（修士課程）の新設5校を認可発表
		4月28日	「日米安全保障条約」発効
		4月30日	東京大学、構内の全学連事務局を封鎖、学生と対立
5月27日 ～28日	第5回総会開催 ・大学管理規程試案及び学長の任期 ・電気瓦斯等料金地方税免税 ・フルブライト法の概要	5月1日	メーデー事件（第23回メーデー、使用不許可の皇居前広場でデモ隊と警官隊が乱闘、2人射殺・1,230人検挙）
		5月23日	文部省、「国立新制大学院設置試案」を発表
		6月	全国の大学で破壊活動防止法反対声明、反対デモ
6月18日	大学管理法の早期制定・学生の健康管理施設の整備拡充の促進・厚生補導に関する常設的教育機関の学内設置・国立大学の財政確立及び改善について文部大臣へ要望	6月6日	文部省、中央教育審議会設置（教育刷新審議会廃止）
		6月11日	文部省、「新規学校卒業者の採用選考並びに使用開始の時期について」通達
		7月21日	「破壊活動防止法」公布
		8月4日	文部省、「学生運動白書」を発表
		9月3日	文部省、「全国国立大学学生部長会」を初開催
		10月16日	日本経営者団体連盟（日経連）、「新教育制度の再検討に関する要望」を

月　日	国大協の動き	月　日	一 般 事 項
			発表
		10月17日	日教組、「日本文教政策大綱」を発表
11月21日	第6回総会開催	11月8日	文部省、大学設置審議会答申に基づき大学院修了者の称号「修士」18種類を決定
～22日	・各常置委員会の協議状況報告		
11月26日	会長・第6常置委員長等が、「大学の財政諸問題について」大蔵省関係官と懇談		
12月5日	教官の資格審査・新制大学の教職員定数の早期改定・増員・進学適性検査・学生の厚生補導・育英奨学制度について、文部大臣へ要望		
昭和28年（1953）			
2月14日	役員会、大学管理法案（文部省案）について審議		
		3月	全国で旧制大学最後、新制大学初の卒業式挙行
		3月3日	文部省、「大学入学者選抜実施要項」を通達
		3月31日	文部省、国立大学12校ほか新制大学院の設置を決定
4月20日	「進学適性検査について（調査研究資料）」を各大学へ送付	4月1日	文部省、「学位規則」を公布（修士号18種類など規定）
		4月22日	文部省、「国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則」を制定（評議会を学長の諮問機関と規定）
6月10日	第7回総会開催	6月18日	自治庁、学生の選挙権は原則として郷里に置く旨地方選挙管理委員会へ通達し問題化
～11日	・各常置委員会の協議状況報告		
6月12日	大学卒業予定者に対する就職試験期日に関し、企業側と申し合わせ		
6月13日	「大学教官の待遇改善について」文部大臣及び人事院総裁へ要望		
		8月23日	「日本育英会法」公布
9月11日	「公職選挙に関し、寮・寄宿舎等居住学生生徒の住所認定について」文部大臣及び自治庁長官へ要望		
9月28日	「大学入学者選抜方法に関する実施案（第2常置委員会）」を採択し、各大学へ通知		
		10月28日	学生の選挙権を守る全国学生大会開催
		10月31日	「学校教育法施行令」公布

月　日	国大協の動き	月　日	一　般　事　項
11月13日 ～14日	第8回総会開催 ・各常置委員会の協議状況報告 ・大学における学問の自由について		
11月24日	会長、第6常置委員長ほか大蔵省事務次官、主計局長等と懇談し、大学予算に配慮を要望		
11月30日	進学適性検査・学生の厚生補導強化について文部大臣へ要望書提出		
12月23日	「行政整理について」文部大臣及び行政管理庁長官へ陳情	12月25日	文部省、「教育白書」を発表
昭和29年（1954）			
		1月18日	文部省、昭和29年度限りで進学適性検査を廃止 中央教育審議会、「教育の政治的中立性維持について」答申
		2月4日	文部省、「昭和30年度大学入学者選抜学力検査の教科及び実施方法」を発表、大学側の希望表示制を採用
		2月8日	中央教育審議会、「医学及び歯学の教育について」答申
		3月31日	「国立学校設置法施行令」公布
		4月1日	文部省、「国費外国人留学生制度」実施
6月10日 ～11日	第9回総会開催 ・各常置委員会の協議状況報告 ・役員会について（行政整理、国立大学定員法改正、教育二法、大学管理法）	6月1日	東京地裁、「東京大学ポポロ事件」被告に無罪判決、警官の学内調査は違法と結論
		6月3日	京都大学同学会学生、創立記念祭計画をめぐり大学当局と対立、総長負傷（6月5日、同学会を解散）
6月15日	国立大学の整備充実に関する審議会の設置・学生健康保険・大学教官の待遇改善について人事院総裁へ要望		
		10月14日	中央教育審議会、「高等学校教育課程の改訂について」答申
		10月20日	最高裁、「学生の選挙法上の住居が郷里ではなく修学地にある」旨判決（10月21日自治省、昭和28年6月18日の通達を撤回）
11月19日 ～20日	第10回総会開催 ・中央教育審議会について（大学設置審議会委員の推薦） ・各常置委員会の協議状況報告 ・協議（①年末手当支給、②停年制、③医学進学課程、④教官の待遇改善、	11月15日	中央教育審議会、「大学入学者選考とこれに関連する事項について」を答申

月　日	国大協の動き	月　日	一 般 事 項
	⑤文理学部の問題、⑥学生の補導、⑦現職教育、⑧昭和30年度の予算、⑨学長の待遇、⑩学生運動・図書館の改善、⑪学生の健康問題、など）		
昭和30年（1955）			
1月31日	会長・第6常置委員、大学財政の諸問題について大蔵省と懇談		
6月9日 ～10日	第11回総会開催 ・教官の給与について ・各常置委員会の協議状況報告 ・要望書（①厚生補導の問題、②大学財政に関する問題）	6月3日	京都大学事件（学生が学内で総長を監禁暴行、警官隊出動）
6月23日	「学生の厚生補導・大学財政の確立」について文部大臣へ要望		
7月28日	役員会、学生健康保険に関する立法措置要綱（文部省案）を検討	7月30日	学徒厚生審議会、「学生の健康保険制度について」を建議
9月13日	「学生健康保険に関する立法措置要綱案に関する国大協意見」採択	9月15日	大学設置審議会、「大学設置基準の改訂案」を決定
		10月25日	日本学術会議、日本学士院の分離独立を決議
12月18日 ～19日	第12回総会開催 ・第2回国際大学協会総会について（①目的、②旅程及び報告） ・各常置委員会の協議状況報告		
12月21日	「教育の中立性及び自主性の保持並びに予算について」文部大臣へ要望 原子力関係三法案（原子力基本法、原子力委員会設置法、総理府設置法改正案―原子力局の設置）に関連し「大学における研究の自由を確保する趣旨に基づき、大学を原子力委員会及び原子力法の適用範囲から除外すること」を、衆議院科学技術特別委員会委員長・文部大臣・総理大臣・各主管国務大臣及び参議院内閣委員会委員長へ申し入れ	12月19日	「原子力基本法」公布（31年1月1日施行）
昭和31年（1956）			
		3月24日	「日本学士院法」公布
5月21日 ～22日	第13回総会開催 ・各常置委員会の協議状況報告 ・最近における学生運動の動向について ・新教育委員会法案について	5月8日	東京高裁、「東京大学ポポロ事件」原判決（昭和29年6月1日東京地裁）支持

月　日	国大協の動き	月　日	一　般　事　項
5月29日	在外研究員制度の充実・文教施設整備費の増額及び教官研究費の増額について文部大臣及び衆議院文教委員長へ要望		
		7月9日	中央教育審議会、「教育・学術・文化に関する国際交流の促進について」答申
		10月22日	「大学設置基準」（文部省令）制定
12月3日	役員会、国立大学の財政・学生健康保険・文理学部について審議 一般教育担当教官の不足解消・研究所の規模及び共同利用研究所の運営方法・一貫教育の在り方・在外研究員の増員等について審議 大学財政について大蔵省当局と懇談	12月10日	中央教育審議会、「短期大学制度の改善について」答申
昭和32年（1957）			
		4月1日	文部省、理工系学生8,000人増募計画の実施（昭和35年度まで）に着手
6月14日 ～15日	第14回総会開催 ・各常置委員会の協議状況報告 ・科学技術教育振興に関する連絡会の設置 ・文理学部の問題について ・科学技術教育振興対策並びに教員養成制度の審議 ・厚生補導部の職員の問題について ・文教施設費の内容について ・国費外国人留学生の受入れについて ・その他（旧制大学を母体にする大学と戦後新設の大学間の処遇）	6月21日	「日米新時代」に関する日米共同声明
7月15日	教職員定員増加と待遇改善・教育、研究施設の充実と整備・教育費・研究費等の増額・学生部の強化と職員の待遇改善・学生の健康保険について文部大臣、中央教育審議会会長、衆参両院文教委員長、人事院総裁へ要望		
7月18日	「科学技術振興についての意見書」「教員養成における科学技術教育の刷新振興についての意見書」を文部大臣、衆参両院文教委員長、日経連、経団連へ提出		
11月14日 ～15日	第15回総会開催 ・各常置委員会の協議状況報告	11月11日	中央教育審議会、「科学技術教育の振興方策について」答申

月　日	国大協の動き	月　日	一 般 事 項
11月29日	大学諸経費の増額について総理大臣、文部・大蔵各大臣、衆参両院議長及び文教委員長、自民党政調会長、社会党政策審議会へ要望 「国立大学入学試験の時期について」文部省へ要望 「大学教官の併任及び兼業について」文部大臣へ要望		
昭和33年（1958）			
1月16日	会長に茅誠司東京大学長が就任		
		5月30日	学徒厚生審議会、「大学における学生の厚生補導に関する組織及びその運営の改善策」「大学における学生の健康管理の改善策」について、答申
6月13日 ～14日	第16回総会開催 ・各常置委員会の協議状況報告 ・国際大学協会理事会について		
7月16日	施設設備の充実・研究費の大幅増額・教員の待遇改善について総理大臣、文部・大蔵各大臣、衆参両院文教委員長へ要望	7月28日	中央教育審議会、「教員養成制度の改善方策」答申
		9月18日	政府、「専科大学法案」を決定（昭和34年3月国会で審議未了、廃案）
11月14日 ～15日	第17回総会開催 ・各常置委員会の協議状況報告 ・学生運動に関する申合せ		
12月2日	施設設備の拡充整備・研究費の大幅増額・教員の待遇改善について総理大臣、文部・大蔵各大臣、衆参両院文教委員長、自民党文教部会長、人事院総裁へ要望		
昭和34年（1959）			
		3月2日	中央教育審議会、「育英奨学及び援護に関する事業の振興方策について」答申
		3月28日	社会党及び総評等、日米安保条約改定阻止国民会議を結成
4月18日	役員会、オブザーバーとして琉球大学長を今後の国大協総会へ招待することを決定	4月15日	安保改定阻止国民会議、第一次統一行動
6月5日	第18回総会開催		

月　日	国大協の動き	月　日	一　般　事　項
	・各常置委員会の協議状況報告 ・大学の基本的問題についての自由討議		
		7月30日	日教組、総評、学生自治会等、「文部省教育課程講習会（東京学芸大学）」に対し阻止行動
9月19日	役員会、教養部の官制化・厚生補導専門職員研修センターの開設中止・授業料値上げ等について審議		
11月13日 ～14日	第19回総会開催 ・懸案事項について（①昭和35年度の予算、②災害（台風）、③厚生補導専門職員センターの開設中止、ほか） ・大学の基本問題について		
11月19日	「高等学校教育課程について改訂に対する希望」を文部大臣へ提出	11月27日	安保改定反対デモ隊、国会構内に乱入
昭和35年（1960）			
		1月16日	新安保条約全権団米国へ出発（全学連主流派学生、渡米阻止のため羽田空港に座り込み、警官隊と衝突） 文部省、羽田事件参加学生等の処分、学園からの排除を各大学長へ通達
		1月19日	日米新安保条約調印
		3月31日	「国立学校設置法」改正（国立短大3校開設、国立学校における授業料その他の費用の免除及び猶予を規定）
		4月15日	「国立学校における授業料その他の費用の免除及び猶予に関する政令」公布
6月17日	第20回総会開催 ・大学教育の改善について ・一般教育に関する特別委員会について ・学生問題に関する声明について ・災害科学調査研究について ・声明書について	6月15日 6月18日	安保改定阻止国民会議統一行動、全学連、国会構内で警官隊と衝突 文部省、国立大学長会議で大学教官の責任と学園の秩序確立について要望
7月14日	国立大学教官の待遇改善について人事院総裁へ要望		
		9月19日	日本経営者団体連盟、「大学教官の待遇改善について」文部・大蔵各省へ要望

月　日	国大協の動き	月　日	一 般 事 項
11月25日 ～26日 12月 9 日	第21回総会開催 ・国立大学の施設の問題について ・一般問題の自由討議（①科学研究費の配分、②高等学校急増の対策、③国立大学間の差別待遇撤廃） ・国際大学協会総会開催について 「文教施設整備について」総理大臣、文部・大蔵各大臣、衆議院文教委員長、自民党政調会長へ要望	11月 8 日	文部省、「国立大学施設の現状と対策」を発表
昭和36年（1961）			
		3 月11日	科学技術庁長官、「科学技術者の養成に関する勧告」（昭和36年 7 月文部省、私立大学の学科増設・定員変更を認可制から届出制に）
4 月21日	役員会、「理工系学生増募に関する科学技術庁長官の勧告」について審議 事務局長に鶴田酒造雄東京大学事務局長が就任	4 月 1 日	「国立学校における授業料その他の費用に関する省令」公布 文部省、昭和36年度から科学技術系学生16,000人増募計画の実施（昭和45年度まで）に着手
5 月 4 日	「大学の目的、性格について（中間報告）」作成		
		5 月13日	「政治的暴力行為防止法案（自民党、民社党共同提案）」国会提出
		5 月23日	大学基準協会、「大学制度改革案」を文部大臣へ提出
6 月23日	第22回総会開催 ・各常置委員会所管事項の報告		
7 月13日	大学教官の待遇改善・教官研究費の増額・国立大学施設整備緊急 5 カ年計画の完全実施・人文、社会科学の振興について文部・大蔵各大臣及び人事院総裁へ要望 会長・事務局長、同件につき、日本経営者団体連盟代表理事及び経団連会長と懇談・要望		
		8 月25日	日本経営者団体連盟、経済団体連合会、「技術教育の画期的振興策の確立推進に関する要望」を政府、国会へ提出
9 月 8 日	第 6 常置委員長等、同件につき、自民党政調会長と懇談・要望	9 月 1 日	文部省、「科学技術系学生増募計画」16,000人を20,000人に改定し、目標年度を昭和39年度に繰り上げ
9 月14日	会長等、同件につき、自民党政調会長		

月　日	国大協の動き	月　日	一　般　事　項
	へ懇談・要望		
11月16日	会長・第6常置委員長等、国立文教施設整備費増額に関し、自民党文教調査会長、同副会長、文教部長、同副部長と懇談		
11月17日 ～18日	第23回総会開催 ・給与法改正の趣旨（説明） ・国立文教施設整備（説明）		
11月29日	昭和37年度国立文教施設整備費の増額・教官研究費の増額・大学教官の待遇改善・教官のための公務員宿舎増設について文部・大蔵各大臣、人事院総裁へ要望		旧制博士制度打ち切り（累計8万9,856人、うち医学6万9,672人）
昭和37年（1962）			
		2月21日	文部省、「養護教員養成課程設置要綱（国立大学5校）」を関係機関へ送付
		3月31日	「学位規則」改正（新制大学の論文博士の学位審査方法の改善）
		5月18日	日本学術会議、「科学研究基本法の必要性」を政府に勧告
6月22日	第24回総会開催 ・昭和37年度以降の大学卒業予定者の就職に関する申合せ ・各常置委員会所管事項の報告 ・大学の管理運営の問題について（自由討議）	6月23日	文部省、全国国立大学長会議で大学管理制度問題について所信を述べ、学長の理解を要望
		6月28日	技術教育審議会、「大学における農業大学の教育の改善について」答申
		7月16日	大学基準協会、「国立大学の管理・運営に関する意見書」を国大協、文部省、中央教育審議会へ提出
		7月25日	学徒厚生審議会、「大学における学寮の管理・運営の改善とその整備目標について」答申
9月14日 ～15日	第25回総会開催 ・大学の運営に関する中間報告（案）について		
		10月27日	経済審議会総会、「人的能力制作の基本方向」を決定
11月2日	大学の管理運営に関する中教審答申について、文部大臣へ3カ条の申し入れ提出		
11月14日	大学運営協議会（仮称）設立準備委員会において、同協議会の問題点及び審		

月　日	国大協の動き	月　日	一 般 事 項
	議日程について総会提出原案作成		
11月15日 ～16日	第26回総会開催 ・国立大学協会「大学の管理運営に関する中間報告」の送付について ・大学運営協議会（仮称）準備委員会に関する報告および同委員会の作成に係る大学運営協議会（仮称）の問題点の協議 ・災害科学の総合的研究（中間報告） ・新制大学と旧制大学との格差の件についての要望 ・国立大学協会総会の公開可否について		
昭和38年（1963）			
		1月16日	財団法人能力開発研究所設立（理事長、森戸辰男）
1月17日	大学の管理運営問題に関する会長談話並びに運営協議会骨子発表	1月24日	「国立大学運営法案」国会提案取り止めを閣議決定
1月26日	第27回総会開催 ・国立大学協会会則中一部改正案および大学運営協議会規程案について ・大学運営協議会規程の施行に伴い会長談話発表	1月28日	中央教育審議会、「大学教育の改善について（大学の目的・性格、設置・組織編成、管理運営、入学試験、学生の厚生補導、財政）」答申
2月28日	第28回総会開催 ・国立教育会館建設協力財団に対する募金について ・昭和39年度大学卒業予定者の就職推せん時期に関する大学側と業界側との協定について ・大学運営協議会規程案 ・組織整備特別委員会の設置 ・大学の性格に関する特別委員会設置の提案 ・認証官問題について		
		3月31日	「国立大学の大学院に置く研究科の名称及び課程を定める政令」公布 「国立学校設置法」改正（一般教養に関する教育を一括して行う教養部設置）
4月19日	第1回大学運営協議会開催 「大学運営協議会実施細則」起草小委員会設置	4月1日	国立学校授業料値上げ（9千円→1万2千円）
		5月22日	最高裁、「東京大学ポポロ事件」高

月　日	国大協の動き	月　日	一　般　事　項
			裁への差し戻し判決
6月20日 ～21日	第29回総会開催 ・一般教育に関する要望の取り扱いについて ・大学運営協議会に関する報告 ・能力開発研究所について ・一般教育に関する特別委員会の設置 ・災害科学の長期研究計画にいて（中間報告）		
7月19日	会長・副会長等、大学保健管理の制度化について文部大臣へ要望		
9月14日	大学の当面する重要諸問題、特に認証官問題について文部大臣と懇談		
9月27日	大学運営協議会、「大学運営協議会実施細則」制定を承認		
		10月10日	文部省、大学の理工系部門の教育方法の根本的解決のため「大学教育方法の改善に関する会議」を設置
11月7日 ～8日	第30回総会開催 ・講座・学科目等に関する省令制定について ・その他（①要望書の取り扱い、ベビーブーム対策、②新設大学拡充特別委員会、ほか）		
		11月16日	大学進学希望者に最初の学力・適性検査実施（能研第1回テスト）
12月18日	会長に大河内一男東京大学長が就任		
12月23日	第6常置委員会内に特別会計制度小委員会を設置		
昭和39年（1964）			
1月23日	第31回総会開催 ・要望書の提出について ・大学卒業予定者の就職に関する推薦選考開始時期について ・国立学校特別会計制度について	1月25日	インターン制度改革要求で全日本医学生連合が中央集会開催
		2月18日	文部省、「学寮における経費の負担区分について」通達
		2月25日	文部省、「国立大学の学科・課程並びに講座・学科目に関する省令」公布
		2月27日	国立学校特別会計制度実施に当たり、文部事務次官と大蔵省主計局長が覚書を締結
4月25日	役員会、学生急増対策特別委員会設置を承認 第6常置委員会内に給与制度改善小委	4月1日 4月3日	欠員不補充措置開始 「国立学校特別会計法」公布

月　日	国大協の動き	月　日	一 般 事 項
	員会設置を承認		
6月5日	会長が国立学校特別会計制度協議会設置について文部事務次官と申し合わせ	6月19日	短期大学を恒久的制度とする「学校教育法」改正
6月17日 ～18日	第32回総会開催 ・特別会計制度協議会構成員について ・学生急増に関する要望書について ・組織整備方針（案）について		
7月11日	会長・副会長・第1常置委員長等、「技術行政に関する報告書に対する意見書」を臨時行政調査会へ提出		
7月16日	会長・副会長・第1常置委員長等が「科学技術行政に関する報告書に対する意見書」を文部大臣へ提出		
7月28日	科学技術行政に関する問題について文部大臣と懇談		
		8月31日	文部省、「大学拡充計画」を決定
9月21日	第1回国立学校特別会計制度協議会開催、同制度の改善及び運営上の問題点について協議	9月29日	臨時行政調査会、「科学技術行政の改革に関する意見」答申
9月25日	「会則改正案」及び「運営協議会規程改正案」作成（組織整備特別委員会） 役員会、科学技術行政特別委員会設置を承認 国大協会館建設を承認		
9月30日	「教員養成のための教育課程の基準案に対する意見」を教職員養成協議会会長へ回答		
10月20日	保健センターの設置について文部・大蔵両省へ要望	10月10日	第18回国際オリンピック東京大会開催
11月4日	国家公務員の欠員不補充に関し、内閣官房長官、科学技術庁長官、文部・大蔵各大臣へ配慮方要望		
11月6日	「科学技術行政の改革に関する意見（臨時行政調査会答申）」に対し、国大協の意見を徴すように文部大臣、行政管理庁長官、科学技術庁長官、総理府総務長官等に要望		
11月20日	国立大学の施設整備について国会ほか関係方面へ要望		
11月26日 ～27日	第33回総会開催 ・各常置委員会及び特別委員会報告 教官等積算校費の増額・国立学校施設整備費の増額・学生等積算校費の増額・大学院の新設について文部・大蔵各		

月　日	国大協の動き	月　日	一　般　事　項
	大臣へ要望 「大学院及び大学の奨学制度の拡大について」文部・大蔵各大臣、日本育英会会長へ要望 「学生定員及び教官定員の増減について」の要望を文部大臣へ提出し考慮方要望 科学技術行政の改革に関し、会長談話発表		
昭和40年（1965）			
2月15日	「科学技術行政の改革に関する意見に対する意見書」を総理大臣、文部大臣、科学技術庁長官、行政管理庁長官、衆参両院文教委員長、科学技術振興特別委員長、自民党、科学技術会議委員、日本学術会議会長等関係者へ送付	2月1日	日本経営者団体連盟教育特別委員会、「後期中等教育に対する要望書」を中央教育審議会へ提出
		3月31日	大学基準等研究協議会、「大学設置基準改善要綱」を答申
4月1日	新会則施行	4月22日	大学設置審議会設置（昭和25年8月9日設置の大学設置審議会を改組）
4月17日	第2常置委員長等、能力検定テストについて高等学校側の意見聴取		
6月24日 ～25日	第34回総会開催 ・規則集の発行について ・要望書等について（①要望書（大学健康管理の改善整備、国立大学教官等の給与改善）②申し合わせ（能研テスト、学生の就職斡旋の時期厳守）） ・要望書について（①大学入学志願者急増対策、②教員養成大学・学部の整備充実と大学院設置） 「教員養成大学・学部の充実と大学院の設置について」文部・大蔵各大臣へ要望		
6月26日	「国立大学教官の給与改善について」文部・大蔵各大臣、人事院総裁へ要望		
6月30日	大学入学志願者急増対策・大学健康管理の改善整備について文部・大蔵各大臣へ要望		
		7月17日	東北大学、農学部移転問題による負傷事件で学内捜査に伴いストライキ
		8月31日	国際大学協会第4回総会を東京で開

月　日	国大協の動き	月　日	一 般 事 項
			催
9月25日	第12回大学運営協議会に「大学の管理運営に関する意見書（小委員会）案」提出	9月17日	科学技術基本法案（未定稿第一次案）発表
10月25日	常務理事会にて「常置委員会審議担当事項」を決定、理事会への監事の出席を承認	10月5日	東北大学スト、学長辞任により終息
10月27日	昭和41年度国立大学の予算に関し、文部・大蔵各大臣に要望		
11月5日	学生急増対策について、再度文部・大蔵各大臣へ要望	11月1日	東京大学、全学生に「大学の自治と学生の自治」（いわゆる東大パンフ）配布
11月20日	「創立15周年記念会報」発行		
11月24日	専任事務局長設置決定（理事会）	11月9日	科学技術会議第1部会、「科学技術基本法案要綱」取りまとめ
11月25日	第35回総会開催		
～26日	・Ⅰ、Ⅱ期校に対するアンケート ・学生運動の申し合わせ ・事務系職員の欠員不補充に対する申し入れ ・新設大学拡充特別委員会提案の意見書の提出 ・協会創立15周年記念式典について		
11月27日	国大協会館竣工式挙行 同15周年記念式典及び祝賀会挙行 記念式に続き各大学長が出席し緊急協議会開催、科学技術基本法案に対する国大協の態度及び意見につき審議		
11月30日	「科学技術振興基本法案（未定稿）に対する意見書」を文部大臣、科学技術会議議長へ提出		
12月7日	「欠員不補充の対象除外についての要望」を内閣官房長官、文部大臣、行政管理庁長官、人事院総裁へ提出		
12月20日	新事務所へ移転		
昭和41年（1966）			
1月1日	事務局長（専任）に鶴田酒造雄前東京大学事務局長が就任	1月18日	文部省、4国立大学に保健管理センター設置計画を発表
1月25日	「科学技術基本法案要綱に関する意見書」を総理大臣、文部大臣、科学技術庁長官、科学技術会議議長、行政管理庁長官へ提出		
2月4日	第36回総会開催	2月15日	「科学技術基本法案」（第四次案）発表
～5日	・「大学設置基準の改善等について」に対する意見書について		

月　日	国大協の動き	月　日	一　般　事　項
	・大学の管理運営に関する意見（案）について ・Ⅰ、Ⅱ期校に関するアンケートについて ・科学技術基本法案要綱に対する意見書について ・基礎教育科目の単位についての申し合わせ		
2月21日	「科学技術基本法案（第四次試案）等に対する意見」を文部省、科学技術庁へ提出		
3月16日	会長・副会長・科学技術特別委員長等、科学技術基本法案ほか当面する大学問題について文教関係国会議員と懇談	3月30日	大学設置審議会、「短期大学設置基準について」答申
4月14日	理事会、学生問題特別委員会設置		
5月19日	科学技術基本法案・留学生問題について文教関係国会議員と懇談	5月10日	政府、科学技術基本法案と科学技術会議設置法改正案の国会上程を断念
5月25日	「国立大学教官等の待遇改善について」文部・大蔵各大臣、人事院総裁へ要望	5月18日	文部省、「昭和42年度大学入試実施要項（推薦制及び能研テスト）」を発表
6月16日	学生急募対策・教官給与改善等について文部・大蔵各大臣、人事院総裁へ要望	6月14日	ILO87号条約発効
6月22日 ～23日	第37回総会開催 ・大学設置基準の改善等（報告） ・科学技術基本法要綱に対する意見（報告） ・国立大学教官等の待遇改善（報告） ・大学の管理運営に関する意見（案）について		
8月27日	欠員不補充について内閣官房長官、文部・大蔵各大臣、行政管理庁長官へ要望	8月31日	科学技術会議、「科学技術振興の総合的基本方策に関する意見」を総理大臣へ提出
8月30日	大学保健管理の改善整備について文部・大蔵各大臣へ要望		
9月22日	ILO87号条約承認に伴う管理職員の範囲について学長懇談会開催、同問題解決のため地区別懇談会開催を決定 昭和42年度予算・科学技術基本法案について文部・大蔵各大臣へ要望		
10月21日	教育系大学・学部の整備充実及び学生定員について文部・大蔵各大臣へ要望	10月21日	日教組、人事院勧告完全実施を求めて半日休暇スト
		10月31日	中央教育審議会、「後期中等教育の拡充整備について」答申、別記とし

月　日	国大協の動き	月　日	一 般 事 項
			て「期待される人間像」を含む
11月14日	会長・科学技術行政特別委員会委員、科学技術基本法（仮称）に関し文部大臣へ要望		
11月28日	理事会、「人事院規則17—0国立大学の管理職の範囲等についての意見」を承認		
11月29日 ～30日	第38回総会開催 ・学生問題に関する所見について ・ユニバーシアード東京大会について ・第1常置委員会報告（大学院設置基準） ・新設大学拡充特別委員会委員長の決定 ・国立大学の管理職員等について ・第2常置委員会報告（①能研テスト、②一、二期校問題、③国立大学の入試期日）		
昭和42年（1967）			
1月11日	会長等、大学の当面する諸問題について文部大臣と懇談		
2月3日	会長・科学技術行政特別委員長等、科学技術基本法問題等について科学技術会議運営委員会委員と懇談		
2月22日	学生増募に関し、大蔵事務次官、同主計局長に面談し申し入れ		
3月15日	理事会、ユニバーシアード東京大会に対する国大協の協力を承認		
3月16日	役員、教養部・大学院教育の改善について文教関係国会議員と懇談		
4月21日	欠員不補充について内閣官房長官、文部・大蔵各大臣、行政管理庁長官へ善処方要望		
4月22日	理事会、各常置委員会の担当事項の改編を審議		
5月25日	国立大学教官の給与改善について文部・大蔵各大臣、人事院総裁へ要望	5月5日	朝日新聞、「物理学会に米軍資金が導入された」と報道、米軍資金問題が表面化
		5月30日	文部省、「昭和43年度大学入学者選抜実施要項について（能研テストを参考資料とすることが望ましい）」を通達
6月25日	理事会、学生急増対策特別委員会、大	6月1日	学術奨励審議会を改組し、学術審議

月　日	国大協の動き	月　日	一　般　事　項
	学設置基準特別委員会の廃止及び図書館特別委員会、医学教育に関する特別委員会、研究所特別委員会、教養課程に関する特別委員会の設置を決定		会を設置
		6月6日	文部省、「大学、短期大学の認可基準」を改正
		6月24日	京都大学教官有志、自衛官の大学院入学に反対声明（6月29日学生、全学スト、6月30日奥田学長、入学中止に努めると声明）
6月26日 ～27日	第39回総会開催 ・第1常置委員会提案の「大学院設置基準をめぐる所見」の取扱いについて ・国立大学協会への要望事項について ・国立大学に対する資金援助の受入について ・大学院設置基準をめぐる所見に対する会長談話 ・附属病院および医学教育特別委員会について ・図書館特別委員会について ・学長会議における各学長の発言について ・新設大学拡充特別委員会の存廃について		
8月19日	「大学保健管理の整備充実と制度確立に関する要望書」を文部・大蔵各大臣へ提出	8月7日	文部省、「国立学校における外部からの資金の受入れについて（奨学寄付金、受託研究費としての取扱いの徹底）」通知
9月1日	「学生問題に関する資料（学生問題特別委員会編纂）」作成、各国立大学へ頒布	9月4日	文部省、昭和43年度入学者選抜に推薦入学制を採用する大学・短大が108校と発表
9月19日	第2常置委員会、入試期日及びⅠ、Ⅱ期校問題について文部省及び同省入試改善委員会委員と懇談	9月19日	総理大臣、学園紛争の頻発に関連し大学管理の検討を文部大臣に指示
9月22日	「昭和43年度予算に関する要望書」を文部・大蔵各大臣へ提出		
9月27日	第18回大学運営協議会、同懇談会開催 自衛官の大学院入学ほか、当面の管理運営問題について懇談 理事会、事務局組織規程、職員服務規程、処務規程、会計規程、給与規程、旅費規程を承認		
10月28日	第一次羽田事件に関する問題について会長談話発表	10月8日	総理大臣アジア・オセアニア諸国訪問出発に際し、反日共系全学連の抗議デモ隊が羽田で警官隊と衝突（第

月　日	国大協の動き	月　日	一 般 事 項
			一次羽田事件）
11月７日	在京国立大学６学長、羽田事件に関する学生問題について日本私大連盟常務理事校の学長と懇談	11月12日	総理大臣米国訪問出発に際し、反日共系全学連の抗議デモ隊が羽田で警官隊と衝突（第二次羽田事件）
11月17日	第二次羽田事件に関連し、文部省主催の関係学長会議終了後、出席学長による懇談会を開催		
11月28日	昭和43年度予算、学生問題、科学技術基本法案要綱等について文教関係議員と懇談		
11月30日 〜 12月１日	第40回総会開催 ・学生問題についての「会長談話」発表（報告） ・科学技術基本法について（報告） ・各委員会委員長の報告と協議		
12月１日	第１回学長懇談会開催		
12月２日	医学教育に関する特別委員会、医師法の一部改正案の国会審議について文部・大蔵・厚生各大臣及び関係国会議員へ要望		
12月13日	昭和43年度予算査定段階において学生増募3,000人確保、大学院・教養課程の経費、教官学生交歓経費等、重点事項について大蔵省、文部省、自民党政調会長、文教調査会長、文教部会長へ再度要望		
昭和43年（1968）			
１月６日	会長、昭和43年度増募3,000人実現を自民党政調会長へ再度要望	１月12日	文部省、米原子力潜水艦エンタープライズ佐世保入港につき「一部学生の暴力的行為について」通知
１月10日	会長及び担当常置委員長、予算の重要事項について自民党文教部会へ要望	１月29日	東京大学、研修医問題でスト（東大紛争の発端）
１月18日	理事、当面の大学諸問題について文部大臣と懇談		
１月31日	科学技術特別委員長、科学技術基本法案要綱に対する意見について科学技術庁・文部省へ要望		
２月９日	理事会、「最近における学生運動に対する意見」を承認し、発表	２月12日	警視庁、大学の要請無しで構内立ち入り捜査ができる「学内出動基準」を通達
２月14日	第３常置委員長等、警官の学内出動に関する警視庁の方針について、警視庁警備部長へ内容及び経緯をただす		
２月20日	警官の学内出動に関する警視庁の方針について警視庁警備部長への問合せ結		

月　日	国大協の動き	月　日	一　般　事　項
	果を国立大学長へ通知 国公立大学団体懇談会、就職推薦開始時期について申し合わせ		
3月2日	科学技術特別委員長、科学技術基本法案について科学技術庁・文部省へ要望	3月28日	東京大学、卒業式中止
3月21日	関係理事、科学技術振興の諸問題（特に科学技術基本法案、産学連携）について科学技術会議議員と懇談		
		4月1日	第一次定員削減開始（削減数3,848人）
		4月15日	国税庁、日本大学の経理で20億円の使途不明を公表（日大紛争の発端）
		5月27日	日本大学全学共闘会議結成
6月25日 ～26日	第41回総会開催 ・十勝地震による被災大学への見舞いについて（報告） ・学長会議の議事について ・九州大学構内の米軍機墜落事故について	6月11日	日本大学、5,000人の学生が大衆団交を要求し決起集会開催
		6月15日	東京大学、処分問題で安田講堂が占拠される（6月17日機動隊により排除）
		6月20日	東京大学、9学部スト突入、全学部に紛争拡大（6月28日、東京大学全学共闘会議結成）
		6月26日	東京教育大学、文学部学生が筑波移転反対でスト
		6月30日	東京教育大学、学生が大学本部占拠、全学に紛争拡大
7月10日	「国費外国人留学生の教育に関する意見について」文部大臣へ提出	7月2日	東京大学、全共闘が安田講堂再占拠
7月16日	「大学保健管理の整備充実と保健管理センター制度の確立について」文部大臣へ要望		
7月24日	「国立大学教官等の定員削減措置について（再要望）」「国立大学附置研究所の教官について」文部省、行政管理庁等へ要望書を提出		
7月25日	科学技術の振興に関し受託研究等大学と産業界の関係について経済団体連合会、科学技術行政特別委員会小委員会等と懇談		
8月8日	理事会、入試特別委員会の設置を承認		
		9月6日	「大学教育の正常化方策について（就職開始時期申し合わせ等）」文部省斡旋により各国公私立大学団体、人事院、東京都、日本経営者団体連盟等懇談

月　日	国大協の動き	月　日	一　般　事　項
		9月30日	日本大学全学共闘会議系学生10,000人、会頭・理事らと大衆団交、使途不明金の公開・団交の再開等確約書に署名
10月1日	「昭和44年度予算に関する要望」を文部・大蔵各省へ提出	10月1日	政府、大学問題関係閣僚懇談会を設置
		10月3日	日本大学会頭、大衆団交の確約書破棄
		10月21日	国際反戦デー、反日共系全学連学生らの新宿駅の占拠、放火により騒乱罪適用
		10月22日	文部省、「学生の暴力行為に対する措置について（国際反戦統一行動における学生の暴力行動）」通知
		11月1日	大河内東京大学総長が紛争責任により辞任
		11月5日	総理大臣、私的諮問機関として大学問題懇談会を設置
		11月6日	文部省、国立大学学生部長会議を開催（6～7日）
11月21日	会長に奥田東京都大学長が就任	11月26日	「就職問題について」文部省斡旋により各国公私立大学団体、人事院、東京都、日本経営者団体連盟等懇談
12月3日	「大学及び大学院の奨学制度の充実について」文部・大蔵両省並びに日本育英会へ要望書提出	12月6日	文部省、大学問題委員会を設置
12月9日	大学問題について文教関係議員と懇談会	12月25日	東京大学法学部学生大会、スト解除案を可決
12月10日	第22回大学運営協議会開催、大学問題研究部会設置	12月29日	東京大学、入試中止決定 能研テスト昭和43年度限りで廃止し、能力開発研究所を解散
12月19日	第42回総会開催 ・大学の管理運営問題について（報告） ・大学問題について		
昭和44年（1969）			
		1月10日	東京大学、秩父宮ラグビー場（東京・青山）で7学部集会開催（学生7,000人参加、全共闘は阻止行動）、日本青年館で7学部学生代表団と非公開団交、学長代行が確認書に署名、各学部封鎖解除へ
		1月18日	東京大学、安田講堂封鎖解除のため

月　日	国大協の動き	月　日	一　般　事　項
			機動隊導入、翌日封鎖解除完了
2月13日	理事会・大学運営協議会合同会議、東京大学の確認書問題について審議	2月24日	日本経営者団体連盟、大学問題につき、「偏向教育が紛争に一因」と基本見解を発表
4月12日	「科学技術振興基本法（試案）に対する意見」を衆議院科学技術振興対策特別委員会委員長へ提出	4月21日	文部省、「大学内における正常な秩序の維持について」各国公私立大学へ通知
		4月30日	中央教育審議会、「当面する大学教育の課題に対応するための方策について」を答申
5月9日	理事会、「当面する大学教育の課題について対応するための方策について（中央教育審議会答申）の意見」を承認、文部大臣へ提出及び会長談話発表	5月13日	文部省、国立大学30、公私立13大学での授業放棄、学内施設占拠、封鎖等の実情をまとめた「大学紛争の現状」を発表
5月15日	「大学の運営に関する臨時措置法案」問題について会長及び副会長、文部大臣及び官房長と会談	5月24日	閣議、「大学の運営に関する臨時措置法案」を決定、国会へ提出
5月28日	「国立大学教官の待遇改善に関する要望書」総理府総務長官、人事院総裁、文部・大蔵各大臣へ提出		
6月4日	会長及び副会長、「大学の運営に関する臨時措置法案」に関し、総理大臣と会談、同法案反対を表明		
6月23日	理事会、大学運営協議会合同会議を開催、「大学の運営に関する臨時措置法案」について審議	6月30日	学生、「大学の運営に関する臨時措置法」反対で全国統一行動、75大学で授業放棄
6月24日～25日	第43回総会開催 ・当面する大学問題（大学の運営に関する臨時措置法案中の休校措置等の規程について）		
7月26日	理事会・大学運営協議会、合同会議を開催、「大学の運営に関する臨時措置法案」について文部事務次官と会談し慎重な取り扱いを要請	7月10日	加藤東京大学・奥田京都大学両学長、「大学の運営に関する臨時措置法案」に反対の共同声明（7月24日国公私立96大学長、反対声明）
		7月18日	経済同友会、「高次福祉社会のための高等教育制度」を発表
8月7日	会長及び副会長、「大学の運営に関する臨時措置法」公布について、文部大臣と意見交換	8月7日	「大学の運営に関する臨時措置法」公布（8月17日施行）
8月18日	臨時総会（第44回）開催 ・総会の公開について ・「大学の運営に関する臨時措置法」について ・大学運営協議会において大学関係法	8月14日	文部省、臨時大学問題審議会を設置

月　日	国大協の動き	月　日	一 般 事 項
	令に関する各大学の質疑に応ずる事業を行うことについて		
		9月5日	革マル派を除く全共闘系が全国全共闘連合を結成
		9月13日	文部省、大学の管理運営に関する臨時措置法施行1か月後の大学紛争状況を発表、紛争64校（国立37、公立5、市立22）
10月11日	昭和45年度予算・保健管理センターの設置促進・大学及び大学院の奨学制度の拡充について文部・大蔵各大臣及び日本育英会長へ提出		
11月21日	大学運営協議会開催、大学問題に関し各研究部会の中間報告を審議	11月5日	教育職員養成審議会、「国立の教員養成大学・学部の附属学校のあり方」を建議
11月24日～25日	第45回総会開催 ・学長懇談会について ・総会の公開の要望について ・「各大学における一般教育と教養課程の改善について」及び「大学設置基準の改定（一般教育関連）に関する要望書」文部大臣へ提出	11月21日	日米共同声明、昭和47年沖縄返還を発表
12月19日	会長に加藤一郎東京大学長が就任	12月15日	日本経営者団体連盟、「産学協同関係に関する産業界の基本認識及び提言」を発表
		12月16日	文部省、「大学紛争白書」を発表
昭和45年（1970）			
1月21日	会長及び副会長、大学問題及び入試問題等についてOECD教育調査団と懇談	1月12日	中央教育審議会、「高等教育の改革に関する基本構想試案（大学の多様化、教育と研究の分離、管理権限の集中等）」（中間報告）を発表
2月25日	理事会・大学運営協議会、「大学問題に関する調査研究（中間まとめ）」審議		
2月26日	「高等教育の改革に関する基本構想試案」（中教審）に関連し、「大学問題に関する調査研究」を発表		
3月3日	「文科系サークル部室の新営に関する基準試案及び要望書」を文部大臣へ提出		
4月15日	「中央教育審議会第26特別委員会の高等教育の改革に関する基本構想試案に対する各大学の意見について」中央教	4月1日	文部省、「国立学校設置法施行令」を改正し、「国立大学の附属の学校に関する政令」公布

月　日	国大協の動き	月　日	一　般　事　項
	育審議会会長へ提出		
		4月30日	文部省、「受託研究の取扱いについて」通知
6月20日	会長及び副会長、日本学術会議の申し入れにより、大学問題について学術審議会長と懇談	6月24日	文部省、「学生の課外活動における暴力行為の防止について」通達
6月25日	理事会、「教職員の厚生に関する特別委員会」設置を承認		
6月26日 ～27日	第46回総会開催 ・教官の待遇改善について ・特別会計制度協議会について ・国立大学協会のあり方について ・琉球大学教員組織の充実について ・大学改革の問題について		
7月15日	「国費留学生の給与引き上げの要望について」を文部・大蔵各大臣、自民党対外経済協力特別委員会委員長へ提出		
8月17日	「大学の研究・教育に対する図書館の在り方とその改革について（第一次報告）」を文部大臣へ提出	8月21日	文部省、「学内における暴力行為の根絶について」通達
8月24日	「国立大学教職員定数削減に関する要望書」文部・大蔵各大臣、行政管理庁長官へ提出		
10月1日	大学保健管理施設の増加、充実・昭和46年度予算に関する要望・奨学制度の改善について文部・大蔵各大臣、日本育英会会長へ要望書提出	10月15日	文部省、「高等学校学習指導要領」改定を告示
10月26日	「国大協の役割、特に大学の自主性と国大協の意見表明との関係について」地区理事懇談会にて審議		
11月25日 ～26日	第47回総会開催 ・大学改革の問題について（①大学問題に対する第2次調査研究について（案）、②高等教育の改革に関する基本構想に対する見解（未定稿）） ・国立大学協会のあり方について		
11月26日	「国大協のあり方について（国大協の性格、一般教官と国大協との関係、非公開性など）地区懇談会まとめ」承認		
		12月16日	文部省の大学入試改善会議、「入試改革案」を中間報告
昭和46年（1971）			
2月19日	理事会、入試問題特別委員会（共通1		

月　日	国大協の動き	月　日	一 般 事 項
	次試験問題）設置を承認		
3月26日 ～27日	理事会・大学運営協議会、合同会議を開催 ・「大学問題に関する調査研究報告書」審議 ・「中央教育審議会『基本構想』に対する国大協の見解について」承認	3月18日	文部省、大学・大学院の単位互換制度制定
4月14日	「中央教育審議会の『高等教育の改革に関する基本構想』に対する国大協の見解について」中央教育審議会会長、文部省へ要望	4月1日 4月21日	大学設置基準を改正し、一般教養の課程編成を弾力化 科学技術会議、「1970年代における総合的科学技術制作の基本について」答申
5月15日	昭和47年度以降の定員削減に関し、国立大学教員を適用除外とすることについて文部・大蔵各大臣、行政管理庁長官へ要望書提出		
6月14日	会長、入試調査委員長及び第2常置委員長、入試改善問題（共通1次入試、Ⅰ、Ⅱ期校区別廃止）について文部省政務次官、大学学術局長と懇談	6月11日	中央教育審議会、「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」答申
6月16日	理事会・大学運営協議会、合同会議を開催、「第二次定員削減に対する反対決議」を承認	6月17日	沖縄返還協定調印
6月19日	会長等、「第二次定員削減に対する反対決議」に関し、文部・大蔵各省で関係官と面談し要望		
6月23日 ～24日	第48回総会開催 ・第二次定員削減に関する決議について ・「大学問題に関する調査研究報告書」について		
6月25日	「大学の研究・教育における国際交流を活発にするための予算措置に関する要望書」「体育系サークル部室の新営についての意見（要望書）」を文部・大蔵各大臣、外務省、自民党へ提出		
7月16日	「大学問題に関する調査研究報告書」を文部大臣、中央教育審議会会長へ提出し、参考とする旨要請	7月1日	文部省、教育改革推進本部発足
10月1日	「昭和47年度予算に関する要望書」文部・大蔵各省へ提出		
10月26日	会長及び副会長、大学改革問題について文部大臣、政務次官、事務次官と懇談		

月　日	国大協の動き	月　日	一　般　事　項
10月30日	「国立大学定員確保について」文部大臣へ要望書提出		
11月16日	会長及び第6常置委員長等、国立大学教職員の給与改善ほかについて人事院総裁等と懇談 「国立大学の授業料の性格等について」作成		
11月19日	「国立大学の授業料増額について」文部・大蔵各大臣、衆参文教委員会委員長、自民党へ要望書提出		
11月24日 ～25日	第49回総会開催 ・第4回国立大学長懇談会について ・国立大学協会事務局の建物拡張について ・大学改革について		
12月4日	会長、副会長及び第2常置委員長、入試改善について文部省入試改善会議委員と懇談	12月9日	大学入学者選抜方法の改善に関する会議、「大学入学者選抜方法の改善について」報告
		12月31日	「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」公布
昭和47年（1972）			
1月22日	会長、副会長及び第6常置委員長、国立大学授業料増額についての意見を記者会見にて公表	1月9日	文部大臣、自民党政調会長等と会い、国立大学授業料の3倍値上げ方針を決定
		1月10日	各国立大学で授業料値上げ反対の動きが表面化
2月9日	会長、副会長及び第1常置委員長、今後の高等教育の改革実施に関し、文部省教育改革推進本部の連絡会議に出席し意見陳述	2月11日	学費値上げ問題で47大学が授業放棄
3月15日	入試期特別委員会開催 国立大学の入学者選抜期日繰り上げに関し、来年度からの実施についての結論は困難である旨回答	3月3日	国連大学懇談会・同調査会の合同会議開催、国連大学設置に大幅な財政援助を行う方針を決定
		3月18日	文部省、「大学設置基準」を改正し、大学の単位交換制度を4月1日から実施
		3月22日	政府・自民党、国立大学授業料の前期分は値上げ見送りを決定
4月14日	英国大学補助金委員会（UGC）と懇談会を開催		
5月15日	琉球大学の国立大学移管に伴う国大協加盟申請承認（第50回総会での追認を条件に、3月30日理事会で決議）	5月15日	第二次定員削減開始（削減数3,882人） 沖縄返還、沖縄県発足

月　日	国大協の動き	月　日	一 般 事 項
6 月	国大協建物の増築着工		
6 月19日	第50回総会開催	6 月 5 日	学生国際交流制度による国費海外派遣留学開始
～20日	・国立大学協会会館の増築とこれに関する昭和47年度の臨時会費の徴収について	6 月12日	文部大臣、中央教育審議会に「教育・学術・文化における国際交流について」諮問
	・要望書の提出について		
	・第 3 次調査研究に関する各研究部会報告	6 月26日	高等教育懇談会初会合
	・自由討議情報交換等（①大学改革についての考え方、②次官通牒「在籍者の指導監理の厳正」、③大学の規模・大学の役割、学生増、教育予算）		
7 月12日	第 1 常置委員会内に格差是正についての小委員会を設置		
8 月 7 日	会長及び副会長、共通 1 次入試について文部大臣、政務次官、事務次官と懇談（ 9 月 4 日再度懇談）		
9 月20日	入試調査特別委員会、「全国共通 1 次試験に関するまとめ（基本構想についてのアンケート）」を作成	9 月29日	日中共同声明発表、国交樹立
		10月25日	文部・労働両大臣が財界首脳に「大学生の青田買い自粛」を申し入れ
11月28日	第51回総会開催	11月18日	文部省、「中・高校の進路指導調査」結果を発表
～29日	・全国共通 1 次試験について		
	・大学改革及び当面する諸問題について（①大学改革問題、②大学の当面する諸問題で国大協として取り上げる問題、③教官の任期制・青田買い防止・教養問題・授業料値上げ・医科大学設置）	11月20日	中央雇用対策会議、「青田買い自粛」を決議
		11月30日	日本私立大学連盟、初めての「私立大学財政白書」発表
		12月11日	国連大学設立を国連総会で決定
昭和48年（1973）			
3 月 1 日	国大協建物の増築竣工披露式	3 月 1 日	高等教育懇談会、「高等教育の拡充整備計画に関する基本構想」を文部大臣に報告
3 月15日	「筑波大学に関連する法的措置についての問題点（大学運営協議会まとめ）」を記者会見にて会長談話とともに公表	3 月22日	「東京大学ポポロ事件」再上告審棄却判決
4 月 1 日	会長に加藤六美東京工業大学長が就任		
5 月10日	入試改善調査委員会内に「実施方法等調査・科目別研究・コンピュータ各専門委員会」設置を承認		
	理事会、昭和48年度国立大学全国共通		

月　日	国大協の動き	月　日	一　般　事　項
	第１次試験実施の可否及び実施方法について検討するため、入試改善調査費受入れについて承認		
5月21日	前会長、会長及び名古屋大学・奈良教育大学・広島大学・大分大学各学長の６名、高等教育視察及び日独大学間交流促進のため西独政府招聘により訪独（～６月９日）		
6月	入学者選抜に関する「調査書に関するアンケートの集計報告（第２常置委員会）」を各大学に送付	6月４日	文部省、教員養成大学・学部学生海外派遣制度による国費海外派遣再開
6月19日～20日	第52回総会開催 ・西ドイツからの学長招待について ・大学改革及び当面する諸問題について（①教官等の待遇改善、②筑波大学問題）		
6月21日	「大学保健管理施設の増加、充実について」「国立大学共同利用研修施設設置に関する要望書」を文部・大蔵各大臣へ提出 中央教育審議会の「教育・学術・文化に関する国際交流の促進について」文部・大蔵・外務各大臣、日本学術振興会会長、国際交流基金理事長、日本国際教育協会会長へ要望書を提出		
6月22日	「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」を文部・大蔵各大臣、人事院総裁へ提出		
6月	会長に林健太郎東京大学長が就任		
7月２日	第５常置委員長等、中教審の「教育・学術・文化に関する国際交流の促進について」に関連し、昭和49年ドイツ学長招致について、外務省、日本学術振興会、国際交流基金関係者と面談し協力要請	7月20日	「教育職員免許法」改正、教員試験認定制度創設
9月６日	「大学図書館の振興についての昭和49年度予算に関する要望書」を文部・大蔵各大臣へ提出	9月22日	文部省、教員養成大学・学部学生海外派遣制度による国費海外派遣再開を通知
		9月29日	旭川医科大学設置（無医大県解消計画に基づく新設医科大学設置開始）
10月４日	第６常置委員長、「昭和49年度予算に関する要望書」を文部・大蔵事務次官へ提出し、要望	10月１日	筑波大学設置（昭和49年４月25日開学）
10月16日	「昭和49年度予算に関する要望書」の	10月25日	第一次石油ショック（メジャー、サ

月　日	国大協の動き	月　日	一 般 事 項
	うち、特に「定員関係について」を行政管理庁長官へ提出		ウジアラビア原油供給量10%削減を通告）
		10月31日	学術審議会、「学術振興に関する当面の基本的な施策について」第三次答申
11月１日	第４常置委員会、「学生の正課中の災害事故対策の進め方について」要望書を取りまとめ文部大臣へ提出	11月９日	大学設置審議会、「大学設置基準の改善について」答申
11月２日	第１常置委員会、「大学院及び学位制度の改善について（中間報告）に関する見解」を取りまとめ、各大学へ送付、併せて大学設置審議会基準分科会会長へ送付し、実現方を要望	11月28日	「大学設置基準」改正、学部以外の教育研究上の基本組織の取扱いを規定
12月12日	第53回総会開催		
～13日	・昭和49年度国立大学入学試験改善調査研究の実施事業計画書および予算について ・大学改革に関する調査研究報告書（案）について ・昭和49年度予算に関する要望書について ・その他（オイルショック関連）		
12月18日	「昭和49年度予算に関する要望書」を文部・大蔵各事務次官へ提出		
昭和49年（1974）			
		２月25日	「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法」公布
		３月18日	科学技術系の高等教育機関構想に関する調査会（文部省）、「科学技術大学院構想」を答申
		３月29日	高等教育懇談会、「高等教育の拡充整備計画について」第二次報告
		３月30日	大学設置審議会、「大学院及び学位制度の改善について」（博士課程５年の一貫教育、独立大学院の設置等）答申
４月20日	入試改善調査委員会「国立大学入試改善調査研究報告書（中間報告）―昭和48年―」「国立大学入試改善調査研究報告書附属資料（中間報告）―昭和48年―」を各国立大学へ送付し、併せて文部省へ提出		

月　日	国大協の動き	月　日	一　般　事　項
		5月20日	新構想の教員養成大学等に関する調査会、「教員のための新しい大学・大学院の構想について」答申
		5月27日	中央教育審議会、「教育・学術・文化における国際交流について」答申
6月18日 ～19日	第54回総会開催 ・国立大学協会会費額決定の経緯について ・「第三次定員削減計画」について ・当面する諸問題について（大学の運営に関する臨時立法の期限切れに関連して）	6月20日	「大学院設置基準」公布 「学位規則」改正（学術博士等の新設）
6月19日	理事会、第6常置委員会に財政問題小委員会設置を承認		
6月20日	「第三次定員削減計画に関する決議」「物価高騰に伴う補正予算に関する要望」「正課中における学生の災害事故対策について」「大学保健管理施設の増設・充実について」「国立大学共同利用研修施設設置に関する要望書」「大学及び大学院の奨学制度の拡充についての要望書」「在外研究員、外国人教員及び外国人留学生に関する要望書」「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」「国家公務員共済組合年金について」を文部・大蔵各省、行政管理庁、人事院、日本育英会、国家公務員共済組合連合会宛に提出		
6月26日	会長、国立大学の実状を行政管理庁長官へ説明し、善処方を要望 「大学における研究所に関する調査研究報告書」を文部大臣へ提出		
7月4日	会長、内閣官房副長官と会見し、国立大学に対し第三次定員削減を行わぬよう格段の尽力方要望		
7月12日	会長・副会長、総理大臣と会見し、高等教育の在り方及び国立大学の特殊性を説明し、国立大学に対して第三次定員削減を行わぬよう特段の配慮方を強く要望	7月26日	閣議、「大学運営臨時措置法」の期限（8月17日）後も効力を失わないとする文部大臣見解を了承
8月7日	会長・副会長、文部事務次官、行政管理庁長官、同事務次官と面談し、第三次定員削減に関し文部省と行政管理庁との間に行われた申し合わせについて、		

月　日	国大協の動き	月　日	一 般 事 項
	協会要望の趣旨に沿い特段の配慮を申し入れ		
8月8日	図書館特別委員長等、「大学図書館の振興についての昭和50年度予算に関する要望書」を文部事務次官、大蔵省担当官と面談し要望		
9月30日	国際交流事業として、初めてドイツ連邦共和国（西独）大学長6名を招致（9月30日～10月20日）	9月	医学及び歯学教育に関する特別委員会、「医学及び歯学部設置基準の改善について」中間報告書提出
10月4日	会長・副会長・第6常置委員長、「昭和50年度予算に関する要望書」「物価高騰に伴う補正予算に関する要望書」を文部・大蔵両事務次官、行政管理庁事務次官と面談し要望		
11月13日～14日	第55回総会開催 ・国立大学入試改善に関する昭和50年度概算要求（案） ・学長懇談会の運営について ・各委員会報告と協議		
11月23日	入試改善調査の実地研究として、全国7地区3,000人を対象に「国立大学共通1次学力試験」の模擬テストを実施（11月23日～24日）		
12月24日	会長・副会長・第1第2第6常置委員会委員長、当面の大学問題について文部大臣・同事務次官・同各局長と懇談し、国立大学の授業料値上げを見合わせるよう要望	12月	大蔵省、国立大学の授業料の二倍増額、発表
12月26日	会長・副会長・第6常置委員会委員長が自民党文教部会長と面談し、国立大学の授業料値上げの見合わせを要望		
昭和50年（1975）			
1月1日	事務局長に丁子尚事務局次長が就任		
1月7日	副会長・第2常置委員長、入学料・検定料の値上げを見合わせるよう文部事務次官、大学局長に面談し要望		
1月9日	会長・副会長、入学料大幅値上げに対し遺憾の意を表するとともに積算校費が物価高騰による実質低下にならぬよう文部事務次官、大学学術局長と面談し、善処方を要望		
1月	図書館特別委員会、「大学図書館改革に関するアンケート集計報告」を作成		

月　日	国大協の動き	月　日	一　般　事　項
3月13日	医学教育に関する特別委員会、「大学設置審議会大学基準分科会の医学部及び歯学部設置基準の改善について（中間報告）に対する意見」提出	3月6日	文部大臣、経済同友会教育問題委員会委員と懇談、学歴偏重是正等で協力を要請
		3月7日	大学設置審議会、「短期大学設置基準の制定について」答申
3月	第2常置委員会、身体障害者の大学受け入れについて調査報告書を作成	3月26日	大学入試改善会議、「国立大学入試期日について」報告、昭和53年度を目途にⅠ期校・Ⅱ期校を廃止して一元化
4月19日	「国立大学入試改善調査研究報告書（昭和49年度）」「国立大学入試改善調査研究報告書附属報告書（昭和49年度）」を作成し、各国立大学へ送付し、併せて記者会見で発表	4月1日	第三次定員削減開始（削減数1,880人）
		4月28日	文部省、「短期大学設置基準」（省令）公布
5月14日	理事会、求人活動開始9月1日以降、採用選考11月1日以降に繰り下げをもとめる「大学予定者のための就職推薦選考開始時期等について」の決議を承認		
6月16日～19日	第56回総会開催 ・昭和49年度入試改善調査研究委託事業決算報告書（案） ・昭和50年度国立大学入試改善調査の実施事業計画等 ・入試改善調査研究報告書 ・その他（国大協の当面再検討すべき問題）		
6月17日	同要望を文部・大蔵各事務次官、外務省文化事業部長、人事院総裁・人事官、行政管理庁事務次官等と面談し要望（6月17日～19日）		
7月2日	第6常置委員会に大学財政小委員会の設置を決定	7月7日	大学設置審議会、「医学部及び歯学部設置基準の改善について」建議
7月30日	会長・副会長・第6常置委員長、第三次定員削減計画一部繰り上げ実施の閣議決定に対し、文部・大蔵各事務次官、行政管理庁事務次官と面談し、来年度概算編成に関連し定員措置について特段の配慮を要望	7月10日	文部省、学校教育法を一部改正し、専修学校制度を新設
		8月15日	学生の教育研究災害補償制度に関する調査研究会、最終報告
		8月20日	文部省「我が国の学術」（初の学術白書）発表
9月20日	日本学術振興会の財政支援を受けてフ		

月　日	国大協の動き	月　日	一 般 事 項
	ランス学長3名を招聘（9月20日～10月7日）		
10月2日	会長・副会長・第6常置委員長、昭和51年度予算に関し文部・大蔵各事務次官、行政管理庁事務次官、人事院総裁と面談し、要望。さらに、日本学術振興会、日本育英会各会長へ送付し、要望		
11月12日～13日	第57回総会開催 ・第3次定員削減の繰り上げ実施 ・入試改善調査施設の設置大学 ・昨日決定した要望書の提出	11月10日 11月18日	大学設置審議会、「商船学部の修業年限について」答申 文部省、大学・短期大学生、200万人を超えると発表（女子学生32.3%）
11月23日	入試改善調査の実地研究として全国7地区5,000人を対象に科目別研究委員会作成の試験問題の実地試験研究を実施（11月23日～24日）		
11月	第4常置委員会、「国立大学教官等の待遇改善問題に関する調査研究経過報告書」を作成		
12月	図書館特別委員会、「大学の研究・教育に対する図書館の在り方とその改革について（第二次報告）」を作成		
12月12日	会長・副会長、「国立大学の授業料について（要望）」を文部事務次官・大学局長へ提出し要望 「図書館の振興についての昭和51年度予算について（要望）」「身体障害者の大学受け入れのための施策について（要望）」を文部省へ提出		
12月20日	会長・副会長、文部大臣との懇談会において学費問題について慎重な取扱いを要望		
12月24日	会長・副会長・第6常置委員長、大蔵事務次官と会見し国立大学の授業料について慎重な配慮方を要望	12月25日	「大学設置基準」（医学・歯学関係）改正
12月26日	会長・副会長・第6常置委員長、国立大学の授業料問題について予算折衝での尽力を要望		
昭和51年（1976）			
1月30日	「国立大学教官等の待遇改善問題に関する調査研究経過報告書」を人事院総裁へ提出	1月10日	「専修学校設置基準（文部省令）」公布
2月2日	「医学教育改革に関する調査研究報告		

月　日	国大協の動き	月　日	一　般　事　項
	書」を文部・厚生各省等へ送付		
2月13日	理事会、「医学教育改革に関する調査研究報告書」を承認		
2月17日	「国立大学の授業料について」を衆参両文教委員長へ提出し、国会での慎重審議を要望		
3月15日	副会長、高等教育懇談会において高等教育計画部会中間報告に対する意見を口頭で要望	3月11日	人事院、第三次教員給与改善（主任手当他）、育児休業給について勧告
		3月15日	高等教育懇談会、「高等教育の計画的整備について」報告（昭和51年度から55年度まで、医師、教員養成、地方大学の計画的整備のため国立大学では毎年度約2,000名増募）
		4月1日	学生教育研究災害傷害保険（大学の正課中の事故に対する補償）制度発足
5月13日	医学教育に関する特別委員会、大学設置審議会の「医学・歯学の大学院及び学位制度の改善について（中間報告）」に対する意見を文部省大学局長へ提出	5月10日	東京大学に「国立大学入試改善調査施設」設置
		5月25日	学校教育法施行規則改正（独立大学院制度の創設、後期3年のみの博士課程の設置等）
6月22日～23日	第58回総会開催 ・フランス大学長の招聘について ・その他（国立大学協会の今後の検討課題について）		
6月24日	会長・副会長・第6常置委員長、下記について、関係方面責任者と面談し、要望 ・「大学保健管理施設の増設、充実について」 ・「国立大学共同利用研修施設設置について」 ・「奨学制度の拡充について」 ・「国立大学教官等の待遇改善について」 ・「学生部関係職員の待遇改善について」 ・「『高等教育の計画的整備について』に対する見解」		
6月26日	会長・第6常置委員長、各大学における国立学校特別会計の基準的経費等主要経費の経理の実情について、大蔵省主計局長と面談		
7月21日	会長・第6常置委員長、第四次定員削		

月　日	国大協の動き	月　日	一 般 事 項
	減に関する根本的解決について行政管理庁事務次官、文部事務次官と面談し、要望		
7月22日	会長・副会長、定員削減問題について文部大臣を訪問し、善処方を要望		
8月5日	会長・副会長・第6常置委員長、国立大学教職員の総定員法上の取扱いについて行政管理庁長官と再度面談し、配慮方を要望		
8月12日	会長・副会長・第6常置委員長、閣議決定された定員削減計画に関し、文部省に重ねて善処方を要望		
8月19日	会長・副会長・第6常置委員長、文部大臣、行政管理庁長官に対し、「定員削減について（申し入れ）」を提出し、配慮方を要望		
9月29日	「昭和52年度予算に関する要望について」文部・大蔵各大臣、行政管理庁長官、人事院総裁へ提出		
10月1日	入試改善調査特別委員会、第58回総会承認の「大学入試改善に関する意見」に基づき、共通1次入試実施上の残された問題について、文部省と協議	10月1日	国家公務員の週休2日制（4週5休制）試行開始 新構想による長岡及び豊橋技術科学大学を設置
10月10日 ～11日	入試改善のための全国48国立大学で、12,000人を対象に実地試験研究を実施	10月14日	学術審議会、「生命科学研究の推進について」答申「大学教官等の発明に係る特許等の取扱い」（中間報告）をまとめる
10月20日	副会長、第6常置委員長、「行政経費の節約問題及び来年度予算の基準的経費等」について、大蔵省主計局次長と面談し、要望 外国学長招致事業により、タイ国学長3名来日（～11月2日）	10月18日	大学設置審議会、「医学及び歯学の大学院及び学位制度の改善について」答申
11月5日	図書館特別委員長、「大学図書館の振興についての昭和52年度予算に関する要望書」を文部省学術国際局、大蔵省主計局に要望 図書館特別委員会が、「大学都市間の振興についての昭和52年度予算に関する要望書」を文部省学術国際局長、大蔵省主計局担当官へ提出		
11月17日 ～18日	第59回総会開催 ・第4次定員削減（報告） ・国立大学共通1次試験について		

月　日	国大協の動き	月　日	一　般　事　項
	・入試改善調査について 会長・副会長、「共通第１次試験実施による大学入学者選抜方法の改善について（要望）」を文部大臣宛て提出し、懇談		
		12月７日	公立大学協会、共通１次学力試験を昭和54年度から利用したい旨決定
昭和52年（1977）			
３月９日	第６常置委員会、「大学教官等の発明に係る特許の取扱い（中間報告）に対する意見」を文部省へ提出		
３月16日	会長、「大学入試センター設置等国立学校設置法」改正案の参考人として、衆参両院文教委員会で意見陳述（４月６日、４月12日、４月14日、４月22日）	３月15日	第四次定員削減開始（削減数1,926人）
４月１日	会長に岡本道雄京都大学長が就任		
４月13日	入試改善調査特別委員会、「各大学における第２次試験の在り方に関する調査結果」公表 「昭和54年度以降の大学入学者選抜実施要項（試案）についての意見」を、文部省入試改善会議に申し入れ		
４月20日	週休２日制について、各大学へ報告書提出を依頼		
		５月２日	「国立学校設置法」改正（昭和48年度以降の新設大学の職員定員を総定員法の枠外とする等） 大学入試センター設置
		５月12日	大学入学者選抜方法の改善に関する会議、共通第１次学力試験の実施に伴う昭和54年度以降の国立大学の入学者選抜方法（試案）を公表
		５月25日	科学技術会議、「長期的展望に立った総合的科学技術政策の基本について」答申
６月21日 ～22日	第60回総会開催 ・入試改善について ・その他（タイ国大学学長招待の報告） ・共通１次学力試験について	６月17日	学術審議会、「大学教員等の発明に係る特許等の取扱いについて」答申、「発展途上国との学術交流の推進について」建議
６月23日	会長に向坊隆東京大学長が就任 下記の要望書を大蔵・文部各省、人事	６月30日	文部省、「昭和54年度以降における大学入学者選抜実施要項について」

月　日	国大協の動き	月　日	一 般 事 項
	院、日本育英会に要望書提出 ・「大学保健管理施設の増設、充実について」 ・「共同利用研修施設の増設、充実について」 ・「大学及び大学院の奨学制度の拡充について」 ・「国立大学教官等の待遇改善について」 ・「学生部関係職員の待遇改善について」		通知
		7月2日	大学入試センター、「昭和54年度の共通第1次学力試験実施大綱」を国公立大学長に通知
9月16日	「昭和53年度予算に関する要望書」「大学図書館の昭和53年度予算に関する要望書」を文部・大蔵各省、人事院、行政管理庁へ提出	9月7日	文部省、私立大学医・歯学部における入学に関する寄付金等の禁止及び入学者選抜の公正確保等について通知
9月28日	「第四次定員削減と国立大学の実態」刊行	9月30日	私立大学審議会、昭和45年度以降開設の医・歯大学に対する調査の期間を10年間に延長することを決定
10月11日	外国学長招致事業により、マレーシア国短期大学副学長が来日（～11月2日）	10月25日	大学入学者選抜方法の改善に関する会議、昭和54年度共通第1次学力試験の日程の繰り下げ等の可能性を検討することについて了承
11月14日	第1・第6常置委員会合同で設置した「専門官制度小委員会」第1回会議開催	11月12日	閣議、新東京国際空港の開港を3月30日と決定
11月16日～17日	第61回総会開催 ・各委員会報告と協議		
12月5日	昭和53年度の研究教育予算及び定員問題について、文部事務次官、大蔵省主計局長へ要望	12月20日	財政制度審議会、報告により授業料の適正負担、学部別授業料検討の方向を示す
12月13日	「国立大学授業料改訂に関する要望書」を文部大臣、大蔵事務次官へ提出		
12月23日	昭和53年度予算の大蔵原案内示に際し、授業料値上げの抑制、科学研究費の増額等について文部大臣へ要望		
12月24日	共通1次試験の試行テスト、全国60,000人を対象にして実施（～25日）		
昭和53年（1978）			
1月11日	昭和54年度入試日程（第1回共通1次試験）を決定	1月19日	大学入学者選抜方法の改善に関する会議、昭和54年度以降の入学者選抜

月　日	国大協の動き	月　日	一　般　事　項
1月20日	「連合大学院等博士課程の設置その他大学院問題について」大学院問題懇談会へ要望書提出		に係る日程の繰り下げを決定
2月18日	大阪大学長・帯広畜産大学長・大阪外国語大学長、招致によりタイ国訪問（～26日）	2月1日	文部省、昭和54年度以降における大学入学者選抜実施要項の一部改正について通知（日程の繰り下げ）
		3月1日	学位規則改正（学術博士を新設）
		3月25日	文部省、「国立大学等の教官等の発明に係る特許等の取扱いについて」を通知
		3月26日	新東京国際空港反対派、管理室に乱入し機器を破壊、開港延期
		3月31日	東京教育大学閉学
4月1日	事務局長に石塚龍之進前東京医科歯科大学事務局長が就任	4月11日	財団法人日本国際教育協会による私費外国人留学生学習奨励費制度開始
4月18日	教員養成特別委員長、参考人として出席し衆議院文教委員会で国立学校設置法改正（教員大学院大学創設を含む）案について意見陳述	4月20日	文部省、「学園における秩序の維持等について」事務次官通達
5月2日	教員養成特別委員長、教員の養成・研修の問題について中央教育審議会の小委員会にて意見陳述	5月20日	新東京国際空港開港式
		5月30日	学校教育法施行規則改正（文部大臣の指定した在外教育施設の修了者に大学入学資格を認める）
	「国立大学の財政の現状と問題点」刊行		
	「国立大学における助手の任用並びに職務実態に関する調査報告書」刊行		
5月27日	名古屋大学長等3名、招致によりオーストラリア訪問（～6月19日）		
6月20日～21日	第62回総会開催 ・東京教育大学の閉学について ・各委員会委員長の報告と協議 ・その他（大学関係7団体、事務局長の辞職、記者会見、要望書の提出）	6月3日	大学入試センター、共通第1次学力試験実施要項を発表
		6月16日	中央教育審議会、「教員の資質向上について」を答申
6月22日	下記の要望書を文部・大蔵各省、人事院、国鉄、運輸省等へ提出 ・「大学卒業中退者で入学する学生の既習の単位認定について」 ・「保健管理施設の増設、充実について」 ・「共同利用研修施設設置充実について」 ・「奨学制度の拡充について」 ・「通学定期旅客運賃の改訂について」		

月　日	国大協の動き	月　日	一 般 事 項
	・「国立大学の教官等の待遇改善について」 ・「学生部関係職員の待遇改善について」		
6月24日	大学関係7団体（日教組、全院協、全学連、全生協連等）と会見		
7月18日	助手問題に関する小委員会を設置	7月17日	郵政省、進学積立郵便貯金の取扱いを開始（国の進学ローン制度新設）
7月26日	俸給の調整額の見直しについて文部省、人事院へ要望書提出		
		8月25日	大学院問題懇談会、「大学院の改善・充実について」取りまとめ
		8月30日	文部省、高等学校新学習指導要領を告示
		9月9日	教育職員養成審議会、「教育実習の改善充実について」報告
10月2日	昭和54年度予算に関する要望書を大蔵・文部各省へ提出	10月1日	大学院修士課程を中心とし、現職教員の研修を目的とする新構想の上越及び兵庫教育大学を設置
10月13日	外国学長招致事業により、フィリピン国サント・トーマス大学長等3名が来日（～26日）	10月20日	大学設置審議会、「医学及び歯学の大学院修士課程について」答申
11月28日	研究技術専門官俸給表の新設に関するアンケート調査結果を集約	11月9日	文部省、大学院設置基準・学位規則改正（医歯学の大学院研究科の改善）
11月29日～30日	第63回総会開催 ・大学運営協議会について ・創立30周年記念行事について	11月28日	学術会議、「海洋科学の推進について」、「大学の組み換えDNA実験の進め方について」建議
12月1日	研究技術専門官制度の新設について、文部事務次官へ要望書提出 「国立大学における定員削減の現状と問題点」を提出し、定員問題について配慮を要望		
12月15日	授業料改訂問題について、文部大臣と面談して要望		
12月27日	授業料問題について、文部政務次官・事務次官と面談して要望		
昭和54年（1979）			
		1月13日	第1回国公立大学全国共通1次学力試験実施（～14日）
2月14日	創立30周年記念行事準備委員会設置	2月24日	放送大学学園法案国会上程（審議未了により廃案）
		3月12日	文部省、学生の既修得単位の取扱いについて通達
4月27日	公立大学協会と連名で「放送大学学園	4月25日	文部省、告示を改正し、大学入学資

月　日	国大協の動き	月　日	一　般　事　項
	法案についての要望書」を文部大臣、衆参文教委員長へ提出		格として国際バカロレアを認める
5月20日	外国学長招致事業により、オーストラリア国立大学副学長等3名来日（～6月12日）		
6月19日～20日	第64回総会開催 ・各委員会委員長の報告と協議 ・大学運営協議会臨時委員（教員）の選任について	6月8日	中央教育審議会、「地域社会と文化について」答申
6月21日	下記の各要望書を文部省・人事院・日本育英会へ提出 ・保健管理施設の増設、充実について ・共同利用研修施設設置充実について ・大学及び大学院の奨学制度の拡充について ・学生部関係職員の待遇改善について ・厚生補導施設の基準面積の改正について ・国立大学教官等の待遇改善について		
7月3日	研究技術専門官制度の新設について人事院総裁へ要望書を提出		
8月10日	第五次定員削減に関する要望書を文部事務次官、行政管理庁事務次官へ提出し、要望	8月24日	「学校教育法施行規則」改正（外国人留学生の大学入学資格緩和）
9月4日	第6常置委員会、第五次定員削減について行政管理庁担当官と意見交換	9月27日	文部省、「学生生徒等の海外研修等に対する指導について」通知
9月10日	「大学設置審議会の高等教育の計画的整備（後期計画）について（中間報告）に対する見解」を文部大臣に提出し要望		
9月20日	第五次定員削減に関する要望書を文部大臣へ提出		
9月28日	昭和55年度予算に関する要望書を文部事務次官へ提出		
10月9日	第五次定員削減に関する要望書を行政管理庁長官へ提出	10月1日	図書館情報大学を設置
10月15日	昭和55年度予算に関する要望書を大蔵事務次官へ提出		
11月14日～15日	第65回総会開催 ・各委員会委員長の報告と協議 ・大学運営協議会の運営		
12月1日	大学関係7団体（日教組、全院協、全学連、全生協連等）と会見	12月14日	大学設置審議会設置計画分科会、「高等教育の計画的整備について」の報告書作成（昭和56年度から61年
12月3日	第2常置委員会に入試教科目改訂専門		

月　日	国大協の動き	月　日	一 般 事 項
	委員会を設置		度まで18歳人口増加と地方大学整備
12月18日	授業料改訂についての要望書を文部省担当官、大蔵省主計局次長へ提出		のため国立大学では毎年度平均2,000名増募）
12月22日	授業料改訂について会長声明を公表		
昭和55年（1980）			
		1月29日	学術審議会「今後における学術情報システムの在り方について」答申
4月7日	電気、ガス等光熱費の高騰に関する要望書を文部大臣へ提出	4月1日	第五次定員削減開始（削減数1,403名）
		4月29日	文部省、「我が国における学術研究活動の状況に関する調査結果」発表
6月17日	第66回総会開催		
～18日	・各委員会委員長の報告と協議		
6月19日	下記の意見、各要望書を文部大臣へ提出		
	・厚生補導施設の基準面積の改正について		
	・課外活動施設設備の整備に関する要望書		
	・共同利用研修施設設置充実について		
	・奨学制度の拡充についての要望書		
	・学生部関係職員の待遇改善について		
	・国立大学の教官等の待遇改善について		
	・「高等教育の計画的整備について」に対する要望書		
6月30日	大学及び大学院の奨学制度の拡充についての要望書を日本育英会に提出		
7月14日	国立大学教官等の待遇改善に関する要望書を人事院へ提出		
8月25日	副会長等3名、マニラでの国際大学協会第7回総会に出席（～30日）		
9月24日	「昭和56年度予算に関する要望書」を文部・大蔵各省、行政管理庁へ提出		
10月3日	国立大学長有志9名、中国を視察訪問（～14日）	10月6日	放送大学学園法案国会上程（参議院継続審議）
10月13日	外国学長招致事業により、ブラジル国ウベランデア連邦大学長等2名来日（～27日）		
10月30日	『国立大学協会三十年史』刊行		
11月11日	第67回総会開催	11月10日	学術審議会、「大学等における核融合研究の長期的推進方策について」答申
～12日	・高等学校学習指導要領改定に伴う共通入試のあり方		

月　日	国大協の動き	月　日	一　般　事　項
	・その他（香川大学法学部の入試、共通１次試験の試験場の地域割り）		
11月13日	創立30周年記念式典・祝賀会を開催（於：学士会館）		
	医学教育の充実振興についての要望書を大蔵省、行政管理庁へ提出		
11月	「大学における教員養成―一般大学・学部と大学院の現状と問題点」「アンケート調査を中心とした教養課程教育の実状」刊行		
		12月５日	「臨時行政調査会設置法」公布
昭和56年（1981）			
１月20日	「大学入試改訂問題に関する検討組織の現状調べ」作成	１月27日	第１回OECD高等教育セミナー、広島で開催
２月18日	「試験場問題に関するガイドライン」作成		
３月	「大学院問題所感」（調査研究報告別冊）刊行	３月１日	第二次臨時行政調査会設置
４月１日	会長代行に香月秀雄千葉大学長が就任		
４月10日	国立学校設置法一部改正に関する要望書を文部大臣へ提出		
４月20日	会長代理、中央教育審議会生涯教育小委員会報告について意見陳述		
５月８日	会長代理、国立学校設置法改正について、衆議院文教委員会で意見陳述		
６月３日	「定員要求についての要望書」を行政管理庁長官へ提出	６月11日	「放送大学学園法」公布 中央教育審議会、「生涯教育について」答申 「国家公務員法」改正（昭和60年３月から60歳定年）
６月４日	「共通第１次学力試験の成績利用について」通知		
６月16日 ～17日	第68回総会開催 ・臨時行政調査会に関する報告 ・その他（大学の当面する諸問題）		
６月20日	会長に平野龍一東京大学長が就任		
７月６日	「臨時行政調査会に対する要望書」を臨時行政調査会へ提出	７月１日	特殊法人放送大学学園設立
		７月10日	臨時行政調査会、定員削減の強化、入学定員増見送り、学部・施設等の増加抑制、学生納付金の引き上げ、自己収入増・奨学金返還免除制度の廃止等を盛り込んだ「行政改革、増

月　日	国大協の動き	月　日	一 般 事 項
			税なき財政再建のための緊急提言（第一次答申）」を提出
8月11日	臨時行政調査会第一次答申に関する要望書を文部・大蔵各省、行政管理庁へ提出	8月25日	「行政改革大綱」閣議決定
		9月18日	大学設置審議会、「大学通信教育の基準について」答申
		10月3日	文部省、大学・大学院入学資格弾力化を告示（教員一級免許状を有するもの等に大学院入学資格、外国の検定合格者に大学入学資格を認める）
		10月29日	「大学通信教育設置基準」公布
11月11日 ～12日	第69回総会開催 ・昭和60年度以降共通第1次学力試験のあり方に関する中間報告 ・その他（第二次臨時行政調査会の審議状況と対応） ・当面する諸問題（大学における研究・教育の現状と問題点）		
11月28日	大学関係7団体（日教組、全院協、全学連、全生協連等）と会見		
12月9日	外国学長招致事業により、カナダ国アルバータ大学長等3名来日（～23日）	12月4日	「行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時特例措置に関する法律」公布
12月21日	授業料の改訂についての要望書を文部・大蔵各省へ提出		
昭和57年（1982）			
		2月10日	臨時行政調査会、第二次答申
		3月23日	「大学設置基準」「短期大学設置基準」改正（大学・短期大学間の単位互換制度）
		4月1日	第六次定員削減開始（削減数4,589人）
		5月26日	文部省、「国立学校における受託研究の取扱いについて」通知（受託研究制度の弾力化）
6月10日	「国立大学の定員要求に関する要望書」を行政管理庁長官へ提出		
6月22日 ～23日	第70回総会開催 ・第二次臨時行政調査会の文教政策等 ・自由討議（高等教育における国立大学の役割について）		

月　日	国大協の動き	月　日	一　般　事　項
7月1日	「留年問題に関する調査集計結果」及び「学生教育研究災害傷害保険についてのアンケート集計結果」を作成	7月30日	臨時行政調査会、第三次答申（基本答申）
7月6日	「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」及び「研究技術専門官制度の新設に関する要望書」を文部省、人事院関係官へ提出		
7月26日	「第二次臨時行政調査会部会報告に対する国立大学協会の基本的見解」を臨時行政調査会へ提出		
		9月1日	「国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法」公布
		9月20日	給与関係閣僚会議、人事院勧告の完全凍結を決定
		9月24日	「行政改革大綱（今後における行政改革の具体的方策について）」閣議決定
		9月29日	文部省、「外国人留学生等に対する学位授与の改善について」通知
10月13日	外国学長招致事業により、メキシコ国大学長3名来日（～26日）		
11月17日～18日	第71回総会開催 ・常置委員会担当事項の改正 ・大学格差問題特別委員会の改組 ・昭和60年度以降の共通第1次学力試験の出題教科・科目等について ・その他（学長懇談会の運営） ・共通入試に関する自由討議のためのオリエンテーション ・自由討議（共通1次学力試験の諸問題）		
11月19日	「国立大学の当面の諸問題――第69回・第70回総会におけるシンポジュウムより――」刊行		
11月24日	人事院勧告凍結に対する会長声明を公表し、文部・大蔵・労働各大臣、総理府総務長官、人事院総裁等へ提出		
11月25日	副会長等、官庁営繕部門の建設省移管について、臨時行政調査会部会長代理と面談し、善処方を要望		
11月26日	第4常置委員長、育英事業の在り方について、文部省の育英奨学事業に関する調査研究会で意見陳述		

月　日	国大協の動き	月　日	一 般 事 項
12月14日	第１常置委員会に大学の在り方検討小委員会を設置	12月６日	文部省、「教育関係職員の服務の厳正について」通知
12月24日	「学生納付金の改訂と育英奨学制度についての要望書」を、文部・大蔵各省へ提出		
昭和58年（1983）			
		２月３日	獣医学教育改善調査研究会、獣医学部の６年制の実施を求める報告を提出
		２月28日	臨時行政調査会、第四次答申
		３月14日	臨時行政調査会、第五次（最終）答申
４月14日	会長・副会長・理事・常置委員長等、共通１次試験問題に関する懇談会を開催	４月１日	放送大学設置
	会長・副会長・理事等、大学設置基準に関する当面の課題について、文部省大学局関係者と懇談	４月６日	大学設置審議会、獣医学部の６年への延長、夜間学部に関する基準の改正を答申
５月25日	入試改善特別委員会を設置	５月11日	文部省、「国立学校と民間等との共同研究の取扱いについて」通知
		５月23日	「臨時行政改革推進審議会設置法」公布（６月28日設置）
		５月24日	「新行政大綱（臨時行政調査会の最終答申における行政改革の具体化方策について）」閣議決定
		５月25日	「学校教育法」改正（獣医学の修業年限６年に延長）
６月21日～22日	第72回総会開催 ・国立大学の入試改善についての懇談	６月28日	育英奨学事業に関する調査研究会、「今後における育英奨学事業の在り方について」報告 文化庁の著作権の集中的処理に関する調査研究協力者会議、複写問題について中間報告
６月29日	「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」を文部大臣、人事院総裁へ提出		
		８月31日	21世紀への留学生政策に関する懇談会、総理大臣及び文部大臣へ提言を提出
９月５日	「著作権の集中的処理に関する調査研究協力者会議の中間まとめ―複写問題―」に対する意見を文化庁へ提出		
10月４日	「人事院勧告に関する要望書」を文部	10月１日	高山短期大学を設置

月　日	国大協の動き	月　日	一　般　事　項
	・大蔵・労働各大臣、総理府総務長官、人事院総裁等へ提出	10月21日	大学設置審議会大学設置計画分科会高等教育計画専門委員会、「昭和61年度以後の新長期高等教育計画の中間報告」発表
10月５日	今後の育英奨学事業の在り方について、育英奨学事業に関する調査研究会報告に対する意見及び要望を文部大臣へ提出		
	東京近郊７大学長とオランダ大学学長協議会会長ほか16名との懇談会開催		
11月16日	第73回総会開催	11月22日	教育職員養成審議会、「教員の養成及び免許制度の改善について」答申
	・入試改善について		
11月18日	「勤労学生控除制度についての要望書」及び「教員養成制度並びに免許制度改正についての要望書」を関係機関等へ提出	11月28日	「日本学術会議法」改正
11月25日	外国学長招致事業により、ニュージーランド国大学長２名来日（～12月３日）		
12月22日	第１常置委員長等、大学設置審議会大学設置計画分科会高等教育計画専門委員会で、「昭和61年度以降の高等教育の計画的整備について（中間報告）」に対する意見陳述	12月10日	総理大臣、「教育改革７つの構想」を発表
昭和59年（1984）			
１月18日	会長・副会長等、共通１次試験について文部大臣と意見交換		
	「国立大学の授業料の改訂について要望書」を文部・大蔵各大臣へ提出		
１月27日	会長・副会長・第２常置委員長・入試改善特別委員長及び入試センター所長、総理大臣と会談し、入試改革に関する基本的な考え方について意見交換		
２月24日	「教育職員免許制度の改訂に関する要望書」を文部大臣へ提出	２月６日	学術審議会、「学術研究体制の改善のための基本的施策について」答申
３月13日	技能・労務職員等の採用抑制措置に関し、「定員管理についての要望書」を文部大臣へ提出	３月29日	「教育職員免許法改正法案」国会提出（審議未了により廃案）
		４月13日	大学入試改善会議、昭和60年度共通１次学力試験の日程繰り下げを決定
		４月27日	著作権の集中的処理に関する調査研究協力者会議、最終報告
５月10日	副会長、第４・第６常置委員長、退職者の後補充抑制措置に対し、行政管理庁長官に善処方要望	５月８日	文部省、「国立学校における受託研究及び民間等との共同研究に係る特許等の実施について」通知

月　日	国大協の動き	月　日	一 般 事 項
6月19日 ～20日	第74回総会開催 ・大学入試問題についての国会での意見陳述について（報告） ・当面する諸問題（①第1常置委員会大学のあり方検討小委員会、②教養課程に関する特別委員会、③入試改善特別委員会）	6月6日	大学設置審議会、「昭和61年度以降の高等教育の計画的整備について」報告（昭和61年度から平成4年度まで18歳人口増加に対応するため42,000名、期間限定で44,000名増募）
6月26日	「人事院勧告の取扱に関する要望書」「国立大学の教官等の待遇改善に関する要望書」「定年制度導入に伴う定員管理上の措置についての要望書」を関係機関等へ提出	6月20日	大学設置審議会、「期限を限った定員増に係る設置基準について（短期大学関係）」答申
		6月25日	大学設置審議会、「期限を限った定員増に係る設置基準について（大学関係）」答申
		6月29日	留学生問題調査・研究に関する協力者会議、「21世紀への留学生政策の展開について」報告
		7月25日	学術術審議会、「科学研究費補助金制度等の改善について」報告
		8月7日	「日本育英会法」全文改正（有利子貸与制度の創設等）
		8月8日	「臨時教育審議会法」公布
		8月13日	「大学設置基準」「短期大学設置基準」改正（臨時定員増のための基準緩和）
11月15日 ～16日	第75回総会開催 ・臨時教育審議会における審議経過について ・入試改善の問題（自由討議）	11月14日	臨時教育審議会、「審議経過の概要（その1）」公表
11月26日	入試問題について、全国高等学校校長協会と懇談	11月27日	科学技術会議、「新たな情報変化に対応し、長期的展望に立った科学技術振興の総合的基本方策について」発表
11月28日	「専門技術職俸給表（仮称）」の新設について、人事院に意見聴取を要望 「勤労学生控除制度の存続について（要望書）」を文部大臣へ提出		
12月16日	外国学長招致事業により、イギリス国大学長3名来日（～24日）	12月22日	文部省、「奨学寄付金等外部資金の受入れの弾力的取扱いについて」通知
12月27日	会長、退職者の後補充抑制問題に関し、総務庁長官と面談し要望		
昭和60年（1985）			
2月27日	第1常置委員長、学歴社会の問題につ	2月5日	「大学設置基準」「短期大学設置基

月　日	国大協の動き	月　日	一　般　事　項
	いて、臨時教育審議会に出席し意見陳述		準改正」（社会人を活用するための教授等の資格拡大）
3月6日	副会長及び理事2名、教育改革について、臨時教育審議会に出席し総括的提言		
3月18日	入試特別委員長、大学入試問題について、臨時教育審議会に出席し意見陳述		
4月1日	会長に沢田敏男京都大学長が就任	4月1日	日本学術振興会、特別研究員制度発足
		4月24日	臨時教育審議会、「審議経過の概要（その2）」公表
6月19日	第76回総会開催	6月1日	「男女雇用機会均等法」公布
～20日	・入試改善について ・当面する諸問題（大学のあり方に関する自由討議）	6月26日	臨時教育審議会、教育に関する第一次答申
6月27日	「国立大学の教官等の待遇改善に関する要望書」「人事院勧告の取扱に関する要望書」「国際大学都市（仮称）の創設に関する要望書」「大学院博士課程の新設拡充に関する要望書」を関係機関等へ提出		
6月19日	会長に森亘東京大学長が就任		
7月15日	第5常置委員長、臨時教育審議会に出席し、高等教育の国際化について意見陳述	7月5日	教育改革推進関係閣僚会議初会合 文部省教育改革推進本部設置 大学審議会、「校地に係る基準の見直しについて（大学関係）」答申
		7月22日	臨時行政改革推進審議会、「行政改革の推進方策について」答申
		7月25日	学術審議会、「科学研究費補助金における重点領域の改善について」 「自然災害研究、環境科学研究及びエネルギー研究の今後の推進方策について」建議
		9月12日	文部・労働両大臣と経済4団体、「新規学校卒業者の採用の在り方について」懇談会開催
		9月19日	文部省、「専修学校高等課程で文部大臣が指定したものを終了した者に対し大学入学資格付与」を告示
		9月24日	「行政改革大綱（当面の行政改革の具体的方策について）」閣議決定
10月14日	人事院勧告の完全実施について、再度関係機関へ要望		
10月21日	「学術情報センターの創設に関する要		

月　日	国大協の動き	月　日	一 般 事 項
	望書」を関係機関等へ提出		
10月25日	「国立大学の受験機会の複数化に関するアンケート」の集計結果作成		
11月13日	第77回総会開催		
～14日	・臨時教育審議会関係事項（報告） ・活動休止中の特別委員会の廃止（報告） ・入試改善について ・大学の当面する諸問題（臨教審の審議結果）		
11月21日	外国学長招致事業により、インドネシア国大学長３名来日（～12月29日）		
12月２日	九州大学長・東北大学長・神戸大学長、高等教育の改革について、臨時教育審議会に出席し意見陳述		
12月６日	「国立大学の授業料の改訂について（要望）」を文部・大蔵各大臣へ提出		
昭和61年（1986）			
１月23日	会長・副会長・理事等、文部大臣と懇談	１月22日	臨時教育審議会、「審議経過の概要（その３）」公表
２月17日	「学部卒業生を対象とする大学教養課程教育の内容と改善に関するアンケート調査報告書」刊行		
２月18日	「技術職員待遇改善検討会の中間的検討状況について」（文部省中間的試案）に対する意見を文部省へ提出		
		３月28日	「科学技術政策大綱」閣議決定
		３月31日	文部省、天皇在位60周年記念式典・主要国首脳会議に向け「学内の秩序維持等について」通知
			科学技術の高度化と高等教育の在り方に関する研究協力者会議、「大学等における情報処理教育の基本的在り方について（中間まとめ）」公表
		４月５日	学術情報センター設置
		４月21日	文部省大学入試改革協議会、共通一次試験に代わる「新テスト」の具体的実施についての審議状況を「大学入試改革について（中間まとめ）」として公表
		４月23日	臨時教育審議会、教育に関する第二次答申
５月７日	臨時総会開催	５月20日	「研究交流促進法」公布

月　日	国大協の動き	月　日	一　般　事　項
	・国立大学の受験機会の複数化について、昭和62年度実施を承認		
6月18日	第78回総会開催 ・入試改善について ・臨教審答申に対する今後の対応について ・昭和62年度大学入学者選抜第1次学力試験実施要項について	6月10日	臨時行政改革推進審議会、最終答申
7月7日	「人事院勧告の取扱に関する要望書」「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」を文部省、人事院へ提出	7月21日	大学入試改革協議会、「大学入試改革について」を公表
7月10日	「課外活動施設の整備拡充に関する要望書」を文部省へ提出	7月29日	国立の教員養成大学・学部の今後の整備に関する調査研究会議、「国立の教員養成大学・学部の今後の整備の方向について」報告
7月15日	「国立大学教官等の定員削減計画に関する要望書」を文部省、総務庁へ提出し、国立大学教職員の適用除外措置を要望 事務局長に平間厳元東京医科歯科大学長事務局長が就任		
9月17日	北海道大学長・東北大学長・神戸大学長「高等教育機関の組織・運営」について、臨時教育審議会に出席し意見陳述	9月18日	日独両国大学長間の交流計画により、ドイツ連邦共和国大学長団4名が来日（～30日）
		10月23日	日本学術会議、「我が国における学術研究の推進について―大学院の充実等を中心として―」要望
11月12日～13日	第79回総会開催 ・第2次試験の実施日程に関する私立大学団体連合会への協議申し入れ（報告） ・臨時教育審議会第4部会における意見陳述（報告） ・入試改善について ・大学の当面する諸問題について（①入試改善、②臨時教育審議会の審議状況、③国際交流問題、④大学院問題）	11月27日	大学入試改革協議会、新テストは1年延期し、65年度からの実施が適当と報告
		11月30日	国家公務員の4週6休制試行開始
12月1日	外国学長招致事業により、オランダ国大学長3名来日（～9日）	12月19日	臨時行政改革推進審議会設置
12月19日	「国立大学納付金の改訂等について（要望）」を文部・大蔵各大臣へ提出		

月　日	国大協の動き	月　日	一 般 事 項
昭和62年（1987）			
		1月19日	先進国ハイレベル教育専門家会議、京都で開催
		1月23日	臨時教育審議会、「審議経過の概要（その4）」公表
		2月27日	中央雇用促進協議会、63年春大学卒業予定者の就職協定について、企業等の説明期間を新たに設ける申し合せ
3月9日	副会長、臨時教育審議会に出席し意見陳述		
		4月1日	臨時教育審議会、教育に関する第三次答申 第七次定員削減開始（削減数4,442人）
		4月24日	日本学術会議、「大学等における学術予算の増額について」要望
5月27日	会長・副会長、入試問題について文部大臣と懇談	5月16日	「国立学校設置法施行規則」改正（国立大学等に寄付講座等及び寄付研究部門開設の途を開く）
6月1日	副会長・第2常置委員長・入試改善特別委員会副委員長、臨時教育審議会に出席し、大学入学者選抜制度の改革の状況について説明		
6月16日 ～17日	第80回総会開催 ・日本私立大学団体連合会会長への書簡について（報告） ・入試について ・入試に関する諸問題について ・臨時教育審議会の審議状況について		
6月23日	「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」を文部省、人事院へ提出		
		7月14日	臨時行政改革推進審議会、「当面の行財政改革の推進に関する基本方策について」答申
		8月7日	臨時教育審議会、教育に関する第四次答申
9月1日	副会長、学校教育法及び私立学校法の一部改正案について、参議院文教委員会に参考人として出席し意見陳述	9月7日	医学教育の改善に関する調査研究協力者会議、最終まとめ発表
		9月8日	歯学教育の改善に関する調査研究協力者会議、最終まとめ発表
		9月10日	学校教育法が改正され、大学審議会、

月　日	国大協の動き	月　日	一　般　事　項
			大学設置・学校法人審議会設置
10月７日	「人事院勧告の取扱に関する要望書」を文部省、総務庁へ提出	10月６日 10月７日	「教育改革推進大綱」閣議決定 教育職員養成審議会、中間報告をまとめる
11月11日 ～12日	第81回総会開催 ・参議院文教委員会における意見陳述（報告） ・日本私立大学団体連合会との入試日程に関する懇談会の開催（報告） ・入試について ・昭和64年度入試について		
11月24日	外国学長招致事業により、マレーシア国大学長３名来日（～12月３日）		
12月２日	教育職員養成審議会、「教員の資質能力の向上方策等について」（中間報告）に対する意見書を同審議会会長へ提出	12月18日	教育職員養成審議会、「教員の資質能力の向上方策等について」答申
12月４日	「国立大学の授業料の改訂について（要望）」を文部・大蔵各省へ提出		
12月15日	「大学間国際交流協定に基づく国際交流促進のための予算措置に関する要望書」を文部省へ提出		
昭和63年（1988）			
１月21日	会長・副会長・理事等、文部大臣と面談し、意見交換	１月５日	教育改革実施本部、「教育改革の推進―現状と課題―」取りまとめ
１月29日	会長・副会長・学長等、入試制度改革について自民党文教関係国会議員と懇談し、意見交換	１月13日	就職協定協議会（大学側と企業側で構成）設置
２月18日	臨時総会開催 ・昭和64年度入試における国立大学の入学者選抜について ・その他（①文部大臣との懇談および自民党文教関係議員との懇談、②昭和65年度以降の入試、③新テストに関する意見交換）		
５月17日	副会長、国立学校設置法改正について参議院文教委員会に参考人として出席し、意見陳述 入試制度改革について意見交換、自民党の文教関係議員らと会談	５月25日	「国立学校設置法」改正（大学入試センターの改組等）
		５月26日	財団法人学習ソフトウェア情報研究センター設立
		５月31日	「教育公務員特例法」改正（初任者

月　日	国大協の動き	月　日	一 般 事 項
			研修の法制化等）
6月1日	図書館特別委員会を学術情報特別委員会に改称	6月13日	総務庁、「外国人留学生と帰国子女の受入れ体制についての行政監察結果」発表
6月13日 ～14日	第82回総会開催 ・入試について ・いわゆる「新テスト」について ・昭和65年度以降の第2次試験について	6月29日	教育改革実施本部、「国際理解と協力の進展―教育・学術・文化・スポーツを通して―」取りまとめ 大学入試改革協議会最終報告提出
6月28日	第1常置委員長・大学院問題特別委員長、大学審議会大学院部会の大学院制度の弾力化について意見陳述		
7月4日	「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」を文部省、人事院へ提出	7月1日	文部省社会教育局を廃止し、生涯教育局設置
7月15日	「大学入試改革について（大学入試改革協議会報告）」を文部省に要望		
10月12日	「人事院勧告の取扱に関する要望書」を文部大蔵各省、総務庁へ提出	10月1日	総合研究大学院大学設置（学部学生を有しない大学院大学の設置開始）
10月31日	副会長・第1常置委員長、大学審議会大学院部会で、再度意見陳述		
11月16日 ～17日	第83回総会開催 ・大学審議会大学院部会のヒアリングについて（報告） ・入試について ・国立大学が当面する問題（大学の自己評価について）		
11月20日	外国学長招致事業によりスウェーデン国ルドン大学長等3学長が来日（～28日）		
12月9日	会長・副会長・理事及び事務局長、国立大学の教育研究に対する予算充実方について、総理大臣官邸、文部・大蔵各省を訪問し「建議」を担当官へ提出	12月19日	大学審議会、「大学院制度の弾力化について」答申
12月20日	「国立大学の学生納付金の改定について（要望）」を文部・大蔵各省へ提出	12月25日	大学入試センター、試験試行テスト実施
		12月28日	「教育職員免許法」改正（免許状を専修、一種、二種に分ける等）
昭和64年・平成元年（1989）			
1月19日	「国立大学の授業料について（要望）」を文部・大蔵各省へ提出		
		2月7日	大学審議会、高等教育計画の運用に関し、臨時的定員増を含め引き続き定員整備を進めることを了承

月　日	国大協の動き	月　日	一　般　事　項
3月7日	教員養成制度特別委員会専門委員、改正教育職員免許法の施行について、文部省教育助成局へ要望	3月8日	就職協定協議会、新協定（企業等の説明期間廃止）を決定
		3月22日	文部省、「民間等共同研究員の研究料について」通知
4月1日	会長代行に田中郁三東京工業大学長が就任	4月1日	筑波大学、初の夜間大学院を開設 財団法人学徒援護会、「財団法人内外学生センター」に改称 財団法人留学生支援企業協力推進協会設立
		4月24日	第14期中央教育審議会初総会、「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について」諮問
		4月26日	日本学術会議、「大学等における学術研究の推進について―研究設備等の高度化に関する緊急提言―」勧告
5月11日	「国立大学保健管理センターの充実と改善に関するアンケート調査報告書」を作成	5月18日	国際文化交流に関する懇談会、報告書提出
6月12日	「推薦入学制度の適切な活用について（要望）」を全国高等学校長会へ送付	6月1日	文部省、「研修登録医制度の発足について」通知
6月13日 ～14日	第84回総会開催 会長に有馬朗人東京大学長が就任 ・平成元年度予算編成に関する文部省との懇談会（報告） ・入試について ・当面する諸問題（大学審議会大学教育部会及び中教審の審議状況の報告と意見交換） ・平成3年度入試について ・その他（国立大学が直面する諸問題について）	6月28日	「国立学校設置法」改正（国立大学共同利用機関を大学共同利用機関に改める）
6月29日	「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」を文部省、人事院へ提出		
		7月19日	学術審議会、「学術研究振興のための新たな方策について―学術の新しい展開のためのプログラム」「科学研究費補助金制度の改善について」建議
		7月21日	大学審議会、「大学教育部会における審議の概要」「大学院部会における審議の概要」報告
9月26日	第6常置委員会に国立大学財政基盤調査研究委員会を設置	9月1日	「大学院設置基準」「学校教育法施行規則」改正（大学院制度の弾力

月　日	国大協の動き	月　日	一 般 事 項
			化）
		9月14日	政府、国際文化交流行動計画策定
10月2日	「学生に対する国民年金の適用について（要望）」を文部・厚生各省へ提出	10月18日	「学校教育法施行規則」改正（外国での学校教育が12年に満たない中国帰国者の子女などに大学受験の途を開く）
10月5日	「人事院勧告の取扱に関する要望書」を文部・大蔵各省、総務庁へ提出		
10月16日	教養課程特別委員長・第1常置委員長、大学審議会大学教育部会に出席し意見陳述		
11月15日～16日	第85回総会開催 ・「高等教育フォーラム」の後援について（報告） ・入試について ・大学審議会への対応について ・大学財政の問題について	11月17日	全日本教職員組合協議会（全教協）結成（日教組、組織分裂）
11月28日	外国学長招致事業により、ポーランド国ウッジ工科大学長等3名が来日（～12月7日）		
12月19日	「国立大学の学生納付金の改定について（要望）」を文部・大蔵各省へ提出	12月13日	工学教育の振興に関する調査研究協力者会議、「変革期の工学教育」報告
12月21日	「大学入試センターにおける大学情報提供事業について（中間まとめ）」に対する意見を大学入試センターへ提出		
平成2年（1990）			
		1月13日	最初の大学入試センター試験実施（～14日）
		1月22日	文部省、即位の礼等に向けて「学内の秩序維持の徹底について」通知
		1月30日	中央教育審議会、「生涯学習の基盤整備について」答申 学術審議会、「学術情報流通の拡大方策について」報告
		2月1日	文部省、「国公立大学入学試験の2段階選抜について」通知
3月20日	「教室系技術職員の組織化と研修の現況に関するアンケートに対する各大学の回答まとめ」作成	3月17日	文部省、国立学校等に「週40時間勤務制試行について」通知
		3月27日	財団法人国際開発高等教育機構設立
		4月18日	臨時行政改革推進審議会、最終答申（4月19日解散）

月　日	国大協の動き	月　日	一　般　事　項
		4月23日	文部省、「大学・短期大学の臨時的定員増の制限の取扱いを緩和について」通知
6月12日 ～13日	第86回総会開催 ・大学入試センター試験における大学情報提供事業について（中間報告） ・全国大学高専教職員組合（全大教）との会議について ・平成3年度入試の合格者発表日について ・大学入試センターからの説明 ・当面する諸問題（①大学審議会大学教育部会の「審議の概要」、②同大学院部会の「審議の概要」について） ・教育・研究条件の改善について	6月22日 6月29日	著作権審議会、「出版者の法的保護問題について」報告 教育改革実施本部、「情報化の進展と教育―実践と新たな展開―」を取りまとめ
6月26日	「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」を文部大臣、人事院総裁へ提出		
6月27日	大学審議会の大学院部会における「審議の概要」についての意見を提出		
7月12日	「大学における文献複写と著作権の問題についての見解」を財団法人日本複写権センター設立発起人代表へ提出	7月30日 7月31日	大学審議会、「大学教育部会における審議の概要（その2）」報告 大学審議会、「大学教育部会及び大学院部会における学位授与機関に関する審議の概要」報告 学術審議会、「特別研究員制度の改善充実について」建議
10月8日	「人事院勧告の取扱に関する要望書」を文部・大蔵各省、総務庁へ提出	10月31日	臨時行政改革推進審議会設置 大学審議会、「大学教育部会短期大学教育専門委員会における審議の概要について」報告 大学審議会、「高等教育計画部会における審議の概要について」報告
10月12日	「平成3年度予算における教育研究条件の整備充実に関する要望書」を大蔵省へ提出		
10月16日	京都工芸繊維大学長・埼玉大学長・岡山大学長、大学審議会大学教育部会で意見陳述		
11月2日	理事会、第6常置委員会に国立大学施設等小委員会の設置を承認		
11月14日 ～15日	第87回総会開催 ・入学者選抜について	11月2日	平成2年度版教育白書「我が国の文教施策―新しい高等教育の構築を目

月　日	国大協の動き	月　日	一 般 事 項
	・大学審議会「大学教育部会における審議の概要（その２）」に対する意見について ・大学審議会「大学教育部会及び大学院部会における学位授与機関に関する審議の概要」（平成２年７月30日）に対する意見（案）について ・当面の諸問題（教育・研究環境の改善策）		指して―」公表
11月19日	大学審議会大学教育部会「審議の概要（その２）」についての意見を提出		
11月20日	大学審議会大学教育部会及び大学院部会「学位授与機関に関する審議の概要」についての意見を提出		
11月25日	外国学長招致事業により、中国大学長来日（～12月４日）		
11月30日	大学審議会大学院教育部会「審議の概要（その２）」についての意見を提出		
12月４日	留学生問題について、文部省学術国際局長と懇談し理解要請	12月18日	中央教育審議会、「生涯学習に関する小委員会審議経過」報告 中央教育審議会、「学校制度に関する小委員会審議経過」報告
12月12日	「国立大学の学生納付金の改訂について」の要望書を文部・大蔵各大臣へ提出		
12月18日	平成３年度予算編成に関し、文部省と懇談		
平成３年（1991）			
１月30日	第１常置委員会委員、大学審議会の高等教育計画部会で意見陳述		
２月１日	大学院問題特別委員会委員、大学審議会部会で意見陳述	２月８日	大学審議会、「学位制度の見直し及び大学院の評価について」答申 大学審議会、「大学教育の改善について」答申 大学審議会、「短期大学教育の改善について」答申 大学審議会、「高等専門学校教育の改善について」答申 大学審議会、「学位授与機構の創設について」答申 就職協定協議会、「会社訪問開始期日を８月１日に繰り上げる協定」決定

月　日	国大協の動き	月　日	一　般　事　項
2月21日	第1常置委員長・入試改善特別委員長、中央教育審議会学校制度に関する小委員会の審議経過報告及び生涯学習に関する小委員会の審議経過報告（その2）について意見陳述		
3月4日	「教養課程教育の改善に関する実情調査報告書」刊行		
3月5日	会長・副会長、国立大学における現下の問題について、臨時行政改革推進審議会会長と懇談		
4月3日	第6常置委員長・国立大学財政基盤調査研究委員長等、「教官の直面する教育研究費の現状」発表	4月2日	「学校教育法」改正（準学士制度の創設、高等専門学校の分野の拡大） 「国立学校設置法」及び「学校教育法」改正（学位授与機構の創設等）
4月18日	第5常置委員、オーストラリア学長会議（AVCC）の招待により、太平洋アジア地域の高等教育香港会議に出席	4月19日	中央教育審議会、「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について」答申
		4月23日	文部省、文教施策推進本部設置
		5月17日	大学審議会、「平成5年度以降の高等教育の計画的整備について」答申（平成5年度以降から12年度までの18歳人口の減少、留学生・社会人教育の増加を見込み、学生数の規模について三つのケースを示し、そのうち、最少の649,000人のケース1を念頭に大学等の新増設は原則抑制の方針） 大学審議会、「大学院の整備充実について」答申 大学審議会、「大学設置基準等及び学位規則の改正について」答申
6月7日	「国立大学教官等の定員削減計画に関する要望書」を文部省へ提出	6月3日	「大学設置基準」「短期大学設置基準」「学位規則」等改正（設置基準の大綱化、博士・修士の種類廃止）
6月11日 ～12日	第88回総会開催 ・臨時行政改革推進審議会会長との懇談（報告） ・「教官の直面する教育研究費の現状」調査報告に関する記者会見（報告） ・全日本留学生ネットワーク・フォーラム名古屋'91の後援（報告） ・生涯学習特別委員会の設置 ・入試について	6月4日	大学審議会、「高等専門学校設置基準の改正について」答申 大学財政懇談会、高等教育費の大幅な充実を求める要望書をまとめ、総理大臣へ提出

月　日	国大協の動き	月　日	一　般　事　項
	・大学入試センターからの報告 ・大学審議会及び中央教育審議会の審議事項等について ・その他（当面の問題について）		
6月17日	「国立大学教官等の定員削減計画に関する要望書」を総務庁へ提出		
	会長・第5常置委員長等、韓国大学教育協議会役員と懇談		
6月26日	「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」を文部・大蔵各大臣、人事院総裁へ提出		
		7月1日	学位授与機構設置
		7月4日	行政改革推進審議会、第一次答申
		7月11日	学術審議会、学術環境の改善を図るよう文部大臣へ要望
		7月25日	大学審議会、「大学院部会における審議の概要について―大学院の量的整備について―」報告
9月17日	大学審議会大学院部会の「審議の概要（大学院の量的整備について）」の意見を提出	9月30日	日本複写権センター設立
9月17日	AVCC主催による第1回UMAP総会がキャンベラで開催、副会長・第5常置委員長等が出席（～10月1日）		
9月30日	「人事院勧告の取扱に関する要望書」を文部・大蔵各省、総務庁へ提出		
10月15日	会長ほか数名、「国立大学の現状と課題並びに今後の高等教育・学術研究の発展に向けて」について、自民党文教制度調査会長と懇談	10月1日	改正消費税法施行（入学金等非課税）
		10月18日	平成3年度版教育白書「我が国の文教施策―世界に貢献する学術研究―」公表
10月24日	「国立大学の在り方について」作成		
10月25日	一般教育科目と専門教育科目との授業区分廃止に伴い、教養課程に関する特別委員会を教養教育に関する特別委員会に改称		
11月1日	高等教育予算の充実について大蔵省へ要望書提出		
11月13日	第89回総会開催	11月25日	大学審議会、「大学院の量的整備について」答申
～14日	・自由民主党文教関係国会議員との懇談（報告） ・入試について ・当面の諸問題（大学設置基準の改正に伴う大学の対応について）		
11月30日	「国立大学財政の現状（第二次中間報		

月　日	国大協の動き	月　日	一　般　事　項
	告)」公表		
12月16日	「国立大学の学生納付金の改定について（要望)」を文部・大蔵各大臣へ提出	12月２日	就職協定協議会、採用選考開始は８月１日前後を目標として企業の自主決定とする協定を決定
		12月12日	行政改革推進審議会、第二次答申
平成４年（1992)			
１月	「大学における教員養成―教員養成の現状と将来―」刊行	１月24日	科学技術会議、「新世紀に向けてとるべき科学技術の総合的基本方策について」答申
１月22日	外国学長招致事業により、韓国大学長来日（～31日）		
２月12日	「大学における組織運営の活性化に関する検討項目」について、大学審議会組織運営部会で、意見陳述	２月28日	官房長官、「国家公務員への多様な大学等の出身者からの採用について」閣議で発言
３月11日	「国立大学財政基盤の現状と改善」刊行	３月６日	社会人技術者の再教育推進のための調査研究協力者会議、「リフレッシュ教育推進のために」報告
４月８日	会長・第５常置委員長等、第２回アジア太平洋大学交流機構（UMAP）総会（韓国）に出席	４月１日	第八次定員削減開始（削減数4,093人）
		４月15日	文部省海外留学等斡旋プログラムに関する調査研究協力者会議、「海外留学等斡旋プログラムの望ましい内容等について」報告
５月11日	第２常置委員会、推薦入学に関する問題点等をまとめた「推薦入学について」作成	５月12日	生涯学習審議会、「中間まとめ」公表
６月９日	生涯学習特別委員長、「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について（生涯学習審議会中間まとめ)」についてのヒアリングで意見陳述	６月15日	学術審議会、「21世紀を展望した科学技術の総合的推進方策について」（中間報告）をまとめる
６月16日～17日	第90回総会開催 ・後援について（報告）〔①シンポジウム〝21世紀の大学と日本の科学技術を考える〟（産経新聞社主催)、②全日本留学生代表者フォーラム名古屋（㈶名古屋国際センター主催)、③IAUP（世界大学総長協会）第10回年次大会（同大会日本委員会主催)〕 ・大学入試センターからの報告 ・当面する諸問題（18歳人口の減少に伴う取り組みや大学における教育の質の問題、週休２日制と図書館など		

月　日	国大協の動き	月　日	一 般 事 項
	について） ・その他（①週休２日制の実施、②教官の待遇改善等について）		
6月24日	入試に関する問題について、全国高等学校長協会と懇談		
7月６日	「21世紀を展望した科学技術の総合的推進方策について（学術審議会中間報告）」について、意見提出	7月１日	国立学校財務センター発足
7月８日	「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」を文部大臣、人事院総裁へ提出	7月23日	学術審議会、「21世紀を展望した学術研究の総合的推進方策について」答申
7月16日	第１常置委員長、教育上の例外措置に関する調査研究協力者会議に出席し意見陳述	7月29日	生涯学習審議会、「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」を答申
7月19日	第５常置委員会所属大学長等UMAP試行計画に基づき、豪州12大学を訪問（～８月１日）		
7月29日	生涯学習審議会の「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」について意見陳述		
10月７日	「人事院勧告の取扱に関する要望書」を文部・大蔵各省、総務庁へ提出		
11月11日 ～12日	第91回総会開催 ・入試について ・当面の諸問題（大学設置基準の改正に伴う大学の対応、教育研究環境の改善、入試制度の検討などについて）		
12月４日	「国立大学の学生納付金の改定について（要望）」を文部・大蔵各大臣、総務庁長官へ提出		
12月18日	平成５年度予算編成に関して文部省と懇談		
12月24日	全豪州大学長協会と日豪学術交流協定締結		
平成５年（1993）			
１月29日	第６常置委員会に国立大学財政問題懇談会を設置 外国学長招致事業により、イタリア国大学長来日（～２月７日）	１月26日	文部省高等学校教育改革推進会議、「高等学校入学者選抜の改善について（業者テストの廃止等）」第三次報告
２月９日	第１常置委員会に「21世紀へ向けての国立大学の在り方について」検討する小委員会設置		

月　日	国大協の動き	月　日	一　般　事　項
4月1日	会長代行に井村裕夫京都大学長が就任		
5月5日	「国立大学と生涯学習」刊行	5月20日	大学審議会、「組織運営部会における審議の概要（その1）―教員の人事の活性化について（教員採用を中心に）―」報告
5月24日	第3常置委員長、育英制度のあり方に関する調査研究会に出席し意見陳述		
6月15日	第92回総会開催		
～16日	会長に吉川弘之東京大学長が就任 ・育英会奨学制度に関する調査研究会のヒアリングについて（報告） ・入試について ・当面の諸問題（①国立大学のあり方並びに授業料、②研究施設・設備、研究支援体制、③博士課程の授業料の廃止、Ⅳ平成9年度からの入試科目）		
7月1日	「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」を文部大臣、人事院総裁へ提出		
7月26日	第二次訪豪大学調査団、豪州10大学を訪問視察し、AVCC代表団と懇談（～8月6日）		
9月1日	事務局長に滝沢源平元東京医科歯科大学長事務局長が就任	9月16日	大学審議会、「夜間に教育を行う博士課程について」答申
9月27日	「人事院勧告の取扱に関する要望書」を文部・大蔵各省、総務庁へ提出		大学審議会、「大学入試の改善に関する審議のまとめ」報告
10月5日	「国立大学の授業料の在り方について（要望）」を大蔵省へ提出	10月1日	「大学院設置基準」改正（夜間に教育を行う博士課程、大学院への科目等履修生制度の導入等）
10月25日 ～ 11月10日	第二次AVCC大学調査団来日、（11月8日国大協代表と懇談）		
10月27日	国公立大学入試問題連絡協議委員会、入学者選抜方式について協議		
11月17日	第93回総会開催	11月22日	リフレッシュ教育推進会議発足
～18日	・入学者選抜について ・当面の諸問題（①授業料問題、②地方移管問題）		
12月6日	「国立大学の授業料のあり方について（要望書）」経済団体、政党関係へ要望書を提出	12月16日	大学審議会学術情報資料分科会学術情報部会、「大学図書館機能の強化・高度化の推進について」報告
		12月17日	放送大学の将来の運営の基本事項に関する調査研究協力者会議、「放送大学の将来の運営の基本事項について（中間まとめ）」報告

月　日	国大協の動き	月　日	一 般 事 項
平成６年（1994）			
１月28日	第２常置委員長、推薦入学等大学入試改善に関する連絡会議に出席し、意見陳述		
		２月９日	学術審議会、「学術国際交流の推進について（中間まとめ）」発表
６月14日～15日	第94回総会開催 ・大学入試センターからの報告 ・当面の諸問題（①入試問題、②国立大学のあり方について）	６月９日	文部省、「大学等における遺伝子治療臨床研究に関するガイドライン」告示
		６月10日	国際交流に関する懇談会、「新しい時代の国際交流について」総理大臣へ報告
		６月20日	科学技術会議科学技術系人材部会、「科学技術系人材確保のための方策に係る検討について」中間報告
		６月24日	「国立学校における授業料その他の費用に関する省令」改正
		６月27日	文化政策推進会議、「21世紀へ向けた文化政策の推進について」報告
		６月28日	大学審議会、「教員採用の改善について」答申 大学審議会、「組織運営部会における審議の概要―大学運営の円滑化について―」報告
７月８日	「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」を文部大臣、人事院総裁へ提出	７月８日	薬学教育の改善に関する調査研究協力者会議、「薬学教育の改善について（中間まとめ）」公表
７月13日	「厚生補導施設の整備充実に関する要望書」を文部省へ提出	７月14日	大学の理工系分野の魅力向上に関する懇談会、「大学の理工系分野の魅力向上と情報発信について」報告
７月20日	大学教育並びに高等学校教育の現状と課題について、全国高等学校長協会と懇談	７月20日	学術審議会「学術国際交流の推進について」建議
		７月21日	学術審議会「卓越した研究拠点（センター・オブ・エクセレンス）の形成について（中間まとめ）」報告
８月12日	入試改善特別委員会、平成９年度以降の入試日程について、私立大学団体連合会教育改革委員会関係者と懇談		
８月31日	「大学審議会組織運営部会における審議の概要―大学運営の円滑化について―」についての意見を提出		
９月２日	「卓越した研究拠点（センター・オブ・エクセレンス）の形成について（学	９月29日	文部省、「行政手続法の施行及びこれに伴う教育職員免許法の一部改正

月　日	国大協の動き	月　日	一　般　事　項
	術審議会中間まとめ)」に関する意見を提出		について」通知
9月20日	「人事院勧告の取扱に関する要望書」を文部・大蔵各省、総務庁へ提出	9月30日	国立大学附属病院の運営改善に関する調査研究協力者会議、「国立大学附属病院の運営改善に向けて」公表
10月14日	「国立大学の学生納付金の在り方について（要望)」を文部・大蔵各省へ提出		
10月17日 ～19日	国大協主催（世話大学：滋賀大学）「日米大学長シンポジウム」開催（滋賀県彦根市）		
11月9日	入試改善特別委員長及び第2常置委員長他、平成9年度以降の入試日程について、日本私立大学連合会長等と懇談	11月9日	「行政改革委員会設置法」公布（12月19日第1回会議）
11月16日 ～17日	第95回総会開催 ・職業教育活性化会議のヒアリングについて（報告） ・入試について ・当面する諸問題（「白書」について）	11月10日	社会の変化に対応した新しい学校運営等に関する調査研究協力者会議、「社会の変化に対応した新しい学校運営等の在り方について（審議のまとめ)」報告
11月25日	大学教育並びに高等学校教育の現状と課題について、全国高等学校長協会と懇談		
12月6日	「私費外国人留学生の在留資格認定書交付手続きの郵送による代理申請に関する要望書」を法務大臣ほか関係官へ提出		
12月6日 ～8日	国公私立大学団体共催により、第4回UMAP総会開催（大阪府豊中市）	12月9日	短期留学推進に関する調査研究協力者会議、「短期留学の推進について」中間報告
平成7年（1995）			
1月11日	入試改善特別委員長、平成9年度以降の入試日程について、日本私立大学団体連合会長等と懇談	1月17日	阪神淡路大震災
2月3日	「阪神大震災で被災した受験生を対象とする特別入試の実施について」を各大学へ送付	2月21日	政府高度情報通信社会推進本部、「高度情報通信社会推進に向けた基本方針」決定
2月10日	「短期留学の推進について（短期留学推進に関する調査研究協力者会議中間まとめ)」に対する意見を提出		
3月10日	第1常置委員会委員、「科学技術基本法」の議員立法を推進する衆議院議員と意見交換	3月28日	短期留学推進に関する調査研究協力者会議、「短期留学の推進について」報告
		3月30日	産業の高度化に対応した実践的技術

月　日	国大協の動き	月　日	一 般 事 項
			者の育成に関する調査研究協力者会議、「産業の高度化に対応した実践的技術者の育成について（最終報告）」報告
		3月31日	学術審議会学術研究体制特別委員会人文・社会科学研究の推進に関する懇談会、「人文・社会科学研究の推進について」とりまとめ
4月12日	入試改善特別委員長、平成9年度以降の入試日程について、日本私立大学団体連合会長と懇談	4月17日	学術審議会、「地球環境科学の推進について」建議
6月13日 ～14日	第96回総会開催 ・阪神大震災で被災した受験生への配慮について（報告） ・科学技術基本法についての懇談会（報告） ・入試について ・阪神大震災に伴う援助に対する謝辞 ・当面する諸問題（①国大協のあり方、②臨時定員問題）	6月16日	学術審議会学術情報資料分科会資料部会、「ユニバーシティミュージアムの設置について」中間報告
		6月21日	大学・短期大学における看護教育の改善に関する調査研究協力者会議、「大学・短期大学に適用される保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則の在り方について（まとめ）」公表
		6月29日	大学審議会、「大学院部会における審議の概要―大学院の教育研究の質的向上について―」報告
7月12日	「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」を文部・大蔵各大臣、人事院総裁へ提出	7月17日	「創造的人材育成のための大学教育改善についての緊急提言」報告
7月23日	大学改革の推進のため、国大協訪米調査団22名が米国の大学を訪問（～8月5日）	7月19日	大学審議会、「大学教育部会における審議の概要―高等教育の一層の改善について―」報告
7月24日	ニュージーランド大学長協会と学術交流協定締結	7月20日	学術審議会、「卓越した研究拠点の形成について」建議
		7月26日	文化政策推進会議、「新しい文化立国をめざして―文化振興のための当面の重点施策について―」報告
8月21日	「大学運営円滑化のための具体的方策について（大学審議会）」に対する意見を提出	8月28日	文部省、「教育・学術・文化・スポーツ分野における情報化実施指針」策定
8月24日	「大学院の教育研究の質的向上について（大学審議会）」に対する意見を提出		
9月6日	「21世紀に向けての研究者の養成・確保について（学術審議会）」に対する意見を提出	9月18日	大学審議会、「大学運営の円滑化について」答申 大学審議会、「組織運営部会における審議の概要―大学教員の任期制について―」報告

月　日	国大協の動き	月　日	一　般　事　項
			大学審議会、「大学教育部会における審議の概要―高等教育の一層の改善について―」報告
9月25日	「人事院勧告の取扱いに関する要望書」を文部・大蔵各省、総務庁へ提出 平成8年度税制改正に関する下記要望書を自民党政務調査会へ提出 ・「日本学術振興会が特別研究員に支給する研究奨励金の所得税非課税措置の創設」 ・「育英奨学事業を行う民法法人・公益法人への寄付金・拠出金に係る住民税の控除制度の創設」		
9月29日	高等学校教育改革と大学入学者選抜について、全国高等学校長協会と懇談		
10月8日	「国立大学の授業料について（要望）」を大蔵省へ提出	10月3日	文部省、「大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定」通知（アビトゥア資格を有する者で18歳に達した者について大学入学資格を認める）
		10月25日	文部省、大学（教室）立地規制等見直しの検討開始
11月15日 ～16日	第97回総会開催 ・大学入試センターからの報告（報告） ・国立大学協会の組織運営の見直しについて ・教室系技術職員の専門行政職適用について ・国立大学の入学者選抜についての平成9年度実施要項、実施細目 ・高等教育の改善について ・教員の任期制について ・「文化学術立国を目指して」の刊行について	11月15日 11月20日	「科学技術基本法」公布 文部省、21世紀医学・医療懇談会発足
11月24日	「大学審議会大学教育部会における審議の概要―高等教育の一層の改善について―」「大学審議会組織運営部会における審議の概要―大学教員の任期制について―」に対する意見を提出	11月29日	薬学教育の改善に関する調査研究協力者会議、「薬学教育の改善について（中間まとめ(2)）」公表
12月25日	「教室系技術職員の専門行政職俸給表適用基準」に基づく教室系技術職員の専門行政職俸給表への移行について	12月8日	大学審議会、高等教育将来構想部会発足

月　日	国大協の動き	月　日	一 般 事 項
	（要望書）文部省へ提出		
平成８年（1996）			
１月22日	中国国家教育委員会高等教育立法関係視察団と懇談		
１月30日	会長、科学技術庁の科学技術基本計画に関するヒアリングで意見陳述		
１月31日	生涯学習審議会の「社会教育主事、学芸員、司書等の養成及び研修の充実の在り方」に対する意見を提出		
		２月１日	学術審議会科学研究費分科会、「科学研究費補助金の制度の改善について」審議状況報告
３月７日	理事会、「教員養成特別委員会」「医学教育特別委員会」の設置を承認	３月19日	薬学教育の改善に関する調査研究協力者会議、「最終まとめ」報告
３月31日	大学院問題特別委員会、「国立大学大学院の現状と課題」の調査報告書の刊行をもって解散	３月25日	文部省、大学の理工系分野における創造的人材育成のための産学懇談会、「創造的人材育成のために」報告
４月	「医学部、歯学部、附属病院の課題とその改善について（アンケート調査結果）」刊行	４月24日	生涯学習審議会、「地域における生涯学習機会の充実方策について」答申
４月10日	副会長、高等教育の将来構想に関する諸問題について、大学審議会高等教育将来構想部会で意見陳述		生涯学習審議会社会教育分科審議会、「社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修等の改善方策について」報告
５月９日	会長、文部大臣と面談し「国立大学教官等の定員削減計画に関する要望書」を提出 常務理事会、第６常置委員会に学生納付金等検討小委員会の設置を承認		
５月31日	「国立大学教官等の定員削減計画に関する要望書」を自民党幹事長、政務調査会長代理、文教制度調査会長、文教部会長へ提出		
６月18日～19日	第98回総会開催 ・大学入試センターからの報告（報告） ・国立大学の平成10年度入学者選抜の基本方針 ・国立大学教官等の待遇改善に関する要望書 ・人事院勧告の取扱いについての要望書 ・専門行政職移行問題について	６月13日	21世紀医学・医療懇談会、「21世紀の命と健康を守る医療人の育成を目指して（第一次報告）」提出
		６月18日	中央教育審議会、「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（審議のまとめ）」公表

月　日	国大協の動き	月　日	一　般　事　項
	・当面する諸問題（施設、臨時学生定員増問題、支援職員問題）		
6月28日	「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（中央教育審議会：「審議のまとめ」の骨子）」に対する意見を提出		
7月18日	「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」を文部大臣、人事院総裁へ提出	7月2日	「科学技術基本計画」閣議決定
		7月10日	大蔵省財政制度審議会、「財政構造改革を考える」発表
7月25日	会長、「科学技術基本計画についてに対する答申」に関連し、研究者及び技術者並びに研究支援者の養成確保に関する要望書を、文部・大蔵各省、総務庁へ提出	7月19日	中央教育審議会、「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」第一次答申
		7月25日	行政改革委員会規制緩和小委員会、学校選択の弾力化等96年度の規制見直し38項目を発表
		7月29日	教育職員養成審議会、「新たな時代に向けての教員養成の改善方策について」諮問 学術審議会、「21世紀に向けての研究者の養成・確保について」建議 学術審議会、「大学図書館における電子図書館的機能の充実・強化について」建議 学術審議会、「科学研究費補助金の充実について」中間まとめ
8月15日	会長、教室系技術職員の位置づけ、待遇改善に関する施策について、文部省高等教育局長と面談して要望		
9月18日	「人事院勧告の取扱いに関する要望書」を文部・大蔵各省、総務庁へ提出		
10月25日	「教室系技術職員の重要性と技術部、技術系専門職の配置等について」の要望書を文部省へ提出	10月1日	大学審議会、「大学院の教育研究の質的向上に関する審議のまとめ」発表
		10月29日	大学審議会、「大学教員の任期制について―大学における教育研究の活性化のために―」答申 大学審議会、「高等教育将来構想部会における審議の概要―平成12年度以降の高等教育の将来構想について」報告
11月1日	「国立大学と民間企業との共同研究で民間企業が支出した法人税額控除制度の延長措置を講じること（共同試験研究促進税制の延長・拡充）に関する要		

月　日	国大協の動き	月　日	一 般 事 項
	望書」「育英奨学事業を行う民法法人・公益信託に対する寄付金について住民税の控除制度創設に関する要望書」を自民党政務調査会長へ提出		
11月12日	「国立大学の学生納付金について（要望）」を大蔵省へ提出		
11月13日	第99回総会開催	11月21日	内閣総理大臣の直属機関として行政改革会議を設置
～14日	・国立大学の入学者選抜についての平成10年度実施要領、実施細目 ・UMAP国際事務局について ・教室系技術職員の処遇問題について ・当面する諸問題（大学教員の任期制、入試等）		
11月20日	第３常置委員長、育英奨学事業の在り方に関する調査研究協力者会議で意見陳述		
12月19日	大学入試選抜と高校教育の課題について、全国高等学校長協会と懇談	12月４日	日経連会長、就職協定を平成９年度から廃止すると表明
		12月12日	文部省の産学の連携協力の在り方に関する調査研究協力者会議、「新しい産学協同の構築をめざして（国立大学教員の兼業範囲拡大等）」中間報告
平成９年（1997）			
１月16日	会長、教育改革問題について、文部大臣と懇談し意見交換	１月10日	就職協定協議会、協定廃止を決定
１月23日	第３常置委員長、今後の教育課程の在り方について、教育課程審議会総会で意見陳述	１月20日	学術審議会学術研究体制特別委員会学術研究における研究評価に関するワーキンググループ、「学術研究における研究評価の在り方について」中間報告
１月28日	第２常置委員長、大学の入学者選抜の改善について、中央教育審議会で意見陳述	１月24日	文部省、「教育改革プログラム」策定
		１月29日	大学審議会、「平成12年度以降の高等教育の将来構想について」答申（平成12年度から16年度まで急激な18歳人口の減少に伴い、計画的整備目標の設定は適当でなく、大学等の全体規模については基本的に抑制的に対応）
３月３日	理事会、国立大学民営化議論等への対処として、「国立大学の在り方と使命に関する特別委員会」設置	３月28日	文部省の留学の入学選考の在り方に関する調査研究協力者会議、「留学生の入学選考の改善方策等につい

月　日	国大協の動き	月　日	一　般　事　項
			て」報告
		3月30日	大学審議会、「大学院部会における審議の概要―通信制の大学院について―」報告
		3月31日	文部省の産学の連携協力の在り方に関する調査研究協力者会議、「新しい産学協同の構築をめざして（国立大学教員の兼業範囲拡大等）」報告
4月1日	会長に井村裕夫京都大学長、事務局長に伊藤才一郎就任	4月1日	第九次国家公務員定員削減開始（削減数3,640人）
4月23日	「今後の育英奨学事業の在り方について」に対する意見を文部省へ提出		
5月12日	会長及び副会長等、行政改革問題について、文部省官房長及び高等教育局長と懇談し意見交換		
5月14日	会長、教育改革フォーラム（文部省主催、テーマ：経済社会と教育、於：東京）に出席し意見陳述		
5月28日	第2・第7常置委員長、高等教育分野の規制緩和方策について、行政改革委員会規制緩和小委員会に出席し意見陳述		
6月2日	理事会、文部省の留学生の入学選考の在り方に関する調査研究協力者会議の「留学生の入学選考の改善方策について」に対する第2・第5常置委員会の意見を了承	6月3日	財政構造改革会議の方針に基づき、教員養成学部の入学定員5,000人を平成10年度から12年度の間に削減することを閣議決定
		6月11日	「男女雇用機会均等法」「労働基準法」改正
6月17日～18日	第100回総会開催 ・特別委員会の設置（国立大学の在り方と使命に関する特別委員会の設置）（報告） ・平成11年度入学者選抜の基本方針 ・国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について ・人事院勧告の取扱いに関する要望について ・国立大学附属図書館の整備充実に関する要望について ・大学入試センターからの報告 ・当面する諸問題（①行政改革と国立大学の在り方、②大学入試センター試験の問題、施設設備費をめぐる問題、③財政構造改革会議、④大学教	6月13日	「大学教員等の任期に関する法律」成立

月　日	国大協の動き	月　日	一 般 事 項
	員等の任期制について） 中央教育審議会の「21世紀を展望した我が国の教育の在り方（審議の概要その３）」に対する意見を提出		
6月20日	「新たな時代に向けた教員養成の改善方策について（教育職員養成審議会）」に対する意見を提出	6月26日	中央教育審議会、「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」第二次答申（飛び入学導入等）
6月23日	「留学生の入学選考の改善方策について」（留学生の入学選考の在り方に関する調査研究協力者会議）に対する意見を提出 会長、教育改革フォーラム（文部省主催、テーマ：経済社会と教育、於：大阪）に出席し意見陳述	6月27日	学術審議会学術情報資料分科会学術情報部会、「学術データベース整備の推進方策について」中間まとめ
6月30日	会長・副会長、文部大臣、総務庁長官、行政改革会議事務局長と面談し、「行財政改革と国立大学の在り方について（要望）」を提出 会長・副会長、文部大臣と面談し、「国立大学の施設の整備・改善について」要望	6月30日	地域における生涯大学システムに関する調査研究協力者会議、「地域における生涯大学システムの整備について」作成・配布
7月９日	「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」を文部大臣、人事院総裁へ提出		
7月10日	会長・副会長、自民党幹事長及び内閣官房副長官とそれぞれ面談し、「行財政改革と国立大学の在り方について（要望）」を提出	7月25日	学術審議会、「学術研究における評価の在り方について（中間まとめ）」をまとめる 学術審議会、「科学研究費補助金の充実について（中間まとめ）」をまとめる
		7月28日	教育職員養成審議会、「新たな時代に向けた教員養成の改善方策について」第一次答申（教育実習期間の増加等による教員の資質向上等）
		7月31日	留学生政策懇談会、「今後の留学生政策の基本的方向について」第一次報告
8月４日	「大学教員等の任期制に関する法律の施行に関連する要望書」を文部省へ提出	8月５日	文部省、「教育改革プログラム」改訂
8月11日	「国立大学附属図書館の整備充実に関する要望」を文部省へ提出	8月10日	文部省、国立大学教員の任命権を文部大臣から各学長へ
8月19日	「今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方（保健体育審議会中		

月　日	国大協の動き	月　日	一　般　事　項
	間まとめ)」に対する意見を提出		
9月16日	「人事院勧告の取扱いに関する要望書」を文部・大蔵各省、総務庁へ提出	9月18日	文部・通産・労働三省、インターシップ推進の基本方策まとめる
9月18日	下記3件の税制改正要望書を自民党政務調査会へ提出 ・「国立大学と民間企業との共同試験研究促進税制について、高速ネットワークを活用した情報通信技術等に関する共同研究を優遇措置の対象とすることに関する要望」 ・「育英奨学事業を行う民法法人・公益信託への寄付について住民税の控除制度を創設することに関する要望」 ・「留学生ホームステイ受入れ家庭の所得税軽減措置創設に関する要望」	9月30日	大学審議会、「大学教育部会における審議の概要（その2）—高等教育の一層の改善について—」報告 大学審議会、「大学院部会における審議の概要—通信制の大学院について—」報告 大学審議会「マルチメディア教育部会における審議の概要—『遠隔授業』の大学設置基準における取り扱い等について—」報告
9月19日	「学術研究における評価のあり方について（学術審議会中間まとめ)」に対する意見を提出		
10月8日	「養護教諭の養成カリキュラムについて（教育職員養成審議会)」に対する意見を提出	10月8日	文部省、「留学交流の推進について」通知
10月21日	緊急常務理事会、「国立大学の独立行政法人化（エージェンシー）化について」反対決議 会長、副会長及び第4常置委員長、「国立大学の独立行政法人（エージェンシー）化について」記者会見を行い、反対声明発表	10月18日	大学審議会、修士課程に限り通信制大学院を認める提言 自民党行政改革推進本部、国立大学の民営化又は独立行政法人（エージェンシー）化検討を打ち出す
10月31日	大学審議会、大学教育部会の「審議の概要（その2）—高等教育の一層の改善—」に対する意見を提出 大学審議会、大学院部会の「通信制の大学院について」に対する意見を提出		
11月12日 ～13日	第101回総会開催 ・国立大学の入学者選抜についての平成11年度実施要領、実施細目について ・大学の教育研究にかかる技術職員問題について ・UMAP先行事務局の設置と管理・運営並びにサポート体制について ・当面する諸問題（①国立大学の独立行政法人化、民営化、②大学の組織		

月　日	国大協の動き	月　日	一 般 事 項
	運営の在り方、③教員の任期制、④入学者選抜について） ・大学入試センターからの報告		
11月22日	九州大学長・北海道大学長、教育改革フォーラム（文部省主催、テーマ：経済社会と教育、於：福岡・札幌）に出席し意見陳述		
12月１日	副会長・第６常置委員長、「国立大学の学生納付金についての（要望）」を文部・大蔵各省へ提出	12月３日 12月９日	行政改革会議最終報告 学術審議会、「学術研究における評価の在り方について」建議
12月16日	会長に阿部謹也一橋大学長が就任	12月17日	学術審議会学術情報資料分科会学術情報部会、「学術データベース整備の推進方策について」報告
12月24日	大学入試に関わる諸問題について、全国高等学校長協会と懇談	12月18日	大学審議会、「通信制の大学院について」答申 大学審議会、「高等教育の一層の改善について」答申 大学審議会、「遠隔授業の大学設置基準における取扱い等について」答申
平成10年（1998）			
		１月17日	大学入試センター試験（～18日）、受験者59万7,000人で初めて減少
２月３日	「教育課程の基準の改善の基本方針について（教育課程審議会中間まとめ）」に対する意見を提出		
３月19日	理事会、「大学入学者選抜の改善に向けて」承認		
２月25日	ドイツ大学総長会議副議長が国大協会長を訪問し、日独両国大学間交流の国際交流活動の促進、特に単位互換・学位認定の大枠を定めたい旨要望を受ける		
３月31日	会長・副会長及び第６常置委員長、「国立大学施設の整備に関する緊急の訴え」を文部大臣へ提出 第２常置委員会の入試将来ビジョン検討小委員会解散	３月10日 ３月16日	文部省、「大学間特別研究留学生交流協定に基づき国立大学において研究指導を受ける公立又は私立の大学の特別研究学生に対する授業料の取扱いについて」通知 今後の国立大学等施設の整備に関する調査研究協力者会議、「国立大学等施設の整備充実に向けて―未来を拓くキャンパスの創造―」報告
４月１日	教員養成特別委員会及び医学教育特別	４月１日	「小学校及び中学校の教諭の普通免

月　日	国大協の動き	月　日	一　般　事　項
	委員会を継続設置 UMAP（アジア太平洋大学間交流機構）先行国際事務局を東京大学教養学部内に設置		許状授与に係る教育職員免許法の特例に関する法律」施行
4月6日	「研究交流促進法の一部を改正する法律案及び大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案の制定に関する要望について」を文部大臣へ提出		
4月8日	会長、副会長及び第6常置委員長、「国立大学施設の整備に関する緊急の訴え」を自民党幹事長、政務調査会長、総務会長、文教制度調査会長、前大蔵大臣、大蔵省主計官に面談し、提出・要望（4月8日、9日、14日、23日、28日）	4月9日	「教育公務員特例法」改正（国立大学の教員等が休職により民間等との共同研究へ参画する場合の退職手当算定上の不利益が解消）
5月11日	第7常置委員会、「国立大学における文献複写に関わる著作権処理に関する当面の方針について」を作成	5月6日	「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」公布
5月20日	「新しい時代を拓く心を育てるために（中央教育審議会中間報告）」に対する意見を提出		
5月28日	第1常置委員長が、「大学の組織運営システムの改革についての意見」を大学審議会へ提出		
6月1日	第2常置委員会に「大学入試情報開示に関する検討小委員会」を設置、第6常置委員会の「学生納付金等検討小委員会」を継続設置	6月12日	「中央省庁改革基本法」公布
6月5日	「大学評価に関する特別委員会」「大学教育におけるリベラル・アーツの役割をめぐる特別委員会」を設置		
6月9日	「国立大学の教員等に対する国家公務員倫理法の適用について（要望）」を文部大臣へ提出		
6月15日	「今後の地方教育行政のあり方について（中央教育審議会中間報告）」についての見解を提出		
6月16日 ～17日	第102回総会開催 ・会則を改正し、教員委員の任期を最長3期6年に限定 ・国立大学教官等の待遇改善に関する要望 ・「ドイツ大学総長会議」並びに「フ	6月30日	大学審議会、「21世紀の大学像と今後の改革方策について―競争的環境の中で個性が輝く大学―（中間まとめ）」発表 中央教育審議会、「幼児期からの心の教育について」答申

月　日	国大協の動き	月　日	一 般 事 項
	ランス国立大学学長会議」からの申出に対する対応について ・当面する諸問題（①国立大学の組織運営、②国立大学における情報公開について）		
7月6日	「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」を文部・大蔵各大臣、人事院総裁へ提出	7月30日	東京大学先端技術研究所、「先端科学技術インキュベーションセンター」設立を発表
7月14日	会長、副会長、「研究所運営経費等の削減問題」について文部事務次官と面談し、要望		
8月1日	「国大協50周年記念行事準備委員会」を設置		
8月20日	「21世紀の大学像と今後の改革方策（大学審議会中間まとめ）」に対する意見を提出		
8月24日	「修士課程を積極的に活用した教員養成の在り方（教育職員養成審議会中間まとめ）」に対する意見を提出		
9月11日	「人事院勧告の取扱いに関する要望書」を文部・大蔵各省、総務庁へ提出	9月21日	中央教育審議会、「今後の地方教育行政の在り方について」答申
9月25日	「平成11年度税制改正に関する要望書（科学研究費、共同研究費、共同研究施設等）」を自民党政務調査会税制調査会へ提出		
10月14日	「修士課程を積極的に活用した教員養成のあり方（教育職員養成審議会審議経過報告）」に対する意見提出	10月26日	大学審議会、「21世紀の大学像と今後の改革方策について―競争的環境の中で個性が輝く大学―」答申
		10月29日	教育職員養成審議会、「修士課程を積極的に活用した教員養成の在り方について―現職教員の再教育の推進―」第二次答申
11月1日	第7常置委員会に情報公開法に関する検討小委員会を設置		
11月11日～12日	第103回総会開催 ・国立大学の入学者選抜についての平成12年度実施要領、実施細目について ・当面する諸問題（①大学審議会の答申に基づく法制化、②独立行政法人、③アカデミック・カウンシル構想、④大学審議会答申について）		
11月12日	「21世紀の大学像と今後の改革方策についての「評価と情報収集・提供、調		

月　日	国大協の動き	月　日	一　般　事　項
	査研究の第三者機関』の具体化に関する要望書」を文部事務次官、高等教育局長及び学術国際局長へ提出		
11月19日	民主党文教部会税制小委員会から、平成11年度税制改正に関する要望について意見聴取の要請により、意見陳述		
12月１日	会長に蓮實重彦東京大学長が就任		
12月９日	両副会長等、民主党文教部会の要請により「21世紀の大学像と今後の改革方策について（大学審議会答申）」のヒアリングに出席し、意見陳述		
12月11日	「国立大学の学生納付金について（要望）」を大蔵・文部各大臣へ提出	12月10日	著作権審議会マルチメディア小委員会ワーキンググループ「技術的保護・管理関係」報告
	会長・副会長、第１・第４・第６常置委員長、文部大臣と面談し「国立大学の独立行政法人化反対」を申し入れ	12月25日	文部省、「ヒトの胚性幹細胞に関する研究について」通知
	「国立大学の独立行政法人化反対」を記者会見で表明	12月26日	文部省、「インターシップの推進について」通知
12月14日	会長、「国立大学の独立行政法人構想の最近の動向について」各国立大学長へ連絡		
平成11年（1999）			
２月５日	常務理事会、国立大学の独立行政法人の問題について情報交換		
２月10日	会長・第１常置委員長、大学審議会答申に基づく法律改正事項について、文部省大学課長と面談し、要望	２月９日	学術審議会科学研究費分科会、「科学研究費補助金の在り方について」報告
		２月17日	学術審議会特定研究領域推進分科会バイオサイエンス部会、「大学等におけるゲノム研究の推進について」中間報告
		２月26日	21世紀医学・医療懇談会、「21世紀に向けた医師・歯科医師の在り方について」第四次報告
３月２日	「国立大学の在り方と使命に関する特別委員会」任期満了により解散	３月２日	学術審議会学術研究体制特別委員会、「科学技術創造立国を目指す我が国の学術研究の総合的推進について」審議経過報告
３月５日	理事会、国立大学の独立行政法人の問題について意見交換	３月９日	大学審議会、「大学設置基準等の改正について」答申
		３月29日	「改訂高等学校学習指導要領」告示
３月31日	民主党文教部会より「学校教育法等の一部を改正する法律案」についてヒア	３月31日	「短期大学設置基準」改正 学生のボランティア活動の推進に関

月　日	国大協の動き	月　日	一 般 事 項
	リングの要請があり、両副会長・第1常置委員長が意見陳述		する調査研究協力者会議、「大学教育におけるボランティア教育活動の推進について」報告
		4月9日	学術審議会特定研究領域分科会宇宙化学部会、「宇宙化学関係機関等における今後の連携・協力の在り方について」報告 学術審議会特定研究領域分科会加速器科学部会、「加速器科学関係機関等における今後の連携・協力の在り方について」報告
4月11日	国大協4名の学長、ドイツ大学総長会議主催「高等教育分野の改革についての日独セミナー」に出席、同国の高等教育機関等を視察（～19日）	4月16日	学術審議会特定研究領域分科会原子力部会、「原子力学関係機関等における今後の連携・協力の在り方について」報告
		4月22日	科学技術会議政策委員会、「科学技術基本計画のフォローアップについて」中間報告
		4月27日	中央省庁等改革推進本部、「中央省庁等改革の推進に関する指針」決定
		5月26日	学術審議会、「科学技術創造立国を目指す我が国の学術研究の総合的推進について」中間まとめ
		5月28日	「大学等における遺伝子治療臨床研究に関するガイドライン」改正
6月15日 ～16日	第104回総会開催 ・国立大学教官等の処遇改善に関する要望書について ・人事院勧告の取扱いに関する要望について ・教職員問題について ・国立大学の入試情報開示に関する基本的な考え方について ・当面する諸問題（独立行政法人化問題） ・「国立大学の入試情報開示に関する基本的な考え方」（修正版）について	6月2日	科学技術会議、「未来を拓く情報科学技術の戦略的な推進方策の在り方について」答申
6月17日	会長・大学評価特別委員会委員長、「大学評価機関（仮称）の在り方について」の要望書を学位授与機構長に提出	6月17日	学術審議会特定研究領域推進分科会バイオサイエンス部会、「大学等におけるゲノム研究の推進について」中間報告
		6月29日	学術審議会、「科学技術創造立国を目指す我が国の学術研究の総合的推

月　日	国大協の動き	月　日	一　般　事　項
			進について」答申
7月14日	「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」を文部大臣、人事院総裁、大蔵省関係官へ提出	7月8日	大学審議会、「大学院入学者選抜の改善について―大学院部会における審議の概要―」報告
7月24日	「大学評価機関（仮称）の在り方について」の要望書を、大学評価機関（仮称）創設準備委員会へ提出	7月16日	文部科学省設置法、独立行政法人通則法等中央省庁改革関連法公布
7月26日	大学審議会の「大学院部会における審議の概要―大学院入学希望者選抜の改善について―」に対する意見を提出		
7月29日	第1常置委員会に「独立行政法人化問題に関する検討小委員会」を設置（設置期間：2年間）		
8月5日	教育職員養成審議会の「養成と採用・研修との連携の円滑化について（論点整理）」に対する意見を提出	8月9日	大学審議会、入試制度改革、出身大学以外の学生の大学院入学促進等による研究活性化を答申
8月20日	独立行政法人化問題を協議するため臨時理事会を開催	8月13日	「国旗・国歌法」「国家公務員倫理法」公布
9月7日	第1常置委員会、同独立行政法人化問題に関する検討小委員会のとりまとめた「国立大学と独立行政法人化問題について（中間報告）」を承認し、各大学長に送付		
9月13日	臨時総会開催 ・国立大学と独立行政法人化の問題について		
9月15日	副会長・第5常置委員会委員長、第7回UMAP総会（韓国・ソウル）に出席（～17日）		
10月18日	第6常置委員会委員長等、「国立大学の整備・改善について」の要望書を自由民主党幹部、文部大臣他関係官、大蔵省関係官に提出（～27日）		
11月4日	英国大学学長会議会長等が来局		
11月17日	第105回総会開催 ・国立大学と独立行政法人化の問題について ・当面する諸問題（高等教育の将来像について） ・第8常置委員会の設置について		
11月18日	教育職員養成審議会の「養成と採用・研修との連携の円滑化について（審議経過報告）」に対する意見を提出		
11月22日	中央教育審議会の「初等中学校と高等		

月　日	国大協の動き	月　日	一 般 事 項
	教育との接続の改善について（中間報告）」に対する意見を提出		
12月10日	会長・両副会長及び第１常置委員会委員長、文部大臣と面談 第５常置委員長、「放送大学での科目の開講について（要望）」を放送大学長に提出	12月16日	中央教育審議会、「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」答申
平成12年（2000年）			
１月14日	第１常置委員会、「高等教育・学術研究の将来像を考える場合の大学が具備すべき基本的要件―アンケート結果の報告―」を取りまとめ、各大学に送付		
１月24日	第７常置委員長、「国家公務員倫理法の運用にあたっての留意点の整理について」を文部省人事課長に提出		
３月７日	会長・副会長・第１常置委員会委員長、文部事務次官及び高等教育局長と独立行政法人化問題について懇談	３月24日	留学生政策懇談会、「知的国際貢献の発展と新たな留学生政策の展開を目指して―ポスト2000年の留学生政策―」発表
３月８日	理事会、独立行政法人化問題のうち、特に財政問題等を中心に更なる検討を第１常置委員会に付託	３月27日	第１回「教育改革国民会議」開催
３月13日	教育課程審議会の「児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の在り方について」に対する意見を提出	３月29日	「改訂高等学校学習指導要領」告示
３月16日	会長・副会長、文部事務次官の立会いの下、総理大臣と国立大学独立行政法人化の問題について懇談		
３月31日	教員養成特別委員会、「大学における教員養成―今後の教員養成と教育系学部の在り方について（調査結果と考察）」をとりまとめる		
４月１日	第８常置委員会（所管事項：評価）が発足		
４月26日	会長・副会長、国立大学の独立行政法人化問題について高等教育局長と懇談		
５月18日	教育職員養成審議会に「『情報』及び『福祉』の『教科に関する科目』に関する意見について」を提出		
５月19日	理事会開催 ・国立大学の設置形態の問題について意見交換 ・男女共同参画に関するワーキング・		

月　日	国大協の動き	月　日	一　般　事　項
	グループが取りまとめた報告書「国立大学における男女参画を推進するために」承認 ・第２常置委員会入試改革に関する検討小委員会設置を承認		
5月25日	大学審議会の「大学入試の改善について（中間まとめ）」に対する意見を提出		
6月13日	第106回総会開催 ・国立大学の独立行政法人化問題について（①国大協に設置形態検討特別委員会を設置すること②文部省に設置予定の「国立大学の独立行政法人化に関する調査検討会議」に積極的に参加する用意があることを確認）	6月14日	調査研究協力者会議、「大学における学生生活の充実方策について―学生の立場に立った大学づくりを目指して―」報告
6月16日	会長・第４常置委員会委員長、「国立大学教官等の定員削減計画に関する要望書」を総務庁長官に提出	6月30日	大学審議会、「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について（審議の概要）」報告
7月１日	「設置形態検討特別委員会」を設置		

V　資　　料

(1) 国立大学協会会則

(昭和40年４月１日制定)

改正　昭和46．６．23第 48回総会　　平成４．11．11第 91回総会
平成７．11．15第 97回総会　　平成８．６．18第 98回総会
平成10．６．16第102回総会

第１章　総　　則

(名　称)

第１条　本会は、国立大学協会と称する。

(組　織)

第２条　国立大学協会（以下「協会」という。）は、国立大学を会員として組織する。

(主たる事務所)

第３条　協会の主たる事務所は、東京都文京区本郷７丁目３番１号に置く。

第２章　目的及び事業

(目　的)

第４条　協会は、国立大学相互の緊密な連絡と協力をはかることにより、その振興に寄与することを目的とする。

(事　業)

第５条　協会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行なう。

(1)　国立大学の振興につき必要な調査研究

(2)　研究及び教育における大学相互の協力援助に関して必要な事業

(3)　前２号に掲げるもののほか協会の目的を達成するために必要な事業

第３章　会員の代表

(会員の代表)

第６条　協会において、会員たる国立大学を代表する者は、当該大学の学長又は学長の職務を行なう者とする。

２　前項の規定により大学を代表する者（以下「代表者」という。）に事故があるときは、そのつど当該大学の指定する教員が、代表者の任務を行なうことができる。

第４章　機　　関

第１節　総　　会

(総会の組織)

第７条　総会は、会員の代表者をもって組織する。

(協会の意思の決定表示)

第８条　協会がその意思を決定し又は表示する場合は、総会の議によらなければならない。ただし、緊急の必要があり総会を招集するいとまがない場合においては、理事会の議により、これを行なうことができる。

２　前項ただし書の規定によってなされた措置については、次の総会においてその承認を得なければならない。

(総会の招集)

第９条　総会は、会長が招集する。

（定例総会）
第10条　定例総会は、毎年２回招集するものとする。その時期は６月及び11月を常例とする。
（臨時総会）
第11条　会長は、必要があると認めたときは、臨時総会を招集することができる。
２　会員総数の８分の１以上の大学から、議題を示して要求があったときは、会長は、臨時総会を招集しなければならない。
（議　長）
第12条　会長は、総会の議長となる。
２　会長に事故があるときは、会長の指名する副会長が議長の職務を行なう。
３　会長及び副会長ともに事故があるときは、総会において、理事の中から議長の職務を行なう者を定める。
（定足数及び表決）
第13条　総会は、会員総数の半数以上の代表者が出席しなければ、議事を開き議決をすることができない。
２　総会の議事は、特別の定めのある場合を除き、出席代表者の過半数をもって決する。
３　議長は、表決権を失わないものとする。
（議事運営に関する事項）
第14条　この会則に定めるもののほか、総会の議事運営に必要な事項は、議長が総会に諮って定める。

第２節　理事及び理事会

（理　事）
第15条　協会に、理事21人を置く。
２　理事は、総会において互選された大学の代表者をもってあてる。
（理事の任期）
第16条　理事の任期は、２年とする。ただし、補欠の理事の任期は、前任者の残任期間とする。
２　同一の大学の代表者が引き続いて理事となることは、妨げられないものとする。
３　理事がその任期中に当該大学の代表者でなくなったときは、当該大学の後任の代表者が理事となる。その者の任期は、前任者の残任期間とする。
（理事会）
第17条　理事会は、理事及び各常置委員会の委員長をもって組織する。
２　理事会は、協会の運営に関する事項を処理する。
３　会長は、理事会を招集し、その議長となる。
４　第12条第２項及び第３項の規定は、理事会の議長に準用する。
（定足数及び表決）
第18条　理事会は、理事及び各常置委員会の委員長の総数の半数以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。
２　理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
（常務理事会）
第19条　常務理事会は、次に掲げる者をもって組織する。
⑴　会長及び副会長
⑵　各常置委員会の委員長
２　常務理事会は、次に掲げる事項を処理する。

(1) 協会運営の常務に関する事項
(2) 総会又は理事会の委任にかかわる事項
3 常務理事会において処理した事項は、次の総会又は理事会において、報告をしなければならない。

第3節 会長及び副会長

(会長及び副会長)
第20条 協会に、会長1人及び副会長2人を置く。
2 会長及び副会長は、理事の互選により定める。
3 会長又は副会長は、理事としての任期が満了したときは、その地位を失う。
4 会長又は副会長が辞任し、又は大学の代表者でなくなったときは、第2項の規定により、会長又は副会長を定めるものとする。
(会長及び副会長の職務)
第21条 会長は、協会の会務を総括し、協会を代表する。
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を行なう。

第4節 委 員 会

(常置委員会)
第22条 協会の事業に関する事項を分担して調査研究するため、総会の定めるところにより、若干数の常置委員会を置く。
2 常置委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
(1) 総会において選出された大学の代表者 若干名
(2) 理事会が国立大学の教員の中から選任した者 若干名
3 常置委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、前項第2号の委員の在任期間は、3期6年間を限度とする。
4 第16条第2項及び第3項の規定は、大学の代表者たる常置委員会の委員に準用する。
(特別委員会)
第23条 理事会は、臨時に特別の事項を調査研究するために必要があるときは、常務理事会の議を経て、特別委員会を設置することができる。
2 特別委員会の設置期間は、理事会で別に定めた場合を除き、2年以内とする。
3 特別委員会の委員は、理事会が選任する。この場合においては国立大学の教員を委員に加えることができる。
(委員長)
第24条 委員長は、委員会において委員の互選により定める。ただし、新たに委員会を設置する場合には、必要に応じ当初の委員長を会長が指名することができる。
2 委員長は、総会において、その委員会の担当事項について報告しなければならない。
3 特別委員会の委員長は、理事会に出席し、その委員会の担当事項について意見を述べることができる。
(定足数及び表決)
第25条 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、議事を開き議決をすることができない。
2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
(専門委員)
第26条 委員会は、専門委員を置くことができる。

2　専門委員は、国立大学の教職員の中から選任する。

（臨時の委員及び専門委員）

第26条の2　委員会は、特別の事項を審議するため特に必要があるときは、常務理事会の議を経て、国立大学の元教員を臨時委員又は臨時専門委員とすることができる。

2　委員会は、必要があるときは、当該委員会の所掌事項に関し、専門的知識を有する者に出席を依頼し、意見を聞くことができる。

（小委員会）

第27条　委員会は、委員会の所掌事項のうち、特定の事項を審議するため必要があるときは、常務理事会の議を経て、小委員会を設置することができる。

2　小委員会の設置期間は、常務理事会で別に定めた場合を除き、2年以内とする。

3　小委員会の委員は、原則として10名以内とし、次に掲げる者の中から、常務理事会が選任する。

(1)　本協会の委員会の委員及び専門委員

(2)　国立大学の教職員

(3)　国立大学の元教員及び大学共同利用機関等の教職員で本委員会の所掌事項に関し専門的知識を有する者

4　小委員会の委員長は、委員会に出席し、報告を行い、意見を述べることができる。

（作業委員会）

第27条の2　委員会は、委員会の審議事項について準備、処理するため必要があるときは、作業委員会を置くことができる。

2　作業委員会の委員は、当該委員会の委員及び専門委員のうちから選任する。

（教員の意見陳述）

第28条　国立大学の教員は、協会の事業に関して協会に対し意見を述べることができる。

2　前項の意見は、文書で提出するものとする。

3　意見が協会に提出されたときは、会長は、これを関係のある事項を担当する委員会に回付するものとする。

4　前項の規定により、意見の回付を受けた委員会は、必要があると認めたときは、口頭によってその教員の意見を聴取することができる。

第5節　大学運営協議会

（大学運営協議会）

第29条　削　　除

第6節　監　　事

（監　事）

第30条　協会に、監事2名を置く。

2　監事は、総会で互選された大学の代表者をもってあてる。

（監事の任期）

第31条　監事の任期は、2年とする。

2　第16条第2項及び第3項の規定は、監事に準用する。

3　監事が常置委員会の委員長になったときは、監事の地位を失う。

（監事の職務）

第32条　監事は、協会の会計及び会務執行の状況を監査する。

2　監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

第５章　会　　計

（会計年度）

第33条　協会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

（経　費）

第34条　協会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。

（会　費）

第35条　会員は、総会の定める基準に従って理事会の定めるところにより、会費を納入しなければならない。

（予算及び決算）

第36条　協会の予算及び決算は、総会の承認を得なければならない。

第６章　事　務　局

（事務局及び事務職員）

第37条　協会に、事務局を置く。

2　事務局に、事務局長、事務局次長、主事及び事務職員若干名を置く。

3　事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を総括する。

4　事務局次長は、会長及び事務局長の命を受け、事務局長を補佐して事務局の事務を処理する。

5　主事は、会長、事務局長及び事務局次長の指揮を受け、事務局の事務を処理する。

6　事務職員は、協会の庶務に従事する。

第７章　会則の変更

（会則の変更）

第38条　この会則は、総会において、会員総数の３分の２以上の代表者の同意がなければ変更することができない。

附　則

1　この会則は、昭和40年４月１日から施行する。

2　国立大学協会会則（昭和25年７月13日施行。以下「旧会則」という。）は、廃止する。

3　この会則施行の際現に在任する会長、副会長、理事、監事及び常置委員会の委員は、次項の規定により後任者が選任されるまで在任するものとする。

4　この会則施行後最初の総会において、理事、監事及び常置委員会の委員の選任をしなければならない。

5　この会則施行の際現に在任する特別委員会の委員は、別段の措置がなされない限り、引き続き在任するものとする。

6　第22条第２項の委員の数は、当分の間、同項第１号の委員の数の３分の１以内とする。

7　この会則施行の際現に設置されている常置委員会は、第22条第２項第２号の委員が選任されるまでの間、従前の例により、その任務を行なうことができる。

8　旧会則の規定によりなされた措置は、別段の定めがない限り、その規定に対応するこの会則の規定によりなされたものとみなす。

附　則

1　この会則は、平成10年６月16日から施行する。

2　この会則改正の際、現に在任する第22条第２項第２号の委員の在任期間は、平成９年11月１日から起算する。

（参考）

国立大学協会会則（発足時）

（昭和25年７月13日制定）

第１章　総　　則

第１条　本会は、国立大学協会と称する。

第２条　本会は、国立大学相互の緊密な連絡と協力により、その振興に寄与することを目的とする。

第３条　本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1　国立大学の振興につき必要な調査研究

2　教授および研究上における大学相互の協力援助に関する事項

3　その他本会の目的達成に必要な事項

第４条　本会の事務所は、東京都東京大学構内に置く。

第２章　会　　員

第５条　本会は、国立大学を会員として組織する。

第３章　役　　員

第６条　本会に、次の役員を置く。

1　会　　長　１人

2　副 会 長　１人

3　理　　事　14人（会長、副会長を含む）

4　監　　事　２人

第７条　理事及び監事は、総会で会員の互選により定める。

2　会長及び副会長は、理事の互選により定める。

第８条　役員の職務は、次のように定める。

1　会長は、会務を総理し、本会を代表する

2　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する

3　理事は、理事会を組織し、本会運営に関する事項を処理する

4　監事は、会計を監査する

第９条　役員の任期は、２年とする。但し、再選することができる。

2　補欠によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第４章　会　　議

第10条　本会の会議は、総会および理事会とする。

2　総会及び理事会は、それぞれその総員の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。

3　議事は、すべて出席者の過半数で定める。

第11条　総会は毎年１回会長が招集する。但し、会長が必要と認めたとき又は会員拾名以上から要求があったときは、会長は、臨時に総会を招集することができる。

2　会長は、総会の議長となる。

第12条　理事会は、毎年３回以上会長が招集する。

2　会長は理事会の議長となる。

第13条　特別の事項を調査研究するため必要があるときは、会長は、理事会の議を経て特別委員

会を設けることができる。

第５章　会　　計

第14条　本会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。

第15条　本会の会計年度は毎年４月１日に始まり翌年３月31日で終る。

第６章　雑　　則

第16条　この会則の改正は、総会の議を経なければならない。

第17条　本会の庶務を処理するため、理事会の議を経て必要な職員を置くことができる。

附　則

第18条　この会則は、昭和25年７月13日から施行する。

大学運営協議会規程

（昭和38年２月28日制定）

平成４年11月11日廃止

〔前文略。本文参照〕

（協議会）

第１条　国立大学協会会則第29条に規定する大学運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営については、この規程の定めるところによる。

（任　務）

第２条　協議会は、次の事項を任務とする。

⑴　国立大学の管理運営の改善に寄与すること。

⑵　国立大学にその内部では解決することの困難な問題が生じた場合に、その大学の自主的な解決に助力すること。

（管理運営の改善）

第３条　協議会は、国立大学の管理運営の改善に寄与するため、次の事項を行なう。

⑴　大学の管理運営に関する内外の資料を収集し、これを整理すること。

⑵　国立大学の管理運営の改善に資するための方策を研究すること。

２　前項の資料及び方策は、国立大学が自主的に管理運営の改善を行なうための参考に供する。

３　協議会は、必要があるときは、国立大学の管理運営に関して、ひろく各方面の意見をきき又は各方面に意見を述べることができる。

（問題解決の助力）

第４条　協議会は、国立大学にその内部では解決することの困難な問題が生じたときは、その大学による自主的な解決を促進するために有効かつ適切とみとめられる助言その他の方法を講ずることによってその解決に助力する。

２　協議会は、実情を明らかにするため必要があるときは、関係者から事情をきき又は報告を求めることができる。

３　協議会は、必要があると認めるときは、助力の経過を国立大学協会の総会に報告し、その意見をきくことができる。

（助力の趣旨）

第５条　協議会が前条の助力を行なうにあたっては、前文の精神にしたがい、当該大学の自主性を充分に尊重することを要し、いやしくもその自治を侵害するようなことがあってはならない。

（助力の開始）

第６条　第４条の助力は、当該大学の正規の手続を経た学長の申出に基づいて行なう。

２　前項による場合のほか、協議会は、前文及び前条の精神に基づき、事態を慎重に考慮した上、とくに必要があると認めるときは、第４条の助力を行なうことができる。

（協議会の委員）

第７条　協議会は、次の委員で構成する。

⑴　国立大学協会の会長及び副会長

⑵　常置委員会の委員長

⑶　各地区の国立大学によって互選された大学の代表者

２　国立大学協会長たる委員は、協議会の委員長となる。

３　第１項第３号の地区別及び各地区の定員は、別表に定めるところによる。

４　第１項第３号に規定する委員については、次の例による。

⑴　任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

⑵　委員が任期中に当該大学の代表者でなくなったときは、その後任の代表者が委員となる。

⑶　同一の大学の代表者は、引続いて委員となることができない。ただし、補欠の委員であった場合は、この限りでない。

（臨時委員及び専門委員）

第８条　協議会は、臨時委員又は専門委員を置くことができる。

２　臨時委員は、国立大学の学長又は教員の中から選任する。臨時委員は、前条に規定する委員と同一の権限を有する。

３　専門委員は、国立大学の教職員の中から選任する。

４　協議会において、特別の事項を審議するため特に必要があるときは、協議会の議により国立大学の元教員を臨時委員又は臨時専門委員とすることができる。

（小委員会）

第９条　協議会は、特定の事項を処理するため必要があるときは、小委員会を設けることができる。

（委員の職務の辞退）

第10条　第２条第２号に規定する任務に関しては、利害関係を有する委員は、職務を行なうことを辞退しなければならない。

（実施に関する細則）

第11条　この規程の実施に関し必要な事項は、協議会の定めるところによる。

(2) 国立大学協会の組織図

1 発足時（昭和25年７月）

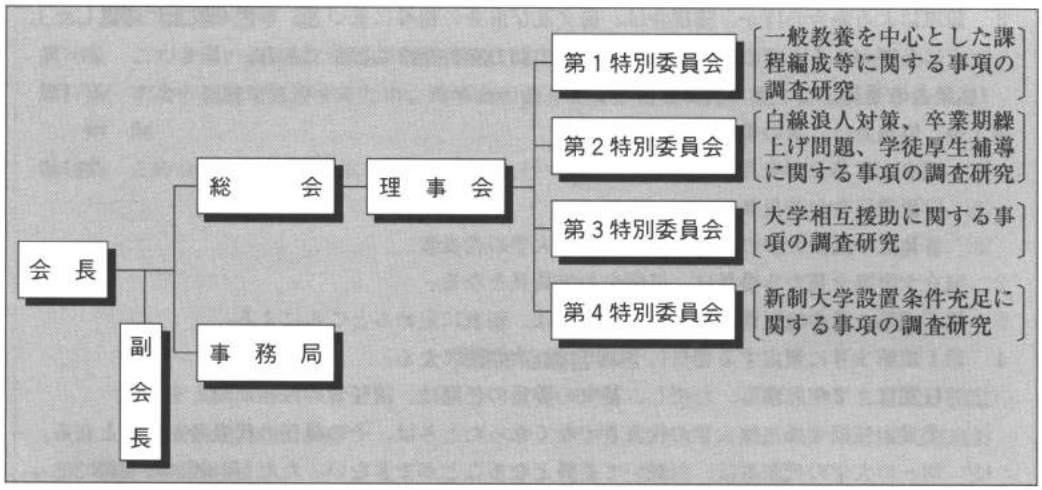

2 現行（平成12年７月）

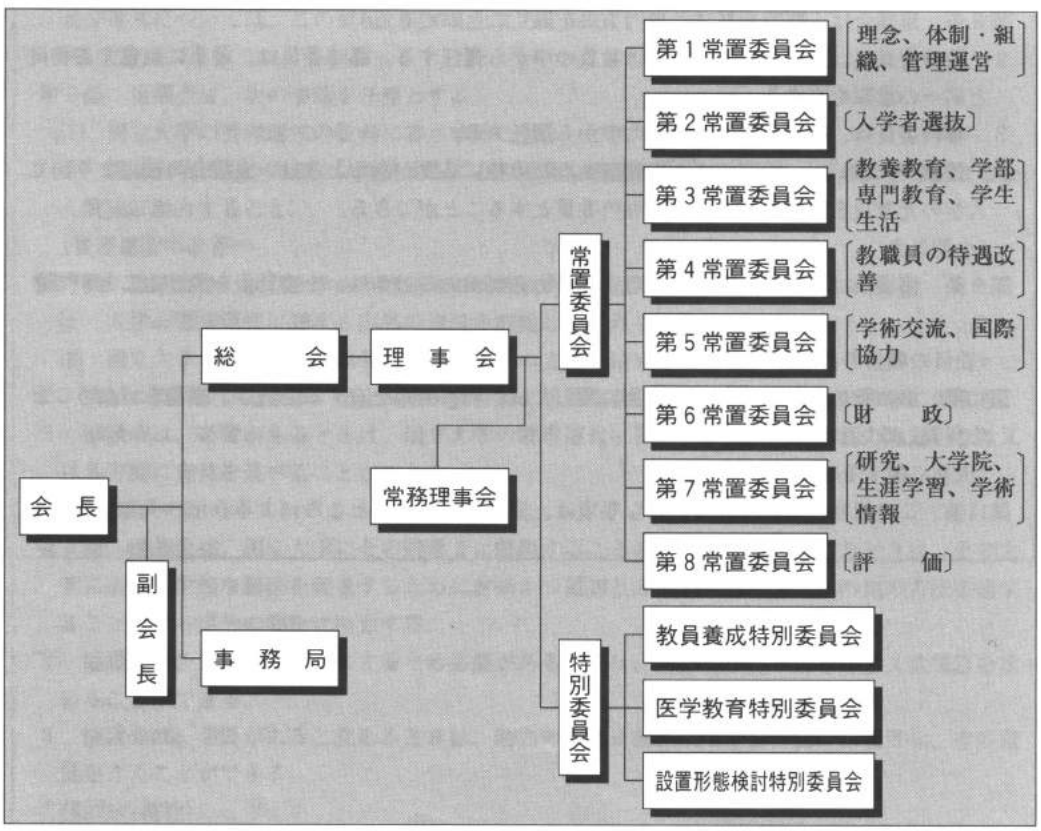

(3) 国立大学協会会員名簿

大学名	加入時期	大学名	加入時期	大学名	加入時期
北海道		横浜国立		神戸商船	第5回27.5.28
北海教育		新潟		奈良教育	
室蘭工業		長岡技術科学	第59回51.11.17	奈良女子	
小樽商科		上越教育	第63回53.11.29	和歌山	
帯広畜産		山梨		奈良先端科技	第89回平 3.11.13
旭川医科	第52回48. 6.19	山梨医科	第63回53.11.29	鳥取	
北見工業	第37回41. 6.22	信州		島根	
弘前		総合研究大学院	第83回63.11.16	島根医科	第57回50.11.12
岩手		政策研究大学院	第101回平 9.11.12	岡山	
東北		富山		広島	
宮城教育	第34回40. 6.24	富山医科薬科	第57回50.11.12	山口	
秋田		金沢		徳島	
山形		福井		鳴門教育	第69回56.11.11
福島		福井医科	第63回53.11.29	香川	
茨城		岐阜		香川医科	第63回53.11.29
図書館情報	第65回54.11.14	静岡		愛媛	
筑波	第53回48.12.12	浜松医科	第54回49. 6.18	高知	
宇都宮		名古屋		高知医科	第59回51.11.17
群馬		愛知教育		福岡教育	
埼玉		名古屋工業		九州	
千葉		豊橋技術科学	第59回51.11.17	九州芸術工科	第41回43. 6.25
東京		三重		九州工業	
東京医科歯科	第2回25.11.27	北陸先端科技	第87回平 2.11.14	佐賀	
東京外国語		滋賀		佐賀医科	第59回51.11.17
東京学芸		滋賀医科	第55回49.11.13	長崎	
東京農工		京都		熊本	
東京芸術		京都教育		大分	
東京工業		京都工芸繊維		大分医科	第59回51.11.17
東京商船		大阪		宮崎	
東京水産		大阪外国語		宮崎医科	第54回49. 6.18
お茶の水女子		大阪教育		鹿児島	
電気通信		兵庫教育	第63回53.11.29	鹿屋体育	第69回56.11.11
一橋		神戸		琉球	第50回47. 6.19

(注) 加入時期の欄中、年月日表示のないものはすべて昭和25年7月13日（協会創立時）を示す。

(4) 歴代会長・副会長名簿

会　長	在職期間	副会長(1)	在職期間	副会長(2)	在職期間	備　考
南原　繁(東京)	25. 7～26.12	森戸　辰雄(広島)	25. 7～38. 3			
矢内原忠雄(東京)	26.12～32.12					
茅　誠司(東京)	32.12～38.12			平沢　興(京都)	35. 6～38.12	副会長2名制となる
		本田　弘人(熊本)	38. 4～39. 6			
大河内一男(東京)	38.12～43.11			奥田　東(京都)	38.12～43.11	
		杉野目晴貞(北大)	39. 6～41.10			
		福田　得志(鹿大)	41.11～43. 8			
		渡辺　寧(静岡)	43. 8～44. 3			
奥田　東(京都)	43.11～44.12			増田　四郎(一橋)	43.11～44. 3	大学紛争影響あり
		本川　弘一(東北)	44. 4～46. 2	和達　清夫(埼玉)	44. 4～47. 9	
加藤　一郎(東京)	44.12～48. 3					
		前田　敏男(京都)	46. 2～48.12	加藤　六美(東工)	47. 9～48. 3	
加藤　六美(東工)	48. 4～48. 6			林　健太郎(東京)	48. 4～48. 6	
林　健太郎(東京)	48. 6～52. 3			加藤　六美(東工)	48. 6～48.10	
		岡本　道雄(京都)	48.12～52. 3	相磯　和嘉(千葉)	48.10～51. 7	
				川上　正光(東工)	51. 8～52.10	
岡本　道雄(京都)	52. 4～52. 6	(欠)	52. 4～52. 6			
				香月　秀雄(千葉)	52.11～57. 7	
向坊　隆(東京)	52. 6～56. 3	岡本　道雄(京都)	52. 6～54.12			
		(欠)	54.12～55. 3			
		沢田　敏男(京都)	55. 3～60. 3			
香月　秀雄(千葉)(会長代行)	56. 4～56. 6			(欠)	57. 8～57.10	会長代行制をとる
平野　龍一(東京)	56. 6～60. 3			松田　武彦(東工)	57.10～60.10	
沢田　敏男(京都)	60. 4～60. 6	山村　雄一(大阪)	60. 4～60. 6			
森　亘(東京)	60. 6～1. 3	沢田　敏男(京都)	60. 6～60.12	種瀬　繁(一橋)	60.10～61. 6	
		(欠)	60.12～61. 3			
		田中　健蔵(九州)	61. 3～61. 9	(欠)	61. 6～61. 7	
		西島　安則(京都)	61.10～62. 6	田中　郁三(東工)	61. 8～1.10	
		熊谷　信昭(大阪)	62. 6～3.10			
田中　郁三(東工)(会長代行)	1. 4～1. 6					
有馬　朗人(東京)	1. 6～5. 3					
				前川　正(群馬)	1.10～3. 6	
		西島　安則(京都)	3. 6～3.12	塩野谷裕一(一橋)	3. 6～4.11	
		(欠)	3.12～4. 2			
		井村　裕夫(京都)	4. 2～9. 3	(欠)	4.12～5. 2	
井村　裕夫(京都)(会長代行)	5. 4～5. 6			鈴木　正裕(神戸)	5. 3～7. 2	
吉川　弘之(東京)	5. 6～9. 3			(欠)	7. 3～7. 5	
				阿部　謹也(一橋)	7. 6～9.12	
井村　裕夫(京都)	9. 4～9.12	(欠)	9. 4～9. 5			
		蓮實　重彦(東京)	9. 6～10.11			
阿部　謹也(一橋)	9.12～10.11			(欠)	9.12～10. 3	
				阿部　博之(東北)	10. 4～11. 6	
蓮實　重彦(東京)	10.12～	中嶋　嶺雄(東外)	10.12～			
				長尾　真(京都)	11. 6～	

(5) 歴代常置委員会・特別委員会委員長名簿

1 常置委員会

委員会名	所管事項	委員長	大学名	期間	備考
第1常置委員会	大学の組織、制度に関する問題	戸田正三	金沢大学	昭25.11～27. 5	昭25.11.27設置：第2回総会
		富山保	横浜国立大学	昭27. 5～27.11	
		高橋純一	信州大学	昭27.11～29. 4	
		滝川幸辰	京都大学	昭29. 4～33. 1	
		蠟山政道	お茶の水大学	昭33. 1～35. 4	
		平沢興	京都大学	昭35. 4～38. 2	
		福田敬太郎	神戸大学	昭38. 2～38.11	
		石橋雅義	金沢大学	昭38.11～39. 6	
		本田弘人	熊本大学	昭39. 6～40. 6	
		石津照璽	東北大学	昭40. 6～40.10	
		石橋雅義	金沢大学	昭40.10～42. 6	
		藤田健治	お茶の水大学	昭42. 6～44. 1	
		小塚新一郎	東京芸術大学	昭44. 1～44.12	
		中川善之助	金沢大学	昭45. 2～46. 6	
	大学の組織・制度〔改正第50回総会(昭47.6.19)〕	宮島龍興	東京教育大学	昭46. 6～49. 4	
		加藤陸奥雄	東北大学	昭49. 4～52. 6	
		北村四郎	新潟大学	昭52. 6～54.10	
		小坂淳夫	岡山大学	昭54.10～56. 6	
		前田四郎	東北大学	昭56. 6～58. 6	
	大学の組織・制度、研究・教育体制〔改正第72回総会(昭58.6.21)〕	山村雄一	大阪大学	昭58. 6～60. 6	
		石田名香雄	東北大学	昭60. 6～平1.6	
		新野幸次郎	神戸大学	平 1. 6～ 2. 2	
		早川幸夫	名古屋大学	平 2. 2～ 4. 2	
		鈴木正裕	神戸大学	平 4. 4～ 5. 4	
	理念、体制・組織、管理運営〔改正第97回総会(平7.11.15)〕	金森順次郎	大阪大学	平 5. 4～ 9. 6	
		阿部博之	東北大学	平 9. 6～10. 3	
		長尾真	京都大学	平10. 4～11. 6	
		阿部博之	東北大学	平11. 6～	

委員会名	所管事項	委員長	大学名	期間	備考
第2常置委員会	学科課程、入学試験に関する問題	鈴木京太	茨城大学	昭25.11～27.5	昭25.11.27設置：第2回総会
		小池敬事	千葉大学	昭27. 5～32. 6	
		小林政一	千葉大学	昭32. 6～33. 6	
		小池敬事	新潟大学	昭33. 6～34. 8	
		山田良之助	静岡大学	昭34. 8～35. 4	
		遠藤隆次	埼玉大学	昭35. 4～35. 6	
		黒川利雄	東北大学	昭35. 6～38. 9	
		黒沢清	横浜国立大学	昭38. 9～39. 6	
		長谷川秀治	群馬大学	昭39. 6～42. 6	
		小川芳男	東京外国語大	昭42. 6～44. 5	
		秋月康夫	群馬大学	昭44. 5～46.11	
	学科課程・入学試験等〔改正第50回総会(昭47.6.19)〕	谷田閲次	お茶の水大学	昭46.11～51. 3	
		若槻哲雄	大阪大学	昭51. 3～54. 9	
		斉藤進六	東京工業大学	昭54. 9～56.10	
	学科課程・入学試験等〔改正第72回総会(昭58.6.21)〕	猪初男	新潟大学	昭56.10～60.10	
		丸井文男	愛知教育大学	昭60.10～平1.6	
		前川正	群馬大学	平 1. 6～ 1.12	
		末松安晴	東京工業大学	平 1. 6～ 5.10	
	入学者選抜〔改正第97回総会(平7.11.15)〕	加藤延夫	名古屋大学	平 5.10～10. 3	
		杉岡洋一	九州大学	平10. 4～	
第3常置委員会	学生の補導に関する問題	小池敬事	千葉大学	昭25.11～27. 5	昭25.11.27設置：第2回総会
		鈴木京太	茨城大学	昭27. 5～28.11	
		東龍太郎	茨城大学	昭28.11～33.11	
		児玉桂三	徳島大学	昭33.11～36. 9	
		都崎雅之助	茨城大学	昭36. 9～40. 1	
		井上吉之	東京農工大学	昭40. 1～41. 2	
		三輪知雄	東京教育大学	昭41. 2～46. 6	
	補導〔改正第50回総会(昭47.6.19)〕	広根徳太郎	山形大学	昭46. 6～57.11	
		世良晃志郎	宇都宮大学	昭57.11～60. 6	
	学生の厚生補導〔改正第72回総会(昭58.6.21)〕	原田三郎	岩手大学	昭60. 6～61. 6	
		山田舜	福島大学	昭61. 6～63.11	
		松角康彦	熊本大学	昭63.11～平2.11	

委員会名	所管事項	委員長	大学名	期間	備考
		篠筒憲爾	福島大学	平 2.11～ 3.11	
		佐々木慎一	豊橋技科大学	平 3.11～ 8. 3	
	教養教育、学部専門教育、学生生活〔改正第97回総会(平7.11.15)〕	久々宮久	東京商船大学	平 8. 3～10. 1	
		佐藤保	お茶の水大学	平10. 1～	
第4常置委員会	学生の厚生に関する問題	沢田節蔵	東京外国語大	昭25.11～27. 5	昭25.11.27設置：第2回総会
		戸田正三	金沢大学	昭27. 5～36. 9	
		北村精一	長崎大学	昭36. 9～38. 1	
		遠城寺宗徳	九州大学	昭38. 1～42.11	
		岡田正弘	東京医科歯科	昭42.11～43. 4	
		福田邦三	山梨大学	昭43. 4～43.11	
		太田敬三	東京医科歯科	昭43.11～44.10	
		柳川昇	弘前大学	昭44.10～47. 1	
	学生の厚生〔改正第50回総会(昭47.6.19)〕	池田数好	九州大学	昭47. 1～50.11	
		山岡亮一	高知大学	昭50.11～55.11	
		野村正七	横浜国立大学	昭55.11～58. 6	
	教職員の待遇改善〔改正第72回総会(昭58.6.21)〕	諸星静次郎	東京農工大学	昭58. 6～60. 4	
		黒木剛司郎	茨城大学	昭60. 4～63. 9	
		野村稔	東京水産大学	昭63. 9～平3.11	
		阪上信次	東京農工大学	平 3.11～ 7. 5	
		田中昌一	東京水産大学	平 7. 6～ 7.11	
	教職員の待遇改善〔改正第97回総会(平7.11.15)〕	梶井功	東京農工大学	平 7.11～	
第5常置委員会	大学間の協力に関する問題	寺沢寛一	電気通信大学	昭27. 5～34.10	昭27. 5.27設置：第5回総会
		田健次郎	大阪大学	昭34.10～36. 4	
		梅原真隆	富山大学	昭36. 4～37. 6	
		赤堀四郎	大阪大学	昭37. 6～40. 6	
		篠原卯吉	名古屋大学	昭40. 6～44. 6	
		町野碩夫	鹿児島大学	昭44. 6～44.12	
	大学間の協力〔改正第50回総会(昭47.6.19)〕	後藤正夫	大分大学	昭44.12～51. 1	
		佐々木忠義	東京水産大学	昭51. 1～54.11	
		石塚直隆	名古屋大学	昭54.11～56. 6	
		西川義正	帯広畜産大学	昭56. 6～59. 2	

委員会名	所管事項	委員長	大学名	期間	備考
	大学間の協力〔改正第72回総会(昭58.6.21)〕	鈴木幸寿	東京外国語大	昭59. 2～60.11	
		田中栄	電気通信大学	昭60.11～63. 5	
		長幸男	東京外国語大	昭63. 5～平1.6	
		太田正光	名古屋工業大	平 1. 6～ 2.11	
		角田稔	電気通信大学	平 2.11～ 6. 5	
	学術交流、国際協力〔改正第97回総会(平7.11.15)〕	江崎玲於奈	筑波大学	平 6. 5～10. 3	
		中嶋嶺雄	東京外国語大	平10. 4～10.11	
		内藤喜之	東京工業大学	平10.12～	
第6常置委員会	大学財政に関する問題	沢田節蔵	東京外国語大	昭27. 5～31. 1	昭27. 5.27設置：第5回総会
		井藤半弥	一橋大学	昭31. 1～34. 4	
		山中篤太郎	一橋大学	昭34. 4～36. 4	
		杉野目晴貞	北海道大学	昭36. 4～39. 6	
		黒沢清	横浜国立大学	昭39. 6～40. 3	
		増田四郎	一橋大学	昭40. 3～43.12	
		斯波忠夫	東京工業大学	昭43.12～44. 6	
		近藤頼巳	東京農工大学	昭44. 6～47. 2	
	大学財政〔改正第50回総会(昭47.6.19)〕	加藤六美	東京工業大学	昭47. 2～47. 9	
		都留重人	一橋大学	昭47. 9～50. 4	
		渡辺武男	秋田大学	昭50. 4～51. 2	
		飯島宗一	広島大学	昭51. 2～52. 5	
		太田善麿	東京学芸大学	昭52. 5～52. 6	
		今村成和	北海道大学	昭52. 6～56. 5	
		畑敏男	群馬大学	昭56. 5～56.12	
		諸星静次郎	東京農工大学	昭56.12～58. 6	
	大学財政、学費〔改正第72回総会(昭58.6.21)〕	有江幹男	北海道大学	昭58. 6～62. 5	
		高橋良平	九州大学	昭62. 5～平3.11	
		廣重力	北海道大学	平 3.11～ 7. 5	
		和田光史	九州大学	平 7. 6～ 7.11	
	財政〔改正第97回総会(平7.11.15)〕	武藤輝一	新潟大学	平 7.11～10. 1	
		鈴木章夫	東京医科歯科	平10. 1～	
第7常置委員会	教員養成に関する問題	柴沼直	東京教育大学	昭27. 5～31. 8	昭27. 5.27設置：第5回総会
		木下一雄	東京学芸大学	昭31. 8～32. 1	

委員会名	所管事項	委員長	大学名	期間	備考
		村上俊亮	東京学芸大学	昭32. 1～36.11	昭46. 6.23教員養成制度特別委員会に改組：第48回総会
		北川久五郎	大阪学芸大学	昭36.11～37.11	
		高坂正顕	東京学芸大学	昭37.11～42. 6	
		玖村敏雄	福岡教育大学	昭42. 6～43. 4	
		鎌田正宣	東京学芸大学	昭43. 4～46. 6	
第7常置委員会	研究、大学院、生涯学習、学術情報	西澤潤一	東北大学	平 7.11～ 8.11	平 7.11.15設置：第97回総会
		丸山工作	千葉大学	平 8.11～10. 7	
		丹保憲仁	北海道大学	平10. 8～	
第8常置委員会	評価	松尾稔	名古屋大学	平12. 4～	平11.11.17設置：第105回総会

2　特別委員会

委員会名	委員長	大学名	期間	備考
科学技術教育振興に関する連絡委員会	内田俊一	東京工業大学	昭32. 7～33. 9	昭35. 6 解散
	山内俊吉	東京工業大学	昭33. 9～35. 6	
一般教育特別委員会	森戸辰男	広島大学	昭34.11～38. 4	
	本田弘人	熊本大学	昭38. 7～40. 6	
大学設置基準特別委員会	小塚新一郎	東京学芸大学	昭40. 6～42. 7	昭40. 6 大学設置基準特別委員会に改組
教養課程に関する特別委員会	小塚新一郎	東京学芸大学	昭42. 7～45. 6	昭42. 7 教養課程に関する特別委員会に改組
	今西錦司	岐阜大学	昭45. 6～48. 5	
	飯島宗一	広島大学	昭51. 9～52. 5	
	武谷健二	九州大学	昭52. 6～53.11	
	岳中典男	熊本大学	昭53.11～56.11	
	須甲鉄也	埼玉大学	昭56.11～61. 3	
	加藤一夫	静岡大学	昭61. 3～62. 4	
	久佐守	山形大学	昭62. 4～平2.11	
教養教育に関する特別委員会	竹内正幸	埼玉大学	平 2.11～ 3. 3	平 3.10 名称変更 平 7.11 廃止
	坪井昭三	山形大学	平 3. 3～ 7.11	
組織整備特別委員会	黒沢清	横浜国立大学	昭38. 4～39.11	昭39.11 解散
学生急増対策特別委員会	奥田東	京都大学	昭39. 6～42. 6	昭42. 6 解散
新設大学拡充特別委員会	藤岡由夫	埼玉大学	昭38. 6～41. 6	

委員会名	委員長	大学名	期間	備考
	渡辺　寧	静岡大学	昭42. 6～43.11	
	中川善之助	金沢大学	昭43.11～48. 9	
大学格差問題特別委員会	水戸部正男	横浜国立大学	昭48.12～51. 3	昭49.11　大学格差問題特別委員会に名称変更
	岡本舜三	埼玉大学	昭51. 3～55. 3	
	丸山　健	静岡大学	昭55. 3～57. 4	
大学院問題特別委員会	金子曽政	金沢大学	昭57. 4～60. 6	昭57.10　大学院問題特別委員会に名称変更
	大藤　眞	岡山大学	昭60. 6～62. 6	
	本陣良平	金沢大学	昭62. 6～平1.9	
大学院問題特別委員会	高橋克明	岡山大学	平 1. 9～ 5. 6	平 7.11　廃止
	武藤輝一	新潟大学	平 5. 6～ 7.11	
科学技術行政特別委員会	本田弘人	熊本大学	昭39.10～40. 6	平 7.11　廃止
	大山義年	東京工業大学	昭40. 6～41.11	
	和達清夫	埼玉大学	昭41.11～47. 6	
	加藤六美	東京工業大学	昭47. 9～48.10	
	相磯和嘉	千葉大学	昭48.12～51. 7	
学生問題特別委員会	杉野目晴貞	北海道大学	昭41. 4～41.11	昭42. 6　解散
	奥田　東	京都大学	昭41.11～42. 6	
研究所特別委員会	本川弘一	東北大学	昭42. 6～46. 2	昭60.10　廃止
	加藤睦奥雄	東北大学	昭47.11～52. 4	
入試期特別委員会	渡辺　寧	静岡大学	昭43.10～44. 5	昭52. 6　解散
	本川弘一	東北大学	昭44. 5～46. 2	
	和達清夫	埼玉大学	昭46. 6～47. 6	
	加藤六美	東京工業大学	昭46. 6～48.10	
	相磯和嘉	千葉大学	昭48.12～51. 7	
教職員の厚生等に関する特別委員会	相磯和嘉	千葉大学	昭45.10～48.12	昭60.10　廃止
	池田数好	九州大学	昭48.12～50.11	
入試調査特別委員会	前田敏男	京都大学	昭46. 3～48.12	昭52. 6　解散
	岡本道雄	京都大学	昭48.12～52. 6	
教員養成制度特別委員会	飯島宗一	広島大学	昭46. 6～52. 4	昭46. 6　第7常置委員会を改組 平 8. 4　改組
	須田　勇	神戸大学	昭52. 4～56. 2	
	井澤　道	三重大学	昭56. 2～61. 2	
	坂上　英	愛媛大学	昭61. 2～63. 3	

委員会名	委員長	大学名	期間	備考
	関　四郎	東京学芸大学	昭41.11～平3.10	
	将積　繁	愛知教育大学	平 3.10～ 5. 6	
	蓮見音彦	東京学芸大学	平 5. 6～ 9.11	
教員養成特別委員会	木下繁彌	大阪教育大学	平 9.11～10. 3	
教員養成特別委員会	木下繁彌	大阪教育大学	平10. 4～11. 6	平10. 4 改組
	岡本靖正	東京学芸大学	平11. 8～	
医学教育に関する特別委員会	福田邦三	山梨大学	昭42. 6～43.10	平 8. 4 改組
	川喜多　愛	千葉大学	昭43.10～44.11	平10. 4 改組
	清水文彦	東京医科歯科	昭44.11～49. 9	
	北村四郎	新潟大学	昭49. 9～54.10	
	石塚直隆	名古屋大学	昭54.10～56. 6	
	猪　初男	新潟大学	昭56. 6～59.12	
	吉利　和	浜松医科大学	昭59.12～61. 3	
	井出源四郎	千葉大学	昭61. 3～63. 8	
	前川　正	群馬大学	昭63. 8～平1.7	
	井形昭弘	鹿児島大学	平 1. 7～ 5. 1	
	吉田　亮	千葉大学	平 5. 1～ 6. 8	
	石川英一	群馬大学	平 6. 8～ 9.12	
医学教育特別委員会	鈴木章夫	東京医科歯科	平10. 4～	
図書館特別委員会	川村智治郎	広島大学	昭42. 6～44. 6	昭63. 6 名称変更
	波多野完治	お茶の水大学	昭44. 6～46. 7	平 7.11 廃止
	加藤六美	東京工業大学	昭46. 7～47. 5	
	谷口澄夫	岡山大学	昭47. 5～50. 6	
	川上正光	東京工業大学	昭50. 6～51. 9	
	今村成和	北海道大学	昭51. 9～56. 5	
	広根徳太郎	山形大学	昭56. 5～57.11	
	松山公一	熊本大学	昭57.11～61.11	
	添田　喬	徳島大学	昭61.11～63. 1	
	小林晴夫	室蘭工業大学	昭63. 1～平3.4	
学術情報特別委員会	太田時男	横浜国立大学	平 3. 4～ 6. 4	
	木村　孟	東京工業大学	平 6. 4～ 7.11	
入試改善特別委員会	松田武彦	東京工業大学	昭58. 5～60.10	平 7.11 廃止

委員会名	委員長	大学名	期間	備考
	沢田敏男	京都大学	昭60.10～60.12	
	田中健蔵	九州大学	昭60.12～61. 9	
	西島安則	京都大学	昭61.10～62. 7	
	熊谷信昭	大阪大学	昭62. 7～平3.8	
	西島安則	京都大学	平 3. 9～ 3.12	
	井村裕夫	京都大学	平 4. 2～ 7.11	
生涯学習特別委員会	太田時雄	横浜国立大学	平 3. 6～ 6. 3	平 7.11 廃止
	加藤晃	岐阜大学	平 6. 4～ 7. 5	
	阿部謹也	一橋大学	平 7. 6～ 7.11	
国立大学の在り方と使命に関する特別委員会	阿部謹也	一橋大学	平 9. 3～11. 3	平11. 3 解散
大学教育における《リベラル・アーツ》の役割をめぐる特別委員会	蓮實重彦	東京大学	平10. 6～11. 6	平11. 6 解散
大学評価に関する特別委員会	阿部博之	東北大学	平10. 6～12. 3	平12. 3 解散
設置形態検討特別委員会	長尾眞	京都大学	平12. 7～	

創立30周年記念行事準備委員会	香月秀雄	千葉大学	昭54. 2～55.11	昭55.11 解散
国立大学協会50周年記念行事準備委員会	佐藤保	お茶の水大学	平10. 8～12.11	平12.11 解散

(6) 歴代事務職員名簿

昭和	局　長	次　長	主　　事	一般職員	備　　考
25年	進藤小一郎 (25.5～36.4)			浅野　房子 (25.8～34.1) 清水　正蔵 (25.12～39.5)	25.5.17～40.12.31の間は東大事務局長が国大協事務局長を兼任、同大学事務局が事務処理の責任に当たり、国大協としては補助職員若干名を置いた。
26年				松本　博次 (26.2～29.1)	
27年					
28年					
29年					
30年				西口　とき (30.6～55.3)	
31年					
32年					
33年					
34年					
35年					
36年	鶴田酒造雄 (36.5～49.12)				
37年					
38年				浅野　房子 (38.7～58.12)	
39年			丁子　　尚　(39.4～41.4)	森田トミエ (39.8～43.3) 工藤松之助 (39.5～44.12)	
40年				二宮　永蔵 (40.4～41.4)	
41年			丁子　　尚　(総)(41.5～46.6) 二宮　永蔵　(会)(41.5～47.8) 中川　　章　(計)(41.5～51.3)	田中　恭次 (41.2～48.4) 武田　一夫 (41.3～42.8)	鶴田東大事務局長が退職後41.1より国大協専任事務局長となり、この機に独立事務局が設置され、総務、会議、計理の3部が置かれた。
42年				狩野　　俊 (42.10～47.8) 佐藤　孝雄 (42.10～45.7)	
43年				伊藤　美樹 (43.4～44.9)	
44年				山口真知子 (44.10～45.12)	
45年				武田　一夫 (45.1～51.3) 渡辺千津子 (45.3～現在)	
46年		丁子　　尚 (46.7～49.12)		田窪　　等 (45.8～59.9)	次長制発足
47年			狩野　　俊　(会)(47.9～48.3)	小嶋　勝巳 (47.9～51.3)	
48年			竹下　英夫　(総)(48.1～48.3) 同　(総・会)(48.4～51.3)	村木　和之 (48.4～52.3)	

昭和	局長	次長	主事	一般職員	備考
49年					
50年	丁子　尚 (50.1～53.3)				
51年		竹下　英夫 兼総務主事 (51.4～55.4)	小嶋　勝巳（会）(51.4～55.4) 角取　博（計）(51.4～55.3)	中村　勝 (51.4～平10.4) 小林外美栄 (51.4～55.4)	
52年				深澤　善司 (52.10～平10.4)	
53年	石塚龍之進 (53.4～61.7)				
54年					
55年		竹下　英夫 (55.5～60.9)	小嶋　勝巳(総)(55.5～57.12) 小林外美栄(会)(55.5～63.3) 杉森　政雄(計)(55.5～平11.3)	白木　洋子 (55.4～59.8)	
56年					
57年					
58年			進藤　勇樹(総)(58.4～平4.6)		
59年				青木　重子 (59.3～59.12) 土居　春子 (59.9～現在) 渡辺　富夫 (59.10～平1.6)	
60年		片山　泰二 (60.10～平6.3)	片山　泰二（総）(60.1～60.9)	朝日向英子 (60.2～63.12)	
61年	平間　厳 (61.7～平5.8)				
62年					
63年			奈良　利男(会)(63.4～平8.3)		
平成1年			小松　正幸(計)(平1.4～10.3)	出口　夏実 (平1.4～)	
2年					
3年					
4年			江澤　兵治(総)(平4.6～12.3)		
5年	滝沢　源平 (平5.9～9.3)				
6年		野島　博 (平6.4～)			
7年					
8年			徳竹　廣雄(会)(平8.4～10.3)		
9年	伊藤才一郎 (平9.4～)				
10年			岡部　健一(会)(平10.4～) 徳竹　廣雄(計)(平10.4～)		
11年			中村　勝(会)(平10.4～) 深澤　善司(総)(平10.4～)		

(7) 意見・要望書等件名一覧

(年月日順)

発行年月日	題　名	委員会	分　野
昭25. 9.	新制大学への財務援助について	第6常置	新制大学
11.	新旧大卒の初任給格差撤廃	第3常置	待遇改善
11.	教職員の待遇改善について（要望）	第4常置	待遇改善
昭26. 7. 11	新制大学への財政援助について	第6常置	新制大学
7. 19	電力料金改訂について	第6常置	電力料金
11. 23	大学制度改革案について	第1常置	改　革
11. 23	学生健康保健組合の設立について	第3常置	保健組合
11. 23	行政整理について	第4常置	行政整理
昭27. 2. 23	奨学生の人数増加について	第3常置	奨学生
2. 23	授業料値上げ	第6常置	授業料
5. 19	地税法改正電気ガス免税に関して	第6常置	電気ガス税
6. 18	大学管理法と協会の意見	第1常置	大管理法
6. 18	健康管理施設の整備拡充	第3常置	保健管理
6. 18	厚生補導の教育機関設置について	第3常置	厚生補導
6. 18	財政の確立と改善について	第6常置	財　政
12. 5	進学適正検査について	第2常置	入　試
12. 5	学生の厚生補導について	第3常置	厚生補導
12. 5	育英奨学制度について	第3常置	奨学制度
12. 5	教官の資格審査について	第4常置	資格審査
12. 5	新制大教職員の定員の改訂増員について	第6常置	定員改訂
昭28. 6. 13	中央教育審議会委員について	第1常置	中教審
6. 13	進学適正検査について	第2常置	入　試
6. 13	学生の厚生補導について	第3常置	厚生補導
6. 13	教官の待遇改善について	第4常置	待遇改善
6. 13	大学財政の確立について	第6常置	財　政
9. 11	公職選挙と学生の住所認定	第3常置	選挙権
11. 30	進学適正検査について	第2常置	入　試
11. 30	学生の厚生補導の強化について	第3常置	厚生補導
11. 30	学寮の整備について	第3常置	学寮整備
昭29. 6. 15	国立大学整備充実審議会の設置	第1常置	整備審議
6. 15	学生健康保健制度の実施	第3常置	保健制度
6. 15	教官の待遇改善について	第4常置	待遇改善
8. 10	電力料金特別扱いについて	第6常置	電力料金
昭30. 6. 23	学生の厚生補導について	第3常置	厚生補導
6. 23	大学財政の確立について	第6常置	財　政
昭31. 5. 29	在外研究員制度の拡充	第5常置	在外研究

発行年月日	題名	委員会	分野
昭31. 5. 29	文教施設整備費の増額について	第6常置	施設整備
5. 29	教官研究費の増加	第6常置	研究費
昭32. 7. 15	学生部の強化と職員の待遇改善	第3常置	学生部
7. 15	学生の健康保険について	第3常置	保険
7. 15	教職員の待遇改善について	第4常置	待遇改善
7. 15	教職員定員の増加	第6常置	定員増加
7. 15	教育研究施設の拡充と整備	第6常置	施設整備
7. 15	教育費と研究費の増額	第6常置	研究費
7. 15	教員養成制度について	教員養成	教員養成
7. 15	教員養成における科学技術教育の刷新振興についての意見	教員養成	教員養成
7. 18	科学技術教育振興に対する意見	科学技術	科技教育
11. 29	入学試験の時期について	第2常置	入試
11. 29	教官の併任と兼業について	第4常置	併任兼業
11. 29	予算の大幅の増額について	第6常置	予算増額
昭33. 7. 16	教員の待遇改善について	第4常置	待遇改善
7. 16	施設整備の拡充整備	第6常置	施設整備
7. 16	研究費の大幅な増額	第6常置	研究費
8. 22	教育研究用電灯電力の供給種別の設定について	第6常置	電力種別
12. 2	教員の待遇改善について	第4常置	待遇改善
12. 2	施設整備の拡充整備	第6常置	施設整備
12. 2	研究費の大幅な増額	第6常置	研究費
昭34. 11. 19	高校教育課程の改訂について	第2常置	高校教育
12. 16	教官の待遇改善について	第4常置	待遇改善
12. 16	研究費の増額について	第6常置	研究費
12. 16	施設整備の拡充について	第6常置	施設整備
12. 16	国有財産特別措置法について	第6常置	国有財産
昭35. 7. 14	教官の待遇改善について	第4常置	待遇改善
12. 9	文教施設整備について	第6常置	施設整備
昭36. 7. 13	教官の待遇改善について	第4常置	待遇改善
7. 13	研究費の増額について	第6常置	研究費
7. 13	施設整備緊急5年計画の完全実施	第6常置	施設整備
7. 13	人文・社会科学の振興について	第6常置	人文科学
11. 29	大学等における教育・研究者の人材養成計画について	第1常置	人材養成
11. 29	教官の待遇改善について	第4常置	待遇改善
11. 29	教官の公務員宿舎増設について	第4常置	宿舎増設
11. 29	37年度施設整備費の増額	第6常置	施設整備
11. 29	研究費の増額について	第6常置	研究費
昭37. 6. 22	大学保健管理の強化について	第3常置	保健管理
6. 22	教官の待遇改善について	第4常置	待遇改善

発行年月日	題　名	委員会	分　野
昭37. 6. 22	文教施設整備費の増額について	第6常置	施設整備
6. 22	教官研究費の増額について	第6常置	研究費
6. 22	学生経費の増額について	第6常置	学生経費
6. 22	図書館維持費の増額について	第6常置	図書経費
11. 15	大学院課程増設の要望について	大学院問	大学院増
昭38. 7. 19	大学保健管理の制度化について	第3常置	保健管理
11. 15	保健管理体制の改善整備について	第3常置	保健管理
12. 6	大学院、大学の奨学制度拡充について	第3常置	奨学制度
12. 6	学長、部局長、教官の待遇改善	第4常置	待遇改善
12. 6	教官研究費の増額について	第6常置	研究費
12. 6	文教施設整備費の増額について	第6常置	施設整備
12. 6	学生経費の増額について	第6常置	学生経費
12. 6	大学院研究科増設について	大学院問	大学院増
昭39. 1. 23	国立学校特別会計制度	第1常置	設置法改
6. 18	教官の給与改善の意見及び要望	第4常置	待遇改善
6. 18	学生急増対策に関する要望	学生急増	学生増対
7. 11	臨行調の科学技術行政に関する報告に対する意見	科学技術	臨時行政
9. 30	教育職員養成審議会「教員養成教育課程の基準案」に対する意見	教員養成	教養審
11. 4	欠員不補充に関する要望書	第6常置	欠員不充
11. 6	臨行調答申の科学技術行政の改革に関する意見について	科学技術	臨時行政
11. 26	国立大学の予算について	第6常置	予算
11. 27	大学院、大学の奨学制度拡充について	第3常置	奨学制度
11. 27	学生定員、教官定員の増減	第6常置	定員増減
11. 27	大学院の新設について	大学院問	大学院増
昭40. 2. 15	臨行調の科学技術行政改革に関する意見に対する意見書	科学技術	臨時行政
6. 25	教員養成大学・学部の整備充実と大学院設置	教員養成	教員養成
6. 26	教官等の給与改善について	第4常置	待遇改善
6. 30	健康管理の改善整備について	第3常置	保健管理
10. 25	昭和41年度予算に関する要望　施設・実験設備充実について	第6常置	予算
10. 25	昭和41年度予算に関する要望　学生経費・研究費増額について	第6常置	予算
6. 30	入学志願者の急増対策について	学生急増	学生増対
11. 7	欠員不補充の対象よりの除外について	第6常置	欠員不充
11. 26	大学間協力、国際交流協力について	第5常置	国際交流
11. 30	科学技術基本法案（未定稿）について	科学技術	科技法案
昭41. 1. 25	科学技術基本法案要綱について	科学技術	科技法案
2. 4	「大学設置基準改善等について」に対する意見書	第1常置	設置基準
2. 21	科学技術基本法案に対する意見	科学技術	科技法案

発行年月日	題名	委員会	分野
昭41. 3. 12	科学技術会議事務局設置について	科学技術	科技会議
5. 25	教官等の給与改善について	第4常置	待遇改善
8. 27	欠員不補充について	第6常置	欠員不充
8. 30	保健管理の改善整備について	第3常置	保健管理
9. 21	昭和42年度予算に関する要望　研究費・旅費、学生経費の増額	第6常置	予算
9. 21	昭和42年度予算に関する要望　施設・設備の充実について	第6常置	予算
10. 21	教育系大学・学部の整備充実と学生定員について	教員養成	教員養成
11. 30	大学間協力と国際交流の強化について	第5常置	国際交流
昭42. 4. 21	欠員不補充について	第6常置	欠員不充
5. 25	教官等の給与改善について	第4常置	待遇改善
8. 17	保健管理の整備充実と制度確立について	第3常置	保健管理
9. 22	昭和43年度予算に関する要望　研究費・旅費在外研究員費の増額	第6常置	予算
9. 22	昭和43年度予算に関する要望　学生経費・厚生補導経費増額	第6常置	予算
9. 22	施設・設備の整備充実について	第6常置	予算
12. 5	科学技術基本法案要綱への意見	科学技術	科技法案
12. 12	医師法一部改正の国会審議についてメモ	医学教育	医師法改
12. 23	昭和43年度予算の緊要事項について　学生増、教養課程、大学院の充実	第6常置	予算
12. 23	昭和43年度予算の緊要事項について　科研費、厚生補導費、在研費の増の増額	第6常置	予算
昭43. 1. 19	奨学金の停止、廃止等について	第3常置	奨学金
1. 31	科学技術基本法案要綱案に対する意見について	科学技術	科技法案
3. 2	科学技術基本法案要綱に対する意見について	科学技術	科技法案
3. 2	科学技術基本法案に対する意見について	科学技術	科技法案
6. 25	入学試験期日決定方法に関する意見について	第2常置	入試
6. 25	教官等の待遇改善について	第4常置	待遇改善
6. 25	教官等の定員削減措置について	第6常置	定員削減
6. 25	教員養成関係学部の設置基準要綱の制定方促進について	教員養成	教員養成
7. 10	国費外国人留学生の教育に関する意見について	第5常置	国費留学
7. 16	保健管理の整備充実と制度確立について	第3常置	保健管理
7. 24	教官等の定員削減措置について	第6常置	定員削減
7. 24	付置研究所の教官について（定員削減について）	第6常置	定員削減
10. 1	昭和44年度予算に関する要望　教育の質的向上、学術研究の振興	第6常置	予算
10. 1	昭和44年度予算に関する要望　厚生補導の充実、医学教育の充実	第6常置	予算
12. 3	大学、大学院の奨学制度の拡充について	第3常置	奨学制度

発行年月日	題　　名	委員会	分　　野
昭44. 4. 12	科学技術振興法案試案について	科学技術	科技法案
5. 9	当面する大学教育の課題に対する方策（中教審答申）の取扱	第1常置	中教審
5. 28	教官等の給与改善について	第4常置	待遇改善
7. 26	教官等の定員削減措置について	第6常置	定員削減
10. 11	大学、大学院の奨学制度の拡充について	第3常置	奨学制度
10. 11	保健管理センター設置の促進と所長を教授にすることについて	第3常置	保健セン
10. 11	昭和45年度予算に関する要望　教育・研究の整備充実	第6常置	予　　算
10. 11	昭和45年度予算に関する要望　厚生補導の充実、附属病院の充実	第6常置	予　　算
11. 25	大学設置基準の改定について	第1常置	設置基準
昭45. 3. 3	文化系サークル室の新営について	第3常置	文化系サ
6. 1	教官等の待遇改善について	第4常置	待遇改善
7. 15	国費留学生の給与引上げについて	第5常置	国費留学
7. 15	教官交流のための非常勤講師手当と旅費の増額について	第5常置	非常勤講
8. 24	教職員の定員削減問題について	第6常置	定員削減
10. 1	保健管理施設の増加・充実について	第3常置	保健管理
10. 1	奨学制度の改善について	第3常置	奨学制度
10. 1	昭和46年度予算に関する要望　教育・研究の整備充実	第6常置	予　　算
10. 1	昭和46年度予算に関する要望　厚生補導の充実、附属病院の充実	第6常置	予　　算
11. 26	高年齢者の昇給延伸措置について	第4常置	待遇改善
11. 26	国立大学授業料について	第6常置	授業料
昭46. 3. 11	公務員宿舎増設等について	第4常置	宿舎増設
4. 14	中央教育審議会「高等教育の改革に関する基本構想に対する見解について」	第1常置	中教審
5. 15	47年度以降の定員削減に教職員を適用除外することについて	第6常置	定員削減
6. 16	教職員の第2次定員削減より除外することについて	第6常置	定員削減
6. 20	共同利用研修施設設置について	第3常置	研修施設
6. 24	大学改革について	第1常置	大学改革
6. 24	保育所の設置について	第4常置	保育所
6. 25	体育系サークル部室の新営について	第3常置	体育系サ
6. 25	体育系サークル部室の新営についての意見	第3常置	体育系サ
6. 25	共同利用研修施設設置について	第3常置	研修施設
6. 25	保健管理施設の増加、充実について	第3常置	保健管理
6. 25	教官等の待遇改善について	第4常置	待遇改善

発行年月日	題　　名	委員会	分　野
昭46. 6. 25	国際交流活発化のための予算措置について	第5常置	国際交流
10. 1	昭和47年度予算に関する要望　教育・研究の整備充実	第6常置	予　算
10. 1	昭和47年度予算に関する要望　厚生補導の充実、附属病院の整備	第6常置	予　算
10. 30	定員確保について	第6常置	定員確保
11. 8	保健体育審の体育・スポーツの普及振興の基本方策について	第3常置	体育審
11. 19	授業料増額について	第6常置	授業料
11. 25	医学部学生定員増について	医学教育	学生増
12. 18	授業料増額について	第6常置	授業料
昭47. 1. 22	授業料増額について	第6常置	授業料
4. 1	中央教育審議会「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策」に対する意見	第1常置	中教審
4. 26	情報処理教育の振興について（2次中間報告）に対する意見	学術情報	情報教育
6. 20	保健管理施設の増加、充実について	第3常置	保健管理
6. 20	教官等の待遇改善について	第4常置	待遇改善
6. 20	医学部学生定員増について	医学教育	学生増
10. 6	外国人教師の処遇について	第5常置	外人教師
10. 6	昭和48年度予算に関する要望　教育・研究の整備充実	第6常置	予　算
10. 6	昭和48年度予算に関する要望　厚生補導の充実、附属病院の整備	第6常置	予　算
10. 6	図書館振興についての昭和48年度予算について	第6常置	図書予算
12. 2	一般教育と教養課程、外国語教育と保健体育に関する実情報告書	教員養成	一般教育
12. 6	教官と学生とのコミニケーションに関する調査集計報告の送付	第3常置	コミニケーション
12. 16	教員養成制度に関する調査研究報告書の送付について	教員養成	教員養成
昭48. 3. 15	筑波大学に対する法的措置について	第1常置	筑波大学
6. 20	保健管理施設の増加、充実について	第3常置	保健管理
6. 20	共同利用研修施設設置について	第3常置	研修施設
6. 20	教育・学術・文化に関する国際交流の促進について	第5常置	国際交流
6. 20	教官等の待遇改善について	第4常置	待遇改善
8. 25	大学図書館の振興についての昭和49年度予算について	第6常置	図書予算
10. 1	昭和49年度予算に関する要望　教育・研究の整備充実	第6常置	予　算

発行年月日	題　名	委員会	分　野
昭48. 10. 1	昭和49年度予算に関する要望　厚生補導の充実、附属病院の整備	第6常置	予　算
11. 1	正課中における学生の災害事故対策について	第3常置	災害事故
12. 13	昭和49年度予算に関する要望書について	第6常置	予　算
12. 19	教育・研究に必要な石油・電力等確保について	第6常置	石油電力
昭49. 6. 18	正課中における学生の災害事故対策について	第3常置	災害事故
6. 18	大学保健管理施設の増設、充実について	第3常置	保健管理
6. 18	共同利用研修施設設置について	第3常置	研修施設
6. 18	大学・大学院の奨学制度の拡充について	第3常置	奨学制度
6. 18	在外研究員・外国人教員・外国人留学生について	第5常置	在外研究
6. 19	第3次定員削減計画について	第6常置	定員削減
6. 19	教官等の待遇改善について	第4常置	待遇改善
6. 19	国家公務員共済組合年金について	第4常置	共済組合
6. 19	物価高騰に伴う補正予算について	第6常置	予　算
8. 8	大学図書館の振興についての昭和50年度予算について	学術情報	図書予算
10. 4	昭和50年度予算に関する要望　教育・研究の基礎的条件の整備充実	第6常置	予　算
10. 4	昭和50年度予算に関する要望　育英奨学事業の拡充、学生の厚生補導の充実	第6常置	予　算
10. 4	昭和50年度予算に関する要望　附属病院及び事務機構等の整備充実	第6常置	予　算
10. 4	物価高騰に伴う補正予算について	第6常置	予　算
昭50. 3. 13	大学設置審議会「医学部、歯学部設置基準の改善について（中間報告）」に対する意見について	第1常置	設置審
6. 16	課外活動の振興について	第3常置	課外活動
6. 16	正課中における学生の災害事故対策について	第3常置	災害事故
6. 16	保健管理施設の増設、充実について	第3常置	保健管理
6. 16	共同利用研修施設設置について	第3常置	研修施設
6. 16	奨学制度の拡充について	第3常置	奨学制度
6. 16	学長の国際交流について	第5常置	交際交流
6. 17	教官等の待遇改善について	第4常置	待遇改善
6. 17	国立大学の定員について	第6常置	定　員
10. 2	昭和51年度予算に関する要望　教育・研究の基礎的条件の整備充実	第6常置	予　算
10. 2	昭和51年度予算に関する要望　育英奨学事業の拡充、学生の厚生補導の充実	第6常置	予　算
10. 2	昭和51年度予算に関する要望　附属病院及び事務機構等の整備充実	第6常置	予　算
10. 2	昭和51年度予算に関する要望　教職員の処遇の改善	第6常置	予　算
11. 12	身体障害者の大学受入れのための施策について	第2常置	身体障害

発行年月日	題名	委員会	分野
昭50. 11. 12	図書館の振興についての昭和51年度予算について	学術情報	図書予算
12. 6	国立大学の授業料について	第6常置	授業料
昭51. 2. 13	医学教育の改革に関する調査研究報告書の送付について	第8常置	医学教育
2. 17	国立大学の授業料について	第6常置	授業料
3. 15	高等教育懇談会高等教育計画部会中間報告に対する第1常置委員会の当面の要望	第1常置	高等教育懇
3. 31	医学及び歯学の大学院及び学位制度改善（中間報告）について	大学院問	医大学院
6. 22	高等教育懇談会「高等教育の計画的整備について」について	第1常置	高等教育懇
6. 22	高等教育懇談会「高等教育の計画的整備について」に対する見解	第1常置	高等教育懇
6. 22	教官等の待遇改善について	第4常置	待遇改善
6. 22	「大学入試改善に関する意見」「国立大学入試改善調査研究報告書」に関するアンケートについて	第2常置	入試
6. 23	保健管理施設の増設、充実について	第3常置	保健管理
6. 23	共同利用研修施設設置について	第3常置	研修施設
6. 23	奨学制度の拡充について	第3常置	奨学制度
6. 23	学生部関係職員の待遇改善について	第4常置	待遇改善
8. 19	定員削減について（申入れ）	第4常置	定員削減
9. 29	昭和52年度予算に関する要望　教育・研究の基礎的条件の整備充実	第6常置	予算
9. 29	昭和52年度予算に関する要望　育英奨学事業の拡充、学生の厚生補導の充実	第6常置	予算
9. 29	昭和52年度予算に関する要望　病院、事務機構、入試改善体制の整備充実	第6常置	予算
9. 29	昭和52年度予算に関する要望　教職員の処遇の改善	第6常置	予算
11. 5	図書館の振興についての昭和52年度予算について	学術情報	図書予算
11. 5	大学院問題について	大学院問	大学院
11. 18	共通一次実施による大学入学者選抜方法の改善に関する意見	第2常置	入試
11. 18	共通一次実施による大学入学者選抜方法の改善に関する要望	第2常置	入試
昭52. 2. 23	大学院問題について	大学院問	大学院
3. 9	教官等の発明に係る特許等の取扱について（中間報告）に対する意見について	学術情報	特許取扱
6. 22	保健管理施設の増設、充実について	第3常置	保健管理
6. 22	共同利用研修施設設置について	第3常置	研修施設
6. 22	奨学制度の拡充について	第3常置	奨学制度
6. 22	教官等の待遇改善について	第4常置	待遇改善

発行年月日	題　名	委員会	分　野
昭52. 6. 22	学生部関係職員の待遇改善について	第4常置	待遇改善
9. 16	昭和53年度予算に関する要望　教育研究、病院、付置研、入試実施体制の整備充実	第6常置	予　算
9. 16	昭和53年度予算に関する要望　教職員の処遇の改善	第6常置	予　算
9. 16	昭和53年度予算に関する要望　育英奨学事業の拡充、学生の厚生補導の充実	第6常置	予　算
9. 16	大学図書館の昭和53年度予算について	学術情報	図書予算
12. 13	授業料の改訂について	第6常置	授業料
12. 23	昭和53年度国立大学関係予算について	第6常置	予　算
12. 23	昭和53年度予算について	第6常置	予　算
昭53. 1. 20	大学院問題について	大学院問	大学院
6. 21	大学卒業中退者で入学する学生の既習の単位認定について	第2常置	単位認定
6. 21	保健管理施設の増設、充実について	第3常置	保健管理
6. 21	共同利用研修施設設置充実について	第3常置	研修施設
6. 21	奨学制度の拡充について	第3常置	奨学制度
6. 21	学生部関係職員の待遇改善について	第4常置	待遇改善
6. 21	通学定期旅客運賃の改訂について	第3常置	通学定期
6. 21	教官等の待遇改善について	第4常置	待遇改善
7. 25	調整額について	第4常置	待遇改善
10. 2	昭和54年度予算に関する要望　教育・研究の基礎的条件の整備充実	第6常置	予　算
10. 2	昭和54年度予算に関する要望　育英奨学事業の拡充、学生の厚生補導の充実	第6常置	予　算
10. 2	昭和54年度予算に関する要望　病院、研究所、入試実施体制の整備充実	第6常置	予　算
10. 2	昭和54年度予算に関する要望　教職員の処遇の改善	第6常置	予　算
10. 2	大学図書館の昭和54年度予算について	学術情報	図書予算
11. 29	研究技術専門官制度の新設について	第4常置	専門官
昭54. 4. 27	放送大学学園法案について	第1常置	放送大学
6. 19	保健管理施設の増設、充実について	第3常置	保健管理
6. 19	共同利用研修施設設置充実について	第3常置	研修施設
6. 19	奨学制度の拡充について	第3常置	奨学制度
6. 19	学生部関係職員の待遇改善について	第4常置	待遇改善
6. 19	厚生補導施設の基準面積の改正について	第3常置	施設整備
6. 19	教官等の待遇改善について	第4常置	待遇改善
8. 10	定員削減に関する要望書	第4常置	定員削減
9. 10	大学設置審議会「高等教育の計画的整備について（中間報告）」に対する見解	第1常置	設置審
9. 20	定員削減に関する要望書	第4常置	定員削減

発行年月日	題名	委員会	分野
昭54. 9. 28	昭和55年度予算に関する要望　教育・研究の基礎的条件の整備充実	第6常置	予算
9. 28	昭和55年度予算に関する要望　育英奨学事業、学生の厚生補導の整備充実	第6常置	予算
9. 28	昭和55年度予算に関する要望　病院、研究所、入試実施体制の整備充実	第6常置	予算
9. 28	昭和55年度予算に関する要望　学術情報流通組織の整備充実	第6常置	予算
10. 8	要望書（定員削減）	第4常置	定員削減
10. 15	大学図書館の昭和55年度予算について	学術情報	図書予算
11. 29	共通第1次学力試験の所要経費についての要望書	第2常置	入試
12. 18	授業料の改訂について	第6常置	授業料
12. 18	授業料の改訂について（会長声明）	第6常置	授業料
昭55. 4. 7	光熱費の高騰に関する要望書	第6常置	光熱費
6. 16	大学設置審議会「高等教育の計画的整備について」に対する見解	第1常置	設置審
6. 17	厚生補導施設の基準面積の改正について	第3常置	施設整備
6. 17	課外活動施設設備の整備に関する要望書	第3常置	施設整備
6. 17	共同利用研修施設設置充実について	第3常置	研修施設
6. 17	奨学制度の拡充についての要望書	第3常置	奨学制度
6. 17	学生部関係職員の待遇改善について	第4常置	待遇改善
6. 17	教官等の待遇改善について	第4常置	待遇改善
6. 17	学生部関係職員の待遇改善について	第4常置	待遇改善
6. 17	教官等の待遇改善について	第4常置	待遇改善
6. 18	大学設置審議会「高等教育の計画的整備について」に対する要望書	第1常置	設置審
9. 24	昭和56年度予算に関する要望　教育・研究の基礎的条件の整備充実	第6常置	予算
9. 24	昭和56年度予算に関する要望　育英奨学事業の拡充と学生の厚生補導の整備充実	第6常置	予算
9. 24	昭和56年度予算に関する要望　病院、研究所、入試実施体制の整備充実	第6常置	予算
9. 24	大学図書館の昭和56年度予算について	学術情報	図書予算
11. 11	医学教育の充実振興についての要望書	医学教育	医学教育
昭56. 4. 10	国立学校設置法の一部改正に関する要望書	第1常置	設置法
6. 16	定員要求について（要望書）	第4常置	定員要求
6. 16	昭和56年度予算に関する要望書について	第6常置	予算
6. 16	課外活動施設・設備の整備に関する要望書	第3常置	施設整備
6. 16	共同利用研修施設設備充実に関する要望書	第3常置	研修施設
6. 16	奨学制度についての要望書	第3常置	奨学制度
6. 16	学生部関係職員の待遇改善に関する要望書	第3常置	待遇改善
6. 16	教官等の待遇改善に関する要望書について	第4常置	待遇改善
6. 16	教員養成の改善充実に関する要望書	第7常置	教員養成

発行年月日	題　　名	委員会	分　野
昭56. 6. 16	学術情報センターの設置に関する要望書	学術情報	学情セン
6. 16	人文社会系学部の拡充整備についての要望書	第6常置	人文社会
7. 6	臨時行政調査会に対する要望書	第1常置	臨時行政
8. 10	臨時行政調査会第一次答申に関する要望書	第1常置	臨時行政
12. 21	授業料の改訂について要望	第6常置	授業料
昭57. 6. 10	定員要求について（要望書）	第4常置	定員要求
6. 22	教官等の待遇改善に関する要望書	第4常置	待遇改善
6. 22	研究技術専門官制度の新設に関する要望書	第4常置	専門官
7. 20	第2次臨時行政調査会部会報告に対する国立大学協会の基本的見解	第1常置	臨時行政
11. 17	人事院勧告凍結に対する会長声明	第4常置	待遇改善
12. 24	学生納付金の改訂と育英奨学制度について要望	第6常置	授業料
昭58. 6. 21	教官等の待遇改善に関する要望書について	第4常置	待遇改善
10. 4	人事院勧告に関する要望書	第4常置	待遇改善
10. 5	育英奨学事業の改善と充実について要望	第3常置	奨学事業
11. 16	勤労学生控除制度について（要望）	第3常置	勤労学生
11. 16	教員養成制度ならびに免許制度改正について要望	第7常置	教員養成
12. 10	大学設置審議会「昭和61年度以降の高等教育の計画的整備について」（中間報告）に対する意見	第1常置	設置審
昭59. 1. 17	授業料の改訂について要望	第6常置	授業料
3. 8	定員管理についての要望	第4常置	定員管理
6. 19	人事院勧告の取扱に関する要望書	第4常置	待遇改善
6. 20	教官等の待遇改善に関する要望書	第4常置	待遇改善
6. 20	定年制度導入に伴う定員管理上の措置についての要望書	第4常置	定年制
11. 28	勤労学生控除制度について要望	第3常置	勤労学生
昭60. 6. 19	教官等の待遇改善に関する要望書	第4常置	待遇改善
6. 19	人事院勧告の取扱に関する要望書	第4常置	待遇改善
6. 19	国際大学都市（仮称）の創設に関する要望書	第5常置	国際大学
6. 19	大学院博士課程の新設に関する要望書	大学院問	大学院
10. 11	学術情報センターの創設に関する要望書	学術情報	情報セン
11. 13	授業料の改訂について要望	第6常置	授業料
11. 13	国立大学の受験機会の複数化について	第2常置	入試
昭61. 6. 12	「大学入試改善協議会中間まとめ」に対する見解	第2常置	入試改善協
6. 18	人事院勧告の取扱に関する要望書	第4常置	待遇改善
6. 18	教官等の待遇改善に関する要望書	第4常置	待遇改善
6. 18	課外活動施設の整備拡充に関する要望書	第3常置	施設整備
6. 18	教官等の定員削減計画に関する要望書	第4常置	定員削減
12. 18	国立大学納付金の改訂等について	第6常置	授業料
昭62. 6. 23	教官等の待遇改善に関する要望書	第4常置	待遇改善
10. 7	人事院勧告の取扱に関する要望書	第4常置	待遇改善

発行年月日	題　　名	委員会	分　野
昭62. 11. 11	大学間国際交流協定に基づく国際交流促進のための予算措置に関する要望書	第５常置	国際交流
12. 4	国立大学の授業料の改訂について	第６常置	授業料
昭63. 7. 4	教官等の待遇改善に関する要望書	第４常置	待遇改善
10. 12	人事院勧告の取扱に関する要望書	第４常置	待遇改善
11. 17	建議	第１常置	建議
12. 20	学生納付金の改訂について	第６常置	授業料
平１. １. 19	授業料について要望	第６常置	授業料
6. 12	推薦入学制度の適切な活用について要望	第２常置	入試
6. 29	教官等の待遇改善に関する要望	第４常置	待遇改善
10. 2	学生に対する国民年金の適用について要望	第３常置	国民年金
10. 5	人事院勧告の取扱に関する要望書	第４常置	待遇改善
12. 19	学生納付金の改訂について	第６常置	授業料
12. 21	「大学入試センターにおける大学情報提供事業について（中間まとめ）」に対する意見	第２常置	入試
平２. 6. 12	大学における文献複写と著作権の問題についての見解	学術情報	学術情報
6. 13	大学審議会「大学教育部会における審議の概要（平１. ７. 27)」についての意見	第１常置	大学審
~~6. 13~~	~~大学審議会「大学教育部会における審議の概要（平１. ７. 27)」についての意見~~	~~第１常置~~	~~大学審~~
6. 13	大学審議会「大学院部会における審議の概要（平１. ７. 27)」についての意見	第１常置	大学審
10. 8	人事院勧告の取扱に関する要望書	第４常置	待遇改善
10. 12	教育研究条件の整備充実に関する要望書	第６常置	条件整備
11. 19	大学審議会「大学教育部会における審議の概要（その２)」に対する意見	第１常置	大学審
11. 20	大学審議会「大学教育部会及び大学院部会における学位授与機関に関する審議の概要」（平２. ７. 30)：意見	第１常置	大学審
11. 30	大学審議会「大学院部会における審議の概要（その２)」に対する意見	第１常置	大学審
平３. 6. 7	教官等の定員削減計画に関する要望書	第４常置	定員削減
6. 26	教官等の待遇改善に関する要望	第４常置	待遇改善
9. 17	大学審議会「大学院部会における審議の概要（大学院の量的整備について)」に対する意見	大学院問	大学審
9. 30	人事院勧告の取扱に関する要望書	第４常置	待遇改善
11. 1	高等教育予算の充実について要望	第６常置	予算
12. 16	学生納付金の改訂について要望	第６常置	授業料
12. 16	推薦入学制度の適正な推進について（要望）	第２常置	入試
平４. 6. 16	教官等の待遇改善に関する要望	第４常置	待遇改善
7. 8	人事院勧告の取扱に関する要望	第４常置	待遇改善

発行年月日	題　名	委員会	分　野
平4．10．7	学生納付金の改訂について要望	第6常置	授業料
12．4	教官等の待遇改善について	第4常置	待遇改善
平5．7．1	人事院勧告の取扱に関する要望	第4常置	待遇改善
9．27	授業料のあり方について	第6常置	授業料
10．5	授業料のあり方について	第6常置	授業料
11．18	厚生補導施設の整備充実に関する要望書	第3常置	施設整備
平6．6．7	教官等の待遇改善に関する要望	第4常置	待遇改善
7．8	学術審議会「卓越した研究拠点について」（中間まとめ）に関する意見	第1常置	学術審
9．12	人事院勧告の取扱に関する要望	第4常置	待遇改善
9．20	国立大学の学生納付金のあり方について	第6常置	授業料
10．14	私費外国人留学生の在留資格認定書交付手続きの郵送による代理申請に関する要望書	第5常置	私費留学
12．6	阪神大震災で被災した受験生等への配慮について（要請）	第2常置	入試
平7．1．27	阪神大震災で被災した受験生を対象とする特別入試の実施について	第2常置	入試
2．3	短期留学の推進について（短期留学推進に関する調査研究協力者会議中間報告）：意見	第5常置	短期留学協
2．10	国立大学教官等の待遇改善に関する要望	第4常置	待遇改善
7．12	大学審議会の審議の概要（その2）「大学運営の円滑化のための具体的な方策について」意見	第1常置	大学審
8．21	大学審議会の審議の概要「大学院の教育研究の質的向上について」に対する意見	第1常置	大学審
8．24	学術審議会「21世紀に向けての研究者の養成確保について」（中間まとめ）に対する意見	第1常置	学術審
9．6	人事院勧告の取扱について（要望）	第4常置	待遇改善
9．25	平成8年度税制改正に関する要望「研究奨励金の所得税非課税措置の創設」	第6常置	税制改正
9．25	「育英奨学事業を行う民法法人・公益・・住民税の控除制度創設に関する要望」	第6常置	税制改正
9．25	国立大学の授業料について	第6常置	授業料
11．8	大学審議会の審議の概要「高等教育の一層の改善について」に対する意見	第1常置	大学審
11．24	大学審議会の審議の概要「大学教員の任期制について」に対する意見	第1常置	大学審
11．24	教室系技術職員の専門行政職への移行について（要望）：（適用審査基準）	第4常置	技術職員
12．15	生涯学習審議会「社会教育主事、学芸員、司書等の養成及び研修の充実の在り方」に対する意見	第7常置	生涯学習審
平8．1．31	「卒業予定者にかかる応募社用紙の標準的事項の参考例の改訂」に対する意見	第3常置	応募用紙

発行年月日	題　　名	委員会	分　野
平8．4．15	国立大学教官等の定員削減計画に関する要望書	第4常置	定員削減
5．9	中央教育審議会「21世紀を展望したわが国の教育の在り方について」に対する意見	第1常置	中教審
6．28	国立大学教官等の待遇改善に関する要望	第4常置	待遇改善
7．18	「科学技術基本計画についてに対する答申」についての意見	第1常置	科学技術
7．25	人事院勧告の取扱に関する要望書	第4常置	待遇改善
9．18	「教室系技術職員の重要性と技術部、技術系専門職の配置等について」（要望）	第4常置	待遇改善
10．25	「法人税額控除制度の延長措置を講じること」に関する要望書	第6常置	税制改正
11．1	「育英奨学事業を行う民法法人・公益信・住民税の控除制度創設に関する要望」	第6常置	税制改正
11．12	「国立大学における学生納付金について」（要望）	第6常置	授業料
11．20	「育英奨学事業の在り方に関する調査研究協力者会議における意見」	第3常置	育英奨学協
平9．1．23	教育課程審議会「今後の教育課程の在り方について」の意見	第2常置	教育課程審
1．28	大学の入学者選抜の改善に関する意見（中教審での意見発表要旨）	第2常置	中教審
3．3	医学部（医学科）4年制コース創設の提言	医学教育	医学教育
4．23	「今後の育英奨学事業の在り方について」に対する意見について（回答）	第3常置	奨学金
6．2	「留学生の入学選考の改善方策について」（調査研究協力者会議）に対する意見	第2常置	留学生協
6．10	「中央教育審議会審議のまとめ（その二）」について意見（入試）	第2常置	中教審
6．20	教育職員養成審議会「新たな時代に向けた教員養成の改善方策」に関する意見について	教員養成	教養審
6．30	行財政改革と国立大学の在り方について（要望）	在り方特	行政改革
7．1	国立大学の施設の整備・改善について（要望）	第6常置	施設整備
7．9	国立大学教官等の待遇改善に関する要望	第4常置	待遇改善
8．4	「大学教員等の任期制に関する法律」の施行に関連する要望書	第1常置	任期制
8．11	国立大学附属図書館の整備充実に関する要望	第7常置	図書館
8．19	保健体育審議会「今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方」（中間まとめ）	第7常置	保健体育審
9．16	人事院勧告の取扱に関する要望書	第4常置	待遇改善
9．18	国立大学と民間企業との共同試験研究促進税制に関する要望書	第6常置	税制改正
9．18	育英奨学事業を行う民法法人・公益信託への寄付につ・・住民税の控除に関する要望	第6常置	税制改正

発行年月日	題　名	委員会	分　野
平9．9．18	留学生のホームステイ家庭の所得税軽減に関する要望書	第6常置	税制改正
9．19	学術審議会「学術研究における評価のあり方について」（中間まとめ）に対する意見	第7常置	学術審
10．8	教育課程審議会「養護教諭の養成カリキュラムについて」に対する意見	教員養成	教育課程審
10．21	国立大学の独立行政法人化（エージェンシー）について（決議）	在り方特	行政改革
10．31	大学審議会の審議の概要（その2）「高等教育の一層の改善」に対する意見	第1常置	大学審
10．31	大学審議会大学院部会「通信制の大学院について」に対する意見	第7常置	大学審
10．31	大学審議会マルチメディア教育部会「遠隔授業の大学設置基準における取扱等について」に対する意見	第3常置	大学審
11．13	国立大学の独立行政法人化について（決議）	在り方特	行政改革
11．13	国際化時代の国立大学事務職員の採用研修等の在り方について（提言）	第7常置	職員採用
12．1	国立大学の学生納付金について要望	第6常置	授業料
平10．2．23	教育課程審議会の「中間まとめ」に対する意見	教員養成	教育課程審
3．3	国立大学施設の整備に関する緊急の訴え	第6常置	施設整備
4．6	研究交流促進法一部改正法律案及び大学等における技術・研究成果の民間移転促進法の制定に関する要望	第7常置	研究
5．20	中央教育審議会（中間報告）「新しい時代を拓く心を育てるために」の意見	第1常置	中教審
5．21	大学運営システムの改革についての意見（第1常置委員会）	第1常置	大学審
6．9	国立大学の教員等に対する国家公務員倫理法の適用についての要望	第7常置	倫理
6．15	中央教育審議会「今後の地方教育行政のあり方について（中間報告）」についての見解	教員養成	中教審
7．6	国立大学教官等の待遇改善に関する要望	第4常置	待遇改善
8．20	大学審議会「21世紀の大学像と今後の改革方策」中間まとめに対する意見	第1常置	大学審
8．24	教育職員養成審議会「修士課程を積極的に活用した教員養成のありかた」中間まとめに対する意見	教員養成	教養審
9．11	人事院勧告の取扱に関する要望	第4常置	待遇改善
9．25	平成11年度税制改正に関する要望（科学研究費、共同研究費、共同研究施設等）	第6常置	税制改正
10．14	教育職員養成審議会「修士課程を積極的に活用した教員養成のあり方」審議経過報告に対する意見	教員養成	教養審

発行年月日	題　　名	委員会	分　野
平10. 11. 12	「評価と情報収集・提供、調査研究の第3者機関」に関する要望	第1常置	評　価
12. 11	学生納付金に関する要望	第6常置	授業料
平11. 6. 3	学術審議会「学術研究の総合的推進について（中間まとめ）」に対する意見	第7常置	学術審
6. 15	大学評価機関のあり方について（要望）	評　価	評　価
7. 14	国立大学教官等の待遇改善に関する要望	第4常置	待遇改善
7. 26	大学評価機関の創設への協力・支援について	評　価	評　価
7. 26	大学審議会「大学院部会における審議の概要」に対する意見	第7常置	大学審
8. 5	教育職員養成審議会「養成と採用・研修との連携の円滑化について（論点整理）」に対する意見	教員養成	教養審
10. 18	国立大学の施設の整備・改善について	第6常置	施設整備
11. 18	教育職員養成審議会「養成と採用・研修との連携の円滑化について（審議経過報告）」に対する意見	教員養成	教養審
11. 18	会長談話：独立行政法人化問題を越えて高等教育の将来像を考える	第1常置	行政改革
11. 22	中央教育審議会「初等中等教育と高等教育の接続の改善」（中間報告）への意見	第2常置	中教審
12. 2	国立大学の学生納付金について（要望）	第6常置	授業料
12. 10	放送大学での科目の開講について	第5常置	留学生
平12. 3. 13	教育課程審議会「児童生徒の学習の評価のあり方について」に対する意見	教員養成	教育課程審
5. 18	教育職員養成審議会「情報及び福祉の教科に関する科目について」への意見	教員養成	教養審
5. 25	大学審議会「大学入試の改善について」（中間まとめ）への意見	第2常置	大学審
6. 14	第106回総会の確認事項	第1常置	独法化
6. 16	国立大学教官等の定員削減計画に関する要望	第4常置	定員削減

(8) 調査報告書件名一覧

(年月日順)

発行年月	題　　名	委員会	分　　野
昭28. 4	進学適正検査について	第2常置	入　　試
昭33. 6	科学技術振興連絡委員会報告	科学技術	科学技術
昭35. 1	国立大学における災害科学研究の調査	科学技術	災　　害
1	国立大学における災害科学研究の調査追加	科学技術	災　　害
6	学生自治会活動の問題点について	第3常置	自 治 会
11	学生自治会活動の問題点について（中間報告）	第3常置	自 治 会
昭36. 10	国立文教施設老朽不足事例等	第6常置	施設整備
昭37. 3	大学における一般教育について	教養課程	一般教育
9	大学の管理運営に関する中間報告	第1常置	管理運営
11	学生の個人相談のための施設等について	第3常置	学生相談
昭39. 5	国立学校特別会計制度に関する国大協の意見に対してとられた措置	第6常置	特別会計
5	国立学校特別会計制度協議会に関する申合せ	第6常置	特別会計
11	国立大学等の施設整備について	第6常置	施設整備
昭41. 2	大学の管理運営に関する意見（案）	第1常置	管理運営
6	大学の管理運営に関する意見および中間報告	第1常置	管理運営
7	大学院設置基準をめぐる問題点	第1常置	設置基準
11	大学院設置基準をめぐる問題点についての各大学の意見	第1常置	設置基準
11	学生問題に関する所見	第3常置	学生問題
昭42. 6	「大学院設置基準」をめぐる所見	第1常置	設置基準
6	「大学院設置基準をめぐる所見」に関する参考資料	第1常置	設置基準
9	学生問題に関する資料	第3常置	学生問題
10	外国人留学生等受入れに関する調査について	第5常置	留 学 生
昭43. 2	最近における学生運動に関する意見	第3常置	学生運動
6	「学生の経済問題の対策」について中間報告	第4常置	経済対策
11	大学問題に関する資料	第1常置	管理運営
12	一般教育と大学図書館	学術情報	図 書 館
昭44. 7	教員養成制度について（中間報告）	教員養成	教員養成
10	文化系サークル部室の新営に関する基準試案	第3常置	文化部室
11	大学における一般教育と教養課程の改善について	教養課程	教養課程
11	大学院制度の改善について（第1次中間報告）	第1常置	大 学 院
昭45. 2	大学問題に関する調査研究（中間報告）	第1常置	管理運営
3	文化系サークル部室の新営について	第3常置	文化部室
4	中央教育審議会「基本構想試案（中間報告）」に対する各国立大学の意見	第1常置	中 教 審

発行年月	題名	委員会	分野
昭45. 5	「基本構想試案（中間報告）」に対する各国立大学の意見（追録）	第1常置	中教審
5	研究・教育の場における災害・事故の対策に関するアンケートに対する各国立大学の回答集計	第4常置	災害
5	組織整備特別委員会における審議資料等の集録	第1常置	組織整備
6	大学の研究・教育に対する図書館の在り方とその改革について（第1次報告）	学術情報	図書館
8	「学寮問題に関する意見調査」の集計状況	第3常置	学寮
10	「第1次中間報告」に対する各国立大学の意見について	第1常置	大学院
10	国立大学協会のあり方について—第46回総会第一日議事録より—	第1常置	国大協
11	教員養成制度について（中間報告）	教員養成	教員養成
11	中教審「高等教育の改革に関する基本構想試案（中間報告）」の問題点	第1常置	中教審
昭46. 4	中教審「高等教育の改革に関する基本構想」に対する見解	第1常置	中教審
6	大学問題に関する調査研究報告書	第1常置	管理運営
11	一般教育と教養課程に関する実情調査（中間報告）	教養課程	教養課程
11	教養課程における外国語教育の実情調査報告	教養課程	教養課程
11	学寮に関する調査研究資料	第3常置	学寮
11	国立大学の授業料の性格等について	第6常置	授業料
昭47. 4	中教審「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策」に対する意見	第1常置	中教審
5	教養課程における保健体育教育の実情調査報告書（解説）	教養課程	教養課程
5	一般教育と教養課程に関する実情調査報告書案	教養課程	教養課程
5	大学図書館の予算および図書館学の拡充強化に関するアンケートの集計報告	学術情報	図書館
9	全国共通第一次試験に関するまとめ（アンケート）	入試調査	入試
11	一般教育と教養課程並びに外国語教育及び保健体育に関する実情調査報告書	教養課程	教養課程
11	教員養成制度に関する調査研究報告書—教員養成制度の現状と問題点—	教員養成	教員養成
11	「教官と学生とのコミュニケーションに関するアンケート調査」集計報告	第3常置	コミニュ
昭48. 6	調査書に関するアンケートの集計報告	第2常置	入試
9	学生の正課中における災害事故対策のアンケート集計	第4常置	災害
10	「大学院および学位制度の改善について（中間報告）」に対する見解	第1常置	大学院
12	大学改革に関する調査研究報告書	第1常置	改革
昭49. 3	国立大学入試改善調査研究報告書—中間報告・昭和48年度—	入試改善	入試
3	国立大学入試改善調査研究報告書附属報告書—中間報告・昭和48年度—	入試改善	入試
6	大学における研究所に関する調査研究報告書	研究所特	研究所

発行年月	題　名	委員会	分　野
昭49. 11	教育系大学・学部における大学院の問題	教員養成	教員養成
11	課外活動中における学生の災害事故対策について	第3常置	災　害
11	外国人教員、在外研究員および留学生等に関する実態調査報告書	第5常置	在　研
昭50. 1	大学図書館改革に関するアンケートの集計報告	学術情報	図書館
2	国立大学卒業予定者の採用取消等状況調	第3常置	就　職
3	国立大学入試改善調査研究報告書	入試改善	入　試
3	国立大学入試改善調査研究報告書附属報告書	入試改善	入　試
3	「身体障害者の大学受入れ」についての調査報告	第2常置	入　試
9	国立大学の授業料について	第6常置	授業料
11	国立大学教官等の待遇改善問題に関する調査研究経過報告書	第4常置	待遇改善
11	大学の研究・教育に対する図書館の在り方とその改革について（第二次報告）	学術情報	図書館
昭51. 2	医学教育の改革に関する調査研究報告書	医学教育	医学教育
3	国立大学入試改善調査研究報告書	入試改善	入　試
3	国立大学入試改善調査研究報告書附属報告書	入試改善	入　試
6	格差是正に関する報告書	大学格差	格差問題
昭52. 3	各大学における第2次試験のあり方等に関する調査実施要項（調査結果）	入試改善	入　試
3	国立大学入試改善調査研究報告書	入試改善	入　試
3	国立大学入試改善調査研究報告書関係資料	入試改善	入　試
9	第4次定員削減と国立大学の実態	第6常置	定員削減
9	昭和54年度国立大学・公立大学入学試験実施要項	第2常置	入　試
11	大学における教員養成―その基準のための基礎的検討	教員養成	養　成
11	学寮に関するアンケートの集計報告	第3常置	学　寮
11	今後の学寮のあり方（参考資料）	第3常置	学　寮
11	国立大学の授業料について	第6常置	授業料
11	大学の履修課程に関するアンケート結果の報告	第2常置	学科課程
昭53. 5	国立大学の助手の任用ならびに職務実態に関する調査報告書	第6常置	助手問題
5	国立大学の財政の現状と問題点	第6常置	財　政
11	国立大学における定員削減の現状と問題点	第6常置	定員削減
11	「研究技術専門官」（俸給表の新設）の構想試案に関するアンケート調査結果	第4常置	専門官
昭54. 5	教養課程組織改編に関する調査報告書	教養課程	教養課程
9	「高等教育の計画的整備について」に対する見解	第1常置	中教審
11	「招へい外国人教師」の住居に関するアンケートの集計	第5常置	外人教師
昭55. 6	学寮のあり方について	第3常置	学　寮
10	国立大学学長団中国訪問記	第5常置	学長招待
11	大学における教員養成――般大学・学部と大学院の現状と問題点	教員養成	教員養成
11	―アンケート調査を中心とした―教養課程教育の実状	教養課程	教養課程

発行年月	題名	委員会	分野
昭55. 11	国立大学協会三十年史	第1常置	年史
昭56. 3	大学院問題所感（調査研究報告別冊）	大学院	大学院
12	昭60年度以降の共通第1次学力試験の出題教科・科目等に関するアンケート調査集計結果	第2常置	入試
昭57. 6	「留年問題に関する調査」集計結果	第3常置	留年
6	「学生教育研究災害傷害保険」についてのアンケート集計結果	第3常置	保険
3	昭60年度以降の共通第1次学力試験における高校「職業科」にかかる出題科目について案	入試改善	入試
11	国立大学の当面の諸問題—第69回・第70回におけるシンポジュウムより—	第1常置	管理運営
昭59. 6	大学における教員養成—教員養成制度充実のための課題	教員養成	教員養成
昭60. 6	大学の在り方について（中間報告）	第1常置	あり方
10	教養課程の今後のあり方に関する問題点	教養課程	教養課程
11	「国立大学の受験機会の複数化に関するアンケート」集計結果	第2常置	入試
11	国立大学の特別会計について—その経緯と現状—	第6常置	特別会計
11	旧設大学院の改善について	大学院	大学院
11	国立大学の授業料について	第6常置	授業料
昭61. 2	学部卒業生を対象とする「大学教養課程教育の内容と改善に関するアンケート」調査報告書	教養課程	教養課程
3	技術職員待遇改善検討会における検討状況まとめ	第4常置	技術職員
6	国立大学大学院の現状と今後の在り方	大学院	大学院
11	国立大学の役割と今後の課題	第1常置	あり方
11	「新テスト」について	入試改善	入試
11	技術職員待遇改善検討会第2次案に関する見解	第4常置	技術職員
昭62. 6	大学における教員養成—教員の養成・免許および採用・研修—(中間報告)	教員養成	教員養成
6	国立大学大学院の現状と今後の在り方（その2）	大学院	大学院
6	大学における教員評価について	第1常置	評価
6	技術職員問題について	第4常置	技術職員
11	再び技術職員問題について	第4常置	技術職員
11	中国引揚者等子女の入学者特別選抜について	第2常置	入試
昭63. 6	「大学入試改革について」（大学入試改革協議会報告）に関する検討結果	入試改善	入試
6	「教室系技術職員の組織化について（照会）」に対する各大学の回答のまとめと提言	第4常置	技術職員
7	「大学入試改革について」（大学入試改革協議会報告）について	入試改善	入試
11	教養課程の改革	教養課程	教養課程

発行年月	題　　名	委員会	分　　野
平1．5	国立大学保健管理センターの充実と改善に関するアンケート調査報告	第3常置	保健管理
11	「大学における教員養成」に関する調査（第1次報告）	教員養成	教員養成
11	入試センター試験において各教科科目間に著しい得点差が生じた場合の対応について各大学の意見	入試改善	入　　試
平2．3	教室系技術職員の組織化と研修の現況に関するアンケートに対する各大学の回答まとめ	第4常置	技術職員
5	私費外国人留学生のための入学者選抜についての調査（集計結果）	入試改善	入　　試
6	大学病院における卒後臨床研修（中間報告）	医学教育	医学教育
6	「大学における教員養成」に関する調査（第2次報告）	教員養成	教員養成
6	大学における文献複写と著作権の問題についての見解	学術情報	著作権
10	留学生問題の現状分析と提言	第5常置	留学生
11	「大学における教員養成」に関する調査（第3次報告）	教員養成	教員養成
11	教養課程教育の改善に関する実情調査報告書	教養課程	教養課程
平3．2	中教審「学校制度に関する小委員会審議経過報告への見解	第2常置	中教審
3	国立大学財政基盤調査研究委員会（中間報告）―教官の直面する教育研究費の現状	第6常置	財　　政
4	教養課程教育の改善に関する実情調査報告書	教養課程	教養課程
6	「大学における教員養成―教員養成の現状と将来―」（中間まとめ）	教員養成	教員養成
10	国立大学の在り方について（中間報告）	第1常置	あり方
10	教務職員問題に関する検討結果報告	第4常置	教務職員
11	「医学系・歯学系大学院問題に関する調査報告書―アンケート調査報告と将来への提言	医学教育	医学教育
11	国立大学財政基盤調査研究委員会（第二中間報告）―国立大学財政の現状―	第6常置	財　　政
平4．1	「大学における教員養成―教員養成の現状と将来―」	教員養成	教員養成
2	大学における複写と著作権の問題について	学術情報	著作権
3	国立大学財政基盤の現状と改善（パンフレット）	第6常置	財　　政
3	大学の財政運営に関する基礎的研究	第6常置	財　　政
5	推薦入学について	第2常置	入　　試
6	中国引揚者等子女の入学者特別選抜について（改訂）	第2常置	入　　試
10	脳死、臓器移植に関するアンケート	医学教育	臓器移植
平5．4	国立大学の授業料のあり方について	第6常置	授業料
5	国立大学と生涯学習	生涯学習	生涯学習
6	「教室系技術職員の組織化と研修の進行現況について（照会）」対する各大学の回答のまとめ	第4常置	技術職員
6	国立大学の入学者選抜における第2次試験実施方式の問題点に関するアンケート調査結果	入試改善	入　　試
8	厚生補導施設に関するアンケートの集約（調査結果）	第3常置	厚生施設
11	教育大学・教育学部学生の教職への意識と意見	教員養成	教員養成

発行年月	題名	委員会	分野
平5．11	国立大学入学者選抜における現行の連続方式と分離分割方式の統合についての基本方針案	入試改善	入試
11	「平成9年度からの入試センター試験の出題教科科目について―中間まとめ―」に対する調査結果	入試改善	入試
平6．6	教務職員現況調査報告書	第4常置	教務職員
6	教室系技術職員の組織化と研修の進行現況について（照会）に対する回答を踏まえての提言	第4常置	技術職員
平7．3	教養教育の改善に関する調査報告書	教養課程	教養課程
5	大学における教員養成―教員需給の変化に対応する教員養成のあり方―	教員養成	教員養成
6	大学図書館経費実績調書	学術情報	図書館
6	教室系技術職員の組織化と研修の進行状況についてに対する回答を踏まえて提言についての意見調査（まとめ）	第4常置	技術職員
9	外国人学生の学生生活に関するアンケートについて（まとめ）	第3常置	留学生
10	国立大学大学院に関する調査（中間報告）	大学院	大学院
10	「留学成果の向上と受入れ拡大のために―外国人留学生の学生生活に関するアンケートからの報告	第3常置	留学生
11	文化学術立国をめざして（国立大学協会白書）	第1常置	文化学術
11	平成7年度国立大学協会訪米調査団報告書	第5常置	管理運営
平8．3	国立大学大学院の現状と課題	大学院	大学院
4	「医学部、歯学部、附属病院の課題とその改善について」の医学教育特別委員会アンケート（予備調査）結果報告	医学教育	医学
11	科学研究費の審査について	第7常置	科研費
11	若手研究者と大学院学生に対する支援	第7常置	奨学支援
平9．3	訪英調査団報告書	第1常置	大学行政
6	大学附属図書館の当面する諸問題について	第7常置	図書館
6	産学協力の推進と教員の倫理	第7常置	教員倫理
6	行財政改革の課題と国立大学の在り方（報告）	在り方特	行政改革
11	「スペースコラボレーションシステム（SCS）の活用促進と展望（報告）	第3常置	マルチメディア
11	大学における教員養成「国立大学附属学校のあり方、役割」	教員養成	教員養成
平10．3	大学入学者選抜の改善に向けて	入試改善	入試
4	UMAP（アジア太平洋大学交流機構）先行国際事務局の設置運営	第5常置	国際交流
5	国立大学における文献複写に関わる著作権処理に関する当面の方針	第7常置	著作権
10	国立大学の入試情報開示に関する基本的な考え方	第2常置	情報開示
10	高等教育評議会設置の提案	第1常置	高等教育
11	インターンシップ実施状況調べ	第3常置	就職

発行年月	題　　名	委員会	分　　野
平11. 1	大学教育における〝リベラル・アーツ〟の役割について（報告）	C．L．A．	教　　養
4	「日本の国立大学99」リーフレット	第1常置	広　　報
5	国立大学における情報公開についての検討経過報告	第7常置	情報開示
6	教務職員問題に関する検討結果報告	第4常置	教務職員
6	国立大学の入試情報開示に関する考え方	第2常置	情報開示
6	今後の教員養成と教育学部のあり方について	教員養成	教員養成
6	大学評価に関する特別委員会報告（論点整理）	評　　価	評　　価
6	大学評価機関に関する学長アンケート	評　　価	評　　価
9	国立大学と独立行政法人化問題について（中間報告）	第1常置	行政改革
平12. 1	高等教育・学術研究の将来像に関する意見についての各大学長アンケート結果	第1常置	高等教育
1	国家公務員倫理法の運用に当たっての留意点の整理について	第7常置	倫　　理
3	今後の教員養成と教育系学部の在り方について（調査結果と考察）	教員養成	教員養成
5	財政問題に関する検討結果について（第1次報告）	第1常置	財　　政
6	国立大学における男女共同参画を推進するために	第3･4常置	待　　遇

(9) 国立大学協会歳入・歳出予算の変遷

項目 / 年度	歳入の部	内訳				歳出の部
		会費	預金利子	雑収入	前年度繰越額	
昭和25年	1,105	1,105	—	—	—	1,105
26	1,989	1,140	15	—	834	1,989
27	2,169	1,165	20	—	984	2,169
28	2,220	1,165	35	—	1,020	2,220
29	2,180	1,210	30	—	940	2,180
30	2,170	1,190	30	—	950	2,170
31	2,100	1,230	30	—	840	2,100
32	2,200	1,220	30	—	950	2,200
33	1,930	1,225	30	—	675	1,930
34	2,015	1,715	30	—	270	2,015
35	2,352	1,722	30	—	600	2,352
36	3,208	2,482	40	—	686	3,208
37	3,413	2,482	40	—	891	3,413
38	6,999	6,618	60	—	321	6,999
39	9,451	6,618	140	—	2,693	9,451
40	13,931	12,758	200	—	973	13,931
41	16,548	13,364	200	1,400	1,584	16,548
42	16,256	14,104	200	100	1,852	16,256
43	16,790	14,900	250	200	1,440	16,790
44	18,224	17,770	250	200	4	18,223
45	29,011	26,091	400	2,519	1	29,011
46	32,689	27,030	400	3,459	1,800	32,689
47	35,145	28,215	430	4,700	1,800	35,145
48	39,111	34,911	500	3,500	200	39,111
49	42,889	37,689	500	2,900	1,800	42,889
50	48,526	46,476	550	1,200	300	48,526
51	60,185	53,771	700	2,000	3,714	60,185
52	68,965	58,343	700	2,000	7,922	68,965
53	73,359	64,178	600	1,000	7,581	73,359
54	90,260	81,833	700	500	7,227	90,260
55	93,490	89,690	800	500	2,500	93,490
56	99,470	97,464	1,000	106	900	99,470
57	107,870	105,662	1,000	8	1,200	107,870
58	131,170	127,576	1,100	14	2,480	131,170
59	142,250	127,056	1,100	9	14,085	142,250
60	127,460	123,651	1,200	9	2,600	127,460
61	135,705	133,209	1,200	1,161	135	135,705
62	151,220	130,415	800	7	19,998	151,220
63	153,290	133,888	800	1,102	17,500	153,290
平成元	169,500	142,717	900	83	25,800	169,500
2	182,883	142,563	1,600	20	38,700	182,883
3	191,300	147,395	2,500	2,250	39,155	191,300
4	192,400	151,119	2,500	100	38,681	192,400
5	195,400	153,243	1,500	100	40,557	195,400
6	201,500	159,553	800	100	41,047	201,500
7	216,113	170,553	900	2,800	41,860	216,113
8	223,182	173,243	450	100	49,389	223,182
9	252,871	185,646	220	50	66,955	252,871
10	247,956	189,583	250	50	58,073	247,956
11	247,740	197,384	300	50	50,006	247,740

(注) 当初予算額

（単位：千円）

内訳		
事業費	事務費	予備費
397	709	—
707	1,282	—
862	1,107	200
950	970	300
930	950	300
930	940	300
890	910	300
950	950	300
820	960	150
850	965	200
1,070	925	357
1,175	1,105	928
1,295	1,210	908
3,700	2,170	1,129
3,699	4,150	1,602
5,528	7,403	1,000
5,350	10,198	1,000
4,620	10,636	1,000
4,270	11,520	1,000
4,770	12,454	1,000
12,395	14,516	600
13,849	17,587	700
13,500	21,145	500
15,650	22,461	1,000
16,200	25,889	800
16,600	27,576	4,350
22,100	32,965	5,120
25,650	38,520	4,795
28,750	40,900	3,709
43,300	44,460	2,500
43,500	47,590	2,400
46,240	51,130	2,100
50,250	55,520	2,100
69,100	58,150	3,920
73,150	64,200	4,900
63,450	62,800	1,210
67,305	66,220	2,180
72,800	68,100	10,320
74,000	69,000	10,290
71,800	71,100	26,600
74,800	73,800	34,283
78,000	79,100	34,200
78,600	83,300	30,500
78,000	87,000	30,400
81,700	87,850	31,950
94,000	87,800	34,313
83,400	90,100	49,682
85,200	94,400	73,271
88,700	96,400	62,856
97,200	98,800	51,740

会費改訂の経緯

実施年度 （承認年月日）	1学部当たり負担額	1大学当たり基本額	校費決算額 （前々年度）による負担額
25 （S25. 7.13）	5,000円		
34 （ 34. 6. 5）	7,000円		
36 （ 36. 6.23）	10,000円		
38 （ 38. 2.28）	前年度の倍額		
40 （ 39.11.27）	26,000円		0.03%
44 （ 44. 6.24）			
45 （ 45. 6.26）	40,000円	40,000円	
48 （ 47.11.28）			0.04%
50 （ 49.11.13）	60,000円		
54 （ 53.11.29）			0.05%
58 （ 58. 6.21）			0.06%
61 （ 61. 5. 7）		100,000円	

編集後記

国立大学協会50周年記念行事準備委員会
委員長　佐藤　保

最初にまず、国立大学協会50周年記念行事準備委員会（以下、準備委員会）設置の経緯とこれまでの活動の概況を記しておきたい。準備委員会の設置は、『会報』第160号にも記録されているように、平成10年３月13日開催の常務理事会における阿部謹也前会長の提案に始まる。ついで３月19日の理事会でその設置提案が承認され、６月５日の理事会では会長指名により佐藤（保）の委員長就任が決まった。そして、６月16日開催の第102回総会で準備委員会設置の報告があった後、７月３日には会長・委員長・伊藤国立大学協会事務局長が準備委員会の構成並びに記念行事の内容について協議し、７月28日の常務理事会で以下のメンバーを正式に選任した。

委員長　佐藤　　保（お茶の水女子大学長）
委　　員　兵藤　　釗（埼玉大学長）
〃　　岡本　靖正（東京学芸大学長）
〃　　中西　釦治（東京大学事務局長）
〃　　伊藤　公紘（東京工業大学事務局長）
〃　　伊藤才一郎（国立大学協会事務局長）

準備委員会は、第４回委員会（平成10年11月18日）以後、専門委員として東京大学史史料室の中野実助教授（当時助手）を加えた。また、平成11年３月31日の人事異動により中西委員と伊藤（公）委員の２名が転任した後、後任として次の２名が新たに委員に就任した。

委　　員　板橋　一太（東京大学事務局長）
〃　　渡邊　　隆（東京工業大学事務局長）

従って、第８回委員会（平成11年６月４日）以後、現準備委員会メンバーは下記の如くである。

委員長　佐藤　　保（お茶の水女子大学長）
委　　員　兵藤　　釗（埼玉大学長）
〃　　岡本　靖正（東京学芸大学長）
〃　　板橋　一太（東京大学事務局長）
〃　　渡邊　　隆（東京工業大学事務局長）

〃　　伊藤才一郎（国立大学協会事務局長）

専門委員　中野　　実（東京大学助教授）

準備委員会は平成10年９月11日に第１回委員会を開き、50周年記念行事の具体的な内容の検討を行い、準備委員会の担当する記念行事の内容は平成12年秋の記念祝賀会の開催と、『国立大学協会五十年史』（以下、『五十年史』）の編集であることを確認した。

記念祝賀会については、早い段階で、儀礼的な式典を行わずに、簡素な祝賀会のみを平成12年11月16日開催予定の第107回総会第２日目に行うこと、そのために総会・祝賀会の会場を如水会館とすること等を決め、常務理事会・理事会等の議を経て、第105回総会（平成11年11月17日）で報告し、了承を得た。祝賀会招待者の検討や当日参加者に配るエンブレムの準備等は、主として事務局が担当して計画を練り、その都度、準備委員会で検討を重ねてきた。

一方、『五十年史』の編集に関しては、準備委員会の主たる精力がこれに注がれた。周知の如く、国立大学協会は創立30年の昭和55（1980）年に『国立大学協会三十年史』（以下、『三十年史』）を編集しており、今回の『五十年史』はそれを継ぐものであるが、準備委員会は議論を重ねて、次のような編集方針を決定した。

1．『五十年史』は、名実ともに国立大学協会の50年の歴史をまとめることに重点を置き、『三十年史』の「三十年のあゆみ」を参考にしながら、「五十年のあゆみ」を新たに書き下すこと、また、『三十年史』の加盟校の紹介、現職学長のエッセイ、常置委員会等委員会の活動報告の類は載せないこと。

2．そのために「五十年のあゆみ」を詳細に記述し、『三十年史』にはなかった国大協創設に至るまでの「前史」を中野専門委員が執筆する。さらに、国立大学協会と我が国の高等教育の動き等をまとめて、新たに「年表」を作成する。

3．「あゆみ」の記述を補足するために、最近20年の国立大学協会が関わった重要事項を拾いあげ、常置委員会及び特別委員会委員長として事に当たった方々に「特別寄稿」を依頼する。

4．資料類は国立大学協会独自の資料に限定し、他で見られる統計資料等は収録しない。

このような方針のもとに、㈱ぎょうせいと『五十年史』編集・発行の契約を締結して、準備委員会は編集作業に入った。第５回委員会（平成10年12月９日）以降は、㈱ぎょうせいの代表数氏も準備委員会に加えて、『五十年史』の編集が続けられたのである。具体的に言えば、「前史」を除く「あゆみ」と「年表」の最初の原稿の作成を㈱ぎょうせい側が担当し、できあがった原稿の検討と修改を準備委員会の全員及び事務局で行うと

いう作業が、何度も繰り返された。最終的にそれらの意見を集約して、「あゆみ」の総点検と修改は主として兵藤委員と中野専門委員が当たり、「年表」は中野専門委員が中心となって補訂が行われた。

「特別寄稿」は、当初５つのトピックスについて当事者であった常置委員会・特別委員会委員長に執筆を依頼していたものに、平成11年の秋に至って、さらに「独立行政法人化問題」を加えて第１常置委員会委員長の阿部博之東北大学長に執筆を依頼することになった。

また、当初「教員養成問題」の原稿を依頼していた木下繁彌前大阪教育大学長が事情により執筆困難となったために、岡本委員が代わって執筆した。

また、当時の記録や資料等文書類を基礎に記述されている「あゆみ」の検討過程で、委員の中から問題の推移の過程や背景が必ずしも明確でないとの指摘がかなりつよく出された。「特別寄稿」は重要な事項について「あゆみ」を補うものではあるが、全体的にもう少し肉付けが欲しいということから、第13回委員会（平成12年３月30日）で急遽、最近20年間の元・前会長による座談会を開くことを決め、板橋委員を中心に準備を進めた。幸い、準備委員会の急な要請にも拘わらず、５名の元・前会長が参加してくださることになり、編集の最終段階に入った本年の５月17日、ホテル・ニューオータニで座談会を開催した。但し、当日参加予定であった有馬朗人元会長は国会の都合で見えず、後日の紙上参加となった。この座談会及び有馬元会長談話の記録は、主として佐藤がその整理を担当した。

以上が『五十年史』編集のあらましである。

最後に、原稿の執筆あるいは座談会参加など、『五十年史』の作成に貴重な協力を賜った多くの方々、無理難題の少なくなかった『五十年史』の編集・発行を引き受けられた㈱ぎょうせいの皆さん、『五十年史』の編集のみならず、準備委員会の活動全体を終始支えられた国立大学協会事務局の方々に、準備委員会を代表して、心から感謝の言葉を申し述べたい。

平成12年10月

○準備委員会開催状況（他に数回の小委員会・打合せ会があるが省略）

第１回　平成10年９月11日
第２回　　10月９日
第３回　　11月２日
第４回　　11月18日　中野実専門委員が参加

第５回	12月９日	㈱ぎょうせいが参加
第６回	平成11年２月９日	
第７回	３月19日	
第８回	６月４日	中西・伊藤（公）委員が板橋・渡邊委員と交替
第９回	７月１日	
第10回	９月17日	
第11回	11月５日	
第12回	平成12年１月14日	
第13回	３月30日	
第14回	５月９日	
第15回	９月14日	
第16回	10月17日	

（平成12年10月末現在）

国立大学協会五十年史

平成12年11月15日発行

編集　国立大学協会50周年記念行事準備委員会

発行　国立大学協会
〒113-0033　東京都文京区本郷７―３―１

制作・印刷　株式会社　ぎょうせい